








令和7年度
開示検査事例集

令和8年6月
証券取引等監視委員会事務局

目次

証券取引等監視委員会からのメッセージ	1
I 最近の開示検査の取組み	5
II 開示検査の実績とその内容	7
1 課徴金納付命令等の勧告事案の特色	8
2 開示規制違反の背景・原因	14
3 検査対象会社との対話（自発的な訂正報告書等の提出の経緯）	15
🗉 監視委コラム 内部統制やガバナンス体制は大丈夫ですか？	16
🗉 監視委コラム 四半期報告書制度は廃止となりましたが	18
III 最新の課徴金納付命令勧告事例	19
1 売上の過大計上	19
【事例1】売上の過大計上(株式会社創建エース)	19
2 固定資産売却益等の過大計上	21
【事例2】固定資産売却益等の過大計上等 (株式会社アルファクス・フード・システム)	21
3 貸倒引当金の不計上	24
【事例3】貸倒引当金の不計上等(クオンタムソリューションズ株式会社)	24
【事例4】貸倒引当金繰入額の過少計上等(東京産業株式会社)	27
4 固定資産の減損損失の過少計上	31
【事例5】固定資産の減損損失の過少計上等 (株式会社ウイルコホールディングス)	31
5 暗号資産評価損の過少計上	35
【事例6】暗号資産評価損の過少計上及びのれんの減損損失の不計上等 (株式会社クシム(現 株式会社HODL1))	35
【事例7】暗号資産評価損の過少計上等(株式会社フィスコ)	39
IV 過去の検査事例	43
1 開示書類の虚偽記載	43
(1) 売上高	43
【事例8】売上の過大計上	46
【事例9】売上の前倒しによる売掛金の過大計上等	48
【事例10】売上の過大計上等	50
【事例11】売上の過大計上等	52
【事例12】当社及び子会社における売上の前倒し計上等	54
🗉 監視委コラム 証券監視委と公認会計士・監査審査会との連携	59
【事例13】売上の過大計上	60
🗉 監視委コラム 「業界の特殊性」は本当？	65
(2) 売上原価	66

【事例 14】 売上原価(及び売上)の過大計上.....	67
【事例 15】 売上原価の過少計上等.....	69
【事例 16】 子会社による売上原価の過少計上等.....	71
 監視委コラム 海外子会社管理は大丈夫？.....	74
【事例 17】 売上原価の過少計上等.....	75
(3) 販売費及び一般管理費.....	80
【事例 18】 長期未収入金に係る貸倒引当金繰入額の不計上等.....	81
【事例 19】 販売費及び一般管理費の過少計上等.....	83
【事例 20】 子会社による費用の過少計上.....	85
(4) 営業外収益.....	87
【事例 21】 営業外収益の過大計上.....	88
【事例 22】 助成金収入の過大計上等.....	90
【事例 23】 グループ会社を連結の範囲から除外し、内部取引利益を連結決算で利益計上.....	92
(5) 営業外費用.....	95
【事例 24】 貸倒引当金の過少計上.....	96
(6) 特別利益.....	98
【事例 25】 匿名組合清算配当金の過大計上.....	99
(7) 特別損失.....	102
【事例 26】 投資有価証券評価損の不計上及び暗号資産の過大計上等.....	104
【事例 27】 減損損失の不計上及び売上の過大計上等.....	108
【事例 28】 減損損失の過少計上.....	111
(8) 資産.....	113
【事例 29】 ソフトウェア仮勘定及びソフトウェアの過大計上.....	116
【事例 30】 投資有価証券の過大計上等.....	118
【事例 31】 のれんの過大計上.....	121
【事例 32】 投資有価証券の過大計上.....	124
【事例 33】 棚卸資産の過大計上.....	129
(9) 負債.....	133
【事例 34】 前受金の過少計上.....	134
(10) 純資産.....	138
【事例 35】 純資産額の過大計上.....	139
(11) 注記の不記載.....	143
【事例 36】 関連当事者取引に係る注記の不記載等.....	144
 監視委コラム 架空取引(資金循環取引)の気付き.....	147
【事例 37】 偶発債務(債務保証)及び関連当事者取引に係る注記の不記載等.....	148
 監視委コラム なぜ「注記」が必要なのか？.....	152
(12) 非財務情報.....	153
【事例 38】 重要事象等の不記載等.....	154
 監視委コラム 非財務情報の重要性が増してきています！.....	156
【事例 39】 役員の報酬等の過少記載(東証一部、輸送機械器具製業).....	157

【事例 40】大株主の所有株式数の虚偽記載	159
(13) 大量保有報告制度違反	161
【事例 41】大量保有報告書及び変更報告書の不提出並びに変更報告書の虚偽記載等	162
【事例 42】大量保有報告書及び変更報告書の不提出並びに変更報告書の虚偽記載	163
 監視委コラム 大量保有報告書・変更報告書は適正に提出していますか？	164
2 開示書類の不提出に係る個別事例	167
【事例 43】訂正届出書の不提出	167
 監視委コラム 充実した第三者割当に関する情報	169
【事例 44】発行開示書類（有価証券届出書）の不提出	170
3 検査による自発的訂正	171
【事例 45】A社（東証グロース、情報・通信業）	171
【事例 46】B社（東証二部、製造業（その他製品））	172
【事例 47】C社（東証ジャスダック、機械）	174
4 内部統制の実態	175
【事例 48】A社（東証一部、サービス業）	175
【事例 49】B社（東証マザーズ、建設業）	176
【事例 50】C社（東証ジャスダック、情報・通信業）	176
5 特定関与行為	177
【事例 51】特定関与行為（個人）	177
 監視委コラム 特定関与行為とは？	179
V 審判手続の状況及び個別事例	180
【審判事例 1】	181
【審判事例 2】	186
【審判事例 3】	192
【審判事例 4】	195
【審判事例 5】	200
【審判事例 6】	204
【審判事例 7】	208
【審判事例 8】	210
【審判事例 9】	211
VI 参考資料	214

(用語の定義)

- ・「法」：金融商品取引法
- ・「旧法」：平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法
- ・「施行令」：金融商品取引法施行令
- ・「企業開示府令」：企業内容等の開示に関する内閣府令
- ・「財務諸表等規則」：財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する内閣府令
- ・「連結財務諸表規則」：連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する内閣府令
- ・「課徴金府令」：金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令
- ・「証券監視委」：証券取引等監視委員会
- ・「東証」：東京証券取引所
- ・「大証」：大阪証券取引所
- ・「名証」：名古屋証券取引所
- ・「札証」：札幌証券取引所

※令和 6 年度開示検査事例集より、対象期間を事務年度（7 月～翌年 6 月）から年度（4 月～翌年 3 月）に変更しています。



証券取引等監視委員会からのメッセージ

この事例集の目的は？

粉飾決算に代表される有価証券報告書の虚偽記載等をはじめ、上場会社による開示規制違反は、投資者に不測の損害をもたらすだけでなく、その会社自身の信用を失い、ひいては我が国証券市場の信頼を大きく失墜させます。

また、上場企業が発行する株券等の大量保有に関する情報も、「経営に対する影響力」や「市場における需給」の観点から重要な情報として、一定の開示が求められています。

証券監視委は、こうした開示規制違反の早期発見や、再発防止・未然防止を図るため、金融商品取引法の規定に基づいて開示検査を実施しています。開示検査の結果、重大な開示規制違反が判明したときには、金融庁長官等に対して課徴金納付命令の勧告を行ったり、訂正報告書等の提出を促したりしています。

この事例集は、こうした開示検査によって判明した開示規制違反の内容やその背景・原因を事例ごとにご紹介しています。

この事例集を通じて、上場会社、会計監査人、投資者等の皆様の、開示規制違反に関する理解を深めていただくことで、上場会社とその会計監査人である公認会計士・監査法人とのコミュニケーションや、投資者の皆様等と投資先である上場会社との対話がますます活発に行われることを期待しています。そして、その活発なコミュニケーションや対話は、開示規制違反の未然防止・再発防止につながるものと確信しています。

上場会社の皆様へ

開示検査によって判明した開示規制違反等の問題の背景には、多くの場合、その会社の取締役会及び監査役会等※が本来の役割を果たしていないなど、ガバナンスの機能不全が認められます。この1年間に終了した開示検査の中でも、経営陣のコンプライアンス意識の欠如や内部管理体制の機能不全などが不適正な会計処理につながった事例が多く見受けられました。

取締役会におかれましては、自社のガバナンスが形式だけでなく実質を伴ったものとなっているか、適正な情報開示を行うための体制が実効的に機能しているかなどについて、改めて点検していただければと存じます。

また、監査役会等におかれましては、独立した立場から業務の執行をチェックするという本来の役割を果たしていただくことが、開示規制違反等の企業不祥事を防止することにつながるものと考えられます。

この事例集が、取締役会・監査役会等と、その他の会社経営陣・業務執行部門の方々や会計監査人、投資者等との間の積極的なコミュニケーションのきっかけとなり、ガバナンスの向上に向けた自律的な取組みが行われることを期待しております。

※ 監査役会等は、監査役会のほか、監査等委員会及び監査委員会並びに各構成員を指します。

会計監査人の皆様へ

会計監査は、企業の財務状況・経営成績の的確な把握と適正な開示を確保し、その適正・円滑な経済活動を支えるとともに、それが日本経済の持続的な成長につながることの前提となる極めて重要なインフラです。

会計監査人である公認会計士や監査法人におかれましては、このことを常に念頭に置きつつ、適切な会計監査の実施と品質の確保に努めていただくことが重要であると考えております。

この事例集を通じて、不適正な会計処理の実例やその背景・原因、会社自身による再発防止に向けた対応等についてご理解いただいた上で、監査対象会社の経営陣や担当者との十分なコミュニケーションを行っていただくことを期待しております。

また、監査報告書に記載される「監査上の主要な検討事項（KAM）」について、その選定・検討においても、この事例集を参考にしていただけるとは思いません。

投資者等の皆様へ

上場会社による開示規制違反は、当該会社に投資を行う投資者に甚大な損害をもたらすだけでなく、その上場会社の信用を大きく失うことは言うまでもありません。

投資者、とりわけ機関投資家におかれましては、この事例集を通じて、上場会社による開示情報の正確性や公認会計士・監査法人による会計監査の品質などに関心を寄せていただいた上で、投資先上場会社と建設的な「目的を持った対話（エンゲージメント）」を行っていただく必要があると考えています。そして、この対話の中で、投資先上場会社に対し、ガバナンスの機能強化、コンプライアンス経営の徹底等を求めていただくことにより、その投資先上場会社のみならず、市場全体における適正な情報開示に関する規律の向上につながるものと確信しています。

また、投資者においても、上場会社が発行する株券等を大量保有する場合には、その大量保有に関する情報について開示することが求められています。市場の透明性・公正性を高め、投資者保護を図る観点から、適正な開示に努めていただきたいと思います。

I 最近の開示検査の取組み

近年、財務情報における虚偽記載だけでなく、非財務情報における虚偽記載、虚偽開示書類に係る特定関与行為や、大量保有報告制度違反等、様々な開示規制違反事案が発覚しています。証券監視委では、このような開示規制違反の早期発見・早期是正や再発防止・未然防止を確実に推し進めるため、開示規制違反リスクに着目した情報収集・分析能力の強化や機動的かつ多面的な開示検査の実施に努めています。

開示検査の結果、投資者の投資判断に影響を及ぼすような開示書類の重要な事項についての虚偽記載等の開示規制違反が認められた場合には課徴金納付命令勧告を行い、また、開示規制違反は認められるものの、課徴金納付命令勧告に至らない場合であっても、その開示規制違反の背景・原因についてその会社経営陣との対話を行っています。こうした対話を通じて、経営陣がその背景・原因を認識し、会社自ら適正な情報開示に向けた体制整備を行うことが、開示規制違反の再発防止につながるものと認識しています。

このような考えの下、証券監視委は、引き続き、開示検査について以下のような取組みを実施しています。

開示規制違反の早期発見 ・ ・ ・ 有用な情報の収集・分析の充実

- 開示規制違反のリスクに着目した情報収集・分析を行っています。具体的には、
 - ・ 不正発生リスクなどに着目し、上場会社について継続的に情報収集・分析を行っています。
 - ・ 各種財務データ等に基づく分析だけではなく、市場・上場会社を取り巻く環境変化や制度見直しの進展等を踏まえつつ、ビジネスの実態に即した深度ある情報の調査・分析を行っています。

効果的・効率的な検査・調査の実施 ・ ・ ・ 機動力の強化・多面的な監視

- 開示規制違反の早期是正を図るため、効率的かつ機動的に開示検査を実施しています。開示検査の結果、開示書類に重要な事項についての虚偽記載等の開示規制違反が認められた場合には、課徴金納付命令勧告を行います。
- 開示書類の訂正報告書等を自発的に提出した上場会社について、訂正内容、その会社の内部統制の機能状況等を把握する必要が認められる場合には、開示検査を行っています。

- 効果的かつ多面的な開示検査を実施する観点から、
 - ・ 検査対象会社のガバナンスの機能状況の把握
 - ・ 大量保有報告制度違反に関する事案の積極的な検査
 - ・ 特定関与行為に関する事案の積極的な調査

を実施しています。

※ 「特定関与行為」とは、重要な虚偽記載等のある有価証券報告書等の提出を容易にすべき行為又はその提出を唆す行為をいいます。

開示規制違反の再発防止・未然防止・・・経営陣との積極的な対話 ・積極的な広報活動

- 開示規制違反が認められた上場会社の経営陣と開示規制違反の背景・原因等について議論し、問題意識を共有することで、会社の自主的な有価証券報告書等の訂正や、適正な情報開示に向けた体制構築・整備を促し、再発防止を図っています。
- 開示規制違反の未然防止に向けた取組みの一環として、証券監視委ウェブサイト「市場へのメッセージ」において、課徴金納付命令勧告を行った事案の内容を分かりやすく説明しています。また、毎年公表しているこの事例集では、課徴金納付命令勧告に至らなかった開示規制違反事例等についても、その内容を紹介しています。こうした積極的な情報発信による広報・啓蒙活動を通じて、上場会社内での適正な情報開示に向けた議論や監査対象会社と公認会計士又は監査法人との対話を促進し、開示規制違反の再発防止・未然防止を図っています。
- 金融庁及び公認会計士・監査審査会との連携に加え、金融商品取引所や日本公認会計士協会といった自主規制機関等が一層主体的な役割を果たせるよう、情報・問題意識を適時に共有するなど連携を強化し、市場監視の実効性を高めていきます。

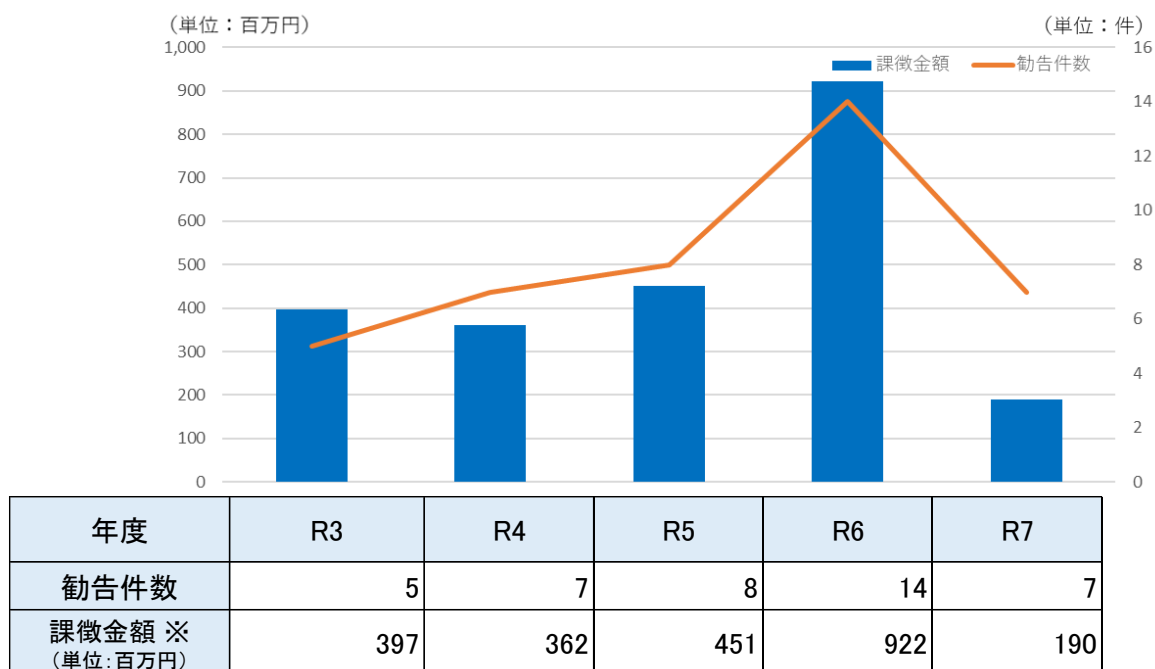
1 課徴金納付命令等の勧告事案の特色

(1) 令和7年度における勧告事案の概要

令和7年度の概要

- 勧告件数：課徴金納付命令勧告：7件
訂正報告書等の提出命令勧告：1件
- 課徴金額の合計：1億9080万円
- 特徴的な勧告事案：
 - ・ 固定資産売却益等の過大計上等の虚偽記載
 - ✓ 当社は、債務超過を解消するため、当社会長が実質的に支配していた会社に対する固定資産売却取引について、本来行うべき内部取引の相殺消去を行わず、連結財務諸表も作成しないことにより、固定資産売却益等を過大に計上しました。
 - ✓ これらにより、当社は、記載すべき重要な事項の記載が欠けている及び重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出しました（Ⅲの「[事例2](#)」参照（P21～23））。
 - ・ 暗号資産評価損の過少計上等の虚偽記載
 - ✓ 当社は、「活発な市場が存在しない暗号資産」の評価について、当社の元取締役2名による取引で吊り上げられた価格である暗号資産交換所における期末の終値を基に「処分見込価額」を算定することにより、暗号資産評価損を計上しませんでした。また、当社グループが保有する暗号資産を、暗号資産交換所の終値で売却できる見込みがなく、市場外取引（相対取引）でも売却できる見込みもなかったため、資金の回収が確実な金額を見積ることができない状況であったにもかかわらず、「処分見込価額」をゼロ又は備忘価額とせず、暗号資産評価損を過少に計上しました。
 - ✓ これらにより、当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出しました（Ⅲの「[事例7](#)」参照（P39～42））。

(図表 2) 課徴金勧告件数及び課徴金額の推移 (過去 5 年度)



※ 百万円未満は、切り捨て

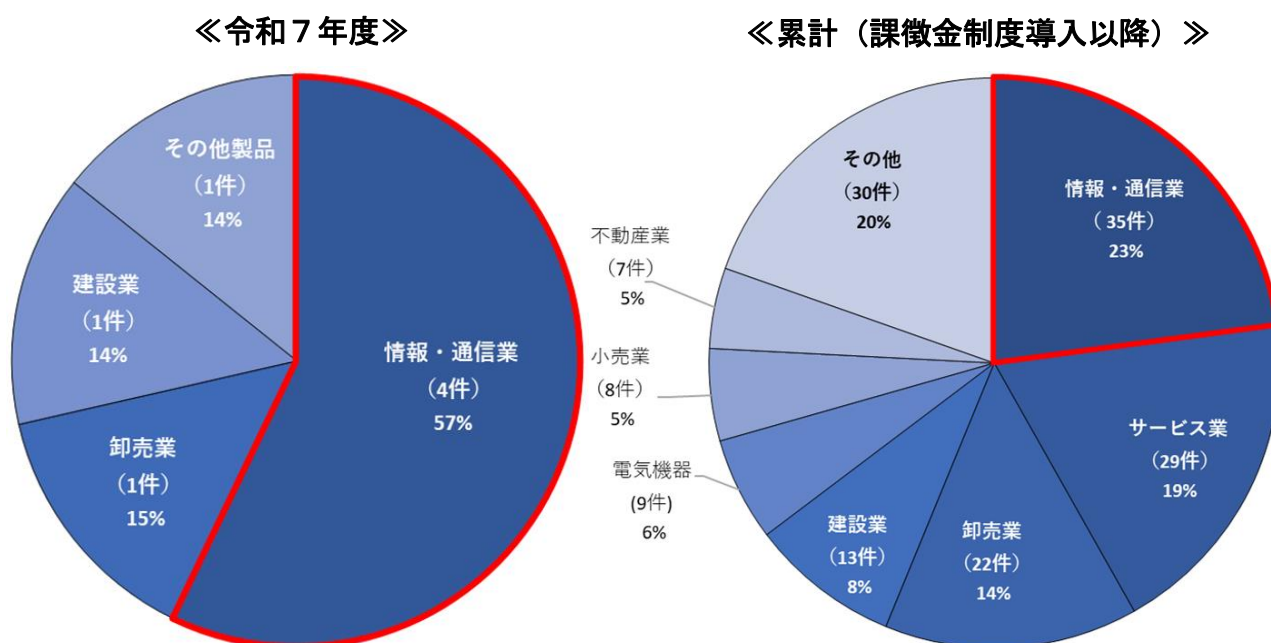
【令和 7 年度における課徴金勧告等事案の一覧】

事案数	勧告日	事案概要	課徴金額
1	令和 7 年 6 月 10 日	クオインタムソリューションズ株式会社における四半期報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告	600 万円
2	令和 7 年 6 月 17 日	東京産業株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告	1750 万円
3	令和 7 年 9 月 2 日	株式会社アルファクス・フード・システムにおける有価証券報告書等の虚偽記載等に係る課徴金納付命令及び訂正報告書等の提出命令勧告	3486 万円
4	令和 7 年 9 月 17 日	株式会社創建エースにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告	7844 万円
5	令和 7 年 12 月 5 日	株式会社クシムにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告	1200 万円
6	令和 7 年 12 月 5 日	株式会社フィスコにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告	1500 万円
7	令和 8 年 1 月 14 日	株式会社ウイルコホールディングスにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告	2700 万円

(2) 違反行為者（発行者である会社）の業種別分類

- 令和7年度の勧告事案について、業種別では、情報・通信業が4件（57%）と最も多い。
- 過去からの累計で見ても、情報・通信業の割合は多い状況となっている。
- ※ 証券監視委では、日頃より、幅広く有用な情報の収集・分析を行っており、その過程では暗号資産関連事業（暗号資産を投資目的として保有していることを含む）を営む会社等の例が散見されます。

(図表3) 違反行為者（発行者である会社）の業種別分類



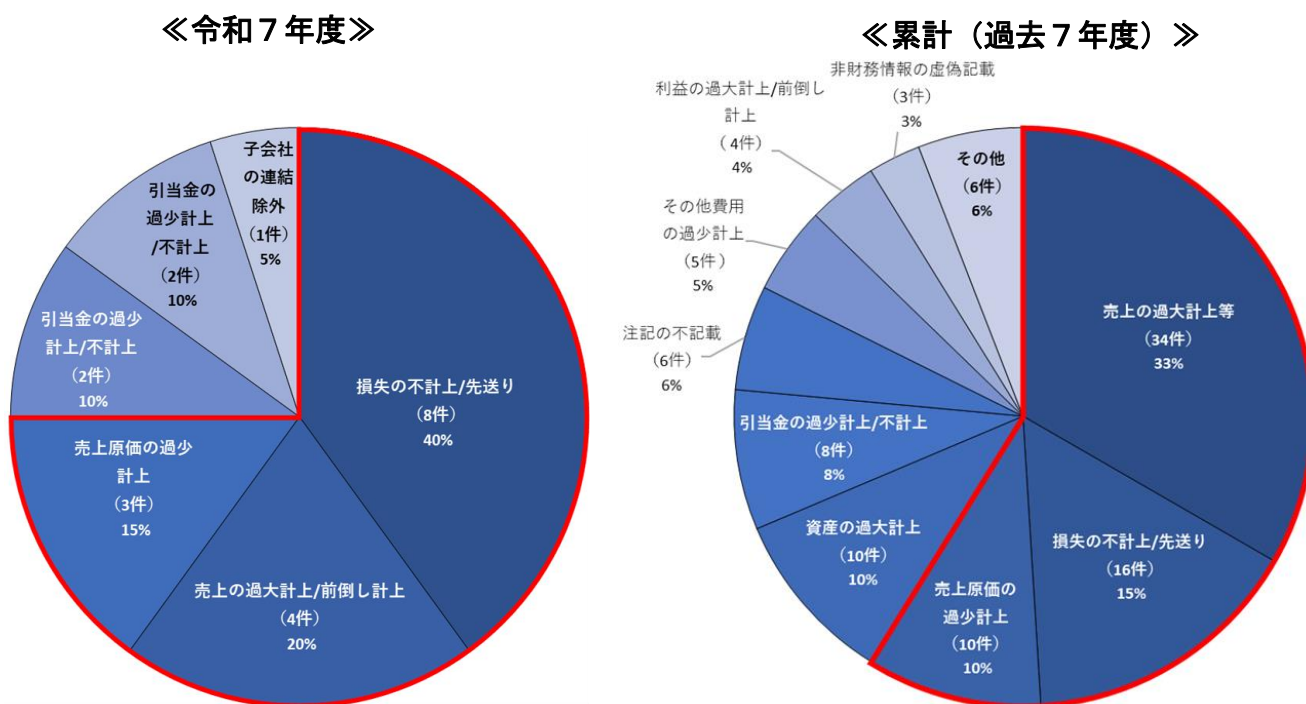
※1 累計値は、年度単位（平成18年度～令和7年度）で集計。

※2 虚偽記載・不記載のあった発行開示書類・継続開示書類に対する課徴金納付命令勧告を集計。

(3) 主な不適正な会計処理等の内容

- 令和7年度の勧告事案については、損失の不計上/先送りに関する不適正な会計処理が8件（40%）と最も多く、次に、売上の過大計上/前倒し計上が4件（20%）、売上原価の過少計上が3件（15%）と続いている。
- 過去からの累計で見ても、これらの不適正な会計処理の割合は多く、全体の半数以上（58%）を占めている。
- また、注記の不記載や非財務情報の虚偽記載といった財務諸表に記載される金額以外にも不記載や虚偽記載が見られ、累計では全体の1割弱（9%）となっている。

(図表4) 主な不適正な会計処理等の内容

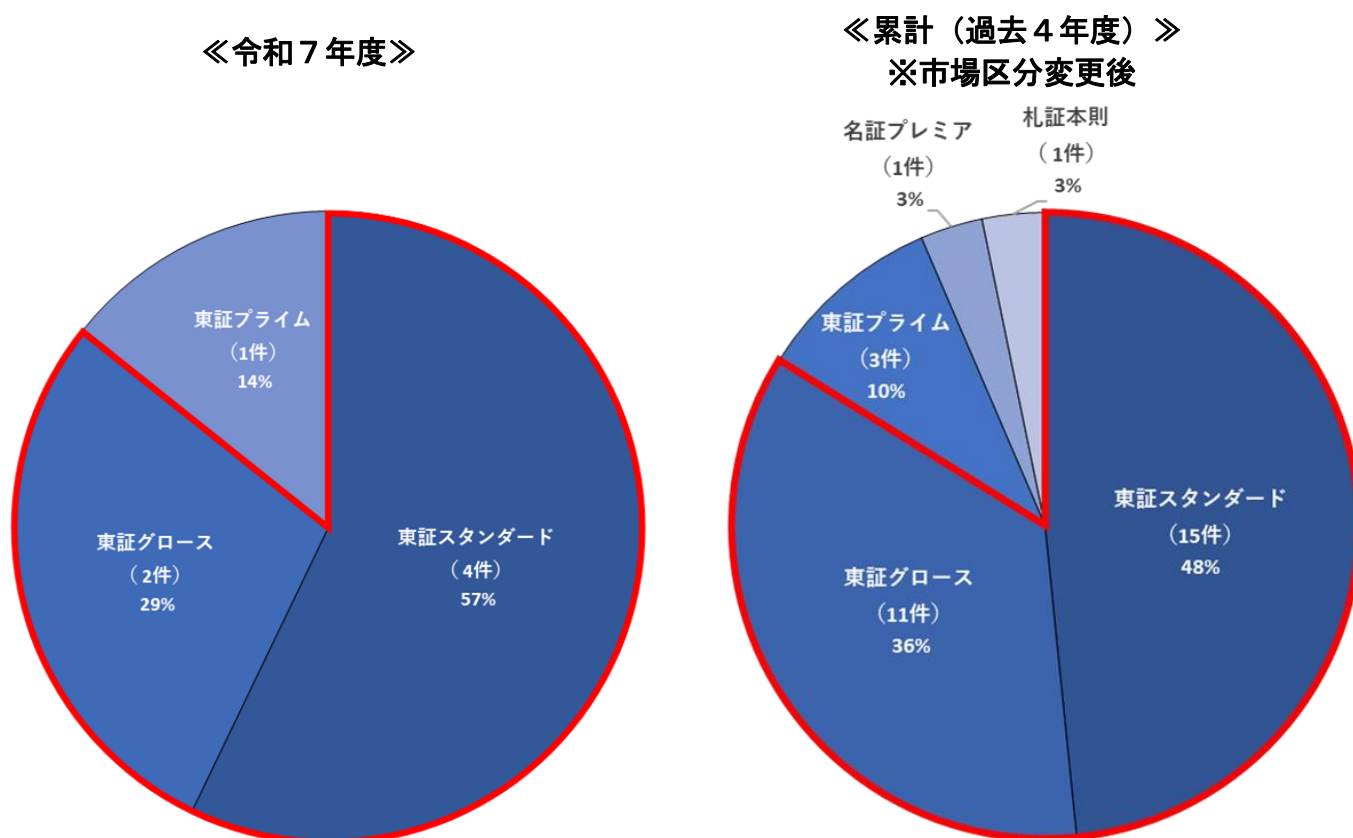


- ※1 累計値は、年度単位（令和元年度～令和7年度）で集計。
- ※2 1件の勧告事例において複数の不適正な会計処理等が行われた事例があるため、本図表における合計数と実際の勧告件数は一致しない。
- ※3 虚偽記載・不記載のあった発行開示書類・継続開示書類における主な不適正な会計処理等を集計。

(4) 違反行為者の市場別分類

- 令和7年度の勧告事案については、東証スタンダード及び東証グロースの上場会社が全体の8割（86%）を占めており、東証スタンダードが全体の半数以上（57%）を占めている。
- 過去からの累計で見ても、東証スタンダード及び東証グロースの上場会社が全体の8割（84%）を占めており、このうち、東証スタンダードが全体の5割弱（48%）と最も多い。

(図表5) 違反行為者の市場別分類



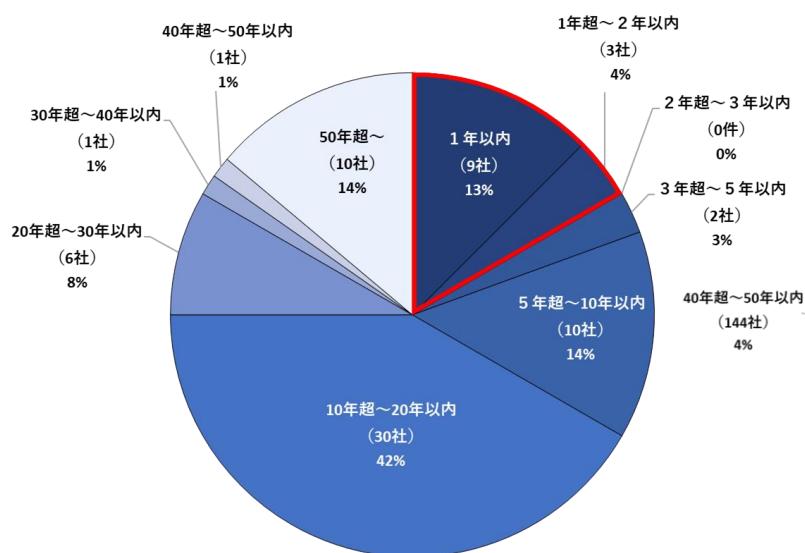
- ※1 累計値は、年度単位（令和4年度～令和7年度）で集計。
- ※2 複数の市場に上場している違反行為者がいるため、本表における合計数と実際の勧告件数は一致しない場合がある。
- ※3 虚偽記載・不記載のあった発行開示書類・継続開示書類における主な不適正な会計処理等を行った違反行為者が上場する市場を集計。

(5) 違反行為者の上場期間別分類（参考）

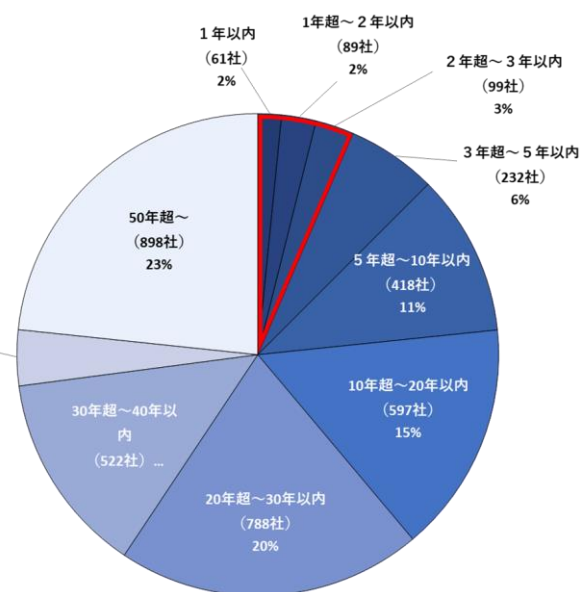
- 課徴金納付命令勧告の対象となった上場会社を上場期間別に見ると、上場後3年以内の会社が全体の2割弱（17%）を占めている。一方、参考となるが、全上場会社の上場期間別分類を見ると、上場後3年以内の会社は全体の1割弱（7%）となっている。
- また、上場後3年以内の会社では、不適正な会計処理等を行った目的として、予算・業績目標達成のために行った事案が大半を占めている。
- なお、不適正な会計処理等を行った目的について、上場期間が長い会社（上場後10年超～20年以内）に目を向けてみると、上場廃止回避を含む損失計上を回避するため、また、従業員の誤謬や業績を実態以上に示すためといった種々の事案が見られる。

(図表6) 違反行為者の上場期間別分類

《累計（過去11年度）》



(参考：上場会社の上場期間別分類)
※令和8年3月末時点



- ※1 累計値は、年度単位（平成27年度～令和7年度）で集計。
- ※2 違反行為者の上場期間別分類は、上場日から、課徴金納付命令勧告の対象となった発行開示書類・継続開示書類の財務諸表の期末日までの期間のうち最も早い期間で分類のうえ、集計。
- ※3 上場会社の上場期間別分類は、各取引所（東証・名証・札証・福証）の上場会社（3,848社）を上場日から令和8年3月31日までの期間で分類のうえ、集計。

2 開示規制違反の背景・原因

令和7年度の課徴金納付命令勧告を行った事案では、開示規制違反が行われた背景・原因として、以下のとおり、共通した項目が認められました。特に、「ガバナンス・内部統制に関する不備」については、対象となるほぼ全ての勧告事案において開示規制違反の背景・原因として認められています。

(開示規制違反の背景・原因として共通した主な項目)

- ① ガバナンス・内部統制に関する不備
- ② コンプライアンス意識の欠如
- ③ 会計リテラシーの不足

以下、令和7年度の勧告事案において共通して認められた開示規制違反の背景・原因について、具体例を紹介します。

① ガバナンス・内部統制に関する不備

- **ガバナンス・内部統制の不備（株式会社アルファクス・フード・システム：東証グロース市場）**
 - 当社における売上計上及び資金繰り等の重要な経営判断については、当社会長及び当社社長の意向が絶対視されていたため、他の取締役や社外取締役が意見を述べにくい状況であり、取締役会や経理部門による牽制機能は欠如していた。
- **ガバナンス・内部統制の不備（株式会社ウイルコホールディングス：東証スタンダード市場）**
 - 創業者である元代表取締役会長の会社経営に対する影響力が強く、企業ガバナンスや内部統制システムが有効に機能しにくい状態にあり、同会長に対して役職員が異議を唱えることができない状況であった。常勤取締役における上場会社の取締役としての責務やガバナンス意識が低く、取締役相互の牽制が機能していなかったため、他の取締役による是正は行われなかった。

② コンプライアンス意識の欠如


■ コンプライアンス意識の著しい欠如（株式会社創建エース：東証スタンダード市場）

- 当社は長年にわたり業績が低迷しており、新規事業も進展が見られなかったため、新たに就任した代表取締役は業績向上のプレッシャーから、実質的には他社への資金融通である取引を工事請負契約として進め、売上高を計上した。この過程において、内在する法令上のリスクや会計上の問題について検討を全く行っておらず、また、取引の不自然さに疑念を抱く役職員もいたと見られるものの、社内で指摘されることなく漫然と取引が継続されており、組織全体としてコンプライアンス意識が著しく欠如していた。

③ 会計リテラシーの不足

■ 会計リテラシーの不足（株式会社クシム（現 株式会社 HODL1）：東証スタンダード市場）

- 当社は、連結子会社が多く会計実務が複雑となる中で、関係会社株式や保有する暗号資産等に関する会計基準等についての知識が乏しい少数の経理担当者が複数の子会社の経理を担当していた。

証券監視委は、こうした開示規制違反が行われた背景・原因について、会社経営陣と議論し、問題意識を共有した上で、会社自身による適正な情報開示のための体制構築・整備を促すことによって、再発防止に努めています（「 監視委コラム「[内部統制やガバナンス体制は大丈夫ですか？](#)」参照（P16～17））。

3 検査対象会社との対話（自発的な訂正報告書等の提出の経緯）

証券監視委では、開示検査の結果、開示書類に投資者の投資判断に影響を与えるような重要な虚偽記載等が認められなかった場合でも、正確な情報を投資者に提供する観点から、開示書類の記載内容の訂正が必要と認められた場合には、これらの開示書類の提出者に対し、自発的に開示書類の訂正報告書等を提出するよう促すこととしています（過去の事例は、「IV 過去の検査事例」の「[3 検査による自発的訂正](#)」参照（P171～174））。

また、開示検査を実施し、内部統制の不備が認められた場合には、開示規制違反を未然に防止する観点から、経営陣とその是正策・改善策等について議論を行うこととしています。



内部統制やガバナンス体制は大丈夫ですか？

近時の開示検査の結果、開示書類の投資者の投資判断に影響を与えるような重要な虚偽記載等が認められた事例では、経営陣のコンプライアンス意識の欠如や内部統制・内部管理体制の機能不全など、以下のような背景・原因が認められています。

- 経営トップ主導のコンプライアンスを無視した業績至上主義の企業風土がまん延していたこと
- 代表取締役の権限が強く、周囲の人物が逆らえないことから、取締役会による代表取締役への監督が機能していなかったこと
- 取締役会等に出席しているものの、適切な指摘や質問を行っていないなど、監査役や社外監査役が機能不全だったこと
- 内部統制に多くの不備があったが、取締役及び取締役会は具体的な対策を講じておらず、取締役会のガバナンス機能が十分に機能していなかったこと
- 長年に渡り、一人の担当者に特定の顧客を担当させていたことに加え、経理部門の組織及び人員体制が脆弱であったことから経理部門の監督が不十分であったこと
- 内部監査担当者が他部門と兼任していたり、内部監査規程が明確に規定されていないなど、内部統制、内部監査が機能不全であったこと
- 経理部門に会計処理の詳しい知見を有する者がいない中、経営幹部の会計基準等への理解不足により不適正な会計処理に至ったこと
- 会計監査人に会計処理の基礎となる十分な情報伝達がされていなかったこと

これらのことから、開示規制違反の再発防止・未然防止には、上場会社における適正な情報開示を行うための体制整備が必要であると考えられます。

また、我が国の内部統制報告制度においては、経営者による内部統制の評価範囲の外で開示すべき重要な不備が明らかになる事例が見受けられるなど、同制度の実効性に関する懸念が指摘されていることや、不正に関するリスクへの対応の強調等が行われた国際的な内部統制の議論の進展を踏まえ、令和5年4月に「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」並びに「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」が改訂され、令和6年4月以後開始する事業年度から適用されました。

こうした状況を踏まえ、経営陣を含めた上場会社の皆様におかれましては、コンプライアンス意識を高く持っていただくことや、自社のガバナンスが形式だけでなく実質を伴ったものとなっているか、実効的な内部統制が確保されているか、適正な情報開示を行うための体制が実効的に機能しているかなどについて、改めて点検していただくことが必要です。また、監査役等の皆様におかれましては、独立した立場から取締役等の業務執行をチェックするという本来の役割を果たしていただくことが、開示規制違反等の企業不祥事を防止することにつながるものと考えられます。

さらに、上場会社とその会計監査人である公認会計士・監査法人との十分なコミュニケーションや、投資者と投資先である上場会社との建設的な対話が活発に行われることがより重要になってきているものと考えます。



四半期報告書制度は廃止となりましたが

令和4年6月に公表されました金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告において、企業開示の効率化の観点から、金融商品取引法の四半期報告書（第1・第3四半期）と取引所規則に基づく四半期決算短信を「一本化」する方向性が示されました。その後、同年12月に公表されました同ワーキング・グループ報告では、「一本化」の具体化における見直しの方向性が整理されました。

これらを踏まえ、四半期報告書制度の廃止に係る金融商品取引法の改正が行われ、令和6年4月から適用となりました。

法定の四半期報告書制度は廃止となりましたが、投資者の投資判断に資する適正な情報開示が行われることは重要です。令和4年12月に公表されました同ワーキング・グループ報告では、「一本化」後の四半期決算短信の虚偽記載に対し、

- まず取引所において、エンフォースメントをより適切に実施していくことが考えられる
- 法令上のエンフォースメントについて、会計不正は2期以上の四半期会計期間にまたがって行われている事案が大半であり、四半期報告書のみを対象とした課徴金納付命令が極めて少ないことから、半期報告書及び有価証券報告書において法令上のエンフォースメントが維持され、それが適切に行われることで、会計不正が判明する可能性は高く、現時点では不要と考えられる

といった趣旨の整理がなされています。

こうした整理を踏まえ、東京証券取引所等の金融商品取引所では、四半期決算短信を含む取引所における開示の審査に当たり、会計不正等の疑義が生じた場合など、必要と認める場合、上場会社に必要な調査及び調査結果の報告を求めること、公認会計士等へのヒアリングを求めることなど、エンフォースメントをより適切に実施していくための仕組みを構築しています。

証券監視委においても、開示検査の結果、半期報告書及び有価証券報告書等の開示書類に重要な事項につき虚偽の記載がある等の開示規制違反が認められた場合には課徴金納付命令勧告等を行ってまいります。

上場会社の皆様におかれましては、引き続き、投資者の投資判断に資する適正な情報開示に努めていただくことを期待しています。

※ 同ワーキング・グループ報告の詳細は、金融庁ウェブサイトをご参照ください。

（令和4年6月公表）

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220613.html

（令和4年12月公表）

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20221227.html

Ⅲ 最新の課徴金納付命令勧告事例

令和7年度に開示検査が終了した事案のうち、開示書類の重要な事項についての虚偽記載等が認められ、課徴金納付命令勧告を行った事案についてご紹介します。

1 売上の過大計上

【事例1】売上の過大計上(株式会社創建エース：東証スタンダード市場、建設業)

事案のポイント

《特色》

実際には受注していない工事について、工事を受注したかのように偽装し、売上を過大に計上していた事案です。

《概要》

当社は、当社の連結子会社において売上の過大計上の不適正な会計処理を行ったことにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出しました。これにより、証券監視委は、課徴金納付命令の勧告(課徴金額7844万円)を行いました。

《背景・原因》

➢ コンプライアンス意識が著しく欠如していたこと等が考えられます。

(1) 事案の概要

① 法令違反の概要

当社は、当社の連結子会社が行った不適正な会計処理により、過大な売上高を計上した連結財務諸表等を作成し、これらの連結財務諸表等を記載した有価証券報告書、四半期報告書及び有価証券届出書を提出しました。

これらの開示書類は、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類に該当します。

② 不適正な会計処理の概要

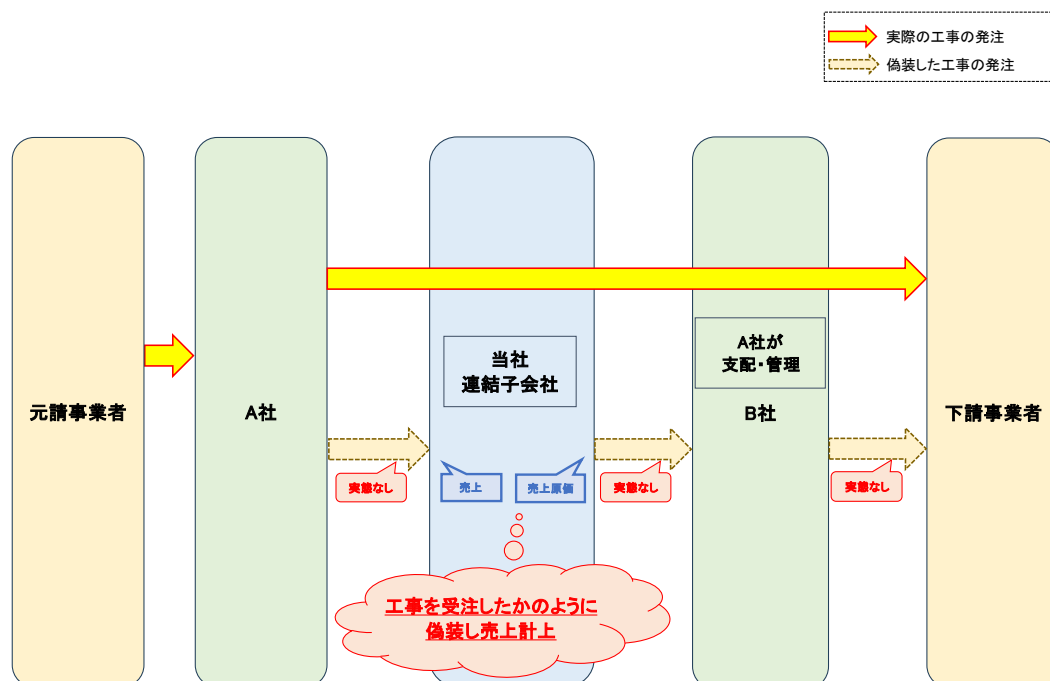
当社の連結子会社が行った主な不適正な会計処理は、以下のとおりです。

当社連結子会社は、A社から工事を請け負い、さらに、当該工事をB社に請け負わせたとして、A社からの請負金額を売上高として計上し、B社への下請金額を売上原価として計上することを繰り返していました。

しかしながら、当社連結子会社は、実際にはそれらの工事に関与をしておらず、取

引の実態は当社連結子会社がB社を通してA社に資金を融通したものでした。
この結果、当社及び当社の連結子会社は、売上を過大に計上しました。

[参考：主な不正行為の概要図（イメージ図）]



(2) 不正の原因とその是正策

本件の不適正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

① 背景・原因

当社の連結子会社において、不適正な会計処理が行われてきた背景・原因としては、主に以下の点が考えられます。

- ・ コンプライアンス意識が著しく欠如していたこと

当社は長年にわたり業績が低迷しており、新規事業も進展が見られなかったため、新たに就任した代表取締役は業績向上のプレッシャーから、実質的にはA社に対する資金融通取引を工事請負契約として進め、売上高を計上した。この過程において、内在する法令上のリスクや会計上の問題について検討を全く行っておらず、また、当社グループの役職員にも本件取引の不自然さに疑念を抱く者もいたと見られるものの、社内で指摘されることもなく漫然と取引が続いていた。このように当社グループの組織全体として、コンプライアンス意識が著しく欠如していた。

② 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

- ア 子会社管理の見直し
- イ 適切な業務遂行及び法令遵守体制の整備
- ウ 業務プロセスの見直し

2 固定資産売却益等の過大計上

【事例2】固定資産売却益等の過大計上等（株式会社アルファクス・フード・システム：東証グロース市場、外食業向け基幹業務システム（飲食店経営管理システム等）の開発・販売等）

事案のポイント

《特色》

当社が実質的に支配している会社に対する固定資産売却取引について内部取引としての相殺消去を行わず、連結財務諸表も作成しないことにより、固定資産売却益等を過大に計上した事案です。

《概要》

当社は、固定資産売却益等の過大計上及び売上の前倒し計上等の不適正な会計処理を行ったことにより、記載すべき重要な事項の記載が欠けている及び重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出しました。これにより、証券監視委は、課徴金納付命令の勧告（課徴金額 3486 万円）を行いました。

さらに当社は、重要な事項について虚偽の記載等のある有価証券報告書等の訂正を速やかに行う見込みがなかったことなどから、証券監視委は、訂正報告書等の提出命令の勧告も行いました。

《背景・原因》

- コンプライアンス意識が著しく欠如していたこと
 - ガバナンス及び内部統制システムが機能不全となっていたこと
- 等が考えられます。

(1) 事案の概要

① 法令違反の概要

当社は、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しなかったことにより、記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書、四半期報告書及び有価証券届出書を提出しました。

また、当社は、固定資産売却益等の過大計上、売上の前倒し計上等の不適正な会計処理を行ったことにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書、四半期報告書及び有価証券届出書を提出しました。

② 不適正な会計処理の概要

当社が行った主な不適正な会計処理は、以下のとおりです。

ア 固定資産売却益等の過大計上

当社は、債務超過を解消するため、第三者であるA社社長が100%出資するA社に対して、当社が保有するホテルを売却し、固定資産売却益等を計上しました。

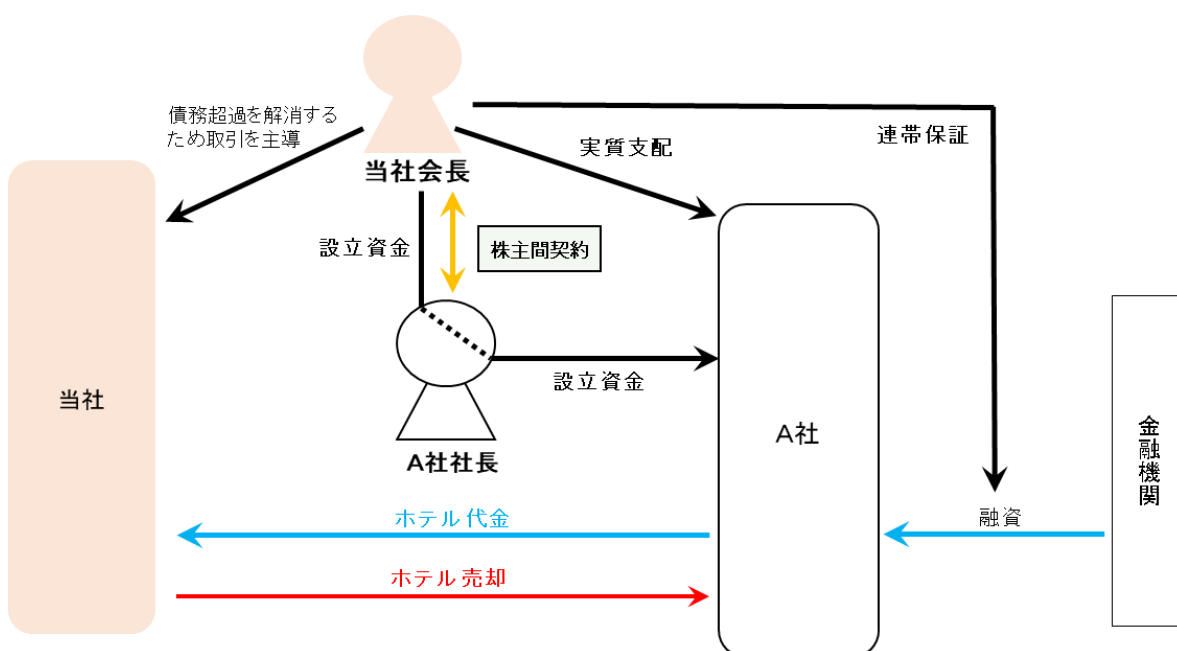
しかしながら、A社の設立資金は、その全額が、形式上はA社社長名義で払い込まれていたものの、実質的には当社会長が、A社社長を通じて拠出していたものでした。

また、当社会長とA社社長との間で、ホテル売却後もA社のホテル運営等に関する意思決定事項は当社会長の承認を必要とすることなどを明示した株主間契約を締結しており、実質的には、継続して当社会長がA社の経営権を有していました。

さらに、A社が、ホテル購入代金について金融機関から融資を受けた際、当社会長が当該融資の連帯保証を行っていました。

当社は、本来、A社を連結子会社として、内部取引を相殺消去した連結財務諸表を作成すべきでしたが、作成していませんでした。

[参考1：主な不正行為の概要図（イメージ図）]



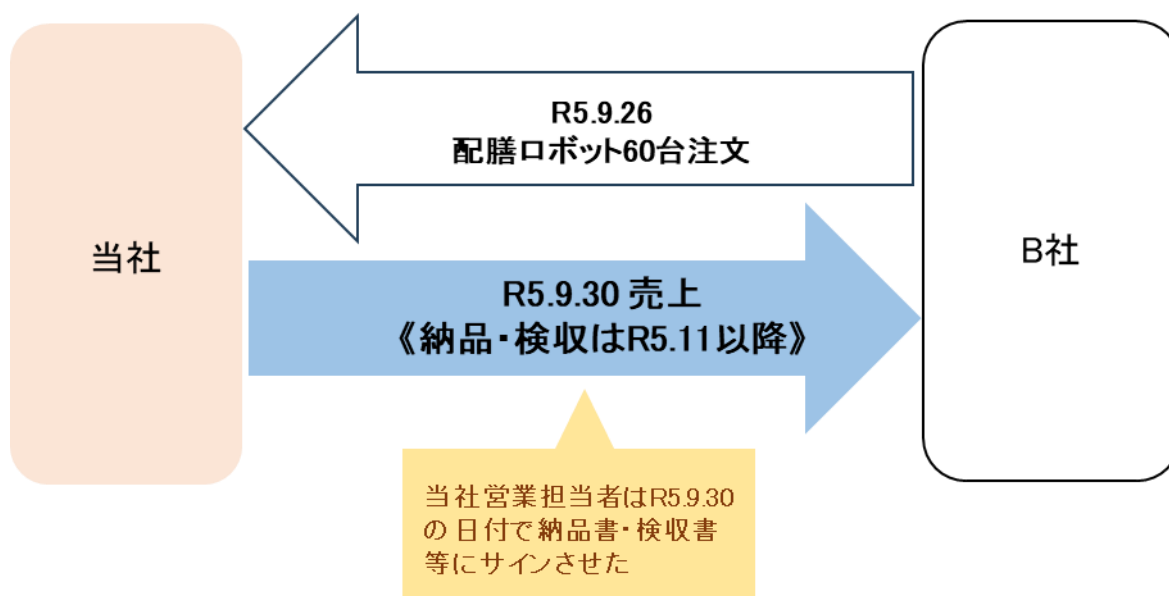
イ 売上の前倒し計上

当社は、令和5年9月期に債務超過を解消するため、B社から受注を受けていた配膳ロボットについて、令和5年9月に納品し、検収を受けたものとして売上を計上しました。

しかしながら、実際の納品・検収は令和5年11月以降に行われており、当社社長から指示を受けた当社営業担当者がB社に虚偽の説明を行い、令和5年9月30日付けで納品書・検収書にサインをさせていました。

当社は、本来、上記売上について、実際に納品・検収が行われた令和5年11月以降に売上を計上すべきでした。

[参考2：主な不正行為の概要図（イメージ図）]



(2) 不正の原因

本件の不適正な会計処理の背景・原因は、以下のとおりです。

ア コンプライアンス意識が著しく欠如していたこと

当社会長は、本件ホテルのA社への売却に係る固定資産売却益を計上するに当たり、A社代表者と締結した株主間契約書等の存在が明らかになると、固定資産売却益の計上を否定されるおそれがあると考え、当時の監査人に対して、当該株主間契約書等の存在や、当社会長がA社を通じて実質的に本件ホテルを支配している事実を隠蔽した。

また、当社社長は、令和5年9月期に債務超過を解消するため、不適正な会計処理であることを認識しながら、担当者に対して、売上の前倒し計上等を指示し、実行させた。

このように、当社会長及び当社社長を含む当社取締役の会計基準を遵守するという意識は著しく欠如していた。

イ ガバナンス及び内部統制システムが機能不全となっていたこと

当社の取締役は、経営トップへの過度な依存が認められ、本来の役割である経営陣の行動監視や意思決定の妥当性の検証を実質的に行っておらず、牽制機能が欠如していた。

3 貸倒引当金の不計上

【事例3】貸倒引当金の不計上等（クオンタムソリューションズ株式会社：東証スタンダード市場、情報・通信業（AIソリューション事業等））

事案のポイント

《特色》

製造販売権及び前渡金相当額（長期積立金）について、回収可能性が認められないことが判明したにもかかわらず、製造販売権については減損を行わず、前渡金相当額（長期積立金）については貸倒引当金を計上しなかった事案です。

《概要》

当社は、減損損失及び貸倒引当金の不計上の不適正な会計処理を行ったことにより、重要な事項につき虚偽の記載がある四半期報告書を提出しました。これにより、証券監視委は、課徴金納付命令の勧告（課徴金額 600 万円）を行いました。

《背景・原因》

- 新規事業への進出におけるリスク意識が不足していたこと
- 取締役会及び監査等委員会による監督機能が不全となっていたこと等が考えられます。

(1) 事案の概要

① 法令違反の概要

当社は、貸倒引当金の不計上等の不適正な会計処理を行ったことにより、重要な事項につき虚偽の記載がある四半期報告書を提出しました。

② 不適正な会計処理の概要

当社が行った主な不適正な会計処理は、以下のとおりです。

電気自動車（以下「EV」という。）事業に進出した当社は、当社の連結子会社を通じて、EVに係る特定地域における独占的な製造販売権を当社が取得する旨の契約を締結し、その対価を取引先へ送金のうえ、連結財務諸表上「製造販売権」として資産に計上しました。

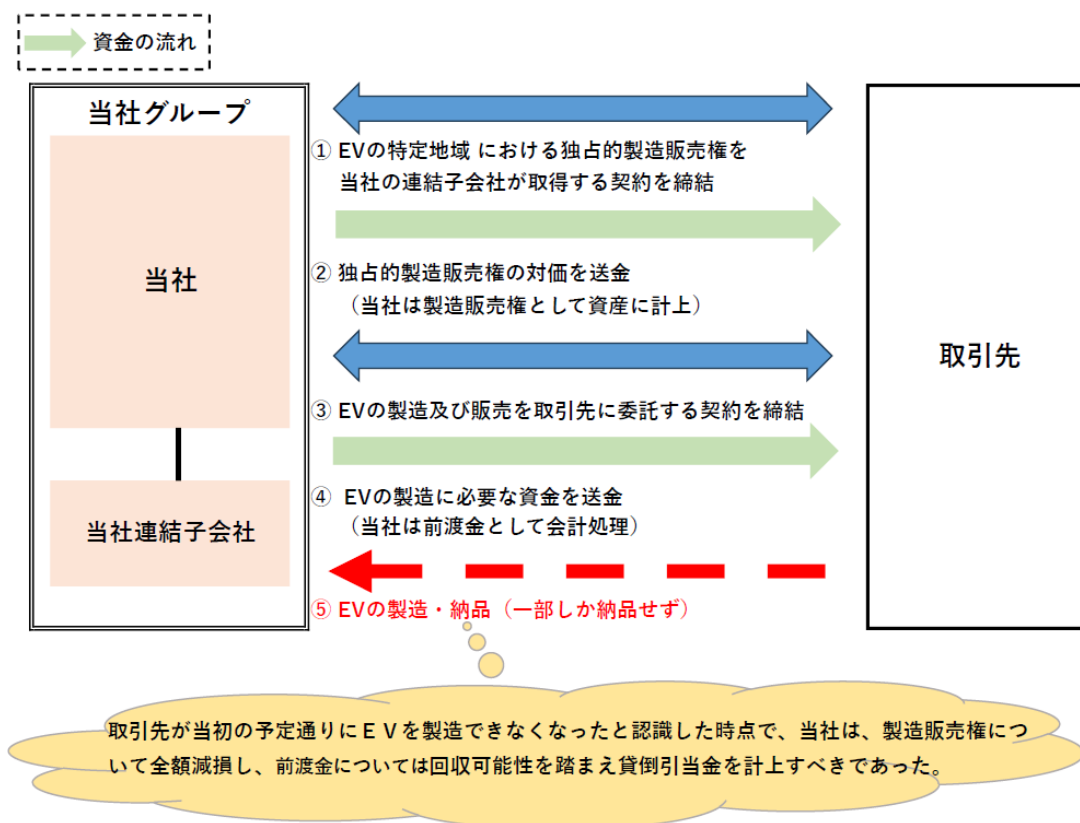
また、EVの製造及び販売を取引先に委託する契約を締結し、取引先がEVを製造するために必要な資金を送金のうえ、これを連結財務諸表上「前渡金」として資産に計上しました。

その後、当社は、取引先が当初の予定通りにEVを製造することができなくなったことを認識したにもかかわらず、「製造販売権」及び「前渡金」として計上していました。

当社は、本来、製造販売権については資産として計上し続けるのではなく全額減

損するとともに、前渡金相当額については金銭債権（長期積立金）に振り替え、回収可能性を検討の上、取引先による EV の製造・販売が見込まれる部分を除き貸倒引当金を計上すべきでしたが、これを計上していませんでした。

[参考：主な不正行為の概要図（イメージ図）]



(2) 不正の原因とその是正策

本件の不適正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

① 背景・原因

当社において、不適正な会計処理が行われてきた背景・原因としては、主に以下の点が考えられます。

ア 新規事業への進出におけるリスク意識が不足していたこと

当社は、赤字が継続している状況の下、新たに EV 事業に進出したが、専門的人材の不足等により、EV 事業に係る適切なリスク評価を行っていなかった。その結果、事業リスクが財務報告に与える影響を認識することができなかった。

イ 取締役会及び監査等委員会による監督機能が不全となっていたこと

当社は、新規事業に係るリスクを検討する手続きが明確でなく、EV 事業に関しても取締役会に十分な資料が提供されていなかった。また、EV 事業に関する多額の資金拠出については、監査等委員全員が欠席した取締役会で決定されていた。さらに、監査等委員会は、新規事業自体のみならず、監査等委員全員が欠席した取締

役会で重大な決議が行われたことについても、十分に議論した形跡が見られなかった。

② 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

- ア 新規事業に係るリスク評価体制の強化
- イ 取締役会が監督機能を発揮するための環境整備

【事例4】貸倒引当金繰入額の過少計上等（東京産業株式会社：東証プライム市場、卸売業（電力事業、環境・化学・機械事業（太陽光発電事業）等））

事案のポイント

《特色》

長期未収入金（取引先に対する金銭債権）について、回収可能性の見直しを行うべき事情が生じたにもかかわらず、適切な見直しを行わず、適正な会計処理を行わなかった事案です。

《概要》

当社は、貸倒引当金繰入額の過少計上、売上原価の過少計上等の不適正な会計処理を行ったことにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出しました。これにより、証券監視委は、課徴金納付命令の勧告（課徴金額1750万円）を行いました。

《背景・原因》

- 非定型のビジネスに取り組む際のリスク評価が不十分であったこと
 - イレギュラーな事象への対応が不足していたこと
 - 会計リテラシーが不足していたこと
- 等が考えられます。

(1) 事案の概要

① 法令違反の概要

当社は、貸倒引当金繰入額の過少計上、売上原価の過少計上等の不適正な会計処理を行ったことにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出しました。

② 不適正な会計処理の概要

当社が行った主な不適正な会計処理は、以下のとおりです。

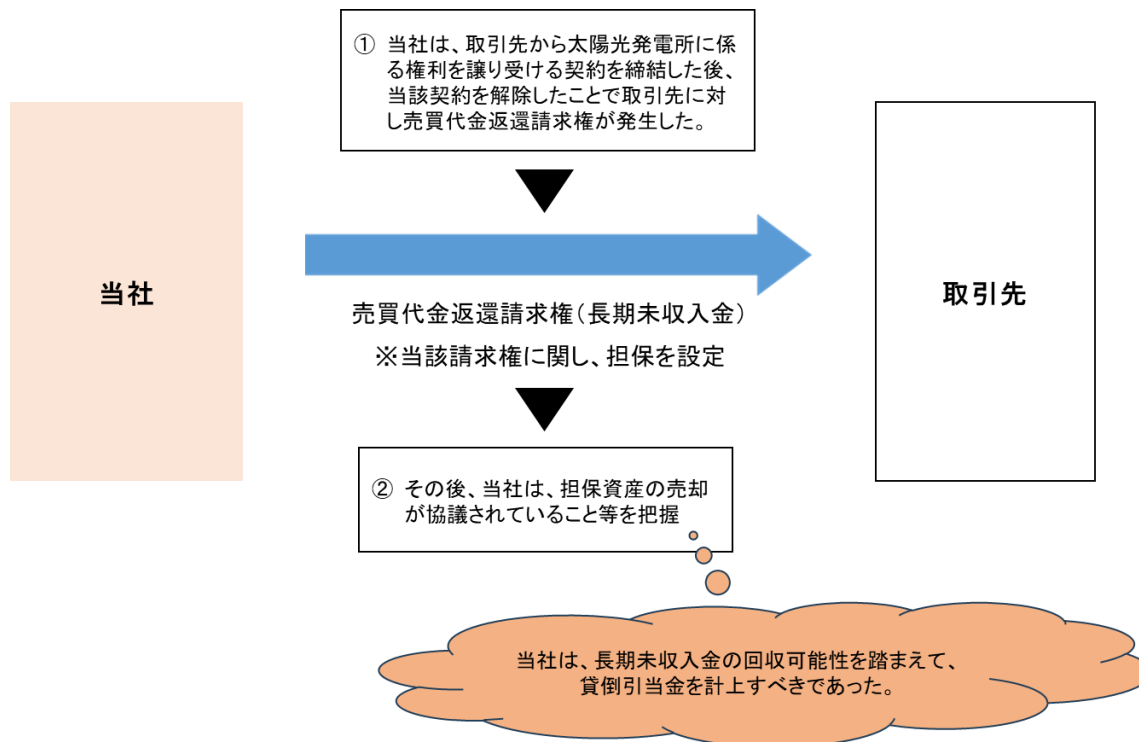
ア 長期未収入金に係る貸倒引当金繰入額の過少計上

当社は、取引先との間で締結していた太陽光発電所に係る権利の譲受契約を解除したことで、取引先に対する売買取金返還請求権が発生したため、これを「長期未収入金」として計上し、当該請求権に関し担保を設定しました。

その後、当社は、当該請求権に係る担保資産の売却が協議されている等の事情が発生したことを認識したにもかかわらず、担保資産の評価額の見直しを行いませんでした。

当社は、本来、長期未収入金の回収可能性の見直し（担保資産の評価額の見直し）を行い、長期未収入金と担保資産の適正な評価額との差額を貸倒引当金繰入額として計上すべきでしたが、これを計上していませんでした。

[参考1：主な不正行為の概要図（イメージ図）]



イ 売上原価の過少計上

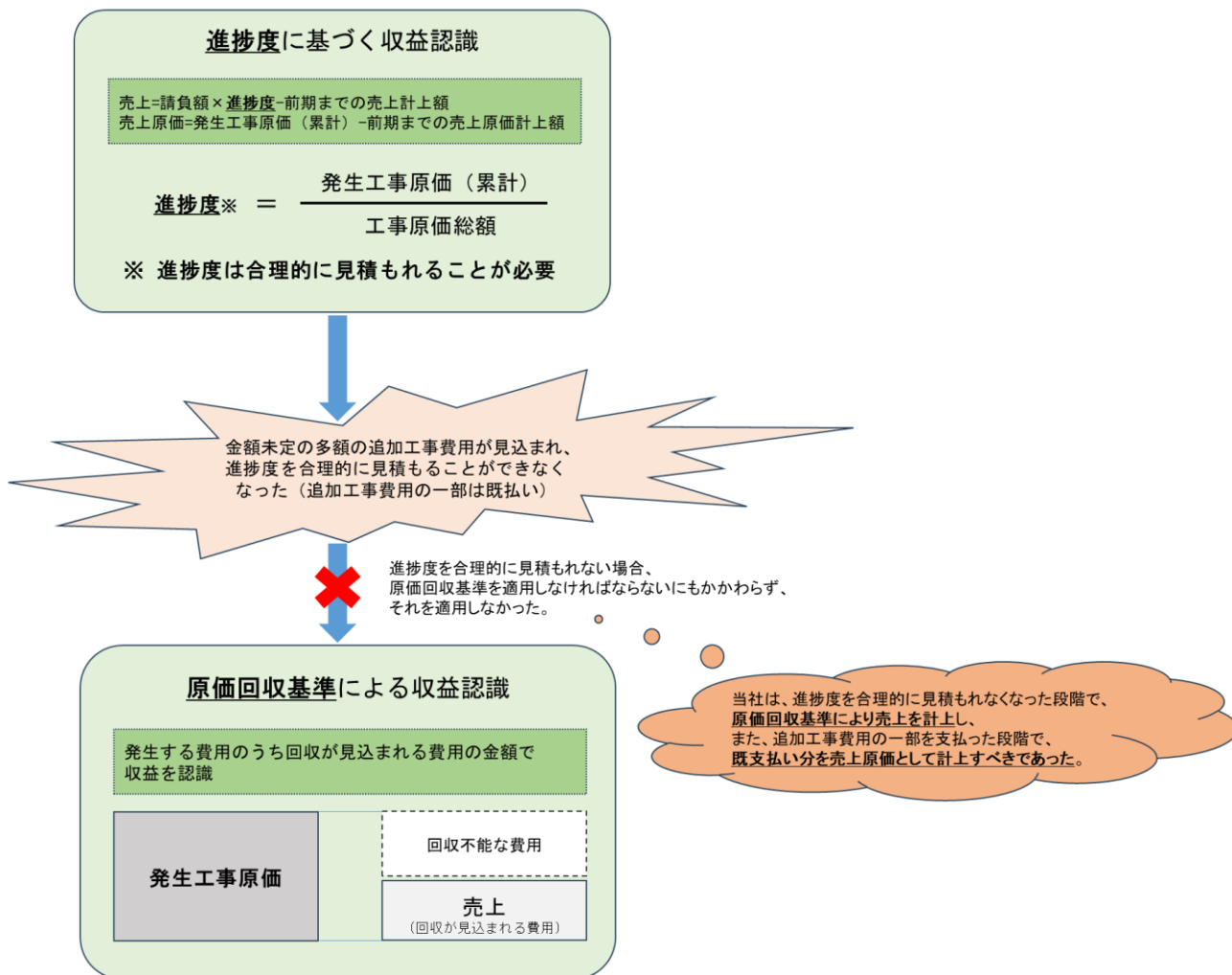
太陽光発電工事を請け負った当社は、金額未定の多額の追加工事費用が見込まれ、履行義務の充足に係る進捗度（以下「進捗度」という。）を合理的に見積もることができなくなりましたが、実態と乖離した当該進捗度に基づき、売上を計上していました。

なお、追加工事費用の総額が確定する前にその一部は支払っていましたが、売上原価に計上していませんでした。

当社は、本来、進捗度を合理的に見積もれなくなった段階で、原価回収基準により売上を計上するとともに、追加工事費用の一部を支払った段階で、既支払い分を売上原価として計上すべきでしたが、これらを計上していませんでした。

[参考2：主な不正行為の概要図（イメージ図）]

（本件工事における収益認識）



(2) 不正の原因とその是正策

本件の不適正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

① 背景・原因

当社において、不適正な会計処理が行われてきた背景・原因としては、主に以下の点が考えられます。

ア 非定型のビジネスに取り組む際のリスク評価が不十分であったこと

本件の太陽光発電設備に係る権利転売契約及び工事請負は、当社にとって非定型のビジネスであり、慎重なリスク評価が必要であったが、本件に取り組むに当たっての役職員のリスク認識は不十分であった。

イ イレギュラーな事象への対応が不足していたこと

当社は、長期未収入金に係る担保資産の一部が無断譲渡されるなどのイレギュラーな事象が発生したが、その後のマネジメントレベルでの対応策の検討及び実行が

不十分であった。

ウ 会計リテラシーが不足していたこと

当社は、取引先に対する売買代金返還請求権について、債務者との協議等の過程において認識した会計に影響しうる情報に関し、十分な情報分析及び検討ができていなかった。また、当社は、太陽光発電に係る請負工事について、事業部と経理部との担当者間の情報連携が不十分だったことに加え、収益認識に関する会計基準に関する知識が不足していた。

② 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

ア 当社が十分な知見を有しないビジネスに取り組む際のリスク評価と対応の強化

イ 想定外に発生した事象への検討強化

ウ 会計リテラシーを向上させる施策の実施とその徹底強化

4 固定資産の減損損失の過少計上

【事例5】固定資産の減損損失の過少計上等（株式会社ウイルコホールディングス：東証スタンダード市場、商業・印刷出版）

事案のポイント

《特色》

固定資産に係る減損損失の過少計上等を行った事案です。

《概要》

当社は、固定資産の減損損失の過少計上のほか、当社の連結子会社と共に、売上原価並びに販売費及び一般管理費の過少計上の不適正な会計処理を行ったことにより、過大な連結純資産等を計上しました。これらにより、当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出したことから、証券監視委は、課徴金納付命令の勧告（課徴金額 2700 万円）を行いました。

《背景・原因》

- 取締役相互の牽制・監視機能、取締役に対する監査・検証機能が不十分であったこと
 - 内部統制システムが機能不全となっていたこと
 - コンプライアンス意識が欠如していたこと
- 等が考えられます。

(1) 事案の概要

① 法令違反の概要

当社は、当社及び当社の連結子会社が行った不適正な会計処理により、過大な連結純資産等を計上した連結財務諸表等を作成し、これらの連結財務諸表等を記載した有価証券報告書及び四半期報告書を提出しました。

これらの開示書類は、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類に該当します。

② 不適正な会計処理の概要

当社及び当社の連結子会社が行った主な不適正な会計処理は、以下のとおりです。

ア 固定資産の減損損失の過少計上

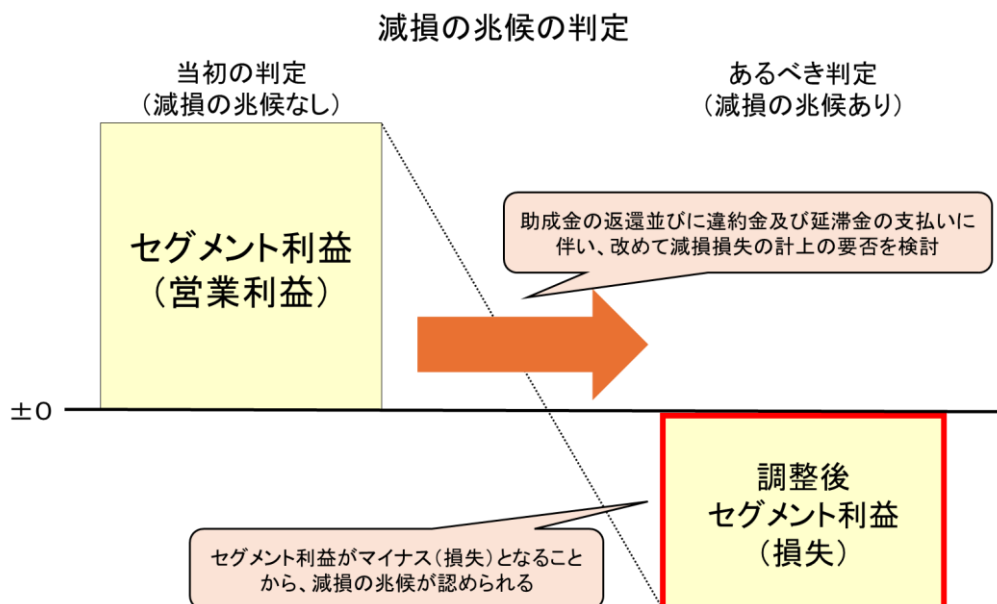
当社は、固定資産に係る減損の検討に当たり、情報・印刷事業セグメントについて、当初、セグメント利益（営業利益）を基礎として減損の兆候が認められないと判断し、減損損失を計上していませんでした。

しかし、下記イに記載の売上原価並びに販売費及び一般管理費の過少計上の修正に伴い、改めて減損損失の計上の要否を検討した結果、減損の兆候が認められ、割引前・後将来キャッシュ・フローの見積り金額が減損対象固定資産の帳簿価額を下

回っている状況でした。

当社は、本来、固定資産に係る減損損失を計上すべきでしたが、これを計上していませんでした。

[参考1：主な不正行為の概要図（イメージ図）]



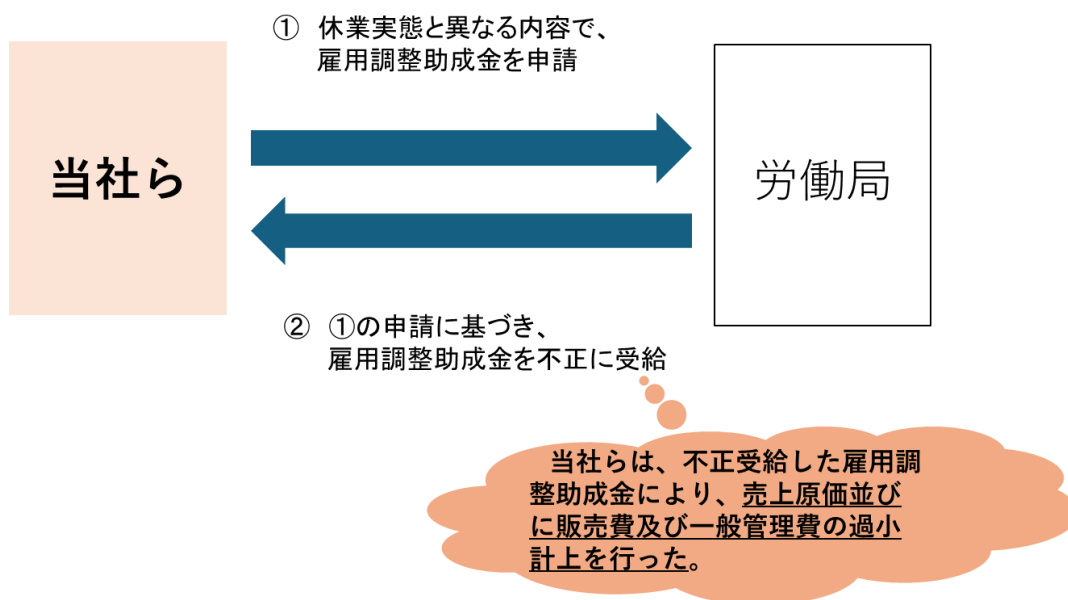
イ 売上原価並びに販売費及び一般管理費の過少計上

当社及び当社の連結子会社（以下「当社ら」という。）は、新型コロナウイルス感染症の影響による従業員の休業を理由とする「雇用調整助成金」について、休業実態と異なる内容で申請し、同助成金を不正に受給していました。

当社らは、本来、不正に受給した雇用調整助成金について、売上原価並びに販売

費及び一般管理費から控除すべきではありませんでしたが、控除していました。

[参考2：主な不正行為の概要図（イメージ図）]



(2) 不正の原因とその是正策

本件の不適正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

① 背景・原因

当社及び当社の連結子会社において、不適正な会計処理が行われてきた背景・原因としては、主に以下の点が考えられます。

ア 取締役相互の牽制・監視機能、取締役に対する監査・検証機能が不十分であったこと

当社においては、創業者である元代表取締役会長の会社経営に対する影響力が強く、企業ガバナンス及び内部統制システムが有効に機能しにくい状態にあり、同会長に対して役職員が異議を唱えることができない状況であった。常勤取締役における上場会社の取締役としての責務やガバナンス意識が低く、取締役相互の牽制が機能していなかったため、他の取締役による是正は行われなかった。

イ 内部統制システムが機能不全となっていたこと

内部監査部門による定期的な取締役及び業務部門に対する監査が行われておらず、各部門が抱える潜在的なリスクを吸い上げることができなかった。

また、内部通報制度については、社内の経営企画部が通報先であり、十分に機能していなかった。

ウ コンプライアンス意識が欠如していたこと

役職員のコンプライアンスについての認識や公金受給に対する意識が欠如しており、雇用調整助成金の受給条件に沿った休業が徹底されていなかった。

② 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

- ア 新経営体制の構築
- イ 取締役に対する監査・検証機能の強化
- ウ 新たな内部統制システムの構築

5 暗号資産評価損の過少計上

【事例6】暗号資産評価損の過少計上及びのれんの減損損失の不計上等（株式会社クシム（現 株式会社 HODL1）：東証スタンダード市場、情報・通信業）

事案のポイント

《特色》

保有する「活発な市場が存在しない暗号資産」について、資金の回収が確実な金額を見積ることが困難であったことから、ゼロ又は備忘価額で評価すべきでしたが、暗号資産交換所（Zaif）における終値で評価することにより、帳簿価額と評価額の差額である暗号資産評価損を過少に計上する等の不適正な会計処理を行った事案です。

《概要》

当社及び当社の連結子会社は、暗号資産評価損の過少計上及びのれんの減損損失の不計上等の不適正な会計処理を行ったことにより、過大な当期純利益等を計上しました。これらにより、当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出したことから、証券監視委は、課徴金納付命令の勧告（課徴金額 1200 万円）を行いました。

《背景・原因》

- 経理担当者が少なく、経理担当取締役を含む経理担当者の会計知識も不足していたこと
 - 経理担当者が、暗号資産発行者による暗号資産の価値等を増加させるための施策の効果が乏しいことを適切に評価できず、漫然と暗号資産の取引価格や取引量が回復すると期待したこと
- 等が考えられます。

(1) 事案の概要

① 法令違反の概要

当社は、当社及び当社の連結子会社が行った不適正な会計処理により、過大な当期純利益等を計上した連結財務諸表等を作成し、これらの連結財務諸表等を記載した有価証券報告書及び四半期報告書を提出しました。

これらの開示書類は、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類に該当します。

② 不適正な会計処理の概要

当社及び当社の連結子会社が行った主な不適正な会計処理は、以下のとおりです。

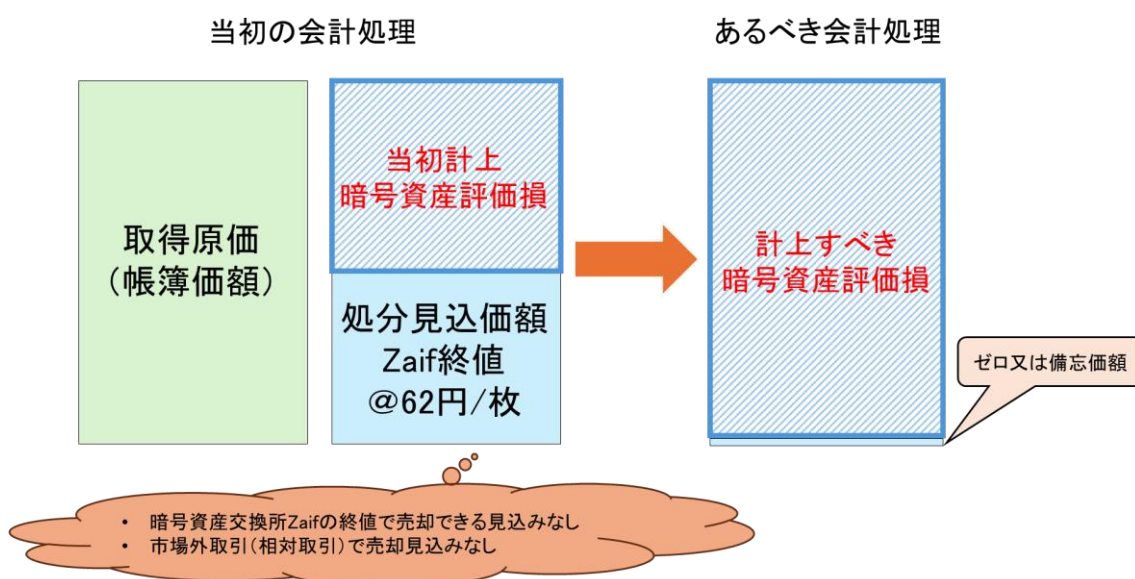
ア 暗号資産評価損の過少計上

「活発な市場が存在しない暗号資産」の期末の評価は、期末日における「処分見込価額」が「取得原価」（帳簿価額）を下回る場合には「処分見込価額」を用いることとされています。「処分見込価額」は、資金の回収が確実な金額に基づき見積りますが、当該金額を見積ることができない場合には、ゼロ又は備忘価額を「処分見込価額」とします。

令和5年10月当時、暗号資産交換所（Zaif）における暗号資産（フィスココイン）の取引量が大幅に減少し、取引価格も大幅に下落していたことから、当社は、当社グループが保有するフィスココインについて、（1）Zaifの終値で売却できる見込みがなく、（2）市場外取引（相対取引）でも売却できる見込みもなく、資金の回収が確実な金額を見積ることができない状況にありました。

このため、当社は、本来、保有するフィスココインをゼロ又は備忘価額で評価し、帳簿価額との差額を暗号資産評価損として計上すべきでしたが、帳簿価額とZaif終値との差額を暗号資産評価損として計上していました。

[参考1：主な不正行為の概要図（イメージ図）]



イ のれんの減損損失の不計上

当社は、令和5年10月31日に取得した子会社が保有する暗号資産（フィスココイン）について、上記アに記載のとおりゼロ又は備忘価額で評価した上で、連結上、当該子会社が当初計上していた帳簿価額相当額をのれんとして計上すべきでした。そのうえで、当該子会社の業績悪化により将来キャッシュ・フローの発生が見込めないことから、本来は当該のれんの全額を即時に減損損失に計上すべきでしたが、これを計上していませんでした。

ウ 関係会社株式売却益の過大計上

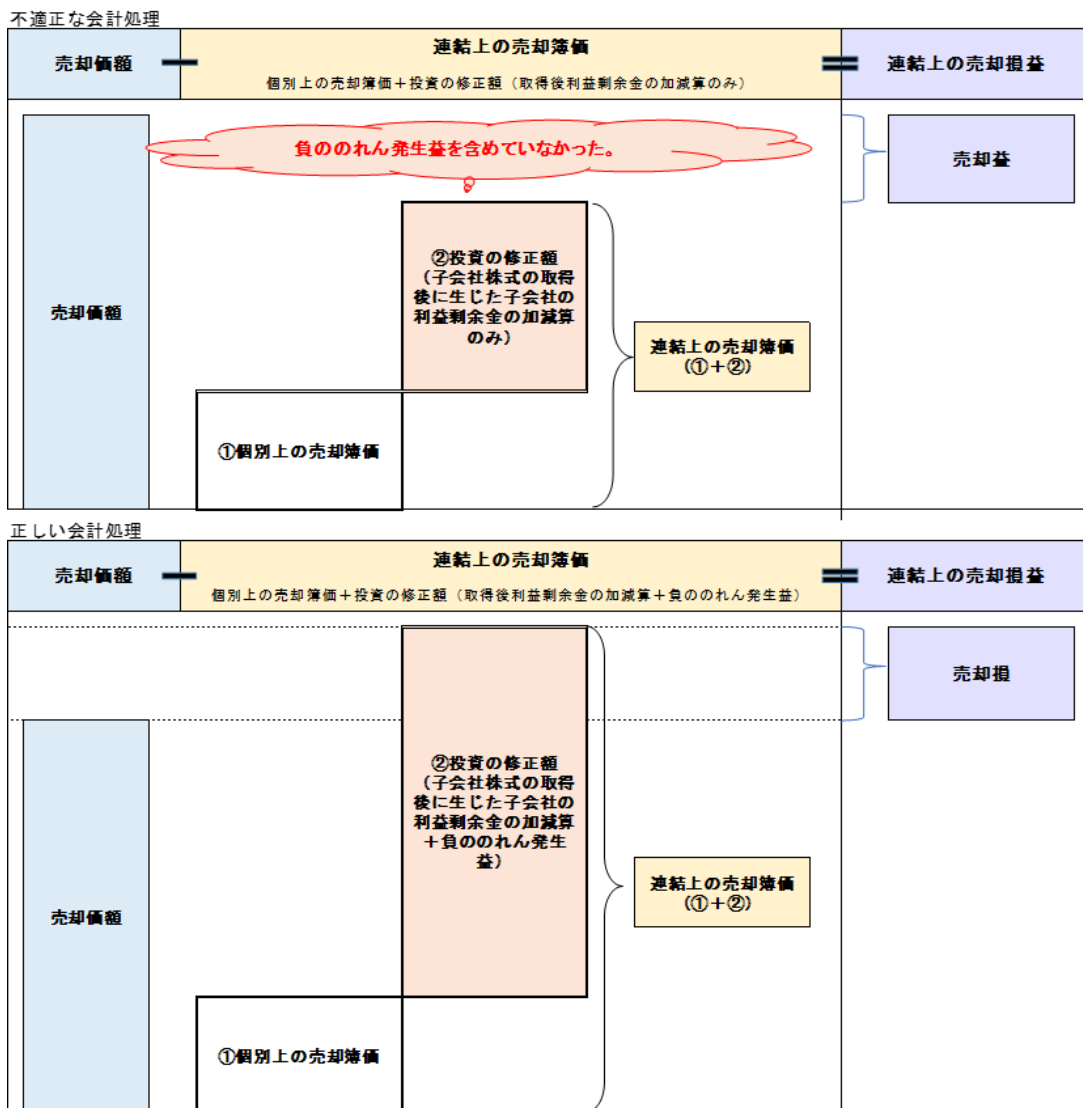
当社は、過年度に子会社株式を取得した際に、負ののれん発生益（特別利益）を計上しました。その後、当該子会社株式をすべて売却し、関係会社株式売却益を計

上しました。

関係会社株式売却損益は、子会社株式の売却価額から連結上の子会社株式の売却簿価を減算して算出します。また、連結上の子会社株式の売却簿価は、負ののれん発生益が二重に計上されることを防ぐため、個別財務諸表における子会社株式の売却簿価に、負ののれん発生益を加算して算定する必要があります。

しかし、当社は、連結上の子会社株式の売却簿価の算定において負ののれん発生益を加算しなかったため、負ののれん発生益相当額分、関係会社株式売却益を過大に計上しました。

[参考2：主な不正行為の概要図（イメージ図）]



(2) 不正の原因とその是正策

本件の不適正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

① 背景・原因

当社及び当社の連結子会社において、不適正な会計処理が行われてきた背景・原因としては、主に以下の点が考えられます。

ア 経理担当者が少なく、経理担当取締役を含む経理担当者の会計知識も不足していたこと

当社は、連結子会社が多く会計実務が複雑になる中で、少数の経理担当者が「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」や「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」等の企業会計の基準に関する知識が乏しいまま、複数の子会社の経理を担当していた。

イ 経理担当者が、暗号資産発行会社による暗号資産の価値等を増加させるための施策の効果を適切に評価することができなかったこと

暗号資産交換所（Zaif）における暗号資産の取引量が大幅に減少し、また、暗号資産の価格が大幅に下落している中で、経理担当者は、暗号資産発行者（株）フィスコ）による暗号資産の価値及び取引量を増加させるための施策の効果が乏しいことを適切に評価できなかった。さらに、当社は、暗号資産交換所（Zaif）における取引量に比べて当社グループが大量に当該暗号資産を保有している状況において、暗号資産交換所（Zaif）を通じて又は市場外取引で当該暗号資産を第三者に売却できる見込みもなかったことから、保有する暗号資産（フィスココイン）の評価額をゼロ又は備忘価額としなければならなかったにもかかわらず、Zaif 終値を使用して評価した。

② 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

ア 経理実務経験の豊富な者を取締役に任命し、財務経理実務全般を所管させる

イ 四半期に一度、会計監査人とは別の公認会計士と重要な会計上の論点について協議を行う

【事例7】暗号資産評価損の過少計上等（株式会社フィスコ：東証グ ロース市場、情報・通信業）

事案のポイント

《特色》

当社の取締役が暗号資産交換所で暗号資産（フィスココイン）を購入することにより価格を吊り上げ、当社の連結子会社が取得していた当該暗号資産の評価損の計上を回避する等の不適正な会計処理を行った事案です。

《概要》

当社は、連結子会社と共に、暗号資産評価損の不計上を行った他、当社は、暗号資産評価損の過少計上を行ったことにより、過大な営業利益等を計上しました。これらにより、当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出したことから、証券監視委は、課徴金納付命令の勧告（課徴金額 1500 万円）を行いました。

《背景・原因》

- 暗号資産の公正な取引にかかるコンプライアンス意識が不足していたこと
 - 会計基準等の認識が不足していたこと
- 等が考えられます。

(1) 事案の概要

① 法令違反の概要

当社は、当社及び当社の連結子会社が行った不適正な会計処理により、過大な営業利益等を計上した連結財務諸表等を作成し、これらの連結財務諸表等を記載した有価証券報告書及び四半期報告書を提出しました。

これらの開示書類は、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類に該当します。

② 不適正な会計処理の概要

当社及び当社の連結子会社が行った主な不適正な会計処理は、以下のとおりです。

ア 暗号資産評価損の不計上

「活発な市場が存在しない暗号資産」は「取得原価」で評価し、期末において「処分見込価額」が「取得原価」（帳簿価額）を下回る場合には、「処分見込価額」※で評価することとされています。

※「処分見込価額」は、資金の回収が確実な金額に基づき見積り、資金の回収が確実な金額を見積ることが困難な場合にはゼロ又は備忘価額とします。

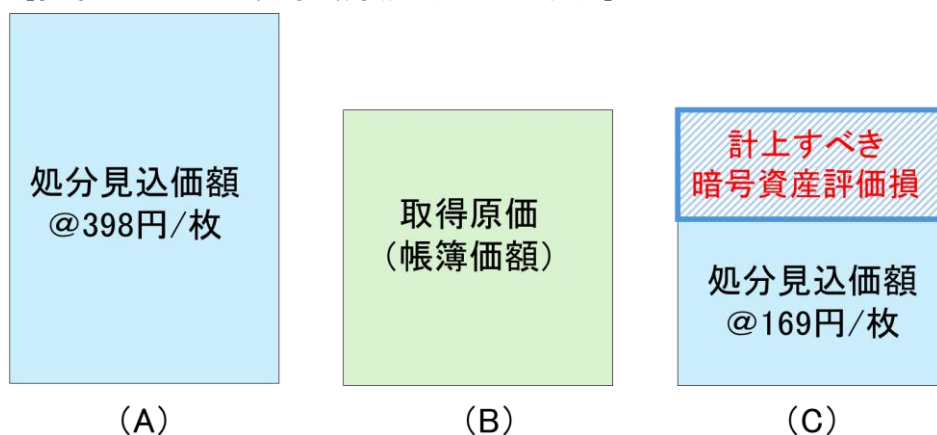
当社は、暗号資産（フィスココイン）を「活発な市場が存在しない暗号資産」に分類し、その「処分見込価額」を暗号資産交換所（Zaif）における期末の終値を基

に算定することとしていました。

令和4年6月第2四半期末において、当該暗号資産の「処分見込価額」（＝暗号資産交換所（Zaif）における期末の終値）が「取得原価」を上回ったことから、当社は「取得原価」を貸借対照表価額として計上しましたが、「処分見込価額」の算定の基とした期末の終値 398 円は、当社の取締役2名による取引（当社連結子会社名義又は当該取締役が役員を兼務している会社の名義での取引）により吊り上げられた価格であり、これを基に「処分見込価額」を算定することは適切ではありません。

当社は、本来、当該取締役2名による取引前の6月28日の暗号資産交換所（Zaif）の終値 169 円を基に処分見込価額を算定し、「取得原価」（帳簿価額）との差額を暗号資産評価損として計上すべきでしたが、これを計上していませんでした。

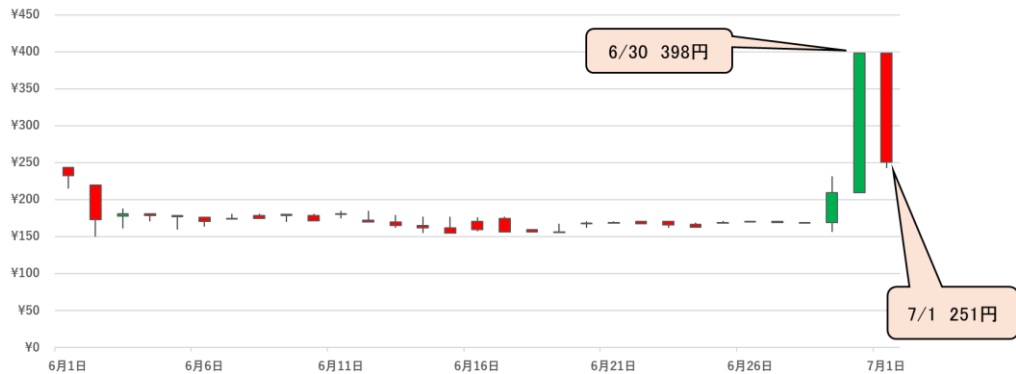
[参考1：主な不正行為の概要図（イメージ図）]



(A) > (B) : 暗号資産評価損の計上不要 ← 当初の会計処理

(C) < (B) : 暗号資産評価損の計上必要 ← あるべき会計処理

当社の前取締役2名による取引により、フィスココイン1枚当たりのZaifにおける価格は、令和4年6月29日の暗号資産交換所Zaifにおける始値169円から同年6月30日の終値398円まで229円(+135.5%)上昇した。翌7月1日の終値は251円と147円下落した。



イ 暗号資産評価損の過少計上

記載内容重複のため、割愛（Ⅲの「事例6」(1)②ア参照（P35～36））。

(2) 不正の原因とその是正策

本件の不適正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

① 背景・原因

当社及び当社の連結子会社において、不適正な会計処理が行われてきた背景・原因としては、主に以下の点が考えられます。

ア 暗号資産の公正な取引に係るコンプライアンス意識が不足していたこと

前取締役（2名）は、令和4年6月29日及び30日の取引により、暗号資産交換所Zaifにおける暗号資産（フィスココイン）の価格を大幅に上昇させていたことから、当社は、Zaif終値を暗号資産（フィスココイン）の評価に採用すべきか否か慎重に判断すべきだったにもかかわらず、それを怠った。

当社は、金融資産運用規程を定め、暗号資産については暗号資産運用細則を定めており、当該細則において、暗号資産の自己売買取引及びトレーディングについて、担当者2名が取引価格を決定し、うち運用者1名が取引を実行すること、取引実行前に対象暗号資産の急激な価格変動及び流動性等について慎重に相互確認を行うことなどが規定されている。しかし、当該細則は、子会社や当社の役員が役員を兼任している会社による取引は対象としておらず、前取締役（2名）は、暗号資産の取引を一人で行った。

イ 会計基準等の認識が不足していたこと

経理担当取締役及び経理担当者は、企業会計の基準（注）の規定を十分に理解していなかったことから、暗号資産を適切に評価することができなかった。

（注）実務対応報告第38号「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する

当面の取扱い」（平成 30 年 3 月 14 日公表）

企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（平成 21 年 12 月 4 日公表、令和 2 年 3 月 31 日改正）

② 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

- ア 子会社等に対する暗号資産に関する取引規程の適用及び当社役職員が関与する会社による暗号資産取引の事前承認手続の整備
- イ 期末・決算発表前後における当社グループ会社の暗号資産取引状況の把握及び必要に応じて取引を制限又は中止する体制の整備
- ウ 当社グループ間の役員の兼任の原則禁止
- エ 暗号資産に関する法令及び会計基準等に関する研修の実施

IV 過去の検査事例

1 開示書類の虚偽記載

(1) 売上高

➤ 不適正な会計処理の手法

① 売上の架空計上や過大計上

- ・ 絵画等の販売について、顧客との間で販売代金以上で買戻しが約束されている場合には、金融取引として処理するとされていることから、販売代金を借入金とし、販売代金と買戻代金との差額を支払利息として計上すべきところ、それを行わず、売上を過大に計上した。（【事例8】参照）
- ・ 未受注であるにもかかわらず、発注書や受領書を未受注の取引先から詐取又は自ら偽造することで、受注及び納品の事実を仮装し、売上の架空計上を行うことにより、売上を過大に計上した。（【事例10】参照）
- ・ 工事進行基準を適用していた太陽光発電所建設工事において、大幅な追加原価が発生し始めたにもかかわらず、工事原価総額の増加がどの程度になるか適時・適切に見積ることができない状況となった。このため、工事完成基準に変更して、工事完成時に工事収益を認識すべきであったが、それを行わず、売上を過大に計上した。（【事例11】参照）
- ・ 上場前に適用していたものの、上場後に要件を満たさなくなり、適用することができなくなった企画売上の計上基準を引き続き適用したことによって、売上の過大計上等を行った。（【事例13】参照）
- ・ 工事進行基準適用案件において、工事の受注時点又は進行中に損失が見込まれていたにもかかわらず、実現可能性の低い又は具体的裏付けのないコスト削減策を織り込むことなどで見積工事原価総額を過少に見積もり、工事進捗度を高くすることにより売上を過大に計上した。（【事例17】参照）
- ・ 共同研究開発契約に基づき共同開発先から受け取った金銭を研究開発費から減額する必要があったが、売上高として計上したことにより売上を過大に計上した。（【事例19】参照）
- ・ バッテリーモジュールを販売・レンタルする商流での取引について、当該取引の実態がなく、本来売上を計上できないにもかかわらず、売上を過大に計上した。（【事例27】参照）
- ・ 実際には発注がなかったにもかかわらず、関係会社を介在させることで、取引があるような外観を作出し、売上を計上した。（【事例30】参照）
- ・ 販売用不動産に係る不動産信託受益権の売買に係る循環取引により、B社から取得した当該受益権をC社に売却することで売上を計上した。（【事例36】参照）
- ・ 物品販売とその仕入れを内容とする実体のない架空循環取引により、売上を過大に計上した。
- ・ 台湾の取引先に対して、日本人顧客拡大に向けたプロモーション施策に関する役

務提供を行ったとして売上を計上したが、実際には、役務提供を伴わない架空の取引を売上として計上した。

- ・ 未設置物件に関する架空売上が計上することにより、売上が過大に計上した。
- ・ 取引先から受託したコールセンター業務において、稼働時間の水増しを行い、取引先に対して当該水増し分を課題に請求するとともに売上が過大に計上した。
- ・ 子会社が不動産売買の媒介契約等において架空の取引名義人の印鑑を用意して契約書を偽造するなどして、複数の架空の売上が計上した。
- ・ 子会社における不動産販売について、売上げを過大に計上し、かつ、不採算子会社等を連結範囲から除外し、過大な当期純利益等を計上した。
- ・ 子会社において、実態のないコンサルティング業務や商品販売等によって、売上の過大計上等を行った。
- ・ 同一人物が代表取締役を務める仕入先会社と販売先会社との間の架空取引（資金循環取引）によって、売上の過大計上等を行った。
- ・ 当社の元出資者が代表取締役を務める会社（当社の仕入先会社）と同一人物を代表取締役とする2つの会社（仕入先会社の仕入先会社・当社の販売先会社）との間の架空取引（資金循環取引）によって、売上の過大計上等を行った。
- ・ サーバー等の販売において、複数の会社を利用した循環取引を行うことにより、架空売上が計上した。
- ・ 海外連結子会社による取引先企業等との架空取引、その滞留売掛金隠蔽のための架空取引等によって、売上過大計上、貸倒引当金不計上等を行った。
- ・ 海外販売子会社において、基幹システム上で架空の受注伝票等を登録することにより、架空の売上が計上した。
- ・ 太陽光発電事業に係る商材及びタブレット端末の取引において、実態のない架空取引により、架空売上が計上した。
- ・ 代表取締役が代表を兼務していた他社による太陽光発電事業に係る販売取引の一部を、子会社による販売取引のように装うことにより売上が過大に計上した。
- ・ バイオ関連開発権の譲渡について、譲渡先の取締役会の承認が得られず契約が成立していないにもかかわらず成立したかのように装ったほか、回収困難となった商品売上代金を回収したかのように装うなどして、架空売上が計上した。
- ・ 連結子会社による発電施設の建設工事についての工事進捗度の操作によって、工事売上の過大計上等を行った。
- ・ 帳票のみで行われ、取引の仲介に入るだけの取引において、取引先（同業他社）と意を通じるなどして、架空売上及び架空仕入を計上した。

② 売上の前倒し計上

- ・ 代理店として顧客との間で成約した保険契約の対価として、保険会社から代理店手数料を収受していたが、本来、保険会社から保険料に応じて実際に支払われた保険募集代理店手数料を売上として計上すべきところ、保険会社から将来支払われることが見込まれる当該代理店手数料を含めて売上が計上した。（【事例9】参照）
- ・ 実際には納品が未了であるにもかかわらず、取引先から詐取又は自ら偽造するこ

とにより、納品の事実を仮装し、本来の売上計上日よりも前倒しして、売上を計上した。（【事例 10】参照）

- ・ 創業者一族で、筆頭株主である代表取締役による指示の下、子会社及び当社における売上の前倒し計上等、多数の不適正な会計処理を行った。（【事例 12】参照）
- ・ コンサルティング業務名目での売上の前倒し等、多数の不適正な会計処理を行った。
- ・ 工事進行基準を適用しているソフトウェア取引において、勤務表を改ざんして実際には作業に従事していない人員の作業時間数（労務費）を実際原価に含めて、工事進捗度を高くすることにより、売上を前倒し計上した。
- ・ 取引先とは交渉中であつたにもかかわらず、虚偽の契約書を作成し、売上を前倒し計上した。
- ・ 取引先から預かった印章を用いて虚偽の証憑類を作成し、売上を前倒し計上した。
- ・ 検収基準により売上を計上していたが、発注者に対し、社内資料として使用するだけであるなどと説明をし、除染作業の進捗度や測量結果とは無関係に作成した「検収書」等に発注者の押印を得るなどして、売上を前倒し計上した。

③ 売上の取消し処理の未済

- ・ 毎月の授業料の請求等をもって計上した売上について、期末に未実施の授業数に対応する部分を前受金に振替処理すべきであつたにもかかわらず、売上の取消しを行わなかった。（【事例 34】参照）
- ・ 注文が取り消されたにもかかわらず、取消し手続を行わなかった。

【事例8】売上の過大計上等（東証スタンダード市場、サービス業（アート関連事業等））

① 事案の概要

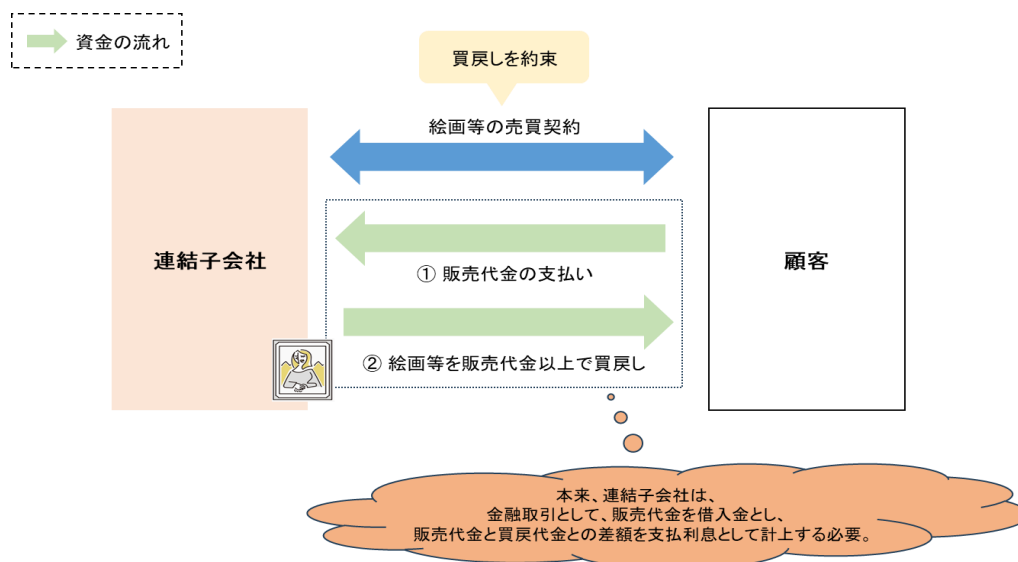
ア 法令違反の概要

当社及び当社の連結子会社が行った主な不適正な会計処理は、以下のとおりです。
当社の連結子会社は、顧客との間で、販売代金以上で買戻しすることを約束して絵画等を販売し、売上を計上しました。

しかしながら、顧客との間で当該買戻しが約束されている場合には、金融取引として処理するとされていることから、販売代金を借入金とし、販売代金と買戻代金との差額を支払利息として計上すべきでした。

この結果、当社の連結子会社は、売上を過大に計上しました。

[参考：主な不正行為の概要図（イメージ図）]



② 不正の原因とその是正策

本件の不適正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

ア 背景・原因

当社及び当社の連結子会社において、不適正な会計処理が行われてきた背景・原因としては、主に以下の点が考えられます。

a ガバナンスの不備

一部の取締役が不正に主体的に関与したことや、取締役のガバナンス意識の欠如、監査役及び監査役会の軽視が認められた。

また、内部統制に多くの不備があったが、取締役及び取締役会は具体的な対策を講じておらず、取締役会のガバナンス機能が十分に機能していなかった。

常勤監査役が不在であり適切な監査体制が構築されていなかった。取締役及び監査役に会計の知識が不足していた。

b 内部統制の不備

専任の内部監査担当者が不在であり、内部監査が実施されていなかった。

当社の連結子会社の絵画等の販売取引に関する売買契約書は、契約書作成フローに準拠することなく作成可能であり、他の役職員による確認、牽制機能が十分な体制ではなかった。

また、契約書や受領書の保管に関するルールが定まっておらず、契約書や受領書の保管状況に関する内部監査がなされていなかった。

イ 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

a ガバナンス体制の整備や役職員への研修・教育の実施

b 内部監査体制の強化や業務フロー改善策の実施

【事例9】売上の前倒しによる売掛金の過大計上等（東証スタンダード市場、移動通信機器販売関連事業、保険代理店事業等）

② 事案の概要

ア 法令違反の概要

当社は、当社の連結子会社が行った不適正な会計処理により、過大な連結純資産等を計上した連結財務諸表等を作成し、これらの連結財務諸表等を記載した有価証券報告書、四半期報告書及び有価証券報告書等の訂正報告書を提出しました。

これらの開示書類は、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類に該当します。

イ 不適正な会計処理の概要

当社及び当社の子会社が行った主な不適正な会計処理は、以下のとおりです。

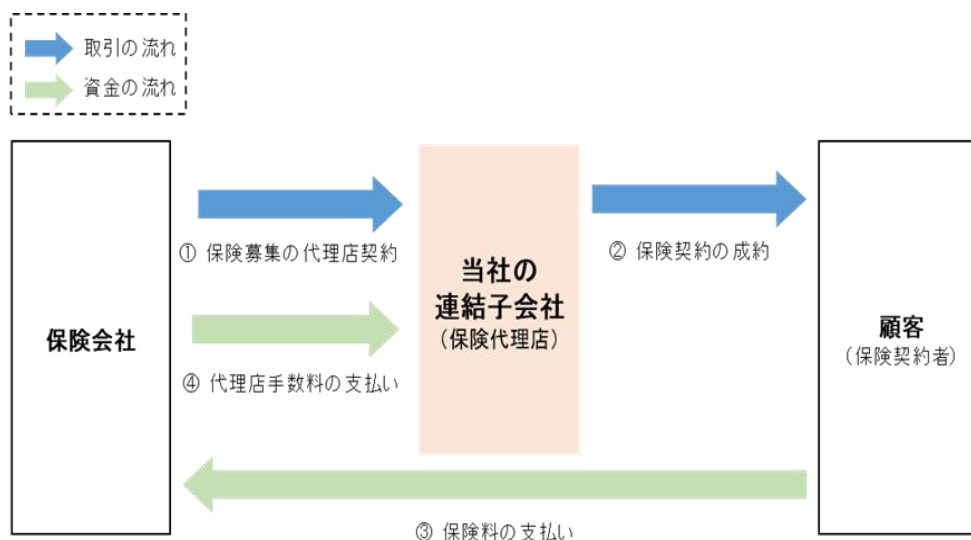
保険代理店事業を行っている当社の連結子会社は、代理店として顧客との間で成約した保険契約の対価として、保険会社から代理店手数料を収受していました。

当社の連結子会社は、本来、保険会社から保険料に応じて実際に支払われた保険募集代理店手数料を売上として計上すべきところ、保険会社から将来支払われることが見込まれる当該代理店手数料を含めて売上进行を計上しました。

また、売上・売掛金計算の基礎となる保険会社から入手する代理店手数料明細を改ざんし、架空の売上・売掛金を計上していました。

この結果、当社の子会社は、売上の前倒しによる売掛金の過大計上等を行いました。

[参考：主な不正行為の概要図（イメージ図）]



③ 不正の原因とその是正策

本件の不適正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

ア 背景・原因

当社において、不適正な会計処理が行われてきた背景・原因としては、主に以下の点が考えられます。

a 当社グループにおけるコンプライアンス意識が欠如していたこと

当社の連結子会社の元代表取締役社長は、当社の創業者からの期待と信頼から生じるプレッシャーを背景として、良好な営業成績を報告し続けることが、コンプライアンス遵守よりも優先されるとの意識を当該子会社内に醸成させていた。

b 当社グループにおける内部統制の不備があったこと

当社の連結子会社において、不適正な会計処理に関する売上・売掛金の計上業務は、長年にわたり経理責任者1名により行われてきており、当該業務について、その作業を検証する体制が全く存在していなかった。このように経理責任者の固定化及び業務の属人化により、相互牽制体制が欠如していた。

c 当社グループのガバナンスが機能不全であったこと

当社の元代表取締役社長ら一部の役員に権限と情報が集中し、当社社外役員に提供される情報が限定的であり、社外役員との意見交換がほとんど行われななど、会社としての問題点の把握に社外役員の知見を十分に活用できていなかった。

イ 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

a 企業風土の改革とコンプライアンス意識の醸成

b 当社グループにおける内部統制の強化

c コーポレート・ガバナンスの再構築

【事例 10】 売上の過大計上等(東証一部、サービス)

① 事案の概要

ア 法令違反の概要

当社は、当社が行った不適正な会計処理により、過大な当期純利益等を計上した連結財務諸表等を記載した有価証券報告書等を提出しました。

これらの開示書類は、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類に該当します。

イ 不適正な会計処理の概要

当社が行った不適正な会計処理の概要は、次のとおりです。

a 売上の架空計上

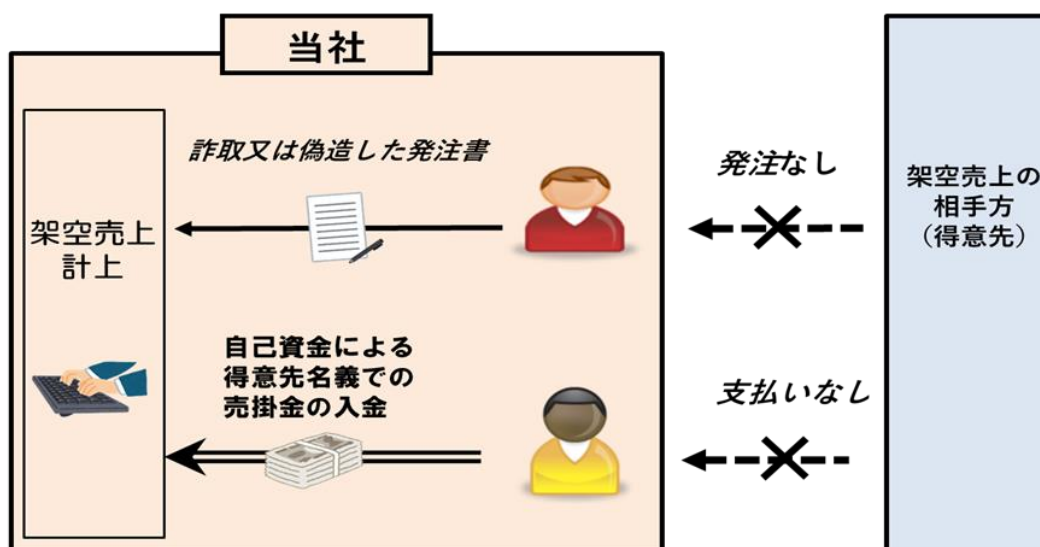
当社は、平成 28 年 3 月期から令和 3 年 3 月期までの間、売上計上した一部の案件について、未受注であるにもかかわらず、発注書や受領書を、未受注の取引先から詐取又は自ら偽造することにより、受注及び納品の事実を仮装し、売上の架空計上を行うことにより、売上を過大に計上しました。なお、売上の架空計上に係る売掛金については、前会長、前社長、取締役及び営業担当者が、それぞれの自己資金を投入して、得意先名義で当社に振り込むことにより、売掛金の回収を仮装していました。

b 売上の前倒し計上

当社は、平成 28 年 3 月期から令和 3 年 6 月第 1 四半期までの間、一部の案件について、実際には納品が未了であるにもかかわらず、受領書を受注済みの取引先から詐取又は自ら偽造することにより、納品の事実を仮装し、本来の売上計上日より前倒して、売上を計上しました。

c 売上原価の前倒し計上及び付け替え

売上の前倒し計上が行われていた多くの案件については、当該売上の前倒し計上に併せて、売上原価の前倒し計上や、別の売上案件に係る原価を付け替えて計上しており、これにより利益率を調整していました。



② 不正の原因

本件の不適正な会計処理の背景・原因は、以下のとおりです。

本件不適正な会計処理は、前会長、前社長、取締役及び営業担当者によって実行されたと認められます。当社において、不適正な会計処理が行われてきた背景としては、主に以下の点が考えられます。

ア 当社の前会長による過剰な業績目標があったこと

当社の前会長は、当社が東証マザーズ（当時）に上場する以前から、当社の役職員に対し過剰な業績目標を課すなど、売上を偏重する傾向にあり、上場後、一層過剰になりました。

イ 当社の前会長のコンプライアンスを無視した業績至上主義があったこと

当社の前会長は、当社の役職員へ過剰な業績目標を課すのみならず、営業担当者による売上の架空計上を把握した後も、会長自らが自己資金を投入して当該案件の売掛金の回収を偽装させることにより、架空売上を訂正することなく推し進めました。これらにより、当社には業績目標に固執した企業風土がまん延し、発注書や受領書を取得すれば売上計上可能という誤った理解の下、発注書や受領書の偽造や詐取が行われるようになりました。

ウ 当社における内部統制、内部監査が機能不全であったこと

当社の前社長らは、当社の生え抜き社員であり、かねてより前会長に対して従属関係にあったこと、また、社外取締役や監査役も前会長を畏怖していたため、前会長のコンプライアンスを無視した業績至上主義に異を唱えることはできませんでした。内部監査については、内部監査室長が営業部次長を兼任する中、取締役等から内部監査が尊重されない組織風土、内部監査室専任者が不在等の問題があり、内部監査室が十分に機能していませんでした。このように、当社の内部統制及び内部監査ともに、機能不全に陥りました。

【事例 11】 売上の過大計上等(札幌証券取引所、建設業)

① 事案の概要

ア 法令違反の概要

当社は、当社が行った不適正な会計処理により、過大な当期純利益等を計上した財務諸表等を記載した有価証券報告書及び四半期報告書を提出しました。

これらの開示書類は、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類に該当します。

イ 不適正な会計処理の概要

a 工事進行基準から工事完成基準への不変更による売上の過大計上

当社は、太陽光発電所建設工事において、工事進行基準を適用し、工事の進捗度に応じて工事収益(売上)を計上していましたが、令和2年11月以降、土木工事等の大幅な追加原価が発生し始めたにもかかわらず、具体的な増加金額を把握できておらず、工事原価総額の増加がどの程度になるか適時・適切に見積ることができない状況となっていました。このことから、当社は、令和2年12月第3四半期以降、工事進行基準から工事完成基準に変更して、工事完成時に工事収益を認識すべきであったにもかかわらず、売上を過大に計上しました。

※1 工事進行基準とは、工事契約に関して、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度を合理的に見積り、これに応じて当期の工事収益及び工事原価を認識する方法のことです。

※2 工事進行基準を適用した工事契約について、事後的な事情の変化により成果の確実性が失われた場合には、その後の会計処理については工事完成基準を適用することとされています。

b 売上原価の過少計上

当社は、上記aとは別の太陽光発電所建設工事において、発破追加工事費用等の多額の費用追加に繋がる見積書を受領しており、令和3年3月期において、追加費用のうち令和3年3月末までに発生した工事原価を計上する必要があったにもかかわらず、工事原価に計上せず、当社は売上原価を過少に計上しました。

② 不正の背景・原因とその是正策

本件の不適正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

ア 背景・原因

当社において、不適正な会計処理が行われてきた背景・原因としては、主に以下の点が考えられます。

a 当社が大型土木工事案件の経験に乏しかったこと

当社は、工事遅延、設計変更、資材高騰等の大きなコスト変動の可能性がある大型案件の土木工事経験が乏しいにもかかわらず、管理の難易度が極めて高い大型土木工事案件を受注しました。

b 元常務の過度の介在により内部統制が機能不全であったこと

元常務は、担当を外れた後も当該工事等を主導し、工事原価が予算を大きく超過する可能性があることを把握していたにもかかわらず、社内へこれら情報の共有を行わなかったため、取締役会等に適切な情報が伝わりませんでした。

- c 内線事業本部内における内部管理体制が脆弱であったこと及び会計ルールについて理解不足であったこと

当該工事の責任者である内線事業本部長（当時）は、当該工事の主導権を元常務に委ね、現場の情報を適時に報告する体制構築等を行いませんでした。

当該工事の現場担当者や内線事業本部担当者の会計ルールについての理解不足により、適切な時期に実行予算の変更が行われなかった。

- d モニタリング体制が機能不全であったこと

当該工事に関するリスク等については、適切な報告体制を構築することとされていたが、実際には履行されず、さらに、社長をはじめとして、考査室及び取締役会によるモニタリングも不十分でした。

イ 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

- a 大型案件等重要案件の管理強化
- b 実行予算の適切な管理
- c 企業風土の改革
- d 管理部門を巻き込んだ内部監査の実施による監視監督機能の強化

【事例 12】 当社及び子会社における売上の前倒し計上等（東証 JASDA スタンダード、その他製品）

① 事案の概要

ア 法令違反の概要

当社は、当社及び子会社における売上の前倒し計上、仕入除外による売上原価の過少計上及び固定資産の減損損失の先送り等、不適正な会計処理を行いました。これらにより、当社は、過大な当期純利益、純資産等を計上した連結財務諸表を記載した有価証券報告書等を提出しました。

イ 不適正な会計処理の概要

不適正な会計処理等	H27/9	H28/9	H29/9	H30/9
a 子会社における売上の前倒し計上等			○	○
b 未完成品を顧客からの預かり在庫とする売上の前倒し計上	○	○	○	○
c 仕入及び買掛金除外並びにその隠蔽操作		○	○	○
d 架空棚卸資産の計上		○	○	○
e 固定資産の減損損失の先送り等		○	○	○
f 事業委託金（補助金）収入の前倒し計上				○
g 修繕費の固定資産勘定等への仮装計上			○	○
h 賞与引当金の過少計上				○
i 架空営業在庫の計上	○	○	○	○
j 長期滞留棚卸資産の評価損の未計上	○	○	○	○
k 従業員の横領による費用の過大計上等	○	○	○	○

当社が行った不適正な会計処理のうち、金額が比較的多額のもの概要は以下のとおりです。

a 子会社における工事売上の前倒し計上等

当社の連結子会社であるA社は、太陽光設備設置工事を平成 29 年 7 月に受注し、同年 12 月に完成させました。当社は工事完成基準を採用していたため、工事売上及び工事原価を、工事が完成した平成 29 年 12 月第 1 四半期に一括して計上する必要があったにもかかわらず、当社はA社に指示し、同年 6 月第 3 四半期及び同年 9 月第 4 四半期に分割して前倒し計上させました。また、工事原価については、

平成 29 年 9 月期から平成 30 年 9 月期までに、工事売上と関係なく恣意的に計上させました。

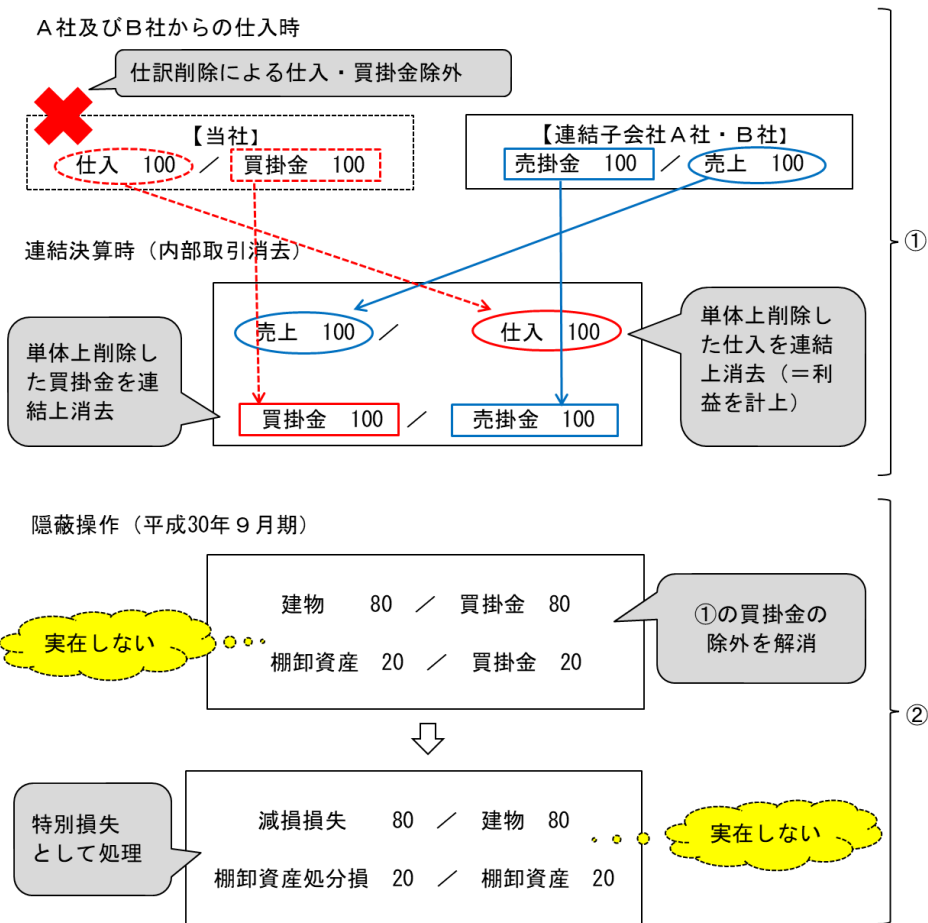
b 未完成品を顧客からの預かり在庫とする売上の前倒し計上

当社は、オープンラック等の製品につき、製造が完了していないにもかかわらず、顧客から製品保管依頼書入手する、製品の保管場所に空き箱を混在させるなどして、顧客に販売済みの製品を当社に保管しているように偽装して、実現していない売上を前倒して計上しました。

c 仕入及び買掛金除外並びにその隠蔽操作

イ 当社は、売上原価を減少させて利益を増加させるため、平成 29 年 6 月第 3 四半期に、当社の連結子会社である A 社及び B 社からの仕入並びにこれに対応する買掛金を除外しました。

ロ 当社は、仕入除外等の発覚を免れる方策として、平成 30 年 9 月期において、架空の建物及び棚卸資産を計上し、これらに対応させる形で買掛金を増額させた上で、建物については減損損失を、棚卸資産については棚卸資産処分損をそれぞれ計上し、いずれも特別損失として処理することにより、不自然な買掛金の減少を解消しました。



d 架空棚卸資産の計上

当社は、売上原価を減少させて売上総利益を増加させるため、当社及びB社の棚卸資産を、単価や数量の水増し、一定金額の上乗せ等の方法により、過大に計上しました。

e 固定資産の減損損失の先送り等

会計基準上、減損の兆候がある資産について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、減損損失を認識することが求められます。当社は、割引前将来キャッシュ・フローを算定するに当たり、営業利益の悪化傾向を踏まえる必要があるにもかかわらず、これを行わず、当該キャッシュ・フローの総額を過大に見積もり、結果として、平成 28 年 9 月期に行うべき固定資産の減損損失の計上を平成 30 年 9 月期まで先送りしていました。

(参考) 会計監査人の関与

公認会計士・監査審査会は、本件課徴金納付命令勧告を行った日と同じ日に、当社の会計監査人であった監査法人に対する公認会計士・監査審査会の検査結果に基づく勧告について公表しました。その中では、「特定の監査業務において、最高経営責任者を含む業務執行社員が、監査意見証明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できなかったと認識していながら、無限定適正意見を表明している極めて不適切な状況が認められている」とされています。また、公認会計士・監査審査会の検査では、「検証対象とした全ての個別監査業務において、業務執行社員及び監査補助者に、会計基準及び監査の基準の理解が不足している状況、職業的懐疑心が欠如している状況がみられ、それらに起因する重要な不備を含む不備が広範かつ多数認められている」とされています。

② 不正の原因とその是正策

本件の不適正な会計処理の背景・原因と、当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

ア 背景・原因

代表取締役は、取引銀行と良好な関係を保つためには不適正な会計処理を行っても構わないと考えていたなど、利害関係者に対し適正な財務報告を行うという意識が欠如していました。また、創業者一族で、筆頭株主である代表取締役に権限が収集する中、他の取締役や幹部職員も代表取締役に異議を唱えることができず、当社に、不適正な会計処理を許容する企業風土が醸成されていました。さらに、取締役会は形骸化し、職務執行に対する監督機能が発揮されず、監査役による監査もほとんど行われていなかったなど、ガバナンスが全く機能していませんでした。

このような状況の中で、経常利益等をマイナスにしないようにとの代表取締役の指示の下、役員及び幹部社員は、不適正な会計処理の方法を考え、実施しました。

イ 是正に向けた当社の対応

当社は、

- a 代表取締役、取締役及び監査役の刷新
- b 不適正な会計処理の温床となっていた「社長ミーティング」を廃止。役員及び各部門長による会議を設置し議論を活性化するほか、月次での取締役会の開催を徹底
- c トップダウンによる過大な売上・利益目標を廃止し、ボトムアップによる実現可能な予算の策定、部門長会議での確認体制を構築
- d 取締役会の直下に内部監査室を設置し、専任の内部監査責任者1名及び兼任の内部監査担当者2名を配置。リスクに応じた内部監査計画をもとに内部監査を実施
- e 監査役の役割を明確にし、適切な監査計画をもとに監査を実施。月次での監査役会の開催を徹底
- f 経理・総務・人事部門を区分するほか、経理部員の増員により経理部門を強化し、会計監査人との会議を定期的実施
- g 代表取締役及び外部の弁護士等から構成されるコンプライアンス委員会を設置。コンプライアンス意識の醸成に向けた施策等を毎月議論し、役職員に対する研修を実施
- h 社内規程の改廃等による整備等の再発防止策を実施しています。



証券監視委と公認会計士・監査審査会との連携

上場会社を監査している監査法人・公認会計士は、財務諸表等の監査に加え、監査を通じて、内部統制の有効性の評価を行うことも役割となっています。

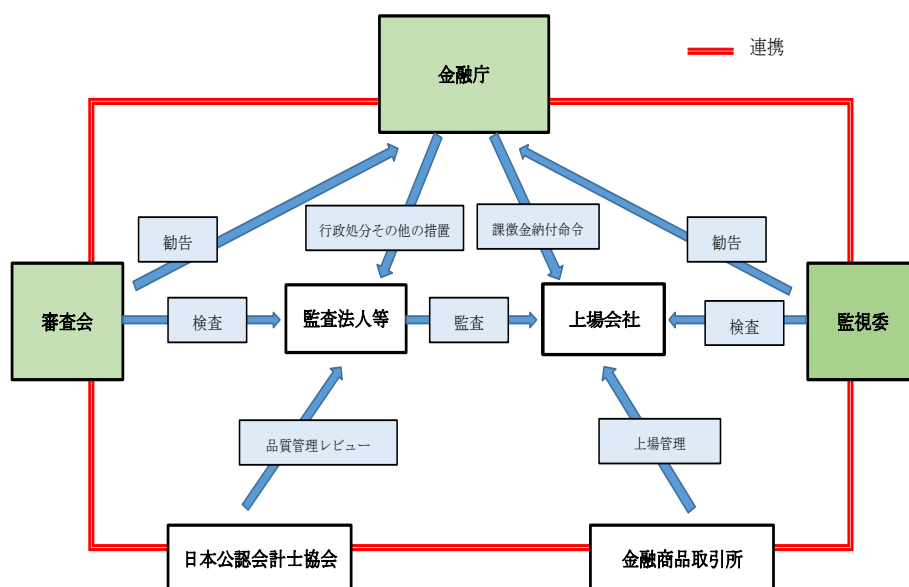
監査法人・公認会計士は、監査業務の品質を合理的に確保するため、監査の品質管理のシステムの整備及び運用が求められています。他方、企業の監査役・監査委員は、業務監査等を行って、取締役の職務の遂行を監査するとともに、会計監査人である監査法人・公認会計士による監査の方法と結果の相当性を判断することが求められています。

このような関係にある会計監査人と監査役・監査委員が連携して、それぞれの役割を果たすことによって、企業活動の健全化が図られるものと期待されています。

しかしながら、開示検査では、会計監査人と監査役・監査委員の双方ともに、果たすべき役割を果たしていなかった事例が確認されています。この事例では、特に、会計監査人の杜撰な監査手続によって、上場会社による不適正な会計処理が看過されてしまったり、不適正な会計処理を適正なものに正すための指摘が行われていませんでした。これは、監査法人の監査業務の品質の問題でもあります。

こうしたことから、証券監視委は、監査法人等の監査品質をチェックしている公認会計士・監査審査会と緊密な連携を図り、証券監視委による開示検査と公認会計士・監査審査会による監査法人に対する検査の双方がより効果的・効率的なものとなるよう努めています。

※ 令和5年4月に改正公認会計士法が施行され、公認会計士・監査審査会の立入検査等において、監査法人等の業務運営に加え、虚偽証明等の検証も行えることとなりました。



【事例 13】 売上の過大計上（東証一部、情報・通信業）

① 事案の概要

ア 法令違反の概要

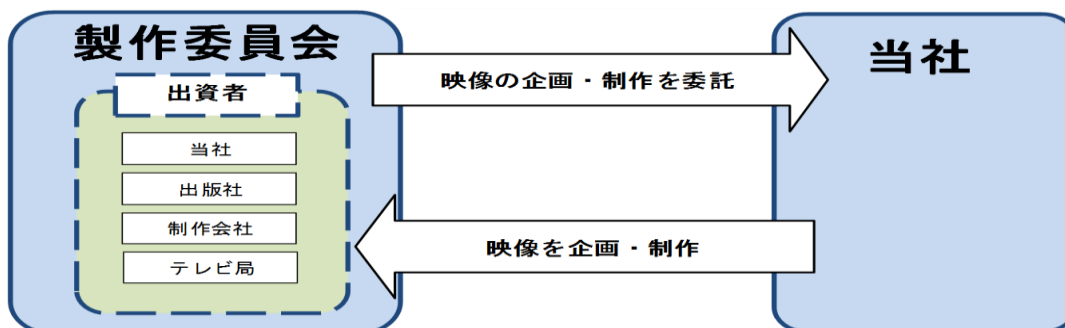
当社は、映像（TV アニメ等）の企画・制作事業において、売上の過大計上や映像の製作委員会に対する当社からの出資金に係る減損損失の不計上などの不適正な会計処理を行いました。これらにより、当社は、

- 当期純利益、純資産等を過大計上した連結財務諸表等を記載した有価証券報告書及び四半期純利益、純資産等を過大計上した四半期連結財務諸表等を記載した四半期報告書を提出したほか、
- 当期純利益、純資産等を過大計上した財務諸表を記載した有価証券届出書及び当該有価証券報告書を参照情報とする有価証券届出書を提出し、これらの有価証券届出書に基づく募集により株券及び新株予約権証券を取得させました。

イ 不適正な会計処理の概要

当社は、出版社や制作会社等の共同出資者と組成した製作委員会から受託した映像の企画・制作事業を行っていました。

（図 1）当社と製作委員会との間の取引の概要



当社は、平成 26 年 3 月の東証マザーズ上場後、速やかに東証第一部への市場変更を目指し、その要件を満たすため、売上や利益目標の達成を優先した結果、当社経営陣の主導の下、主に以下の a から d に掲げる不適正な会計処理を行いました。

a 要件を満たさない売上計上による売上の過大計上等

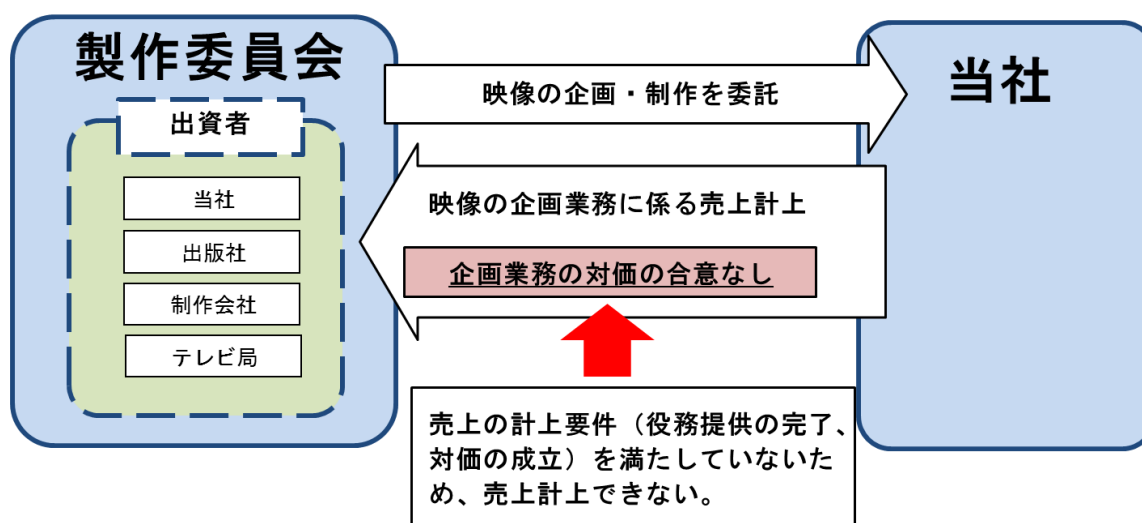
- イ 当社が一部を出資する製作委員会から受託する TV アニメの企画業務に係る対価について、かつては、当社が当該制作委員会の他の出資者と締結する契約書において「総製作費の 20%相当額」と明記されていました。しかしながら、事案が大型化・長期化し、出資者が増加する中、相当数の事案については、当該対価を「総製作費の 20%相当額」とすることについて他の出資者と合意に至らなくなったことから、企画業務の対価についての合意がないまま、契約書が締結されるようになりました。

会計上、売上を計上する要件は、一般的に「役務提供の完了」及び「支払

人及び受取人の間で役務提供に対する対価の合意・成立」が必要であるとされています。

従って、出資者との間で企画業務の対価について合意できなかった事案については、売上計上要件を満たさないため、売上を計上することはできなかったが、当社は、総製作費の 20%を売上として計上し続け、売上の過大計上を行っていました。

(図2) 売上の計上要件を満たさない売上計上



- 当社は、上記イとは別に、TV アニメを制作し、完成したものを納品して制作売上を計上していた。しかしながら、当社は、決算月において、複数の作品のうちほとんどが未完成でありながら、当該制作業務に係る対価の合意・成立はあったことから売上計上基準を満たしているとして、これら未完成の作品を含めた複数の作品分の制作売上を計上しました。

イのとおり売上計上は、「役務提供の完了」がなければ要件を満たさないため、当社は、完成（納品）した作品分についてのみ売上を計上すべきであったところ、未納分の映像作品に係る売上を前倒して計上しました。

- b 架空売上の計上による売上の過大計上

当社は、劇場用アニメの企画・制作に出資者として参加することができなかったことから、

- イ 当該企画・制作の製作委員会の出資者であるA社と契約して、A社から映像の制作業務を受託し、

- A社から受託した映像の制作業務をA社の子会社でA社から映像製作の委託を受けていたB社に再委託する

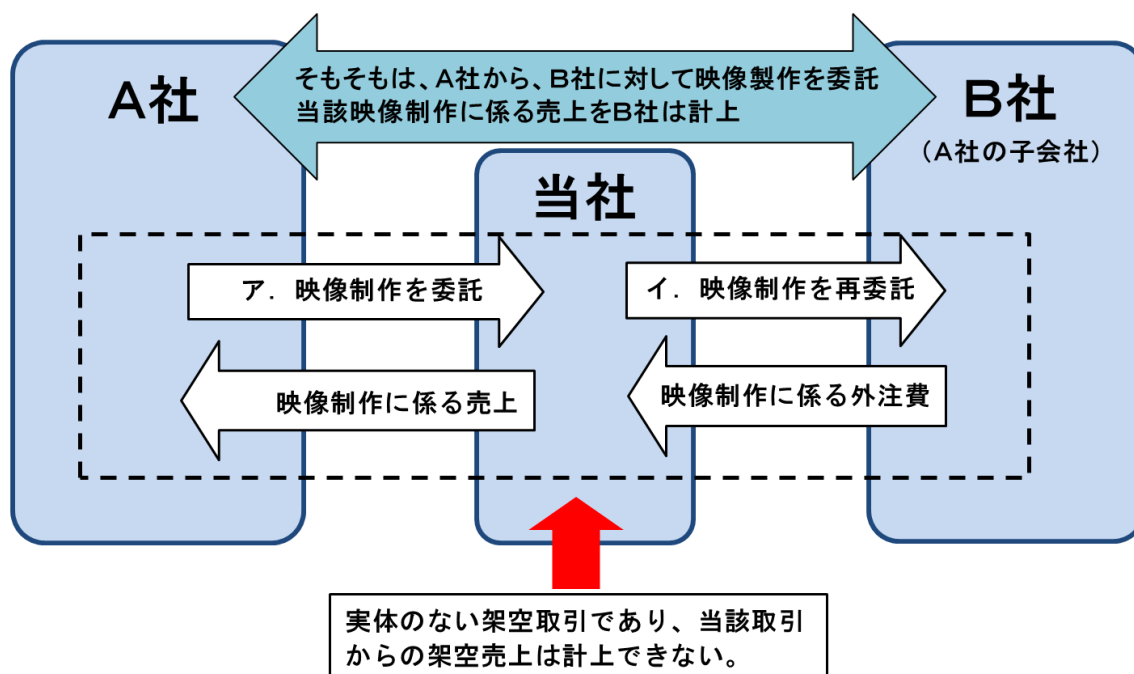
ことによって、A社とB社との間の映像制作に係る取引に参加したとしていました。

これにより、当社は、A社からの映像制作の受託に係る売上及びB社への映像制作の委託に係る外注費用をそれぞれ計上しました。

しかしながら、当社はA社とB社との間の取引に形式的に参加したことだけであり、これらの取引は実体のない架空取引であるため、映像の制作業務に係る

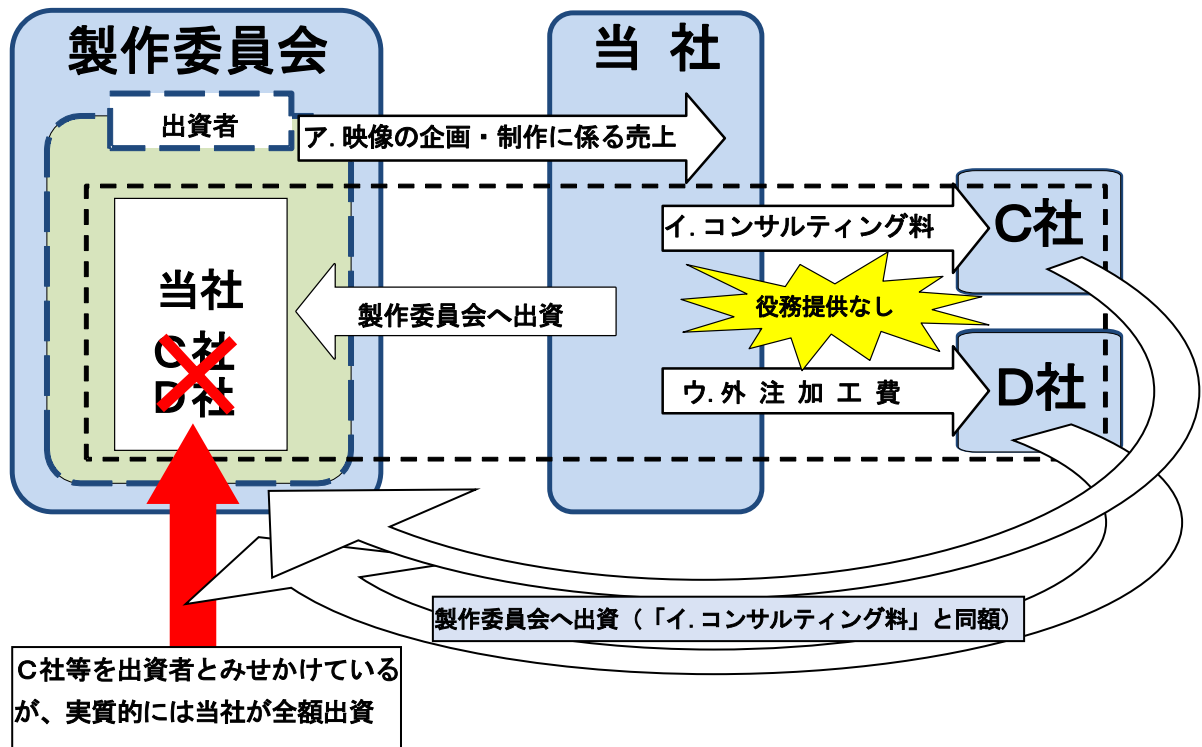
売上は架空売上であり、また、映像制作の委託に係る外注費用の計上も架空の費用計上でした。

(図3) 実体のない取引に係る売上計上



- c 自己取引に係る売上の計上による売上の過大計上
- イ 当社は、アニメの製作に関してC社・D社と製作委員会を組成して出資するとともに、当社が当該アニメの企画・制作を行う旨の共同事業契約書を両社との間で取り交わした。当社は、これに基づいて企画売上を計上するとともに、その後、制作売上を計上しました。
- ロ 当社は、当該企画・制作に関連したコンサルティング業務をC社に委託し、C社に支払う対価（コンサルティング料）として、外注費を計上しました。
- ハ 当社は、当該企画・制作に関してD社に外注加工費を支払っていました。
- ニ しかしながら、C社・D社は、当社に対してコンサルティング業務等の役務提供は行っておらず、その一方で、当社からC社・D社に支払われたコンサルティング料・外注加工費は、C社・D社から当該製作委員会に対して行われていた出資の原資となっていたことが認められました。つまり、C社・D社の当該製作委員会への出資は見せかけの出資であり、実質的には、当社が製作委員会に全額出資していると認められることから、会計上、当社と製作委員会は同一であると認められます。
- ホ 従って、当社の当該企画・制作に係る売上は自己取引に基づくものであり、売上として計上することはできないものの、当社は当該売上を計上し、売上の過大計上を行いました。

(図4) 自己取引に係る売上計上



d 製作委員会への出資金に係る減損損失の不計上

上記 a 及び c の事例では、製作委員会から当社が受けていたアニメの企画・制作業務について、本来であれば計上できない売上を当社は計上し、同時に、当社はこれら製作委員会に対して出資を行ってました。

従って、当社は、これらの企画・制作業務からのキャッシュ・フローが見込めないことから、当社からこれら製作委員会に対する出資金について減損損失を計上すべきであるところ、計上していませんでした。

② 不正の原因とその是正策

本件の不適正な会計処理の背景・原因と、当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

ア 背景・原因

a 客観的かつ検証可能な売上計上基準の不存在

当社は、映像の企画業務について、過去（マザーズ上場以前）に総製作費の20%を売上として計上していました。その後、事案の大型化、長期化に伴い、製作委員会の他の出資者との間で企画業務の対価の合意が得られなくなったことから、どのように売上を計上するべきか検討する必要があったにもかかわらず、検討を行わず、総製作費の20%相当額の売上計上を継続しました。

b コンプライアンス意識の著しい欠如

当社の一部経営陣等（取締役 CFO、経営管理部長等）は、監査法人の監査対策として虚偽の証憑を作成し、また作成を指示していた。また、当社社長は会計知識

に乏しかったことから、会計処理全般を当社の一部経営陣に一任しており、本件不正会計の一部について認識していたものの、本件不正会計を抑止する措置を取りませんでした。

c 内部統制機能の不全

事案ごとの売上及び原価等を集計及び管理している基幹システムにおいて、経営管理部全員に対して売上等の申請・承認権限が付与されていたことから、経理部門長等は上司の決裁を得ることなく自ら売上等の申請・承認・確定を行うことができたため、経理部門長等は、当該権限を恣意的に悪用し、映像企画業務に係る売上を計上するなどしたものであります。

このように、当社内における相互牽制は全く機能していませんでした。

また、映像制作業務においては、証憑等の売上計上の根拠資料が無いにもかかわらず、売上計上が行われており、売上計上の妥当性が判断されていませんでした。

d 監査体制の機能不全

当社の内部監査担当者は経営管理部を兼任する1名のみであり、当社が市場変更のため売上や利益目標の達成を目指す中で、企画業務に係る売上の適正性に疑義を唱えることができない等、適正な内部監査が行われていませんでした。また、監査役との連携も図っていませんでした。

イ 是正に向けた当社の対応

当社は、他の上場会社に第三者割当増資を実施して連結子会社となりました。今後、親会社からの派遣を含め、新たな取締役及び監査役を選任し、取締役会の監督機能及び監査役会の監査機能を強化していくこととしています。また、内部監査室長の採用、経営会議・取締役会への出席による情報収集機能の強化等による内部監査体制の整備や、新たな CFO による経営管理部に対する監督・牽制機能の強化を行うこととしています。

また、幹部職員向け及び全役職員向けのコンプライアンス研修及び事業部の役職員に対する会計処理に関する研修を実施するとともに、今後も継続していくこととしました。



「業界の特殊性」は本当？

一般的に、アニメや映画等のコンテンツビジネスには、作品の企画、資金調達、制作からその興行等といった一連のビジネスが含まれます。したがって、作品が大型化する場合には多額の資金が必要となり、そのリスクも高くなることから、多くの場合は、製作委員会方式が採られています。製作委員会方式では、企画を行う会社が幹事会社となって、制作会社、配給会社、出版社、放送会社、広告会社などの出資者を募り、出資者間で共同事業契約を締結することになることが多く、また、取引の柔軟性を重視することなどから、契約の締結が遅れることもあると言われていています。さらに、製作委員会の幹事会社は、各出資者に対し、出資割合に応じた分配金の計算などを行っていますが、製作委員会における会計方針に関する取り決めはなく、財務諸表を作成していないケースが多いようです。

【事例13】では、会計基準の要件を満たさず、計上することができない企画売上を計上していたケースが多く認められました。

当社の上場前は、作品の規模が比較的小さく、総製作費の概ね20%程度を企画の対価とすることについて、出資者との間で合意することができていました。また、企画から制作まで1年以内に終了することが多く、仮に企画売上が先行計上しても同一事業年度内に制作売上が計上されることから、売上が企画分と制作分に厳密に分けなくても実質的な影響はありませんでした。しかしながら、上場後は、作品が大型化し、企画の対価について出資者との間で合意することができなくなりましたが、当社は、このようなケースにおいても、引き続き、上場前の取引に使用していた企画売上の割合（総製作費の概ね20%程度）を使用して企画売上が計上していました。また、当社が製作委員会の幹事会社となった場合に、当社は、区分すべき当社と製作委員会の会計処理等を厳密に区分せずに行っており、こうした当社のコンプライアンス意識の欠如が、企画売上の恣意的な計上の背景にあると考えられます。

さらに、会計監査人は、売上の計上を特別な検討を必要とするリスクと認識していたことから、企画売上がより厳格に、かつ適切に監査する必要があったにもかかわらず、当社の基準を特段検証することなく容認し、形式的な監査に止まっていたことも、企画売上の計上を許した一因であると考えられます。製作委員会方式を取る場合の会計実務は複数あると言われてはいますが、役務提供が完了していること、役務提供に対する対価が成立していること等の観点から収益を認識すべきかどうかを厳格に考える必要があります。

(2) 売上原価

➤ 不適正な会計処理の手法

① 売上原価（及び売上）の過大計上

- ・ 受託元から受注した広告制作業務を外部業者に委託する際、当該委託先からキックバックを得る目的で、過大な外注費用を支払うことにより、売上原価を過大に計上した（また、当該不正行為が露見しないよう、当社の販売管理システムに受注業務の対価を過大に登録することにより、売上を過大に計上した）。（【事例 14】参照）

① 売上原価の過少計上、売上原価の繰り延べ

- ・ 期末在庫について、適切な加工進捗率を用いて評価すべきところ、加工進捗率の水増しを行い、架空の期末在庫を計上することにより、売上原価を過少に計上した。（【事例 15】参照）
- ・ 海外グループは、仕入先から原材料を納入後、「仮買掛金」と称する仮勘定を用いて「仕入/仮買掛金」を暫定的に計上し、仕入先から発票を受領した時に、「仮買掛金」を買掛金に振り替える処理を行っており、「仮買掛金/売上原価」等の仮買掛金を借方に計上する架空の仕訳を行うことにより、売上原価を過少に計上した。（【事例 16】参照）
- ・ 製造等委託先に対して、調達価格を上回る額であるマスキング価格で、生産行為に必要な数量を超えた数量の部品を有償支給し在庫として保有させるなどして利益を計上（会計上は、製造原価を減額）した。（【事例 17】参照）
- ・ 適切な原価差額の配賦を行わず、売上原価を過少に計上した。（【事例 17】参照）
- ・ 架空の原価付替伝票を作成して原価を完成品から仕掛品に付け替えることにより、売上原価を過少に計上した。
- ・ リベート（仕入値引）の過大計上により、売上原価を過少に計上した。
- ・ 改良作業に着手したものの、その後、作業を中断したソフトウェアについて、販売の見込みがないにもかかわらず、仕掛品に計上したまま費用処理しなかった。
- ・ 期末までに認識可能な売上原価を総発生原価見通しに含めなかった。
- ・ 店舗の実地棚卸において、棚卸原票に架空の商品を在庫として記載することにより、期末在庫数量の水増しを行った。
- ・ 工事予算額を超過することが見込まれる工事について、工事原価を過少計上し、計上しなかった工事原価を簿外で繰り延べ、翌期以降の別の工事に付け替えた。
- ・ 仕掛品を売上原価に振り替えず、売上原価を過少計上した。

③ 架空仕入の計上（売上原価の過大計上）

- ・ 売上の前倒し計上が露見することを恐れ、売上原価を過大に計上した。

④ 外注費の繰り延べ

- ・ 完成工事の外注費を他の未成工事に付け替え、翌期以降に繰り延べた。

【事例 14】 売上原価（及び売上）の過大計上（東証グロース市場（令和6年1月上場廃止）、ビジュアルコミュニケーション事業）

① 事案の概要

ア 法令違反の概要

当社は、売上及び売上原価の過大計上の不適正な会計処理を行ったことにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書、有価証券報告書の訂正報告書、四半期報告書及び四半期報告書の訂正報告書を提出しました。

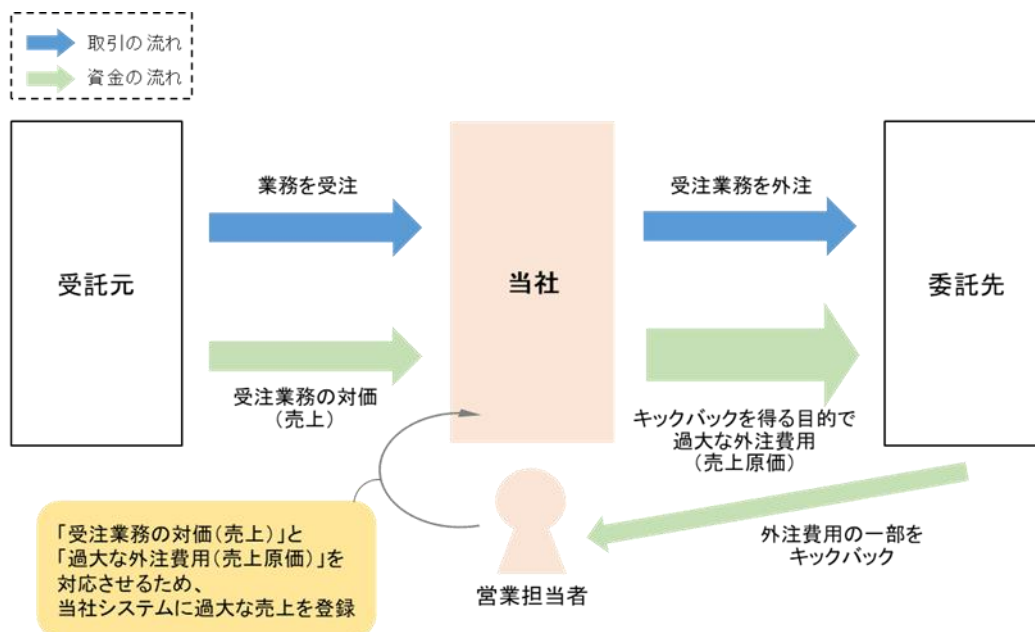
イ 不正な会計処理の概要

当社が行った不正な会計処理の概要は、以下のとおりです。

当社の営業担当者は、

- a 受託元から受注した広告制作業務を外部業者に委託する際、当該委託先からキックバックを得る目的で、過大な外注費用を支払うことにより、売上原価を過大に計上しました。
- b また、当該不正行為が露見しないよう、当社の販売管理システムに受注業務の対価を過大に登録することにより、売上を過大に計上しました。

[参考：主な不正行為の概要図（イメージ図）]



② 不正の原因とその是正策

本件の不正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

ア 背景・原因

当社において、不適正な会計処理が行われてきた背景・原因としては、主に以下の点が考えられます。

a 内部統制に不備があったこと

イ 長期間にわたり特定の顧客を一人の営業担当者に担当させていたことに加え、営業担当者の裁量により、販売管理システム上に登録した請求書と異なる請求書の発行が可能であった。また、上長による外部業者への支払いに関する承認等の業務プロセスが形骸化していた。

ロ 経理部門の組織及び人員体制が脆弱であったことから、個別案件を深く調査することを怠るなど、経理部門の監督が不十分であった。

ハ 内部監査室のリソース不足及び近年の不正案件の調査をサポートする業務の拡大により、内部監査の頻度が限定され、フォローアップ監査が十分に行われなかった。

b コンプライアンス意識の欠如及び取締役会によるガバナンスの問題があったこと

過去の不正事案に関する経営陣の対応状況等について、従業員に対する説明が不十分であり、個人のコンプライアンス意識が低下していた。

イ 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

a 当社グループの内部統制の改善

b コンプライアンス意識改革と取締役会によるガバナンスの強化

【事例 15】売上原価の過少計上等（東証一部、電気機器）

(1) 事案の概要

ア 法令違反の概要

当社は、当社が行った不正な会計処理により、過大な当期純利益等を計上した連結財務諸表等を記載した有価証券報告書等を提出しました。

また、これら有価証券報告書等を参照情報とする有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により有価証券を投資者に取得させました。

これらの開示書類は、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載のある開示書類に該当します。

イ 不正な会計処理の概要

当社が行った不正な会計処理の概要は、以下のとおりです。

c 架空の期末在庫の計上による売上原価の過少計上

当社は、期末在庫について、適切な加工進捗率を用いて評価すべきところ、加工進捗率の水増しを行い、架空の期末在庫を計上することによって、売上原価を過少に計上しました。

d 販売見込みのない在庫の評価損未計上による売上原価の過少計上

当社は、販売見込みのない在庫について、販売見込みがあると偽りの評価を行い、評価損を計上しなかったことにより、売上原価を過少に計上しました。

e 収益の認識基準を満たしていない売上の計上

収益の認識基準では、「物品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値を企業が買手に移転したこと」を満たさなければ収益を認識することができないため、当社に買戻義務がある製品については売上を計上することはできないにもかかわらず、当社は、当該製品について売上を計上したことにより、売上を過大に計上しました。

f 固定資産の過大計上

当社は、固定資産と関係のない支出について、発生時に費用として計上すべきところ、固定資産として計上し、固定資産の減価償却を行うことにより、費用計上を繰り延べました。

(2) 不正の原因とその是正策

本件の不正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

ア 背景・原因

これらの不正な会計処理については、直接的には、経理実務の権限が集中していた当時の経理担当者の指示の下で行われ、また、その一部については、当時の執行役員 CFO（取締役ではありません）も認識していたことが認められました。当社において、長期間にわたり、多岐・多額の不正な会計処理が行われてきた背景としては、主に以下の点が考えられます。

a 経理実務に関する権限が一人の経理担当者に集中していたこと

b 適正な会計処理を重視しない企業風土があったこと

c 経理部門に対する当社内のチェック機能が不全であったこと

イ 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

- a ガバナンス向上委員会の設置及び開催
- b 会計処理と情報開示に対する意識の変革
- c ガバナンスが不十分であったことに対する以下の改善措置
 - イ 指名委員会等設置会社へ移行することにより、取締役会による相互監視監督機能の強化
 - ロ CFO の執行役員から執行役への格上げ
 - ハ 特定の大株主の意向のみによって意思決定が左右されないよう、社外取締役の増員
- d 内部統制システムが不十分であったことに対する以下の改善措置
 - イ 経理に関する諸規定の改訂
 - ロ CFO 及び経理部長による経理業務に対する監督の強化
 - ハ 内部監査体制の強化
 - ニ 内部通報制度の改善

【事例 16】 子会社による売上原価の過少計上等（東証一部、電子機器製造受託事業）

① 事案の概要

ア 法令違反の概要

当社は、当社の中国の子会社各社（以下「当社中国グループ」という。）等が行った不正な会計処理により、過大な当期純利益等を計上した連結財務諸表を記載した有価証券報告書等を提出しました。

また、これら有価証券報告書等を参照情報とする有価証券届出書等を提出し、当該有価証券届出書等に基づく募集により有価証券を投資者に取得させました。

これらの開示書類は、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類に該当します。

イ 不正な会計処理の概要

当社中国グループが行った不正な会計処理の概要は、以下のとおりです。

a 売上原価の過少計上

イ 買掛金の過少計上による売上原価の過少計上

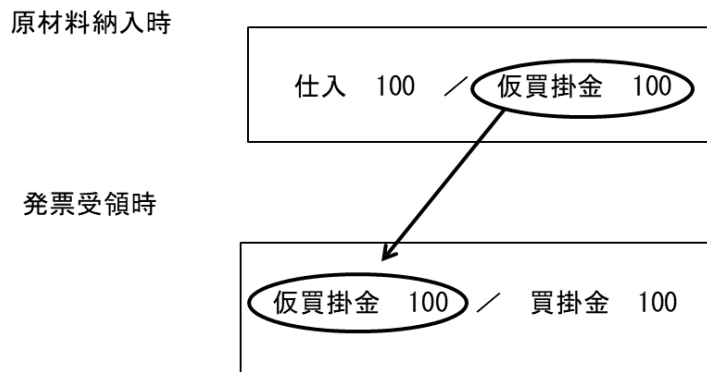
当社中国グループは、仕入先から原材料を納入後、「発票」※を受領するまでは、買掛金ではなく、「仮買掛金」と称する仮勘定を用いて「仕入/仮買掛金」を暫定的に計上し、その後、仕入先から発票を受領した時に、「仮買掛金」を買掛金に振り替える処理を行っています。

こうした「仮買掛金」を用いた会計処理が行われる中、当社中国グループは、「仮買掛金/売上原価」等の仮買掛金を借方に計上する架空の仕訳を行うことにより、売上原価を減少させました。

これにより、当社の連結財務諸表において、売上原価は過少に計上されました。

なお、こうした売上原価の過少計上は平成 26 年 3 月期より前から行われており、過年度各期における売上原価の過少計上により累積された純資産額の過大計上額は、当社の連結財務諸表においても純資産として計上され、当社は過大な純資産を計上しました。

【仕入取引における仮買掛金を用いた通常の仕訳】



【架空の仮買掛金を用いた不適正な仕訳】



※ 中国では、「発票」という中国税務当局が管理する証憑を用いて税務申告が行われており、決算書の作成においては、販売者側の「発票」の発行や、仕入側の「発票」の受領の時点をもって、収益や費用を認識する「発票主義」が広く採用されています。多くの場合、「発票」の授受は商品の受け渡し後になります。

ロ 在庫の過大計上による売上原価の過少計上

当社中国グループ等は、会計システム上で移動平均法に基づき自動的に算出される在庫の単価について、より高い単価に上書き変更することにより、期末棚卸資産を増加させ、売上原価を減少させました。

これにより、当社の連結財務諸表において、売上原価は過少に計上されました。

なお、こうした売上原価の過少計上は平成 26 年 3 月期より前から行われており、過年度各期における売上原価の過少計上により累積された純資産額の過大計上額は、当社の連結財務諸表においても純資産として計上され、当社は過大な純資産を計上しました。

ハ 顧客の同意を得ない売上の過大計上

当社中国グループでは、顧客から受注した製品を製造するための生産ラインの設置等に係る初期費用について、顧客から支払いの同意を得られた場合に売上として計上することとしていましたが、顧客の同意が得られていないものについても売上として計上しました。

これにより、当社の連結財務諸表において、売上は過大に計上されました。

なお、こうした売上の過大計上は平成 26 年 3 月期より前から行われており、過年度各期における売上の過大計上により累積された純資産の過大計上額は、当社の連結財務諸表においても純資産として計上され、当社は過大な純資産を計上しました。

② 不正の原因とその是正策

本件の不正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

ア 背景・原因

これらの不正な会計処理の太宗は、当社の社長が業績偏重の考えに基づき過大に設定した業績目標の必達を役職員に強要する中、当社中国グループが業績目標達成のために行ったものであり、当社中国グループの代表者を兼ねる当社取締役副社長及び当社の財務報告の責任を有する当社取締役副社長が、不正な会計処理を自ら指示又は容認していたと考えられます。当社中国グループにおいて不正な会計処理が行われてきた背景としては、主に以下の点が考えられます。

- a 業績偏重の考えに基づき過大に設定した業績目標の必達を役職員に強要するなど、当社社長のコンプライアンス意識が欠如していたこと
- b 当社中国グループの代表者等の2名の当社副社長が不正な会計処理を自ら指示又は容認していたなど、当社中国グループの内部統制は無効化され、機能していなかったこと
- c 当社は、取締役会において、当社社長や当社中国グループの代表者を兼ねる当社取締役副社長の意見に対して異を唱える者はおらず、監査役会も、会社に否定的な疑問が生じても取締役会での確認や議論を避けるようになっていたことから、当社中国グループへの牽制機能は働かない状況であったこと
- d 当社は、製造部門及び営業部門を重視する一方、管理部門及び内部統制部門の役割を軽視していたことから、管理部門及び内部統制部門は、十分な予算や人員が配分されず、適切に機能していなかったこと
- e 当社中国グループにおいて、証憑を確認せずに売上の計上を行っていたことや架空の仕訳をシステムに入力していたこと等、不正な行為を行うことが業務フロー上可能となっており、内部統制の整備及び運用上の不備があったこと

イ 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

- a 適切な会計処理に対する責任明確化
- b 経営体制移行のための役員改選
- c 経営体制移行にともなうガバナンス機能強化
- d 管理監督体制の機能強化
- e 業務統制上の不備の改善



海外子会社管理は大丈夫？

近時、上場会社の海外子会社を舞台にした会計不正が発覚しています。その原因は、親会社である上場会社の海外子会社に対する管理体制の甘さにあると考えられます。

ある事例では、会計不正が行われた海外子会社には1名の日本人駐在員がいましたが、権限はこの駐在員に集中し、牽制機能が十分に働いておらず、また、滞留債権や与信枠等の管理などの面において、本社による統制も十分に機能しているとはいえない状況でした。さらに、監査役監査、内部監査及び会計監査人の監査の連携が不十分であり、約2年に亘り、この海外子会社に対する往査も行われていませんでした。

別の事例では、不正な会計処理の太宗は、当社の社長が業績偏重の考えに基づき過大に設定した業績目標の必達を役職員に強要する中、当社海外子会社グループが業績目標達成のために行ったものであり、当社海外子会社グループの代表者を兼ねる当社取締役副社長及び当社の財務報告の責任を有する当社取締役副社長が、不正な会計処理を自ら指示又は容認していました。

このように、海外子会社管理のために現地に日本人担当者を駐在させたり、また、本社からその海外子会社や地域を統括する責任者を派遣していても、管理体制そのものが脆弱であったり、全く機能していなかったために、会計不正をはじめ不正行為が発生している事例が多く見受けられます。

また、令和5年4月に改訂された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の実施基準」では、財務報告における内部統制の有効性の評価範囲の決定に当たり、例えば、「海外に所在する事業拠点」のような複雑又は不安定な権限や職責及び指揮・命令の系統の下での事業又は業務を行っている場合、当該事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告に対する影響の重要性の大きい業務プロセスとして個別に評価対象に追加することを検討することとなっています。

上場会社の皆様におかれては、海外子会社管理の重要性について、しっかりと認識していただく必要があるのではないのでしょうか。

【事例 17】 売上原価の過少計上等

① 本事例の特色

本件は、一部の工事進行基準適用案件において、工事損失引当金の過少計上及び売上の過大計上が行われたほか、映像事業、パソコン事業及び半導体事業等の一部において、売上原価の過少計上、費用の過少計上などが行われるなどしたものである。これにより、当社は、当期純損益について、本来は 31 億 9400 万円の利益であったにもかかわらず、これを 700 億 5400 万円の利益と記載した有価証券報告書などを開示しました。

本件不適正な会計処理が発生した原因として、歴代社長による予算達成要求と財務経理部門における牽制機能の無効化が、歴代社長に対する牽制が働かなかった根本原因として、コーポレート・ガバナンス上の不備が認められました。

本件勧告の課徴金額は、歴代最高額の 73 億 7350 万円となりました。

② 発行者である会社

電気機器、東証一部・名証一部上場

③ 事案の概要

ア 工事損失引当金の過少計上及び売上の過大計上

一部インフラ関連の工事進行基準適用案件において、工事の受注時点又は進行中に損失が見込まれていたにもかかわらず、実現可能性の低い又は具体的裏付けのないコスト削減策を織り込むことなどで見積工事原価総額を過少に見積もり、適切な工事損失引当金の計上をしなかったほか、工事進捗度を高くすることにより売上を過大に計上しました。

イ 費用の過少計上

映像事業において、発生主義に従って計上すべき引当金を適切に計上しなかったほか、経費計上の翌期以降への繰り延べ等を行っていました。

ウ 売上原価の過少計上等 a

パソコン事業において、当社が当社子会社を通じて製造等委託先に調達価額を上回る額であるマスキング価格で主要部品を有償支給する部品取引と、同委託先が製造した完成品を当社子会社を通じて当社に納入する取引（完成品取引）とは、実質的に一連の取引であり（部品取引と完成品取引を合わせて Buy-Sell 取引という）、会計上は一個の取引と評価されることから、本来、有償支給した部品が製造等委託先に四半期末に在庫として存在する場合には、部品取引時に製造原価から減額したマスキング価格と調達価額の差額（以下「マスキング値差」という。）を未実現利益として取り消す必要があったところ、部品調達価格とマスキング価格の比（マスキング倍率）が年々拡大する中、正常な生産行為に必要な数量を超えた数量の部品を製造等委託先に対して有償支給し在庫として保有させ、当該部品取引時にマスキング値差を製造原価から減額した上、同一四半期末に当該会計処理を取り消さない等により、売上原価を過少に計上等しました。また、映像事業と同様、経費計上の翌期以降への繰り延べ等

を行っていました。

Buy-Sell 取引におけるように部品取引と完成品取引が実質的に一連の取引である場合において、部品取引で計上されたマスキング値差は一時的な未実現利益であり、これが取り消されない際には、架空の利益の計上とされます。

エ 売上原価の過少計上等 b

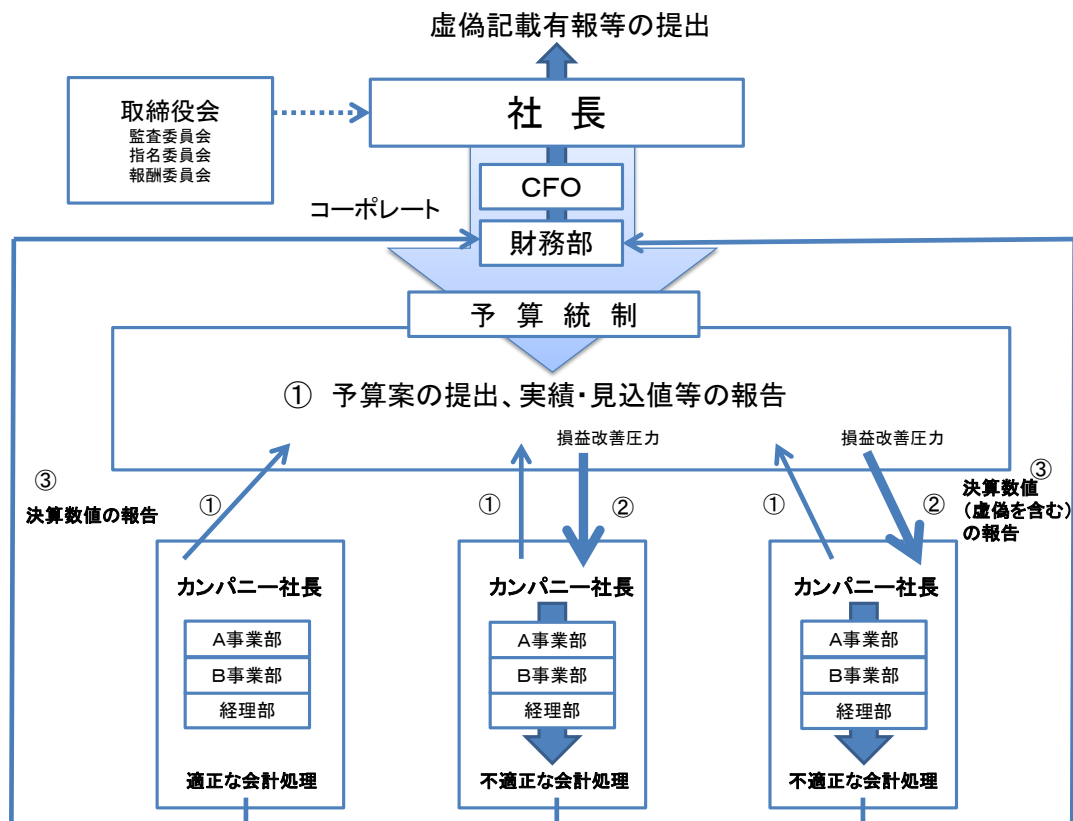
半導体事業において、生産工程が「前工程」と「後工程」に分かれているところ、前工程の標準原価を臨時に改訂した一方で、後工程の標準原価は改訂しなかったことにより、後工程で多額に発生した原価差額を、前工程と後工程の原価差額を合算して配賦を行う合算配賦法を適用して配賦することで前工程の期末在庫を過大に計上する等、適切な原価差額の配賦を行わず、売上原価を過少に計上したほか、一部の棚卸資産について適切な評価損の計上をしませんでした。

④ 事案の背景

当社は、平成 11 年、グローバル社会の中で事業運営に関わる迅速な意思決定及びその実行を可能とし、各事業を強化することを狙いとして、各事業部門を独立採算制で一つの会社（カンパニー）に見立てて運営する「社内カンパニー制」を導入しました。

社内カンパニー制における本社機能はコーポレートが担い、各カンパニーの予算の作成を指導し、「社長月例」と呼ばれる月次報告会等において、各カンパニーから前月の実績並びに当月及び当四半期末の損益の見込値を報告させ、予算必達の名の下にカンパニーに損益改善要求（「チャレンジ」）を行うことにより予算統制を行っていました。

当社は、平成 20 年のリーマンショックを契機に大幅に業績が落ち込んだことから、その回復を急ぐ余り、歴代社長の統制の下、四半期末の予算の達成を強く求めたことから、この達成が困難なカンパニーにおいて、利益の前倒しや費用の繰り延べ、引当金の過少計上等の手法を用いた不適正な会計処理が行われました。その中には歴代社長が認識していたものもあるが、その全体像を把握するものがない中で、広範に不適正な会計処理が継続されたものです。



⑤ 不正の原因

ア 歴代社長による予算達成要求と当社内部の財務・経理部門における牽制機能の無効化

当社及び当社子会社において、長期間にわたり広範に不適正な会計処理が行われていましたが、これらの原因として、

- 歴代社長が当期利益至上主義の下で予算の達成や実績見込の上積みを強く求めたこと
- 一部の事業において、カンパニー社長は、歴代社長の要求に応えるためには、損益調整をすることもやむなしとしていたこと

その一方で、

- カンパニー経理部は、カンパニー社長の指揮命令の下、カンパニーの一員として損益改善に取り組むことを求められる立場にあったため牽制機能が果たせなかったこと
- コーポレート財務部門は、カンパニーによる会計処理を把握し、一部の不適正な会計処理について段階的是正に向けた検討・提案は行ったものの、カンパニーの事業部門で行われた当該会計処理の基礎となる事実関係の把握が必ずしも容易ではなかったこと、あるいは、歴代社長らの意向を慮るあまり、「解釈の余地があるもの」として会計上の適否の線引きを明確に行わず、過年度の財務諸表の是正も含めた適正な財務報告に向けた行動には至らないなど、コーポレート財務部門としてカンパニー及び経営陣に対する牽制機能が果たせなかったこと

などが認められます。

イ コーポレート・ガバナンス上の不備

当期利益至上主義の下で予算の達成を強く求めた歴代社長に対する牽制が働かなかった根本的な要因として、以下に述べるコーポレート・ガバナンス上の不備が認められます。

当社は指名委員会等設置会社であるところ、取締役会は、経営の基本方針等の重要事項の決定及び執行役等の職務の執行に対する監督の機能が期待されていました。また、監査委員会は、執行役の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われているかを監査し、これを確保するための内部統制システムの整備・機能状況を確認し、必要に応じて取締役会を通じて是正措置を講じさせることが期待されていた。しかしながら、取締役会や監査委員会が本来期待されていた役割を果たして代表執行役たる社長に対する牽制機能を発揮することができませんでした。

その根本的な原因として、当社においては、執行役等の選解任や報酬等に係る原案策定等の権限が社長に集中していたが、その状況下において、取締役会について、

- a 報告対象事項の定義が不明確であったため、適切に報告がなされていない案件があり、また、
- b 社外取締役に対し、案件の事実関係に関する情報提供が不十分であったほか、
- c 審議時間が十分に確保されていないなどから、重要な議題について審議を十分に行うことができる態勢を有していなかった

ことなどがあります。

また、当社は、会計監査は一義的に会計監査人の職責であるといった認識があり、会社の計算関係書類の監査における役割及び責任を軽視する傾向があったため、

- a 監査委員会が主体的に会計監査人の監査の方法及びその結果の相当性を検証する態勢や会計監査人に対して十分な情報提供を行う態勢を整備していなかったほか、
- b 経営監査部が会計処理の観点での監査を十分に実施していなかったにもかかわらず、監査委員会は取締役会を通じて必要な是正措置を講じさせなかったこと

などがあります。

⑥ 法令違反の事実関係

ア 継続開示書類

当社は、工事損失引当金の過少計上、売上の過大計上及び売上原価の過少計上等により、法第 172 条の 4 第 1 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出しました。

- a 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	700 億 5400 万円	31 億 9400 万円

b 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	773 億 6600 万円	134 億 2500 万円

イ 発行開示書類

- a 当社は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの連結会計期間につき、売上原価の過少計上等により、同期間における連結当期純損益が 539 億 4300 万円（100 万円未満は切捨て。以下同じ。）の損失であるところを 197 億 4300 万円の損失と記載するなどした連結損益計算書を掲載した有価証券報告書を参照書類とする発行登録追補書類を提出し、同発行登録追補書類に基づく募集により、社債券を 1200 億円で取得させた。
- b 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（アの a）を参照書類とする発行登録追補書類を提出し、同発行登録追補書類に基づく募集により、社債券を 300 億円で取得させた。
- c 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（アの a）を参照書類とする発行登録追補書類を提出し、同発行登録追補書類に基づく募集により、社債券を 900 億円で取得させた。
- d 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（アの b）を参照書類とする発行登録追補書類を提出し、同発行登録追補書類に基づく募集により、社債券を 300 億円で取得させた。
- e 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（アの b）参照書類とする発行登録追補書類を提出し、同発行登録追補書類に基づく募集により、社債券を 500 億円で取得させた。

同社が行った上記 a～e の行為は、法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当します。

⑦ 課徴金額

73 億 7350 万円

（継続開示書類 計 1 億 7350 万円、発行開示書類 計 72 億円）

(3) 販売費及び一般管理費

➤ 不適正な会計処理の手法

① 費用の過少計上、費用の繰り延べ

- ・ 発生主義に従って計上すべき引当金を適切に計上しなかったほか、経費計上の翌期以降への繰り延べ等を行っていた。（【事例 17】参照）
- ・ 当社は、一部の開発プロジェクトに係る自社利用ソフトウェアの制作費について、将来の収益獲得が確実な状況に至っていないことから、費用処理しなければならぬにもかかわらず、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定として資産計上することにより販売費及び一般管理費を過少に計上した。（【事例 19】参照）
- ・ 取引先からの仕入の前倒し計上や繰延計上を行うことで、費用を過少に計上した。（【事例 20】参照）
- ・ 海外販売子会社が、発生した営業関係費を費用計上しなかった。
- ・ 期中に広告宣伝業務の役務提供を受けたにもかかわらず、その対価の支払が翌期以降であることを理由として、広告宣伝費の計上を翌期以降に繰り延べた。
- ・ 将来の収益獲得が確実とはいえないソフトウェアについて、本来は期間費用処理を行うべきところ、これを行わず、ソフトウェアとして資産計上した。
- ・ 営業費等の各種費用を翌期以降に繰り延べた。

② 貸倒引当金（繰入額）の不計上・過少計上（売掛債権等）

- ・ 経理責任者が行った不正支出と同額を開発事業等支出金等（資産）として計上したが、本来、経理責任者等に対する求償権相当の長期未収入金を計上した上で、回収可能性を踏まえた貸倒引当金繰入額を計上すべきところ、これを計上しなかった。（【事例 18】参照）
- ・ 賃借人に対する求償債権である代位弁済立替金について、会計基準に従った適切な区分を行っておらず、貸倒引当金を過少に計上した。
- ・ 海外子会社による滞留売掛金に係る回収期間の延伸、前渡金を利用した回収偽装等によって、貸倒引当金の過少計上等を行った。
- ・ 滞留債権について回収を装うなどし、滞留債権が認識されず貸倒引当金を過少計上した。
- ・ 資金循環により延滞債権等の回収を装い、貸倒引当金を計上しなかった。

す。

ア 背景・原因

当社の連結子会社において、不適正な会計処理が行われてきた背景・原因としては、主に以下の点が考えられます。

a 内部統制の不備

当社及び連結子会社の出納業務や経理業務について、経理責任者に権限が集中していたことに加え、連結子会社の経理業務は経理責任者1人が担当していた。

また、経理部門に対する内部監査は実施していたが、出納業務・貸付金管理業務の内部監査は未実施となっており、牽制・チェック機能が欠如していた。

b 子会社管理の不備及びコーポレート・ガバナンスの不備

当社には、不適正な会計処理が行われた連結子会社について「当社の一事業部」という意識が強くあり、当社取締役が連結子会社の取締役及び監査役を兼務し、連結子会社の監査役監査が独立して適切に行われていない状況が常態化していた。また、連結子会社の取締役会は、会社法上3か月に1回以上の開催が求められているところ、2年に1回しか開催されていなかった。

c 人員と業務の固定化

当社の連結子会社の経理部門の社員は他部門への異動がなく、不正を隠蔽できるような人事体制となっていた。

イ 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

a 内部統制の再構築

b 子会社管理の強化及びコーポレート・ガバナンスの再構築

c 人員と業務の活性化

【事例 19】販売費及び一般管理費の過少計上等(東証マザーズ、サービス)

③ 事案の概要

ウ 法令違反の概要

当社は、当社が行った不適正な会計処理により、過大な当期純利益等を計上した連結財務諸表等を記載した有価証券報告書等及び当該有価証券報告書等を参照情報とする有価証券届出書を提出しました。

これらの開示書類は、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類に該当します。

エ 不適正な会計処理の概要

当社が行った不適正な会計処理の概要は、以下のとおりです。

a 自社利用ソフトウェアの不適正な資産計上

当社は、一部の開発プロジェクトに係る自社利用ソフトウェアの制作費について、将来の収益獲得が確実な状況に至っていないことから、費用処理しなければならないにもかかわらず、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定として資産計上することにより販売費及び一般管理費を過少に計上しました。

※ 研究開発費等に係る会計基準等において、自社利用のソフトウェアは、将来の収益獲得等が確実と認められる場合は資産計上し、確実であると認められない場合等については、費用処理することとされています。

b 共同開発に係る売上の過大計上

当社は、共同研究開発契約に基づき共同開発先から受け取った金銭を研究開発費から減額する必要がありましたが、売上高として計上したことにより売上を過大に計上しました。

④ 不正の原因とその是正策

本件の不適正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

ウ 背景・原因

本件不適正な会計処理は、代表取締役を含む経営幹部の会計基準等に関する理解不足が原因と考えられます。具体的には、ソフトウェアの開発は将来の収益を獲得するための活動であり、当該開発活動に関連して発生した費用は将来獲得される収益に対応させて費用化するまでの間、ソフトウェアとして資産計上してよいという誤った会計基準等の解釈をし、売上の過大計上についても、会計基準等への理解不足により不適正な会計処理に至っていました。

当社において、不適正な会計処理が行われてきた背景としては、主に以下の点が考えられます。

d 経理部門及びこれを支える体制が脆弱であったこと

当社の経理部門は、ソフトウェアに関する会計処理について詳しい知見を有する者がいなかったことに加え、開発部門の開発計画等に関する情報が経理部門に適切に提供される仕組みになっていなかった。

- e 会計監査人とのコミュニケーションが不足していたこと
ソフトウェアの資産性の評価に関し、当社は会計監査人に対して、既存技術を組み合わせたものに過ぎない旨の説明にとどまり、売上の受注実績等の「収益獲得・費用削減の確実性」を疎明するための材料を十分に共有しなかった。また、売上の過大計上に関しても、十分な情報伝達がされていませんでした。
- f 契約内容及び権利関係を明確に整理しきれず、会計処理との関係性を十分に検討していなかったこと

エ 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

- d 代表取締役を含む経営幹部が会計基準等への理解を深める
- e 管理部門に関する体制の強化
- f 会計処理に係る社内基準の策定及び運用並びにモニタリングの実行
- g 会計監査人とのコミュニケーション不足の解消
- h 契約内容及び権利関係の整理の不足を補うための取組み

【事例 20】 子会社による費用の過少計上 (東証 JASDAQ スタンダード、食料品)

① 事案の概要

ア 法令違反の概要

当社は、連結子会社 A 社 (以下「A 社」という。) が行った不正な会計処理により、過大な営業利益等を計上した連結財務諸表等を記載した有価証券報告書等を提出しました。

これらの開示書類は、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類に該当します。

イ 不正な会計処理の概要

A 社が行った不正な会計処理の概要は、以下のとおりです。

a 仕入の前倒し及び繰延計上

イ 仕入の前倒し計上

A 社は、A 社の取引先である B 社及び C 社からの平成 29 年 11 月納品分の仕入について、同年 11 月に費用として計上すべきであったにもかかわらず、A 社が当社の連結子会社となる同年 10 月末日前の同月に計上する一方で、当該仕入の月末在庫の認識を同年 11 月末に行いました。

A 社が上記の処理をすることで、本来同年 11 月に連結子会社の費用として計上されるべき費用が計上されず、その結果、当社は、平成 30 年 3 月期の連結財務諸表において過少な費用を計上しました。

ロ 仕入の繰延計上

A 社は、A 社の取引先である D 社からの平成 30 年 3 月納品分の仕入について、同年 4 月に前渡金として処理した上で、これを同年 5 月に仕入に振替える一方で、当該仕入の月末在庫の認識は同年 3 月末に行っていました。

A 社は、当該仕入の納品月が平成 30 年 3 月であるにもかかわらず、上記の処理をすることで、本来同年 3 月に計上されるべき費用を同年 5 月に計上したことにより、当該費用は当社の平成 30 年 3 月期の連結財務諸表において費用として計上されず、当社は過少な費用を計上しました。

b 販売促進費の繰延計上

A 社の複数の販売子会社によるインターネットの販売サイトを介した健康食品、日用品等の小売販売に関し、販売額からその販売額に応じて通販サイトに支払うべき販売促進費を控除した金額が、販売代金として通販サイトから各販売子会社に 2 週間に一度入金され、各販売子会社はその入金された金額を A 社に入金していました。このような取引に係る販売促進費の会計処理に関して、下記の問題点が認められました。

イ A 社は、販売額を販売月に期間按分して売上計上する一方で、対応する販売促進費は販売代金が各販売子会社から入金される月に計上しており (現金主義)、関連する収益と費用で異なる会計方針が採用されていました。

「企業会計原則」の「第二 損益計算書原則」の「損益計算書の本質」で定め

られているとおり、全ての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割り当てられるように処理しなければならないため（発生主義）、販売促進費は、発生主義に基づき期間配分して計上すべきでした。

- また、A社による販売促進費の会計処理の中には、平成30年3月末に販売サイトから各販売子会社に3月分の販売代金が入金されていたにもかかわらず、全ての販売子会社の代表取締役社長を兼務するA社代表取締役社長が意図的に当該代金のA社への入金を翌4月に実行することで、販売促進費の計上を意図的に翌期に繰延べていた取引が存在していました。

これらの結果、当社の平成30年3月期の連結財務諸表において計上されるべき費用が計上されず、当社は過少な費用を計上しました。

② 不正の原因とその是正策

本件の不正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

ア 背景・原因

本件は、当社からA社に対する利益計上についてのプレッシャーがあったことから、A社は、少しでも利益を高く見せかけるために、上記のとおり不正な会計処理を行ったものと考えられます。A社において不正な会計処理が行われてきた背景としては、主に以下の点が考えられます。

- a A社の会計処理に関するチェック体制に不備があったこと
- b 当社の子会社の業務活動、会計処理等の実態把握や管理・指導が不十分・不適切なものであったこと

イ 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

- a 当社代表取締役社長の異動による管理体制の強化
- b 取締役のコンプライアンス意識の徹底、及び取締役並びに経理担当者等に対する経理リテラシーの向上に向けた対応
- c 本件子会社代表取締役の異動による管理体制の強化
- d 本件子会社取締役会に対する当社関与の強化
- e 社内規程の整備、運用の検証
- f 本件子会社に対する内部監査（業務監査）の有効な実施に向けた改善
- g 内部監査、監査等委員である取締役及び監査法人との連携強化
- h 本件子会社の経理機能の強化
- i 内部通報制度の整備
- j 役員報酬の自主返上

(4) 営業外収益

➤ 不適正な会計処理の手法

① 助成金収入の過大計上等

- ・ 不正受給した雇用調整助成金につき、本来、収益として計上してはならないにもかかわらず、営業外収益として過大に計上した。（【事例 21】参照）
- ・ 時短協力金の申請のため、支給単価（1日当たりの支給額）を算出するに当たり、本来、「みなし大企業」に該当し、「大企業」向けの算出方法により支給単価を算出する必要があったにもかかわらず、「中小企業等」向けの算出方法により支給単価を算出のうえ、過大な時短協力金の申請を行い、助成金収入を過大に計上した。（【事例 22】参照）

② グループ会社を連結の範囲から除外し、内部取引利益を連結決算で利益計上

- ・ 子会社が実質的に支配する孫会社を連結の範囲から除外することなどにより、連結財務諸表において、子会社の社債評価益を、内部取引利益として孫会社の評価損と相殺消去せず、過大に計上した。（【事例 23】参照）

【事例 21】 営業外収益の過大計上（東証スタンダード市場、サービス業（クリーニング事業））

① 事案の概要

ア 法令違反の概要

当社は、営業外収益の過大計上の不適正な会計処理を行ったことにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出しました。

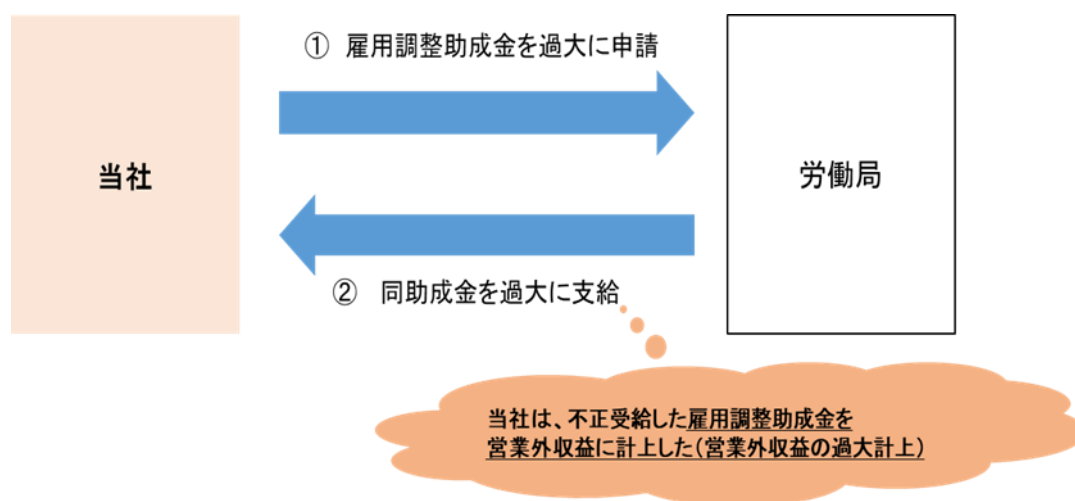
イ 不適正な会計処理の概要

当社が行った不適正な会計処理は、以下のとおりです。

当社は、新型コロナウイルス感染症による影響を理由とする「雇用調整助成金」を過大に受給するため、労働局に対し、当社の従業員等のタイムカードを書き換えるなどして特別休暇や時短勤務を水増しのうえ受給申請を行いました。

この結果、当社は、不正受給した雇用調整助成金につき、本来収益として計上してはならないにもかかわらず、営業外収益として過大に計上しました。

[参考：主な不正行為の概要図（イメージ図）]



② 不正の原因とその是正策

本件の不適正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

ア 背景・原因

当社において、不適正な会計処理が行われてきた背景・原因としては、主に以下の点が考えられます。

a 内部統制の構築の不備及び形骸化があったこと

当社にとって、助成金の申請は非定型的な業務であったところ、稟議規程において当該業務に係る定めがなかったため、稟議を経ることなく、社印の押印申請手続のみで、実行されていた。また、当社の役員は、申請書類の内容を全く確認せずに承認をしており、上長者としての役割を全く果たせていなかった。

b 監査機能の不備があったこと

当社の内部監査業務を所管する内部統制室の構成員は、専任一人と兼任一人の脆弱な体制であったところ、各工場の業務監査が優先され、本社各部の内部監査は決算期における必要最低限の業務に対する監査が実施されるのみであった。結果、助成金申請業務に対する内部監査は実施されていなかった。

c 従業員の規範意識及び経営陣の監督意識が希薄であったこと

当社の従業員は、助成金の不正受給であることを認識しながら長期間に渡って不正を行っており規範意識が欠如していた。また、助成金申請業務の担当役員は、助成金申請書の提出に際し、申請書類の内容を全く確認せずに社印の押印申請につき承認をしており、部下が不正な助成金申請を行っていたのを長期にわたり看過し、当該役員自身も休業しているはずのない日に休業として申請されているなど容易に不正に気付けるものであったが、監督意識が欠如していた。

イ 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

- a 内部統制及び相互牽制の実効性の強化
- b 監査機能の見直し
- c 従業員の規範意識及び経営陣の監督意識の強化

【事例 22】助成金収入の過大計上等（東証プライム市場、小売業（飲食業））

① 事案の概要

ア 法令違反の概要

当社は、当社及び当社の連結子会社が行った不適正な会計処理により、過大な当期純利益等を計上した連結財務諸表等を作成し、これらの連結財務諸表等を記載した有価証券報告書及び四半期報告書を提出しました。

これらの開示書類は、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類に該当します。

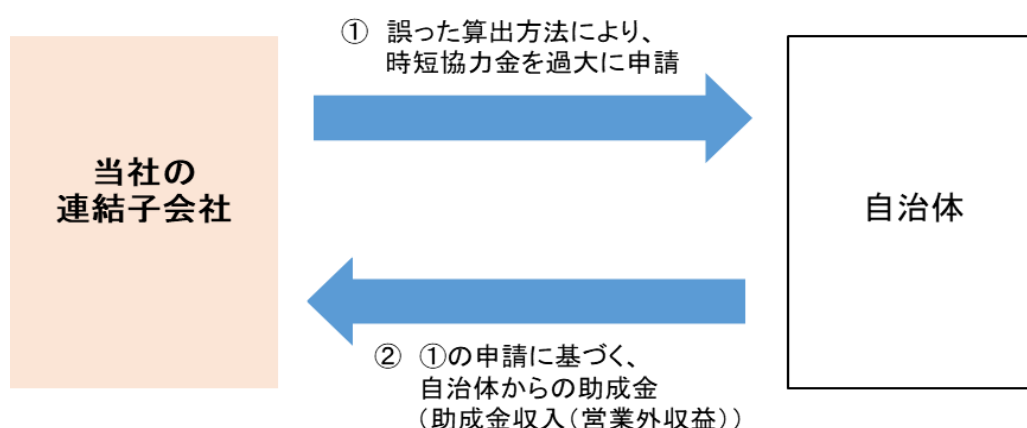
イ 不適正な会計処理の概要

当社及び当社の連結子会社が行った主な不適正な会計処理は、以下のとおりです。

当社の連結子会社は、時短協力金の申請のため、支給単価（1日当たりの支給額）を算出するに当たり、本来、「みなし大企業」に該当し、「大企業」向けの算出方法により支給単価を算出する必要がありました。しかしながら、当該子会社は、「中小企業等」向けの算出方法により支給単価を算出のうえ、過大な時短協力金の申請を行いました。

この結果、当社の連結子会社は、助成金収入を過大に計上しました。

[参考：主な不正行為の概要図（イメージ図）]



② 不正の原因とその是正策

本件の不適正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

ア 背景・原因

当社及び当社の連結子会社において、不適正な会計処理が行われてきた背景・原因としては、主に以下の点が考えられます。

a 当社の連結子会社の時短協力金担当部署における知識不足と確認不足があったこと

当社の連結子会社の時短協力金申請チームの担当者が自治体の時短協力金の募集要項に記載の「みなし大企業」の定義を正しく理解しておらず、上長も従来の申請の算定方式と変更がないと誤認したまま申請を承認した。

b 内部牽制体制に不備や欠如があったこと

当社の連結子会社の時短協力金申請チームを牽制する立場にある当社の財務経理部において、時短協力金の算定過程の検証や、サンプルチェックなどの体制を設けておらず、算定方式選択の誤りに気付かなかつた。

c 業務チェック体制の不備や欠如があったこと

当社は、助成金収入の金額的重要性に鑑みれば助成金収入の計上に至るまでのプロセスを重要リスク項目として扱うべきところ、会計処理は決算監査・財務監査の領域であり、不備の発見を含め監査法人に依頼すればよいと考え、監査役監査及び内部監査の対象としていなかった。

d 経営陣の問題意識の希薄さがあったこと

経営陣はCF0に対応を一任したまま最終的な結果が出るまで進捗報告を求めていないなど、発生事実に対する適時かつ正確な情報把握とリスク評価に対する積極的な姿勢が認められず、経営陣の問題意識が希薄であった。

イ 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

- a 時短協力金担当部署における知識不足と確認不足に対応する改善措置
- b 時短協力金の算定過程の検証及びチェック体制の整備
- c 監査役監査及び内部監査の強化
- d 経営陣の問題意識の希薄さ及び会計方針等に対する理解不足に対応する改善措置

【事例 23】 グループ会社を連結の範囲から除外し、内部取引利益を連結決算で利益計上

① 本事例の特色

本件は、子会社が実質的に支配している孫会社を連結の範囲から除外するとともに、当該孫会社が発行し当該子会社が保有していた他社株償還特約付社債券（EB 債）の発行日を偽るなどして当該子会社の会計帳簿等を作成することにより、連結財務諸表において、本来計上できない社債評価益を過大に計上するなどしていたものです。

これにより、当社は、当期純損益について、本来は 352 億 6800 万円の利益であったにもかかわらず、これを 469 億 3500 万円の利益と記載した有価証券報告書などを開示しました。

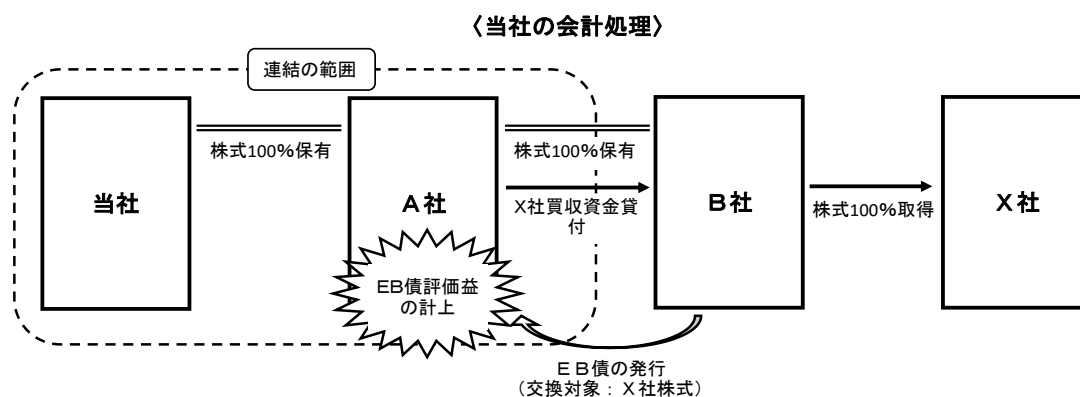
② 発行者である会社

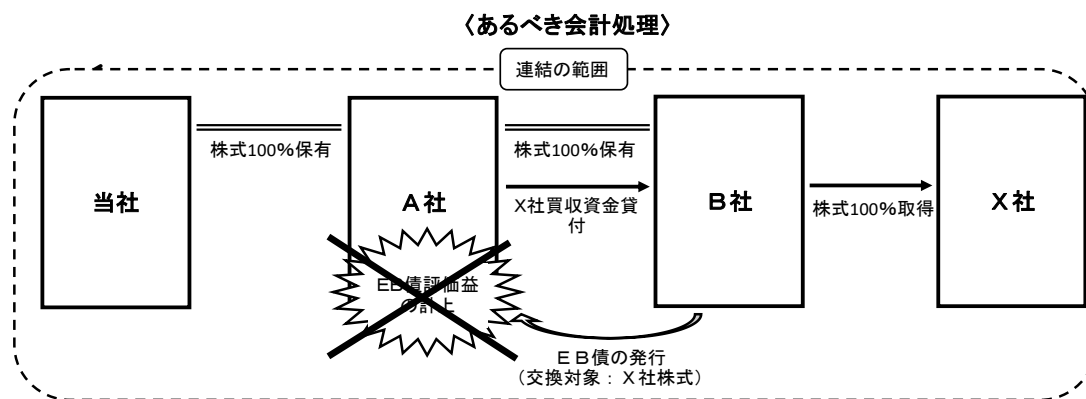
証券・商品先物取引業、東証一部・旧大証一部・名証一部上場（完全子会社化に伴い上場廃止）

③ 事案の概要

ア 当社の子会社（A 社）が買収目的会社 B 社（A 社の子会社）を通じて X 社を買収後、B 社が買収資金として A 社から調達した借入金を EB 債に振り替えるため、B 社は、A 社に対して X 社株式を交換対象とする EB 債を発行しました。当該 EB 債について、取得者である A 社はいつでも一定の交換価格で X 社株式と交換できる権利（コールオプション）を保有しており、当該オプション部分は区分して時価評価されることから、X 社株式の株価が上昇すれば A 社に評価益が発生するものであります。

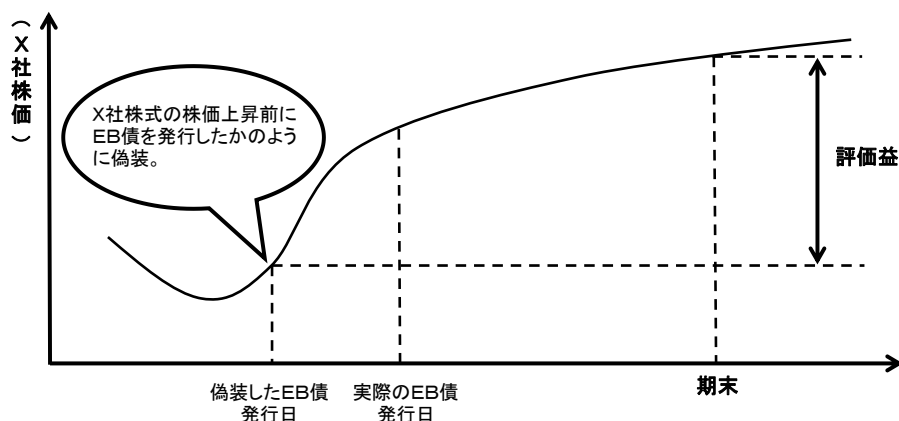
イ 当社は、A 社を連結の範囲に含める一方、孫会社である B 社を連結の範囲から除外することにより、本来は内部取引利益として連結決算上相殺されるべき当該 EB 債の評価益を計上しました。





ウ また、本件 EB 債について、X 社株式の価格上昇後に EB 債の発行を最終的に決定したにもかかわらず、発行日を遡らせて会計帳簿等を作成することにより、当該 EB 債の評価益を過大に計上しました。

(EB債の評価益)



④ 不正の背景

当社及び当社子会社では、業績連動型賞与制が採用されていたこともあり利益追求の姿勢が強く、また、当社経営幹部において、適正な会計処理を行うことの重要性に関する認識及びコンプライアンス意識が欠如していました。

⑤ 法令違反の事実関係

当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある継続開示書類（※第 X1 期有価証券報告書）を参照書類とする発行登録追補書類を提出し、同発行登録追補書類に基づく一般募集により、500 億円の社債券を取得させました。

同社が行った上記の行為は、旧法第 172 条第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当します。

※ 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	777 億 1700 万円	589 億 6800 万円
連結当期純損益	469 億 3500 万円	352 億 6800 万円

⑥ 課徴金額

5 億円

(5) 営業外費用

➤ 不適正な会計処理の手法

① 貸倒引当金の過少計上

- ・ 短期貸付金及び未収利息について、貸倒引当金の計上や未収利息の損失処理等を適正に行わなかったほか、当該短期貸付金等を関連当事者に譲渡したことに伴う譲渡代金債権についても、貸倒引当金の計上を適切に行わなかった。（【事例 24】参照）
- ・ 本来は貸付として処理すべき資金を、物品の購入価格に上乗せすることにより不正に支出し、当該貸付金に対する貸倒引当金を計上しなかった。

② 費用の過少計上

- ・ 資金調達に要したアレンジメントフィーをソフトウェア購入費に付け替え、費用を過少計上した。

【事例 24】貸倒引当金の過少計上(東証ジャスダック、その他金融業)

① 事案の概要

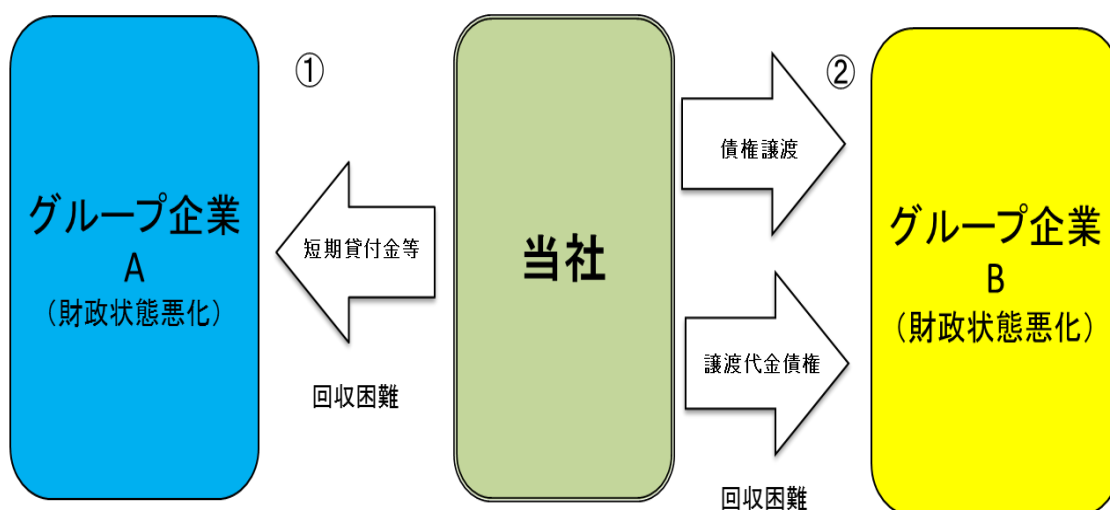
ア 法令違反の概要

本件は、当社の保有する短期貸付金及び未収利息について、貸倒引当金の計上や未収利息の損失処理等を適正に行わなかったほか、当該短期貸付金等を当社の関連当事者に譲渡したことに伴う譲渡代金債権についても、貸倒引当金の計上を適正に行わなかったことにより、過大な純資産額や過少な純損失を計上した四半期連結財務諸表を記載した重要な虚偽記載のある4件の四半期報告書を提出しました。

イ 不適正な会計処理の概要

当社は、当社社長又は当社社長の親族等が経営するグループ企業との間において運転資金の融通を行っていましたが、

- a 当社の親会社の破綻及びその後の破産管財人との訴訟等によってグループ企業Aの財政状態が悪化し、当社のグループ企業Aに対する短期貸付金等の回収が困難となる可能性が高いことを把握していたにもかかわらず、短期貸付金に対する貸倒引当金の計上や滞留した未収利息の損失処理等を適正に行いませんでした。
- b 当該短期貸付金等の債権を別のグループ企業Bに譲渡したことに伴う譲渡代金債権についても、グループ企業Bの財政状態が悪化したことにより、回収が困難となる可能性が高いことを把握していたにもかかわらず、貸倒引当金の計上を適正に行いませんでした。



② 不正の原因とその是正策

本件は、以下のような背景・原因によって不適正な会計処理が行われた。このような背景・原因を踏まえ、当社はその是正に向け、以下のように対応することとしました。

ア 背景・原因

当社は、融通した短期貸付金や譲渡代金債権等の回収が困難となる可能性を把握していたものの、貸出先がグループ企業等であることから、グループ企業間での支援等により回収は可能であると安易に考えていました。

こうした状況を背景に、当社は会計監査人から貸倒引当金の計上等について指摘されていたにもかかわらず、会計監査人との意見交換の時間も確保せず、十分な議論を行っていなかったものであります。

また、当時の取締役経理部長がグループ企業との兼務となり、さらにその後に役職を辞任し、経理部門を統括すべき者が不在となるなど、適正な情報開示を行うための管理体制が機能していませんでした。

イ 是正に向けた当社の対応

a 監査体制の強化

会計監査人の経営者ミーティングへの参加や当社社長及び経理担当取締役が直接、会計監査人と密に連絡を取り、意見交換を行うことができる体制を整備することとしました。

b 経理部門の強化

経理部門の体制強化や第三者の視点からの意見を受けるため、経理業務の一部をアウトソースし、問題点の早期洗い出しを行うこととしました。

(6) 特別利益

➤ 不適正な会計処理の手法

① 匿名組合清算配当金の過大計上

- ・ 匿名組合出資先の特別目的会社に不動産に係る信託受益権を譲渡した不動産流動化スキームについて、本来であれば認められない売却処理（オフバランス処理）を装い、不動産の買戻しによる当該スキームの終了時に匿名組合清算配当金を特別利益として過大計上した。（【事例 25】参照）

② 債務免除益の架空計上

- ・ 債権放棄を受けたとして架空の債務免除益を計上した。

【事例 25】匿名組合清算配当金の過大計上

① 本事例の特色

本件は、匿名組合出資先の特別目的会社に不動産の信託受益権を譲渡する不動産流動化スキームにつき、本来、金融取引として会計処理すべきであったにもかかわらず、これを売却取引として会計処理することにより、不動産の買戻しによるスキーム終了時に匿名組合清算配当金を利益計上したものです。これにより、当社は、当期純損益について、本来は16億6200万円の損失であったにもかかわらず、これを41億1200万円の利益と記載した有価証券報告書などを開示しました。

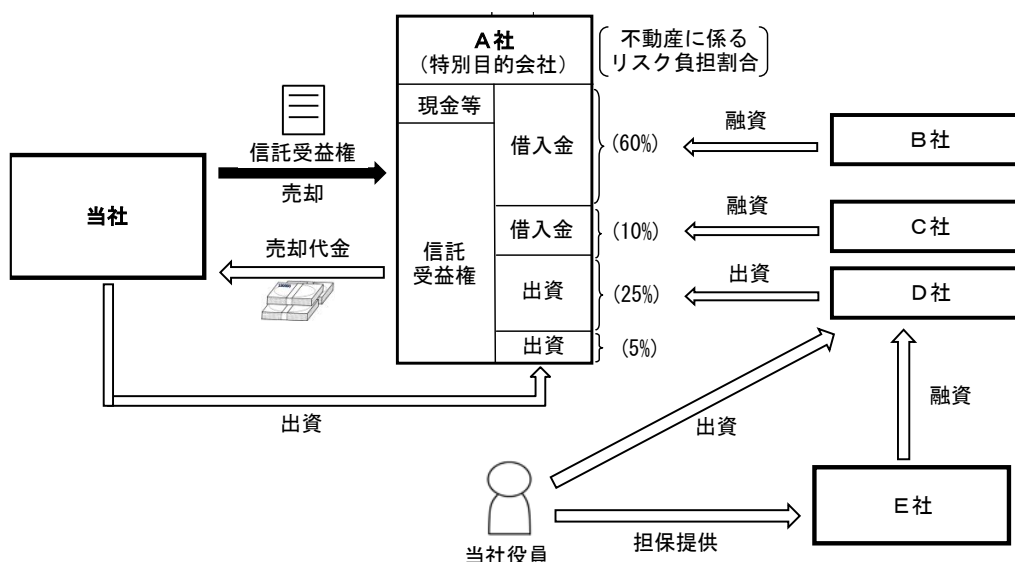
② 発行者である会社

小売業、東証一部上場

③ 事案の概要

ア 当社は、本店ビル等を対象とする不動産流動化スキームにおいて、当該不動産に係る信託受益権を特別目的会社（A社）に譲渡しました。A社は、当該信託受益権の取得資金を、当社及びD社からの匿名組合出資並びにB社及びC社からの融資により調達していましたが、当社は、A社に対する匿名組合出資によるリスク負担割合が5%以下であるとして、本件流動化について売却処理（オフバランス処理）を行いました。

これにより、当社は、A社に対する信託受益権の譲渡時に売却益を計上するとともに、その後、本件不動産を買い戻して本件流動化スキームを終了させる際に、A社から受けた匿名組合清算配当金を特別利益として計上しました。



※不動産が特別目的会社に適正な価額で譲渡されており、かつ、当該不動産に係るリスクと経済価値のほとんど全てが、譲受人である特別目的会社を通じて他の者に移転していると認められる場合には、譲渡人は不動産の譲渡取引を売却取引として会計処理する。リスク負担割合がおおむね5%の範囲内であれば、リスクと経済価値のほとんど全てが他の者に移転しているものとして取り扱うこととされている。

イ しかし、A社に匿名組合出資を行ったD社は、当社の緊密者である前会長がその議決権の全てを保有するとともに、同社の資金調達の過半について、前会長の保有する株式等による担保提供があることなどから、当社の子会社として連結対象とすべきであったにもかかわらず、当社は、D社の出資者が当社とは無関係の第三者であるかのように装っていました。

そして、当社とD社を合計すればA社に対する匿名組合出資によるリスク負担割合は5%を大幅に超過することから、本件流動化については、売却取引でなく金融取引として処理すべきでありました。

ウ したがって、当社のA社に対する信託受益権の譲渡は売却処理（オフバランス処理）とは認められないことから、本件不動産を買い戻してスキームを終了させる際に当該匿名組合清算配当金は本来発生することはなく、これを当社の特別利益として計上することはできないものでありました。

④ 不正の背景

ア 社内牽制機能の不備

特定の役員に意思決定権限等が過度に集中するとともに、取締役会が定期的開催されないなど、社内牽制機能が働いていませんでした。

イ コンプライアンス意識の欠如

当社経営幹部において、適正な会計処理を行うことの重要性に関する認識及びコンプライアンス意識が欠如していました。

⑤ 法令違反の事実関係

ア 継続開示書類

当社は、匿名組合清算配当金の過大計上等により旧法第172条の2第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出しました。

a 第X1期有価証券報告書

連結財務諸表の「重要な後発事象」の注記に、匿名組合清算配当金49億2000万円が発生していると記載。

b 第X2期半期報告書（100万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結中間純損益	71億4500万円	13億9800万円

c 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	41 億 1200 万円	▲16 億 6200 万円

d 臨時報告書（X2 期中に提出）

本件不動産流動化スキームの終了に伴い、X2 期の個別決算及び連結決算において、特別利益として匿名組合清算配当金 49 億 2000 万円を計上する予定と記載。

イ 発行開示書類

当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある継続開示書類（アの a 及び b）を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、約 16 万株の株券を 123 億 3771 万円で取得させました。

同社が行った上記の行為は、旧法第 172 条第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当します。

⑥ 課徴金額

2 億 5353 万円

（継続開示書類 計 678 万円、発行開示書類 2 億 4675 万円）

(7) 特別損失

➤ 不適正な会計処理の手法

① 貸倒引当金（繰入額）の不計上・過少計上

- ・ 貸倒懸念債権に対する貸倒見積高について、財務内容評価法により算定しなければならなかったにもかかわらず、合理的な根拠のない回収見込額をもとに算出したことにより貸倒引当金を過少に計上した。
- ・ 会計監査人を含め対外的に連帯保証及び担保が継続しているかのように装い、また、回収を偽装することで、回収見込みがない貸付金について、貸倒損失計上を回避した。
- ・ 売買取引を装うなどして、実質破綻状態にあった当社役員に資金を流出させていたにもかかわらず、その流出資金について貸倒引当金繰入額を計上していなかった。
- ・ 新規事業の譲受のための預託金の支払を装うなどして流出させた資金や、提携先に対する長期貸付金等について、適切な貸倒引当金繰入額の計上をしなかった。
- ・ 役員等に対し金銭や当社の保有株式を貸し付けたものの、当該貸付に係る債権の回収可能性を適切に検討せず、貸倒引当金繰入額を過少に計上した。
- ・ 代表者が不正に支出した資金（長期貸付金等）について、貸倒引当金を計上しなかった。
- ・ 貸倒懸念債権（貸付金）について返済がなされたように見せかけ、貸倒引当金の計上を回避した。
- ・ 取引先の資金繰りが悪化したことにより、立替金及び貸付金の回収が困難になったことを認識していたにもかかわらず、貸倒引当金を計上しなかった。

② 偶発損失引当金の不計上

- ・ 償還時に暗号資産に転換される可能性のある社債に評価損が発生する可能性が高くなるなど、引当金の計上の要件を満たしたため、偶発損失引当金を計上すべきであったにもかかわらず、偶発損失引当金を計上しなかった。（【事例 26】参照）

③ 投資有価証券評価損の不計上・過少計上

- ・ 価格変動リスクがある社債（償還時に暗号資産に転換される可能性がある社債）を、取得原価をもって貸借対照表価額としており、当該社債の帳簿価額と時価との差額を投資有価証券評価損として計上しなかった。（【事例 26】参照）
- ・ 当社が投資した海外の不動産プロジェクトを資金使途とする社債について、償還可能性の評価を誤り、投資有価証券評価損を計上しなかった。
- ・ 連結子会社保有の株式について、実質価額の著しい低下を認識していたにもかかわらず、当該株式を簿価で第三者に売却したように装い、投資有価証券評価損を過少に計上した。

④ 減損損失の不計上・過少計上

- ・ 建物付きの土地について、当該土地の回収可能価額を算定するに当たり、回収可能

価額を実際よりも高く見積もって、帳簿価額よりも高く算定することにより、本来計上すべき減損損失を計上しなかった。（【事例 27】参照）

- ・ 担当者が虚偽の資料を作成して、当社及び当社連結子会社の店舗に配賦すべき本社経費を、特定の店舗について不正に操作し、当該店舗の経費を適正額より過少に計上する不適正な会計処理を行い、減損損失の計上を回避した。（【事例 28】参照）
- ・ 子会社において不適正な会計処理が行われていた結果、当該子会社に係るのれん等固定資産について減損の兆候の認識をせず、本来計上すべき減損損失を計上しなかった。
- ・ 保有する固定資産についての減損の兆候に係る認識が適切ではなく、本来計上すべき減損損失が計上されなかった。
- ・ 業績の低迷等により取得以降何ら利用されないままとなっていた土地について、減損損失を計上しなかった。
- ・ 建設仮勘定を固定資産に振り替えず、減損損失を計上しなかった。
- ・ 保有する著作権について、資産価値が全く認められないにもかかわらず、全額の減損処理を行わなかった。

⑤ 除却損失の過少計上

- ・ 資産価値のないソフトウェア仮勘定について除却を行わなかった。

⑥ のれんの過大計上による損失の過少計上

- ・ 過去に子会社であった関連会社の支配を再度獲得して子会社とした際の資本連結手続において、のれんを過大計上するとともに、本来計上すべき抱合せ株式消滅差損の計上を回避した。（【事例 31】参照）
- ・ 関連会社を連結子会社とした際に発生したのれんについての減損損失を計上しなかった。
- ・ 事業譲受で計上したのれんについて、資産のグルーピングや減損の兆候の有無の判定を誤り、減損会計の適用による特別損失を計上しなかった。
- ・ 買収した子会社について、取得価額と子会社の純資産額の差額をのれんとして計上したが、何ら資産性がなく、全額損失処理すべきであった。
- ・ 子会社株式の取得価額が過大であった部分につき、本来は当該株式に係る損失を計上すべきところ、これを行わず、のれんの計上を行った。

⑦ その他損失の過少計上

- ・ 太陽光発電所の工事代金を前渡金として計上していたが、当該工事の実態はなく、協力会社経由で当社関係者が受領した当該資金の用途は不明であり、その後返金も行われなかったことから、損失計上すべきであった。（【事例 37】参照）
- ・ 海外ファンドに送金された資金を営業出資金として資産計上していたが、当該ファンドにおける運用の実態はなく、資金は社外流出していることから、用途不明金として損失計上すべきであった。
- ・ 取引先に対する貸付金について、その一部を相手方との合意により債務免除したが、当該債務免除について損失計上を行わなかった。

【事例 26】 投資有価証券評価損の不計上及び暗号資産の過大計上等 (東証グロース市場、サービス業(水まわりサービス支援事業))

① 事案の概要

ア 法令違反の概要

当社は、投資有価証券評価損の不計上等の不適正な会計処理を行ったことにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書、四半期報告書及び有価証券届出書を提出しました。

イ 不適正な会計処理の概要

当社が行った主な不適正な会計処理は、以下のとおりです。

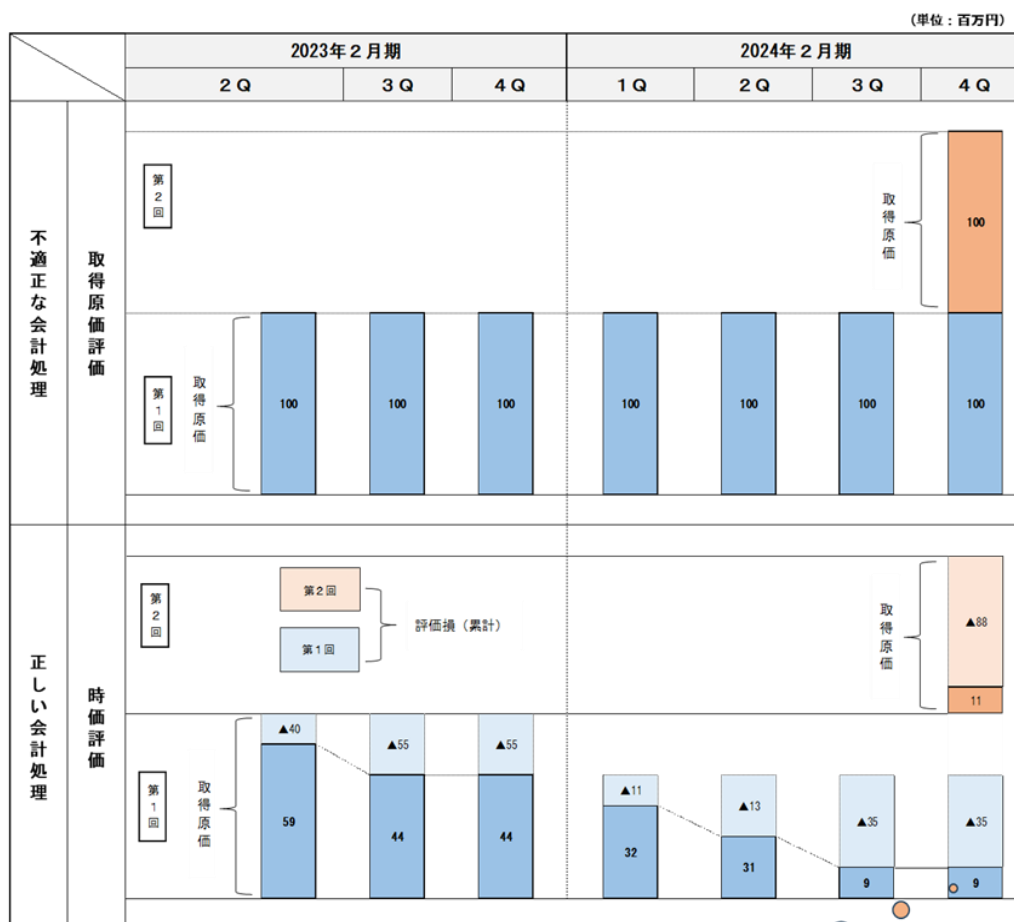
a 投資有価証券評価損の不計上

保有している社債については、満期まで保有することを目的としていたとしても価格変動リスクがある場合、「その他有価証券」として、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を評価損として計上することとされています。

しかしながら、当社は、償還時に暗号資産に転換される可能性がある社債を二回にわたり取得し、当該社債に価格変動リスクがあるにもかかわらず、いずれも取得原価をもって貸借対照表価額としていました。

この結果、当社は、当該社債の帳簿価額と時価との差額を投資有価証券評価損として計上していませんでした。

[参考1：主な不正行為の概要図（イメージ図）]



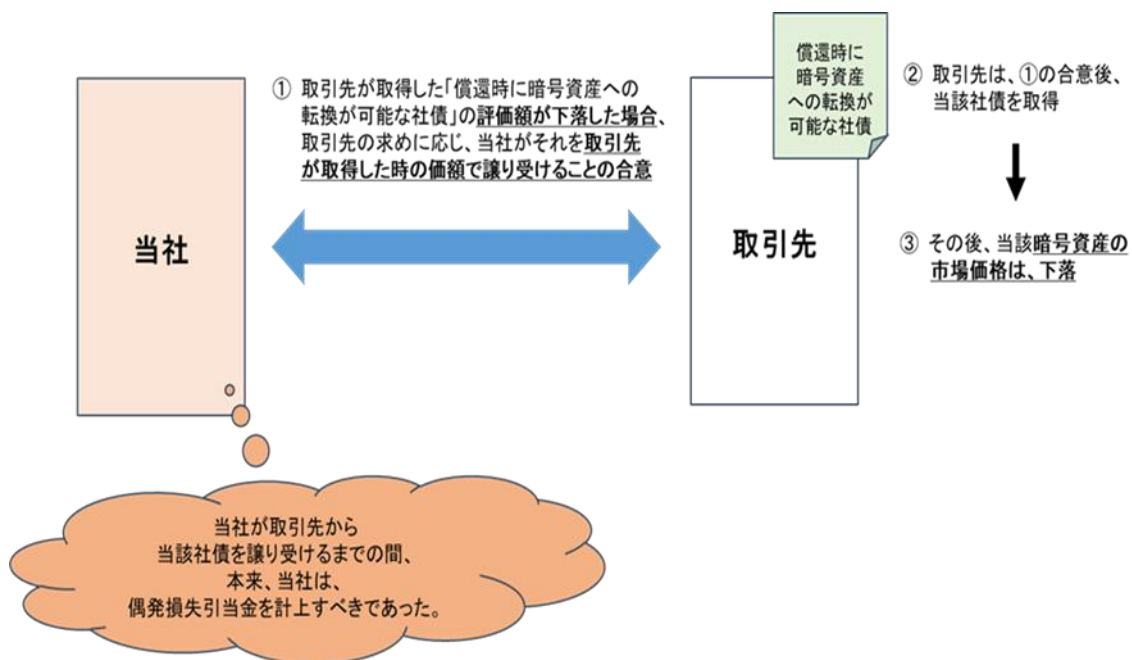
当社は、
 取得原価をもって貸借対照表価額とするのではなく、
 時価をもって貸借対照表価額とし、
 時価と帳簿価額の差額を投資有価証券評価損として計上すべきであった。

b 偶発損失引当金の不計上

(偶発損失) 引当金については、将来の特定の損失であること、発生の可能性が高いこと及びその金額を合理的に見積もることができること等の要件を満たした場合、計上することとされています。

当社は、取引先に対し、償還時に暗号資産に転換される可能性のある社債の引受けを依頼し、その際、当該暗号資産の市場価格の下落により、当該社債に評価損が発生した場合、取引先の求めに応じて、取引先が当該社債を引き受けた時の価額で譲り受けることを合意していました。その後、当該社債に評価損が発生する可能性が高くなるなど、引当金の計上の要件を満たしたため、当社は、偶発損失引当金を計上すべきであったにもかかわらず、偶発損失引当金を計上していませんでした。

[参考2：主な不正行為の概要図（イメージ図）]



c 暗号資産の過大計上

当社は、その保有する活発な市場が存在しない暗号資産について、期末の市場価格により評価すべきところ、価格や取引量が大きく変動することを理由に市場価格を用いず、過去の平均単価により評価し、暗号資産の過大計上を行いました。

② 不正の原因とその是正策

本件の不適正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

ア 背景・原因

当社において、不適正な会計処理が行われてきた背景・原因としては、主に以下の点が考えられます。

a 代表取締役の法令遵守及び適切な財務報告の重要性に対する意識の欠如

当社の代表取締役は、当社が過去に行政処分を受けたこと等により、業績が悪化していたことから、利益の増加、経費の節減及び資金調達を円滑に行うことにこだわり、法令を遵守し、適切な財務報告を行うという意識が欠如していた。

b 代表取締役に対する牽制機能の不全

当社の代表取締役の方針に疑問を持つ取締役等はいたものの、当社は、業務全般について創業者である代表取締役に対する依存度が高く、代表取締役の意向を過度に忖度し、適切な意見を述べる事ができない企業風土が醸成されていた。

c 管理部門の機能不全

管理部門の兼務が多く、適切に業務を実施できる体制ではなかった。このため、取引先との契約を口頭合意で済ませていることや最終的な契約書が存在しないなどの契約上の不備について、事前及び事後に把握することができなかった。

また、経理業務が複雑になったにもかかわらず、財務・経理部門の社員を増員する等の措置を取らなかったことから、適切な経理処理が行われなかった。

イ 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

- a 会計知識の向上及び法令遵守のための研修の定期的な実施
- b ガバナンス体制・経営トップに対する牽制の強化
- c 契約締結に係る業務の見直し

【事例 27】減損損失の不計上及び売上の過大計上等（東証スタンダード市場、卸売業（ヘルスケア ソリューション事業、地球環境ソリューション事業））

① 事案の概要

ア 法令違反の概要

当社は、減損損失の不計上及び売上の過大計上等の不適正な会計処理を行ったことにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び有価証券届出書を提出しました。

イ 不適正な会計処理の概要

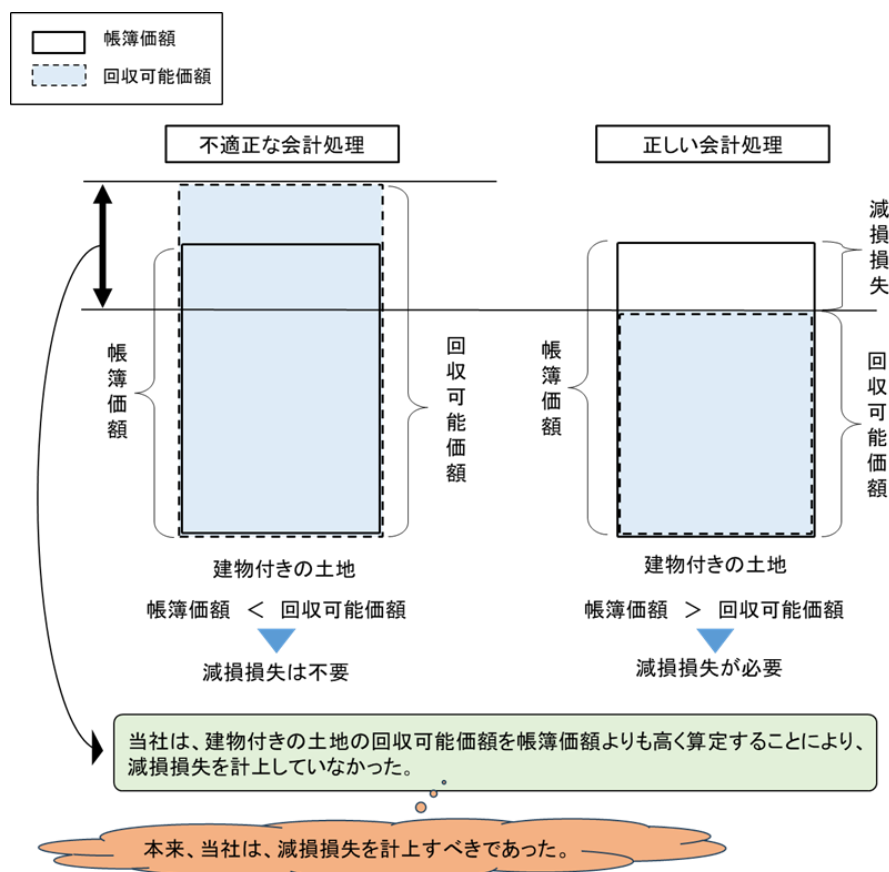
当社が行った主な不適正な会計処理は、以下のとおりです。

a 減損損失の不計上

当社は、当社が所有する建物付きの土地について、減損損失の認識・測定のため、当該土地の回収可能価額を算定するに当たり、回収可能価額を実際よりも高く見積もって、帳簿価額よりも高く算定することにより、本来、減損損失を計上すべきであるにもかかわらず、減損損失を計上していませんでした。

なお、固定資産の減損損失については、減損損失の認識・測定に当たり、資産又は資産グループの回収可能価額が帳簿価額を下回った場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失とすることとされています。

[参考 1：主な不正行為の概要図（イメージ図）]



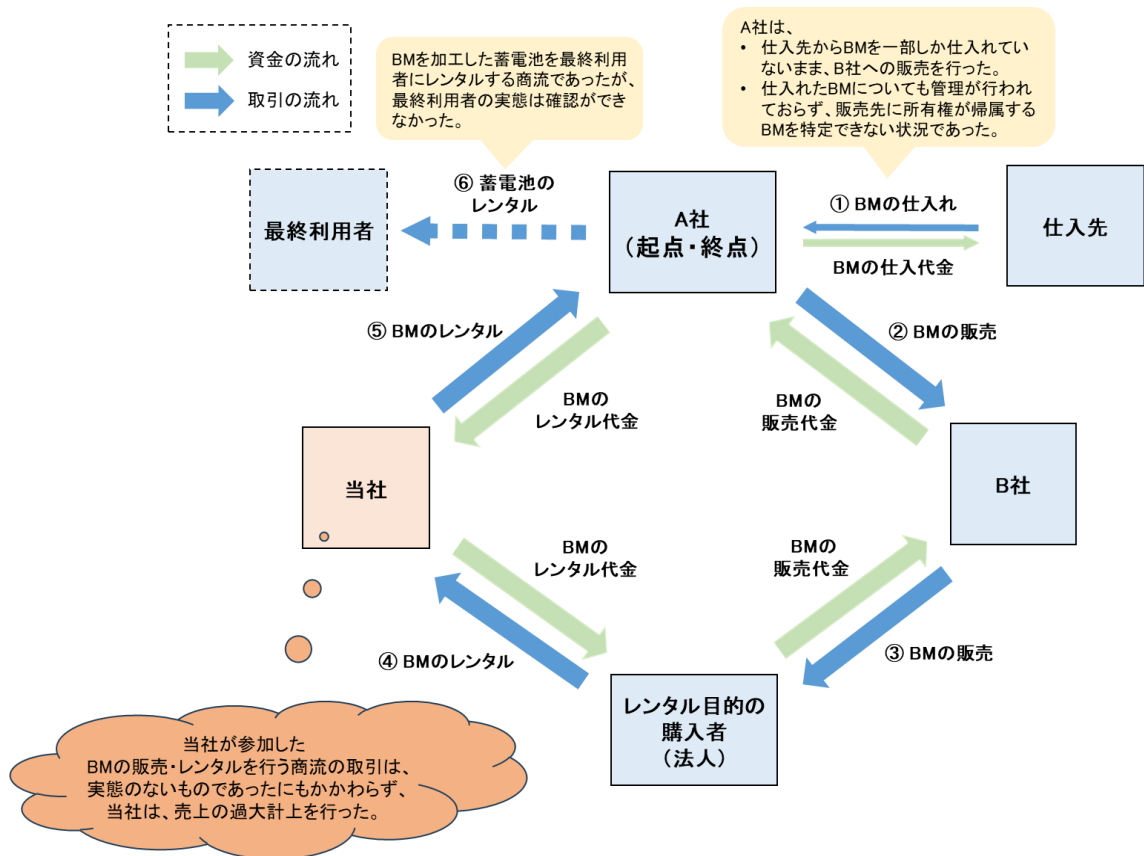
b 売上の過大計上

当社は、バッテリーモジュール（以下「BM」という。）を販売・レンタルする商流に参加し、レンタル目的の購入者（主に法人）からレンタルを受けたBMを、商流の起点・終点となるA社にレンタルすることで、レンタル料を売上として計上しました。

しかしながら、A社は販売数に見合うBMの大半を実際には仕入れておらず、仕入れたBMについても管理が行われていなかったため、販売先に所有権が帰属するBMが特定できない状況であったことから、当社が参加したBMを販売・レンタルする商流での取引は、実態のないものでした。

この結果、当社は、本来売上进行できないにもかかわらず、売上の過大計上を行いました。

[参考2：主な不正行為の概要図（イメージ図）]



② 不正の原因とその是正策

本件の不適正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

ア 背景・原因

当社において、不適正な会計処理が行われてきた背景・原因としては、主に以下の点が考えられます。

a 当社の代表取締役等からのプレッシャーがあったこと

減損損失の不計上については、当社の管理部門の責任者が、元代表取締役社長及び元管理本部長から強いプレッシャーを含んだ指示を受けていた。

b コンプライアンス意識の欠如があったこと

前代表取締役社長は、売上至上主義の下、参加した商流における商品の実在性など事業リスクの検討を行うことなく、事業を開始、継続させるなどしていたものであり、コンプライアンス意識や上場会社の代表取締役としての倫理観の欠如が認められた。

c 内部監査委員会との連携が不十分であったこと

当社は、内部監査委員会を設置しているものの、内部監査委員は全員兼務となっており、他業務が忙しい中、取引の適法性や妥当性のチェックを行っていなかった。また、内部監査の結果について監査等委員への報告はなく、連携が不十分であった。

イ 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

a 研修等の実施によるコンプライアンス意識の醸成

b 社外取締役を取締役会議長にすることにより、牽制機能の強化を図ることに加え、内部監査室から監査等委員へモニタリングの報告を行うなど、連携を強化することによるガバナンスの強化

c 内部監査室と監査等委員との連携を強化

【事例 28】減損損失の過少計上（東証二部、小売業）

③ 事案の概要

ア 法令違反の概要

当社は、当社が行った不適正な会計処理により、過大な当期純利益等を計上した連結財務諸表等を記載した有価証券報告書を提出しました。

この開示書類は、重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類に該当します。

イ 不適正な会計処理の概要

当社は、担当者が虚偽の資料を作成して、当社及び当社連結子会社の店舗に配賦すべき本社経費を、特定の店舗について不正に操作し、当該店舗の経費を適正額より過少に計上する不適正な会計処理を行い、減損損失の計上を回避しました。

④ 不正の原因とその是正策

本件の不適正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

ウ 背景・原因

本件不適正な会計処理は、本社の減損処理の担当者が、減損損失の計上を回避するために行ったものと考えられます。当社において、不適正な会計処理が行われてきた背景としては、主に以下の点が考えられます。

- a 当社の減損担当者のコンプライアンス意識が欠如していたこと及び取締役の監督が不十分であったこと

減損処理の担当者は、不適正な会計処理と認識しつつ実態と乖離した計算を行っており、コンプライアンスを遵守する意識が欠如していました。減損処理の担当者を指導監督する立場にあった取締役は、取締役会で報告された各店舗の業績とは明らかに異なる内容の減損関連資料を受領していたにもかかわらず、不正操作に気付かないなど、部下に対する監督が不十分でした。減損処理の担当部署は、減損関連資料について恣意的な改ざんが可能な状況にあり、担当者が行った業務を組織的にチェックする体制が構築されていませんでした。

- b 内部監査体制が機能不全であったこと

当社の内部監査室は、店舗における現金管理などの業務不正と事故防止に特化した内部監査を行っており、管理部門の法令遵守状況や業務手順をチェックする役割を果たしておらず、内部監査体制が有効に機能していませんでした。

- c 規程等が未整備であったこと及び経営陣が無関心であったこと

当社においては、実態と業務分掌の規定が乖離し、責任者の責任範囲が不明確となっていた。上場時に制定された規程等の見直しや、マニュアルの整備もほとんどなく、経営陣においてもその必要性に対する認識・関心が薄かったです。

エ 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

- d コンプライアンス意識を高める風土の醸成
- e 減損兆候判定業務のシステム化
- f 内部監査規程の改訂、具体的な監査業務マニュアルの作成及び人員増強

- g 内部監査室によるモニタリング体制の強化
- h 組織体制、組織関連規程、業務分掌規程等の改正

(8) 資産

➤ 不適正な会計処理の手法

① 売上債権の過大計上

- ・ 取引先から設計システム購入に当たっての資金の融通を依頼された当社が、販売元からシステムを仕入れて取引先に販売し、売上及び売掛債権を計上したが、この取引に要した資金は実質的には取引先への貸付金であり、売掛債権として計上すべきものではなかった。

② 棚卸資産の架空・過大計上

- ・ 事業用地を有する会社を子会社化するにあたり、当該用地を過大な鑑定評価額に基づき評価することで、棚卸資産（開発事業等支出金）を過大に計上した。（【事例33】参照）
- ・ 所有不動産の鑑定評価を依頼していた不動産鑑定士が行った過大な鑑定評価結果に基づき、棚卸資産（販売用不動産）を過大に計上した。
- ・ 取引先の検収が終了していたにもかかわらず、検収後に発生した保守作業分の費用を当期の費用として処理せず、仕掛品勘定として計上していた。
- ・ 取引先からシステム開発業務の契約を解除されたにもかかわらず、システム開発に係る仕掛品を費用とせず、棚卸資産として計上し続けた。
- ・ 収益性が低下していた棚卸資産について評価損を計上せず、棚卸資産を過大に計上した。
- ・ 金額の妥当性が検証できないものや、原価配賦計算に合理性が認められないものを、棚卸資産として計上した。
- ・ 売掛金の回収偽装に協力した会社に対し、協力会社が回収偽装に要した資金を補填するために、機械及び装置を購入したかのように装った。

③ 土地の過大計上

- ・ 土地の取得費用として支出済みの金額について、当該土地の取得を断念したにもかかわらず損失処理を行わず、その後取得した別の土地の取得費用であることとして合算することにより土地を過大に計上していた。

④ リース資産の架空・過大計上

- ・ スルー取引や循環取引を行い、架空のリース資産を取得したかのように装った。
- ・ 架空のリース資産を計上した上、架空のリース収入を計上して辻褃を合わせていた。

⑤ 無形固定資産の架空・過大計上

ア のれん

- ・ 過去に子会社であった関連会社の支配を再度獲得して子会社とした際の資本連結
手続において、当初子会社化から再子会社化までの間の同社に対する投資損失等
を適切に反映させず、のれんを過大計上した。（【事例 31】参照）
- ・ 買収先企業の企業価値を不当に高く見積り、当該株式を本来の価格より高値で買
取ることにより、本来は計上できないのれんを計上した。（【事例 32】参照）
- ・ 債務超過となっていた買収先の株式の実質価額の回復可能性に係る裏づけを有し
ないまま、本来は計上できないのれんを計上した。
- ・ 実在性のないのれんを架空計上する一方、その取得名目で支出した資金を架空売
上により還流させた。
- ・ 実態のない事業を譲り受け、のれんを計上した。

イ ソフトウェア

- ・ 本来費用計上しなければならないソフトウェアの開発費について、資産（ソフト
ウェア仮勘定及びソフトウェア）として計上した。（【事例 29】参照）
- ・ 当社はシステム開発会社にソフトウェア開発を依頼したとして、その対価を支払
ったが、支払った資金の大半は当該システム開発会社を介して当社元取締役が資
金横領をしていた。このように、ソフトウェア開発の事実はないにもかかわらず、
上記取引をソフトウェア仮勘定として架空に計上した。
- ・ 実際はソフトウェアの開発を行っていなかったにもかかわらず、ソフトウェア等
の架空資産を計上した。
- ・ ソフトウェアを架空計上した上、減損処理を行わなかった。
- ・ 循環取引に用いる資金を捻出し、ソフトウェアを取得したかのように計上した。
- ・ 取得したソフトウェア資産について虚偽の見積書等を作成し、実際の取得価額よ
りも多く計上した。

ウ 著作権

- ・ 保有する著作権について、全額の減損処理を行わず、過大に計上した。

⑥ 投資有価証券の過大計上

- ・ 債務超過の連結子会社を譲渡するための条件として行われた増資の引き受けに関し
て、過大な引受価額で投資有価証券を過大に計上した。（【事例 30】参照）
- ・ 簿外ファンドに含み損を抱える運用資産を簿価で買取らせることにより、投資有価
証券の評価額を過大に計上した。（【事例 32】参照）
- ・ 保有する非上場株式について実質価額が著しく下落していたにもかかわらず、評価
損を計上しなかった。

⑦ 関係会社株式の過大計上

- ・ 関係会社株式の減損処理に当たり、適正な会計基準による処理を行わず、関係会社

株式を過大に計上した。

⑧ 出資金の架空計上

- ・ 株式上場前からスルー取引や循環取引を行い、出資金を架空計上した。

⑨ 前渡金の過大計上

- ・ 架空の売掛債権の回収偽装の資金として、前渡金の名目で資金を流出させた。

⑩ 暗号資産の過大計上

- ・ 活発な市場が存在しない暗号資産について、期末の市場価格により評価すべきところ、過去の平均単価により評価し、暗号資産を過大に計上した。（【事例 26】参照）

【事例 29】ソフトウェア仮勘定及びソフトウェアの過大計上（東証スタンダード市場、情報・通信業（オンラインゲーム開発））

① 事案の概要

ア 法令違反の概要

当社は、ソフトウェア仮勘定及びソフトウェアとして資産の過大計上の不適正な会計処理を行ったことにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び有価証券届出書を提出しました。

イ 不適正な会計処理の概要

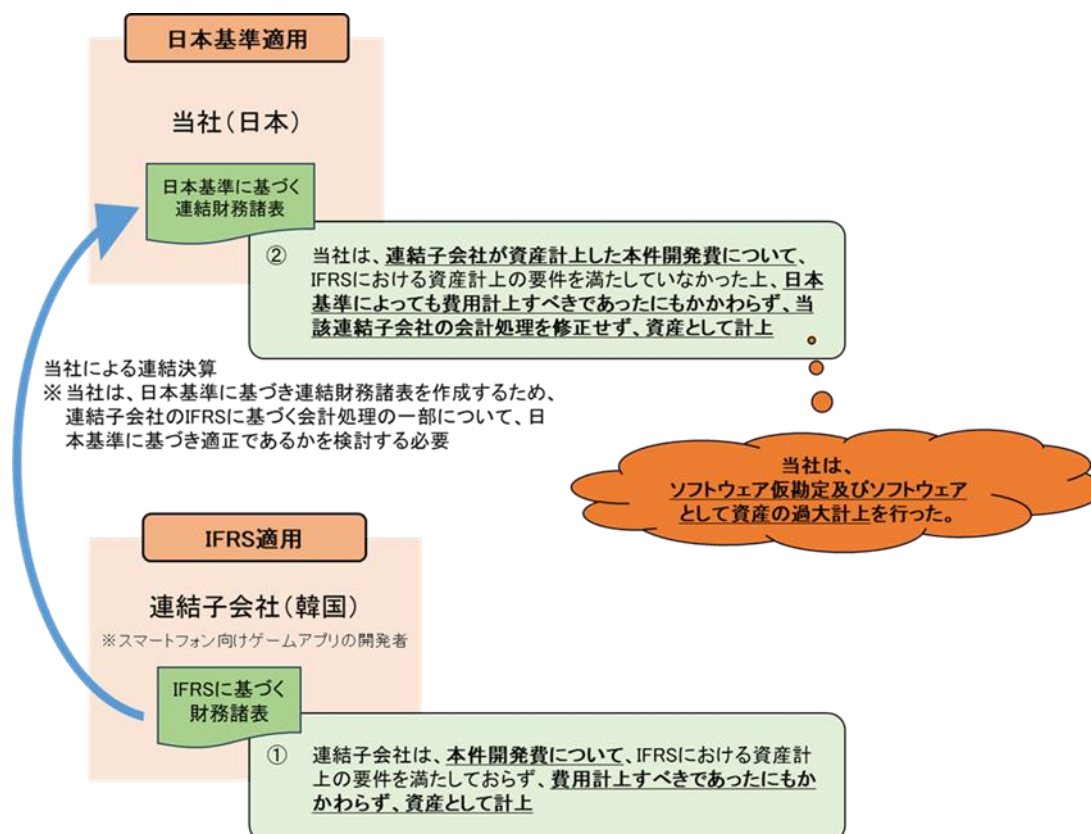
当社が行った不適正な会計処理は、以下のとおりです。

国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）を適用している韓国所在の連結子会社は、スマートフォン向けゲームアプリの開発費（以下「本件開発費」という。）について、IFRSにおける資産計上の要件を満たしておらず、費用計上すべきであったにもかかわらず、資産（ソフトウェア仮勘定又はソフトウェア）として計上しました。

さらに、日本の会計基準（以下「日本基準」という。）を適用している当社は、連結財務諸表を作成するに当たり、当該連結子会社の会計処理を修正せず、資産（ソフトウェア仮勘定又はソフトウェア）として計上しました。

この結果、当社は、ソフトウェア仮勘定及びソフトウェアとして資産を過大に計上しました。

[参考：主な不正行為の概要図（イメージ図）]



② 不正の原因とその是正策

本件の不適正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

ア 背景・原因

当社において、不適正な会計処理が行われてきた背景・原因としては、主に以下の点が考えられます。

a 経営陣の会計基準等の遵守意識の不足等

当社の経営陣には会計基準等の遵守意識が不十分であったことから、会計を担務する取締役を選任しておらず、会計論点について取締役会で議論するなどの経営陣によるモニタリングが十分機能していなかった。

b 経理部門の脆弱性

当社及び当社の連結子会社の経理部門は、最低限の人数であったことに加えて、IFRSを含む会計基準に精通する人員が不在であり、経理体制が脆弱であった。

イ 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

a 経営陣の会計基準等の遵守意識の向上

b 経理部門の脆弱性の改善

【事例 30】投資有価証券の過大計上等（東証グロース市場、コンサルティング事業、システム開発事業等）

① 事案の概要

ア 法令違反の概要

当社は、当社及び当社の連結子会社が行った不適正な会計処理により、過大な当期純利益等を計上した連結財務諸表等を作成し、これらの連結財務諸表等を記載した有価証券報告書及び四半期報告書並びに当該有価証券報告書等を組込情報又は参照情報とする有価証券届出書を提出しました。

これらの開示書類は、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類に該当します。

イ 不適正な会計処理の概要

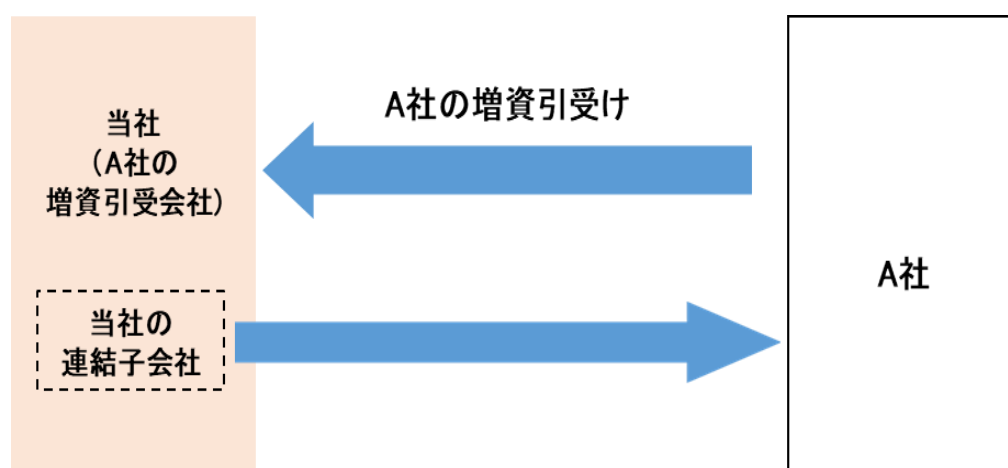
当社及び当社の連結子会社が行った主な不適正な会計処理は、以下のとおりです。

a 当社における投資有価証券の過大計上

当社は、業績が悪化して債務超過となっていた連結子会社の売却を検討していたところ、A社（非上場会社）より、A社の増資を引き受けること等を条件として、当社の連結子会社を買収してもよい旨の提案を受けました。当社は、A社による増資を引き受けるに当たり、A社から、引受価額算定の基礎となるA社の1株当たりの価額について、当初予定していたよりも過大な価額を提示されましたが、その価額の合理性を検証することなく受け入れ、当該価額により算定された引受価額で、A社の増資を引受けたことにより、投資有価証券を過大計上しました。

そして、当該過大計上分は、当該連結子会社を当社グループから切り離して整理するために要した損失とすべきものでした。

[参考 1：主な不正行為の概要図（イメージ図）]



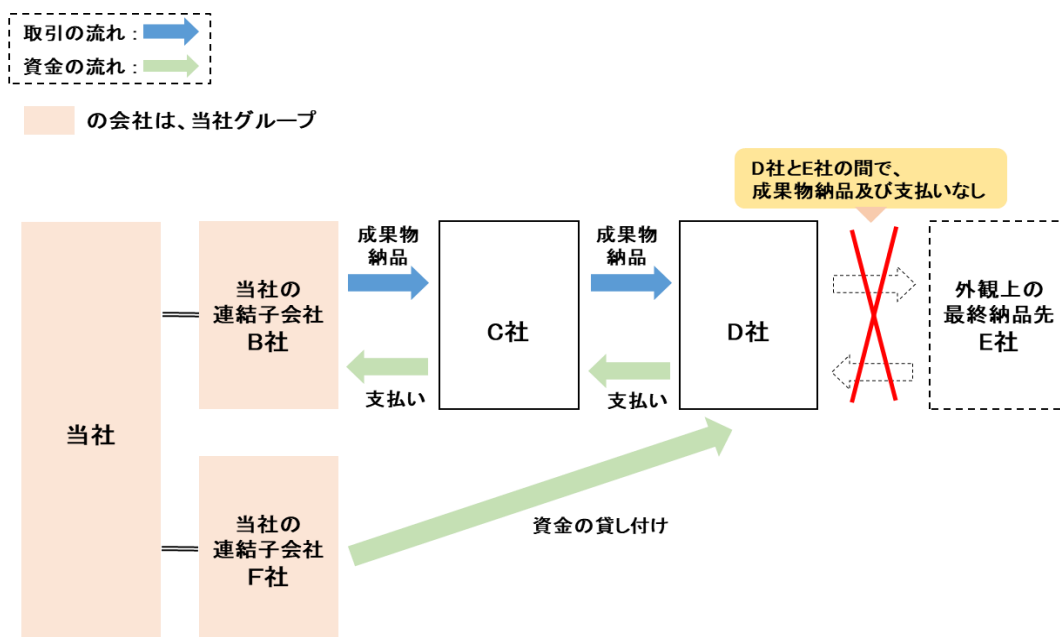
b 当社の連結子会社における未発注の取引に係る売上の過大計上

当社の連結子会社B社は、E社から発注がなかったにもかかわらず、B社とE社との商流の間に、B社代表が実質的に支配していたD社とB社代表の依頼により協力したC社を介在させることで、E社が最終納品先であるかのような取引の外観を

作出しました。成果物はD社まで納品されましたがD社にとって価値のないもので、成果物の対価については、D社が当社の別の連結子会社F社より資金を借り入れて支払いを行っており、当社連結グループ内で資金が循環していました。

したがって、当社の連結子会社B社は、本来売上を計上できないにもかかわらず、売上を過大に計上しました。

[参考2：主な不正行為の概要図（イメージ図）]



c 当社の連結子会社における売上の前倒し計上、棚卸資産等の過大計上

当社の連結子会社G社は、納品や検収の有無を確認することなく売上を前倒しで計上したり、委託販売を前提とした取引において未出荷で預かり在庫のまま一括で売上を計上したりしていました。

また、販売見込みのないソフトウェア開発案件に係る労務費等を仕掛品として計上したり、企業会計上許される範囲を超えて研究開発費をソフトウェア仮勘定として計上したりしていました。

② 不正の原因とその是正策

本件の不適正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

ア 背景・原因

当社及び当社の連結子会社において、不適正な会計処理が行われてきた背景・原因としては、主に以下の点が考えられます。

a コンプライアンス意識が欠如していたこと

当社及び当社の連結子会社の役職員は、上場会社としてコンプライアンスを遵守する意識が欠如していたこと、また、開示制度及び会計に関するリテラシーが不十分であったことから、会計上のルールよりも予算達成・赤字回避の目標達成

を優先していた。

また、当社の役員は、コンプライアンス意識の低さから、内部監査部門・経理部門等の管理部門を軽視し、人的コストをかけていなかった。

b 業務プロセスが脆弱であったこと

当社の連結子会社では、業務プロセスが脆弱で恣意的な利益操作が可能になっていた。

c 当社の前会長からの業績目標達成へのプレッシャーがあったこと

当社グループには業績至上主義の方針があり、当社の連結子会社の役員は、当社の前会長から業績達成のプレッシャーを受けていた。

イ 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

a コンプライアンス意識の強化

b 内部統制の強化

c 子会社管理の強化

d 内部監査の強化

【事例 31】 のれんの過大計上

① 本事例の特色

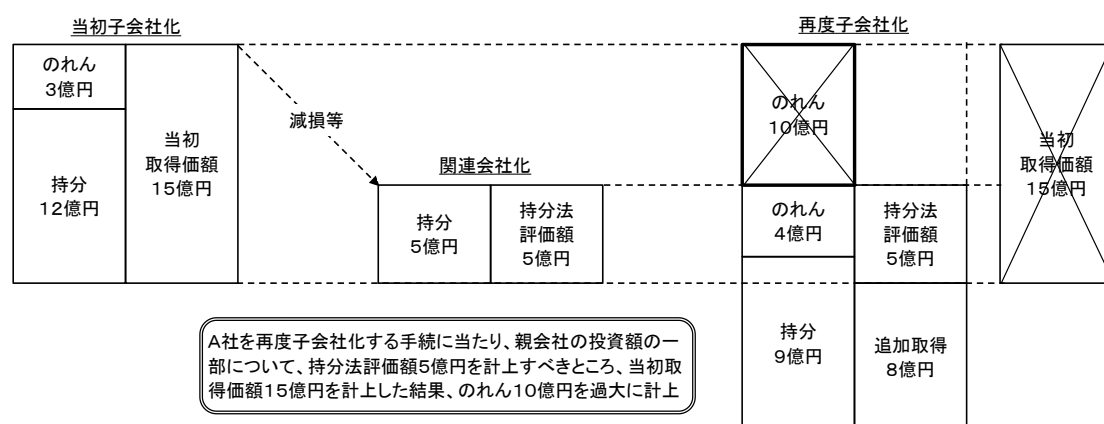
本件は、過去に子会社であった関連会社の支配を再度獲得して子会社とした際の資本連結手続において、同社に対する過去の投資損失等を適切に反映させず、のれんを過大計上するなどしたものです。これにより、当社は、純資産額について、本来は37億300万円であったにもかかわらず、これを46億8300万円と記載した有価証券報告書などを開示しました。

② 発行者である会社

小売業、ジャスダック上場

③ 事案の概要

当社は、過去に株式を取得して子会社化したA社について、A社がB社を吸収合併したことから、一時期当社の関連会社となっていました、第X1期第1四半期に再度A社の株式を取得して子会社としました。この取引について、当社は、実施予定のファイナンスを有利に進めるため、A社の当初子会社化から再子会社化までの間のA社に対する投資損失（持分法による投資損益等の累計額）を全く反映させず、投資簿価（当初子会社化の際の株式取得価額と再子会社化の際の株式の追加取得価額の合計額）を用いてA社の資本と相殺消去する資本連結手続を行った結果、のれんを過大に計上するとともに、本来計上すべき抱合せ株式消滅差損の計上を回避したものです。



④ 不正の背景

ア 経理・会計部門の脆弱性

経理部門に連結決算及び企業再編に関して専門的知識を有する者がおらず、また、合併等の重要な事項に関して会計処理の問題点の有無等を検討する体制も不十分でありました。

イ コンプライアンス意識の欠如

業績の下方修正を回避する目的で経済実態と齟齬した会計処理を行い、ファイナンスの成功等当社にもたらす利益を最重要視するなど、コンプライアンス意識が欠如し

ていました。

⑤ 法令違反の事実関係

ア 継続開示書類

当社は、のれんの過大計上及び抱合せ株式消滅差損の過少計上等により法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出しました。

a 第 X1 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	46 億 8300 万円	37 億 300 万円

b 第 X1 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
四半期純損益	▲ 1 億 8100 万円	▲ 11 億 3600 万円

c 第 X1 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
四半期純損益	▲ 2200 万円	▲ 9 億 5200 万円

d 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
当期純損益	2 億 9200 万円	▲ 6 億 1200 万円

イ 発行開示書類

- a 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（アの a）を組込情報とする有価証券届出書（第 1 回及び第 2 回新株予約権付社債）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、新株予約権付社債を 16 億 5000 万円で取得させました。
- b 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（アの d）を組込情報とする有価証券届出書（第 2 回新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、20 個の新株予約権を 1 億 113 万 5700 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させました。
- c 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（アの d）を組込情報とする有価証券届出書（第 3 回新株予約権付社債）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、新株予約権付社債を 2 億円で取得させました。
- d 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（アの d）を組込情報とする有価証券届出書（第 4 回及び第 5 回新株予約権付社債）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、新株予約権付社債を 1 億 7000 万円で取得させました。

同社が行った上記 a～d の行為は、法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要

な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当します。

⑥ 課徴金額

1億145万円

(継続開示書類 計600万円、発行開示書類 計9545万円)

【事例 32】 投資有価証券の過大計上

① 本事例の特色

本件は、投資運用により抱えた多額の含み損の計上を回避するため、海外の簿外ファンドに対して当該運用資産を簿価で買取らせること等により、連結財務諸表から含み損を抱えた資産（投資有価証券等）及び負債を分離させるとともに、買収資金等の名目で支出した資金を当該簿外ファンドに還流させることにより、簿外処理を行った損失（含み損）を連結財務諸表上のれんとして資産計上することなどが行われていたものです。これにより、当社は、連結純資産について、本来は 2249 億 5100 万円の純資産であったにもかかわらず、これを 3448 億 7100 万円の純資産と記載した有価証券報告書などを開示しました。

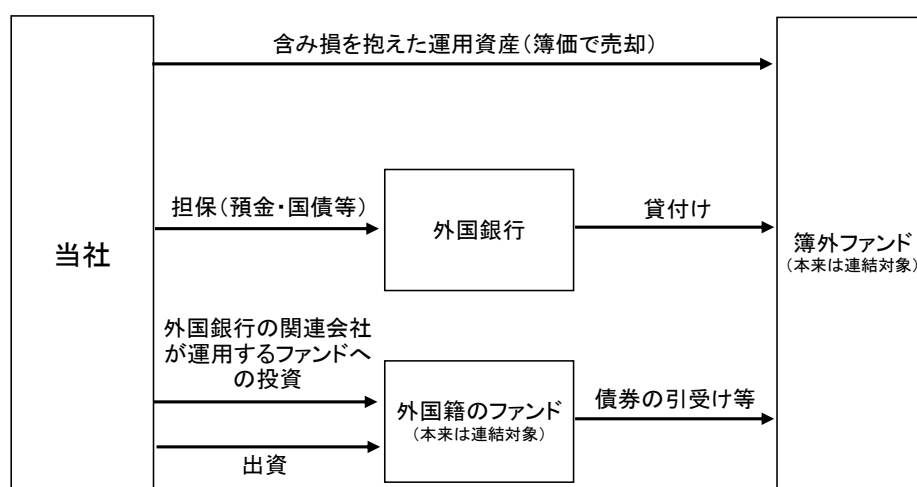
② 発行者である会社

精密機器、東証一部上場

③ 事案の概要

ア 当社は、バブル崩壊以降抱えた有価証券投資・デリバティブ取引等の運用に係る多額の含み損の損失計上を先送りするため、海外に連結対象外の複数のファンドを組成し、当社の資産を担保にして簿外ファンドに金融機関から資金調達させるなどした上、含み損を抱える運用資産等を当該簿外ファンドに簿価で買い取らせることにより、連結貸借対照表から含み損を抱える資産及び負債を分離させる簿外処理を行っていました。

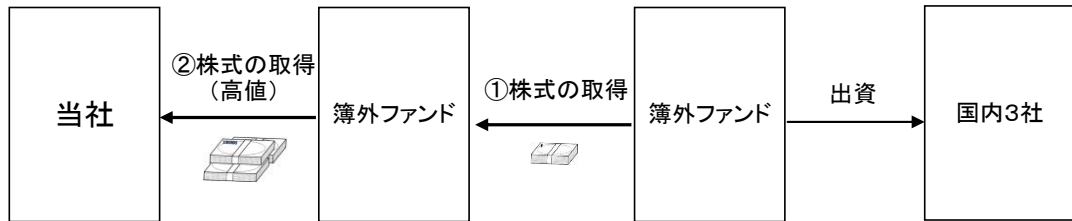
しかし、当社は簿外ファンドの意思決定機関を実質的に支配していたことから、本来であれば、簿外ファンドを連結の範囲に含めて含み損を抱える運用資産を資産計上するとともに、当該簿外ファンドに対する出資に係る投資有価証券の連結消去及び簿外ファンドの外部借入れの負債計上等の会計処理を行うべきでありました。



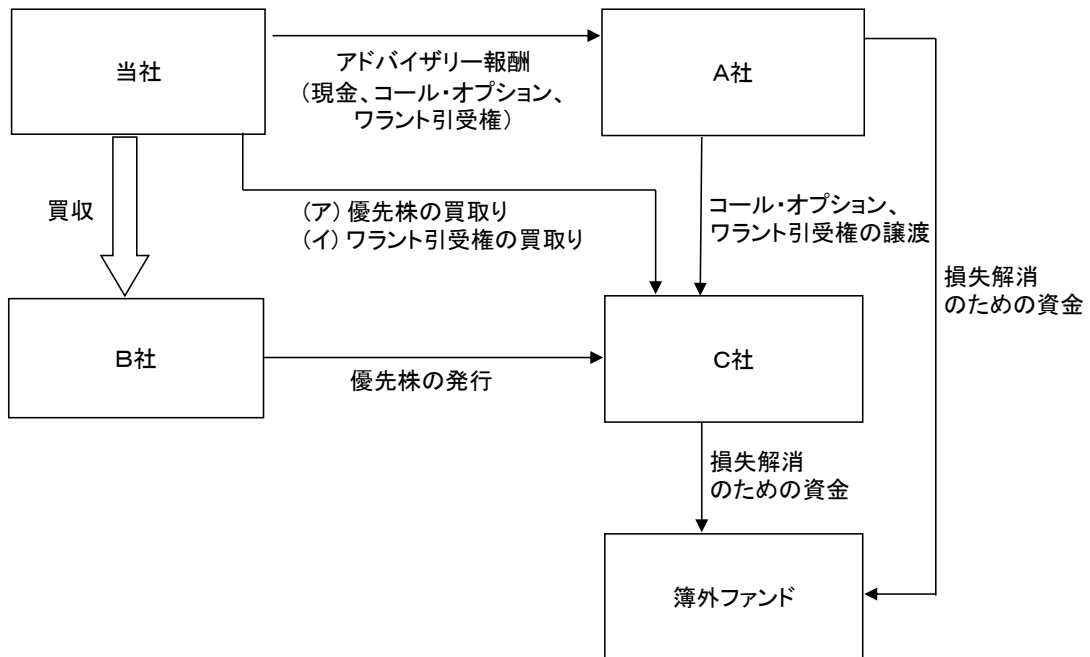
イ また、当社は、以下の手法によって当社の資金を簿外ファンドに還流させることにより、簿外ファンドが当社の運用資産を買い取るために要した資金の返済（銀行

借入金の返済、投資ファンドの出資金の償還)を支援していました。

- a 簿外ファンドに国内の非公開会社3社の株式を取得させた上で、楽観的な事業計画を策定してこれら3社の企業価値を不当に高く見積り、当社が当該株式を高値で買い取りました。



- b 海外事業会社 (B社) の買収に当たって、以下の図のように、簿外ファンドに資金を還流させる目的で、フィナンシャル・アドバイザー (A社) に買収に伴う成功報酬 (現金、コールオプション、ワラント引受権) を過大に支払うとともに、A社の関連会社であるC社に対してコール・オプションを消滅させる代わりにB社の優先株を発行させた上で、当社がC社よりB社優先株及びワラント引受権を高値で買い取りました。



上記の国内3社の株式取得、優先株及びワラント引受権の買取りに関連して、当社はのれんを資産計上し、これを定期的に償却し、あるいは減損処理することにより、帳簿上で時間をかけて損失処理しました。

しかし、国内3社の株式については、当該会社の超過収益力を見込んで取得価額が決定されたものでないこと、また、優先株やワラント引受権の買取り代金は、簿外ファンドに資金を還流させる目的で支払われたものであることから、のれんとし

て計上すべきものではありませんでした。

④ 不正の背景

ア 内部統制の不備、取締役会・監査役会の機能不全

本件は、経営幹部主導により行われたものであるところ、当社では、経営幹部により不正が行われることを想定したリスク管理体制がとられておらず、内部通報制度も適切に構築されていませんでした。

また、取締役会や監査役会の監視機能が十分に機能していませんでした。

イ 企業風土、意識に問題があったこと

会社トップが長期間にわたって強い権限を有し、会社内部では自由に意見を言えないという企業風土が醸成されており、役員の間でも、コンプライアンス意識が欠如していました。

ウ 人事ローテーションの機能不全

当社は、同一人に長期間にわたって重要な資産運用等の業務を担当させることが可能な体制をとり、かつ、そのような人的運用をしており、公正であるべき人事が歪められていました。

⑤ 法令違反の事実関係

当社は、投資有価証券の過大計上等により旧法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出しました。

ア 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3448 億 7100 万円	2249 億 5100 万円

イ 第 X2 期中間期半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3724 億 7300 万円	2489 億 6500 万円

ウ 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3678 億 7600 万円	2428 億 7700 万円

エ 第 X3 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3669 億 4800 万円	2406 億 2800 万円

オ 第 X3 期第 2 四半期報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3439 億 1000 万円	2118 億 9700 万円

カ 第 X3 期第 3 四半期報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	2412 億 8100 万円	1104 億 2800 万円

キ 第 X3 期有価証券報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1687 億 8400 万円	1105 億 9400 万円

ク 第 X4 期第 1 四半期報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1859 億 4100 万円	1271 億 2400 万円

ケ 第 X4 期第 2 四半期報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	2042 億 9800 万円	1468 億 2100 万円

コ 第 X4 期第 3 四半期報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	2149 億 5200 万円	1582 億 5100 万円

サ 第 X4 期有価証券報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	2168 億 9100 万円	1631 億 4200 万円

シ 第 X5 期第 1 四半期報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1859 億 2200 万円	1324 億 800 万円

ス 第 X5 期第 2 四半期報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1804 億 8200 万円	1282 億 5500 万円

セ 第 X5 期第 3 四半期報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1601 億 7300 万円	1094 億 8800 万円

ソ 第 X5 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1668 億 3600 万円	1155 億 8900 万円

タ 第 X6 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1511 億 4700 万円	1017 億 5100 万円

⑥ 課徴金額

1 億 9181 万 9994 円

【事例 33】 棚卸資産の過大計上

① 本事例の特色

本件は、海外の霊園事業を取得するに当たり、当該霊園事業に係る資産を適切に時価評価せず、棚卸資産（開発事業等支出金）を過大に計上するなどしていたものです。これにより、当社は、純資産額について、本来は 74 億 5400 万円であったにもかかわらず、これを 129 億 1200 万円と記載した有価証券報告書などを開示しました。

なお、本件には国境を超えた取引が存在していたため、実態を把握するため、海外当局からの支援・協力を受け、情報収集をしました。

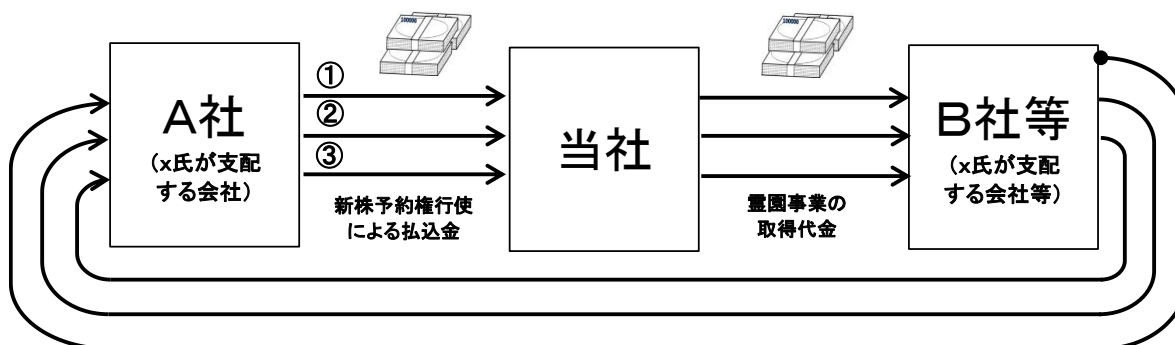
② 発行者である会社

サービス業、東証一部上場

③ 事案の概要

当社は、海外の土地を活用した霊園事業（土地の造成、墓地の建設等の開発を行い、開発を終えた霊園区画を順次販売する事業）を営む会社の株式の 70% を取得し連結子会社化するに当たり、同社の保有していた霊園用地について、当社にとって実現可能性の低い霊園事業の開発計画を前提とした鑑定評価額に基づき、極めて割高な時価で評価した結果、棚卸資産（開発事業等支出金）を過大に計上しました。

なお、当社は、霊園事業取得の代金支払と同時期に、当社取締役会長（X 氏）が支配する会社（A 社）から新株予約権行使による払込金を受けていたが、同払込金は本霊園事業を取得するためとして当社から流出し、X 氏が支配する別の会社（B 社等）へ入金され、実質的な払込者である X 氏の下に還流していた。また、新株予約権行使による払込及び霊園事業取得の代金支払は、3 回に分けて行われました。



④ 事案の背景

当社の取締役会長（X 氏）や代表取締役には、海外企業グループから派遣された者が就任していました。

当社には、上記企業グループから派遣された役員と英語でコミュニケーションを取り当社の方針を決定することのできる日本人役員は事実上いない状況にあったことから、当社の方針は、上記企業グループから派遣された X 氏などが事実上決定し、日本人の役員は基本的にはこれを追認するのみという状態が続いていました。

当社は、X 氏の提案に従い本件霊園事業を取得したが、本件霊園事業の実質的な所有者が X 氏であるということや、上記資金循環の事実については、当社内で共有されてい

ませんでした。

⑤ 不正の原因

ア 取締役・取締役会・監査役の機能不全

当時、本件霊園事業を含めた海外事業については、X氏が方針を決定し、その指示の下、特定の役員が単独で直接担当する体制となっており、他の役職員に十分報告・情報共有されておらず、非常に閉鎖的な状況で対応を進めることが恒常的なやり方となっていた。また、他の役員は、X氏から提案された海外事業案件を適切な検討をせずそのまま受け容れるなど、十分に監視・監督機能を果たすことができませんでした。そのために、X氏及び担当役員から、本件霊園事業取得時の資金循環の実態について他の役員に情報共有されず、取締役会において、取得価額の妥当性についても、複数の視点から吟味される機会がないままとなってしまいました。

イ 上場会社の経営に関する役職員の認識の甘さ・知識不足

上記資金循環スキームを指示したX氏や、その事実を認識していた担当役員において、その取引の実態に起因して生じ得る資本充実責任の問題や、当該取引の実態を明らかにしないことにより生じ得る投資者への説明責任の問題などが認識されていませんでした。

また、他の役職員においては、上記資金循環スキームを認識していなかったとしても、本件霊園事業の取得は会社の規模に照らして高額な投資であり、価値を正確に吟味して厳密に取得価額を検討すべきであったにもかかわらず、鑑定評価額算定の基礎となる開発事業計画の根拠、資産価値評価や取得金額について十分に検討されていませんでした。

⑥ 法令違反の事実関係

ア 継続開示書類

当社は、棚卸資産（開発事業等支出金）の過大計上等により、法第172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出しました。

a 第X1期第2四半期報告書（100万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	129億1000万円	71億1100万円

b 第X1期第3四半期報告書（100万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	124億4000万円	67億7600万円

c 第X1期有価証券報告書（100万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	129億1200万円	74億5400万円

d 第 X2 期第 1 四半期報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	131 億 6400 万円	74 億 900 万円

e 第 X2 期第 2 四半期報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	129 億 2100 万円	73 億 7500 万円

f 第 X2 期第 3 四半期報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	133 億 5900 万円	85 億 7400 万円

g 第 X2 期有価証券報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	134 億 8600 万円	85 億 5700 万円

h 第 X3 期第 1 四半期報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	141 億 4400 万円	85 億 5400 万円

i 第 X3 期第 2 四半期報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	134 億 4800 万円	83 億 7400 万円

j 第 X3 期第 3 四半期報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	134 億 7800 万円	82 億 7200 万円

k 第 X3 期有価証券報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	118 億 4900 万円	80 億 8000 万円

l 第 X4 期第 1 四半期報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	122 億 6300 万円	80 億 8400 万円

m 第 X4 期第 2 四半期報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	122 億 7000 万円	79 億 8800 万円

n 第 X4 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	119 億 8700 万円	78 億 8200 万円

o 第 X4 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	122 億 8800 万円	77 億 9500 万円

p 第 X5 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	120 億 5500 万円	76 億 4000 万円

q 第 X5 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	120 億 300 万円	75 億 8300 万円

r 第 X5 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	127 億 300 万円	79 億 6000 万円

イ 発行開示書類

- a 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（アの b）を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、30000000 株の株式を 7 億 8000 万円で取得させました。
- b 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（アの c 及び d）を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、54691248 株の株式を 14 億 2197 万 2448 円で取得させました。
- c 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（アの g 及び h）を組込情報とする有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、7855 個の新株予約権証券を 1 億 9637 万 5000 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させました。

同社が行った上記 a～c の行為は、法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当します。

⑦ 課徴金額

1 億 3791 万円

（継続開示書類 計 3000 万円、発行開示書類 計 1 億 791 万円）

(9) 負債

➤ 不適正な会計処理の手法

① 前受金の過少計上

- ・ 事業年度末における未実施の授業数に対応する授業料入金額を前受金として処理しなかった。（【事例 34】参照）

② 未払金の過少計上

- ・ 架空のソフトウェア資産を対象としたリース契約を締結して費用の繰り延べを行い、未払金の過少計上を行った。

③ 退職給付引当金の過少計上

- ・ 退職金制度の大幅な変更の際、退職給付債務等の数理計算業務の委託先に提出する基礎データの作成を誤った。

【事例 34】 前受金の過少計上

① 本事例の特色

本件は、学習塾の経営等を行っていた当社が、毎月の授業料の請求等をもって計上した売上について、各事業年度末における未実施の授業数に対応する入金額を前受金として処理することなく、売上を過大に計上するなどしたものである。これにより、当社は、当期純損益について、本来は3億700万円であったにもかかわらず、これを6億6100万円と記載した有価証券報告書などを開示しました。

② 発行者である会社

サービス業、東証一部上場

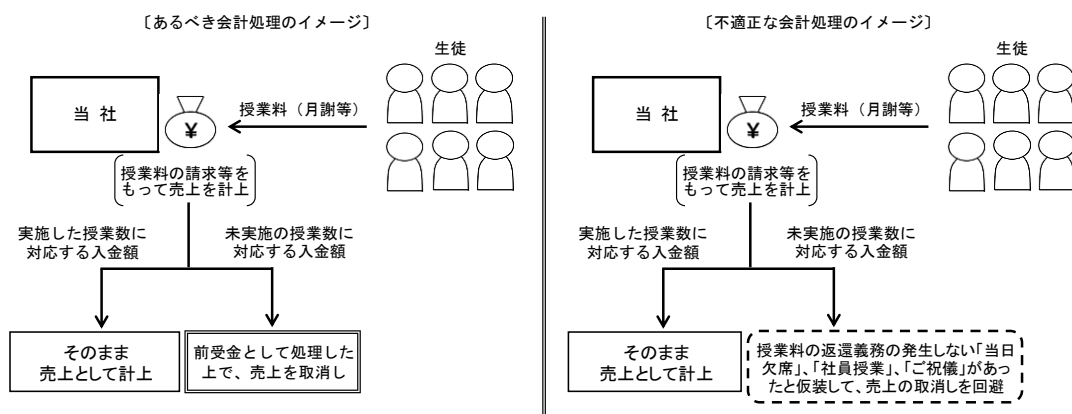
③ 事案の概要

ア 当社は、学習塾の経営及び家庭訪問による学習指導業務等を行っていたところ、毎月の授業料の請求等をもって計上した売上について、各事業年度末において未実施の授業数に対応する入金額は、本来、前受金として処理した上で、売上を取り消すべきでした。

しかしながら、当社は、このような場合にも、

- 前日までに事前連絡のないまま、授業当日に生徒が欠席したこととする（「当日欠席」）
- 授業実施の有無が記録されるアルバイト講師に代わって、専任講師や社員が授業を実施したこととする（「社員授業」）
- 志望校に合格して退会した生徒について未実施の授業数が残っていた場合等には、その生徒の保護者から「納入済みの授業料の返還は不要」との明示又は黙示による了解を得たこととする（「ご祝儀」）

等の処理を行い、授業料の返還義務が発生しなかったものと仮装することにより、売上を過大に計上しました。



イ 当社の子会社は、無料で実施した授業や授業料単価を値引きして行った授業について、正規の授業料単価に基づき授業が行われたものとして売上を過大計上しました。

④ 不正の背景

ア 業績至上主義の企業風土

売上業績に過度に重きを置く経営方針の下、数値目標の達成・未達成に応じた人事評価体制がとられたこともあり、「目標を達成するためには不適正な売上計上もやむを得ない」といった意識が蔓延していました。

イ 管理部門の機能不全

業績至上主義の社内において、契約書類のデータ入力や授業料の入金管理業務を行う管理部門の立場・発言力が弱く、営業部門に対するチェック機能が形骸化しているなど、十分な役割を果たしていませんでした。

⑤ 法令違反の事実関係

ア 継続開示書類

当社は、前受金の過少計上及び売上の過大計上等により旧法第 172 条の 2 第 1 項並びに法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出しました。

a 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	6 億 6100 万円	3 億 700 万円
連結純資産額	21 億 400 万円	15 億 4600 万円

b 第 X2 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	4 億 2200 万円	1 億 9700 万円
連結純資産額	23 億 2900 万円	15 億 4700 万円

c 第 X2 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	17 億 9800 万円	13 億 9000 万円

d 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	13 億 7100 万円	11 億 4400 万円
連結純資産額	26 億 6300 万円	18 億 7900 万円

e 第 X3 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	21 億 1400 万円	14 億 3600 万円

f 第 X3 期第 2 四半期報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	4 億 8100 万円	2 億 2200 万円
連結純資産額	26 億 2500 万円	15 億 8200 万円

g 第 X3 期第 3 四半期報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	21 億 5200 万円	14 億 4000 万円

h 第 X3 期有価証券報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	13 億 6600 万円	8 億 7000 万円
連結純資産額	28 億 8700 万円	16 億 800 万円

i 第 X4 期第 1 四半期報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	19 億 6300 万円	9 億 3800 万円

j 第 X4 期第 2 四半期報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	3 億 6400 万円	1 億 500 万円
連結純資産額	27 億 3800 万円	12 億円

k 第 X4 期第 3 四半期報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	23 億 9600 万円	9 億 7800 万円

l 第 X4 期有価証券報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	12 億 9500 万円	8 億 3400 万円
連結純資産額	33 億 2300 万円	15 億 8200 万円

m 第 X5 期第 1 四半期報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	25 億 5700 万円	6 億 7500 万円

n 第 X5 期第 2 四半期報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	5 億 6000 万円	4300 万円
連結純資産額	34 億 3400 万円	11 億 7600 万円

o 第 X5 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	6 億 6500 万円	4100 万円
連結純資産額	34 億 6800 万円	11 億 400 万円

p 第 X5 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	15 億 2700 万円	1 億 5000 万円
連結純資産額	56 億 5100 万円	25 億 3300 万円

q 第 X6 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲ 4 億 7900 万円	▲ 8 億 9400 万円
連結純資産額	62 億 3200 万円	26 億 9900 万円

r 第 X6 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	1 億 8400 万円	▲ 7 億 800 万円
連結純資産額	112 億 9100 万円	72 億 8000 万円

イ 発行開示書類

a 当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある継続開示書類（アの h 及び i）を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、600,000 個の新株予約権証券を 42 億 310 万円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させました。

b 当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある継続開示書類（アの l 及び m）を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、623,633 個の新株予約権証券を 42 億 8101 万 1096 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させました。

同社が行った上記 a 及び b の行為は、法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当します。

⑥ 課徴金額

4 億 1477 万円

（継続開示書類 計 3300 万円、発行開示書類 計 3 億 8177 万円）

(10) 純資産

- 不適正な会計処理の手法
 - 純資産額の過大計上
 - ・ 土地・建物等を現物出資財産とする第三者割当増資を行うに当たり、当該現物出資財産を構成する不動産を過大に評価し、純資産額を過大に計上した。（【事例 35】参照）

【事例 35】純資産額の過大計上

① 本事例の特色

本件は、土地・建物等を現物出資財産とする第三者割当増資を行うに当たり、当該現物出資財産を構成する不動産の評価額を過大にし、純資産額を過大に計上するなどしたものである。これにより、当社は、純資産額について、本来は 1800 万円の債務超過であったにもかかわらず、これを 3 億 2500 万円の資産超過と記載した有価証券報告書などを開示しました。

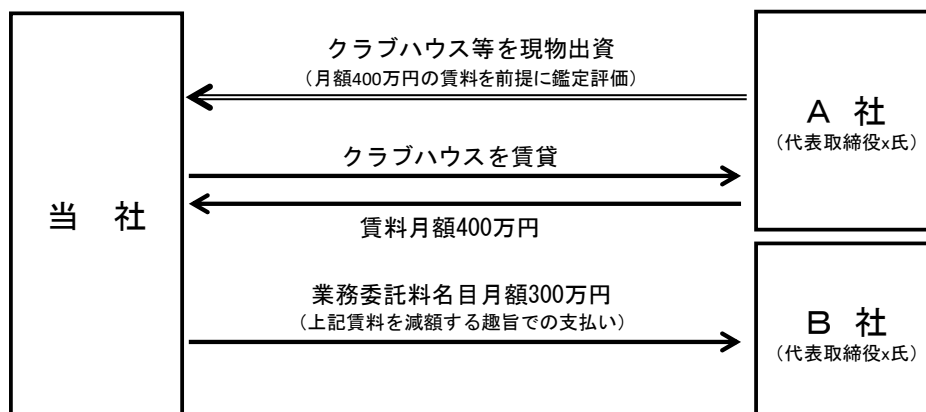
② 発行者である会社

サービス業、東証二部上場

③ 事案の概要

当社は、2 期連続の債務超過による上場廃止を回避するため、A 社所有のクラブハウス、付属建物及びその敷地を現物出資財産とする第三者割当増資を行いました。その際、当社は、現物出資財産を構成する土地・建物の不動産鑑定評価額を水増しすることを企て、A 社との間で、現物出資後にクラブハウスを賃料月額 400 万円で当社が A 社に賃貸することを内容とする合意書を取り交わし、月額 400 万円の賃料を前提としたクラブハウスの鑑定評価に基づき現物出資を受けました。しかしながら、当社は、A 社の代表取締役 X 氏が別に代表取締役を務める B 社との間で、上記賃料を減額する趣旨で、当社が B 社に月額 300 万円を業務委託料名目で支払う旨合意していました。

この結果、当社は、現物出資財産を構成するクラブハウスを過大に評価し、純資産額を過大に計上しました。



④ 法令違反の事実関係

ア 継続開示書類

当社は、投資不動産及び純資産額の過大計上等により旧法第 172 条の 2 第 1 項並びに法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出しました。

a 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3 億 2500 万円	▲1800 万円

b 第 X2 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	6200 万円	▲2 億 8200 万円

c 第 X2 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲1 億 9800 万円	▲5 億 4300 万円

d 第 X2 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲3 億 1600 万円	▲6 億 8700 万円

e 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失又は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	▲9 億 2800 万円	▲9 億 6300 万円
連結純資産額	▲2 億 2900 万円	▲6 億 800 万円

f 第 X3 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲3 億 5200 万円	▲7 億 4000 万円

g 第 X3 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲2 億 7300 万円	▲6 億 6900 万円

h 第 X3 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失又は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期経常損益	▲5100 万円	▲7700 万円
連結四半期純損益	▲2 億 1900 万円	▲2 億 4500 万円
連結純資産額	▲2 億 7100 万円	▲6 億 7500 万円

i 第 X3 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3 億 3000 万円	▲8200 万円

j 第 X4 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1 億 4400 万円	▲ 2 億 7700 万円

k 第 X4 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	6000 万円	▲ 3 億 6900 万円

l 第 X4 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	5 億 3000 万円	9100 万円

m 第 X4 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	6 億 8300 万円	2 億 3500 万円

n 第 X5 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	9 億 8400 万円	5 億 2700 万円

o 第 X5 期第 2 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	9 億 6300 万円	4 億 9800 万円

p 第 X5 期第 3 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	8 億 7600 万円	4 億 200 万円

q 第 X5 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	6 億 6400 万円	2 億 4200 万円

r 第 X6 期第 1 四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	5 億 6800 万円	1 億 4600 万円

イ 発行開示書類

- a 当社は、現物出資財産を構成する土地・建物の合計価額が、公平性の担保された過程を経て決定された価額であるかのように記載した有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、1 億 1661 万 9100 株の株式を 29 億 1547 万 7500 円で取得させました。

- b 当社は、平成 20 年 5 月 21 日から平成 21 年 5 月 20 日までの連結会計期間につき、投資不動産及び純資産額の過大計上等により、同期間における連結純資産額が 1800 万円の債務超過であったにもかかわらず、これを 3 億 2500 万円の資産超過と記載するなどした同期間における連結貸借対照表を掲載した有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、522 万 9000 株の株式を 8000 万 3700 円で取得させました。
- c 当社は、平成 20 年 5 月 21 日から平成 21 年 5 月 20 日までの連結会計期間につき、投資不動産及び純資産額の過大計上等により、同期間における連結純資産額が 1800 万円の債務超過であったにもかかわらず、これを 3 億 2500 万円の資産超過と記載するなどした同期間における連結貸借対照表を掲載した有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、192 個の新株予約権証券を 9 億 4454 万 4000 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させました。
- d 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（アの a 及び c）を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、4351 万 8100 株の株式を 2 億 3499 万 7740 円で取得させました。
- e 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（アの i 及び j）を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、1811 万 2200 株の株式を 1 億 4670 万 8820 円で取得させました。
- f 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（アの i 及び j）を組込情報とする有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、4,125 個の新株予約権証券を 3 億 8964 万 7500 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させました。
- g 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（アの i 及び j）を組込情報とする有価証券届出書（ストックオプション）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、37 万 5000 個の新株予約権証券を 3 億 4612 万 5000 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させました。
- h 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（アの i 及び l）を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、2493 万 4700 株の株式を 3 億 8150 万 910 円で取得させました。
- i 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（アの i 及び l）を組込情報とする有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、11 万 3000 個の新株予約権証券を 17 億 4618 万 9000 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させました。

同社が行った上記 a から i の行為は、法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当します。

⑤ 課徴金額

3 億 5329 万円

（継続開示書類 計 3000 万円、発行開示書類 計 3 億 2329 万円）

(11) 注記の不記載

➤ 不適正な開示の手法

○ 関連当事者取引に係る注記の不記載

- ・「関連当事者」に該当する「当社の主要株主である者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社の子会社」との重要な取引について、（連結）財務諸表への注記を行わなかった。（【事例 36】参照）
- ・リゾート用地取得代金の名目で協力会社に送金をしたが、実質的には、「関連当事者」に該当する当社役員への貸付金であり、会計基準に定められている重要な取引に該当するにもかかわらず、当該送金を「関連当事者との取引」として、連結財務諸表への注記を行わなかった。（【事例 37】参照）
- ・当社が当社の取締役（関連当事者に該当）に対して行った多額の送金については、資金貸借取引であり、会計基準に定められている重要な取引に該当するにもかかわらず、当該送金を「関連当事者との取引」として、連結財務諸表への注記を行わなかった。
- ・当社の代表取締役であった者が特定の法人の財務上・業務上の意思決定に対して重要な影響力を有していたことから、その特定の法人は当社の関連当事者に該当するにもかかわらず、当社とその特定の法人との取引を「関連当事者との取引」として、連結財務諸表への注記を行わなかった。

○ 偶発債務（債務保証）に係る注記の不記載

- ・当社役員個人の借入れの連帯保証人となり、「偶発債務（債務保証）」があったにもかかわらず、連結財務諸表への注記を行わなかった。（【事例 37】参照）

【事例 36】 関連当事者取引に係る注記の不記載等（東証スタンダード市場、不動産業）

① 事案の概要

ア 法令違反の概要

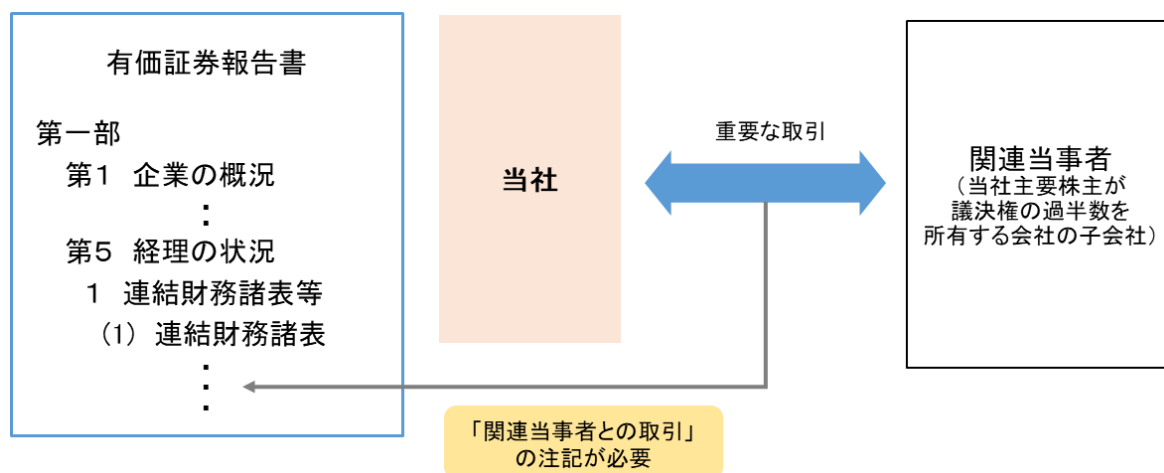
当社は、関連当事者との取引を財務諸表又は連結財務諸表に注記していなかったことにより、記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書を提出しました。

また、当社は、売上の過大計上の不適正な会計処理を行ったことにより、重要な事項につき虚偽の記載がある四半期報告書を提出しました。

イ 不適正な会計処理等の概要

親会社、主要株主等といった「関連当事者」との取引を行っている場合には、その重要な取引について、（連結）財務諸表に注記しなければならないにもかかわらず、当社は、「関連当事者」に該当する「当社の主要株主である者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社の子会社」との重要な取引について、その旨を（連結）財務諸表に注記していませんでした。

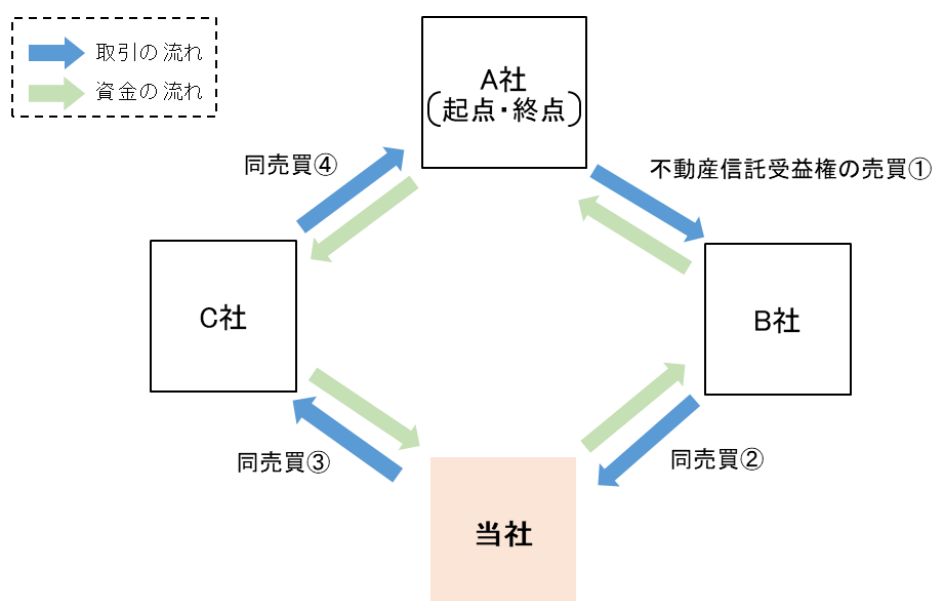
[参考 1：不正行為の概要図（イメージ図）]



また、当社は、販売用不動産に係る不動産信託受益権の売買取引の商流に参加し、B社から取得した当該受益権をC社に売却することで売上を計上しました。

しかしながら、当該受益権とその売買代金は、A社を起点・終点として同日中に循環させていただけでした。

[参考2：不正行為の概要図（イメージ図）]



② 不正の原因とその是正策

本件の不適正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

ア 背景・原因

当社において、不適正な会計処理が行われてきた背景・原因としては、主に以下の点が考えられます。

a 会計知識の不足及び関連当事者取引の不十分な把握と検討があったこと

過去に決算業務のための体制整備を行ったが、その後、会計知識向上の啓蒙活動の取りやめ等により会社全体としての適正な会計処理に関する知識が不足し、会計処理に関する検討も不十分となっていた。また、関連当事者取引については、社内規程やルール等を明文化しておらず、適切な関連当事者の範囲の特定や判断プロセス等の整備ができていなかった。

b 不適切な業務分掌があったこと

経営トップである元代表取締役社長が自ら、しかも主たる推進者の立場で取引等に関与しており、社長による業務意思決定に依る部分が多く、業務の執行と監督の間の分掌が不十分であった。このため、他の役員らが案件の詳細を把握することが困難な状況となり、問題のある取引やリスクの高い取引への検討が不十分となっていた。

c 管理部門等への情報共有不足があったこと

取締役会の議事録に取引のリスクを判断するために必要な情報が記載されていないケースや、稟議書についても同様に不十分な情報、誤った情報が記載されているケースがあり、事業リスクを適切に把握し、取引の妥当性を検討するための情報が管理部門等に対して必要かつ十分に共有されていなかった。

イ 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

- a 関連当事者の把握と十分な検討及び会計リテラシーの向上
- b 業務分掌の見直しを含むガバナンスの再構築
- c 経営陣を含む情報共有の徹底



架空取引（資金循環取引）の気付き

これまでの事例には、検査対象上場会社又はその子会社（以下「各社」という。）が業績拡大を図るため、取引先等からの紹介により、仕入先からの商品を販売先に販売するという新しい商流に加わったものの、実態は取引先の会社代表者によって企てられた架空取引（資金循環取引）であったために、不正会計を行っていたというものがありました。

各社は、これらの取引が架空取引であることを認知していませんでした。しかしながら、これらの取引を開始するに当たり仕入先と販売先が決められていたこと、さらに、各社の一部経営陣等の中には、仕入先と販売先の会社代表者が同一人物である、又は取引先の会社代表者と緊密な関係にあることを把握していたことからすれば、これらの取引は、取引先の資金繰りに寄与するだけであり、取引に参加する合理性が不明瞭な取引であったと考えられます。

また、これらの取引は商品が仕入先から販売先に直送されるという帳合取引ということで、各社は、商品の実在性に関してサンプルの確認を行った程度で、個々の取引の商品の物流に関する証憑類を入手していたものの、それらに含まれていた偽造を示唆する情報に気付くことなく取引を続けていました。

会計監査人の監査手続も、取引先からの証憑類や売掛金の入金に着目した対応に止まっていました。取引量の拡大等に伴って、会計監査人が売上計上をグロスからネットに変更するよう指摘した事例もありましたが、商品の実在性の確認は疎かになっていました。

【事例 37】偶発債務（債務保証）及び関連当事者取引に係る注記の不記載等（東証スタンダード市場、卸売業（システムイノベーション事業等））

③ 事案の概要

ア 法令違反の概要

当社は、連結財務諸表に「関連当事者との取引」や「偶発債務（債務保証）」に関する注記を行わなかったことにより、記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書及び有価証券届出書を提出しました。

また、当社は、当社の連結子会社が行った不適正な会計処理により、過大な当期純利益を計上した連結財務諸表等を作成し、これらの連結財務諸表等を記載した有価証券報告書及び有価証券届出書を提出しました。

これらの開示書類は、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている開示書類に該当します。

イ 不適正な会計処理等の概要

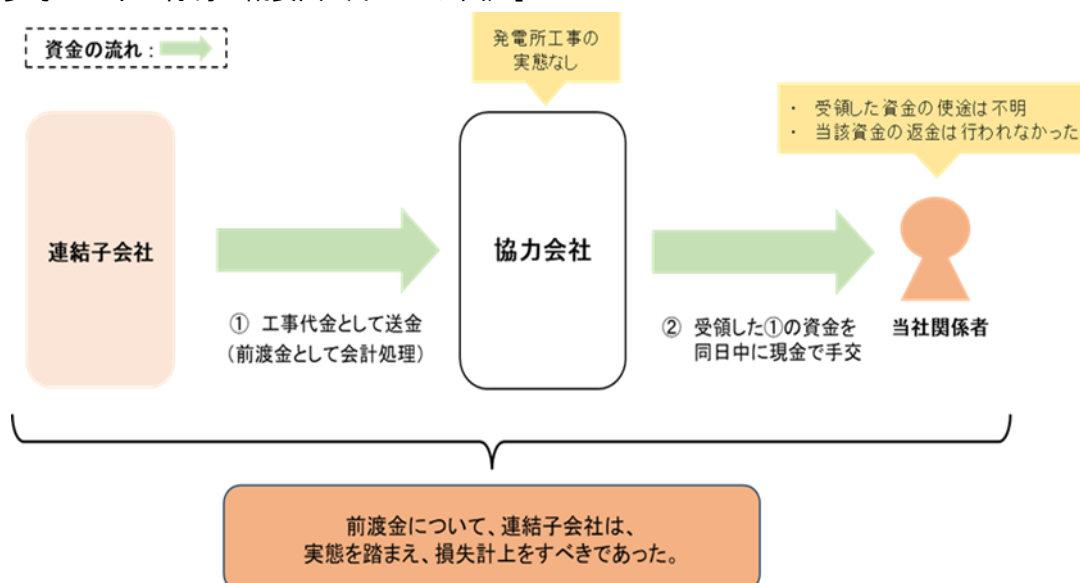
当社及び当社の連結子会社が行った主な不適正な会計処理等は、以下のとおりです。

a 当社の連結子会社における実態のない前渡金の計上による損失の不計上

再生可能エネルギー事業を行っている連結子会社は、太陽光発電所の工事代金の名目で、協力会社へ送金を行い、これを「前渡金」として計上しました。

しかしながら、実際は、協力会社における発電所工事の実態はなく、当該協力会社は受領した資金を同日中に現金で、当社関係者に手交していました。また、当該関係者が受領した資金の用途は不明であり、その後の返金も行われませんでした。結果、前渡金について、連結子会社は、損失計上をすべきでした。

[参考 1：不正行為の概要図（イメージ図）]



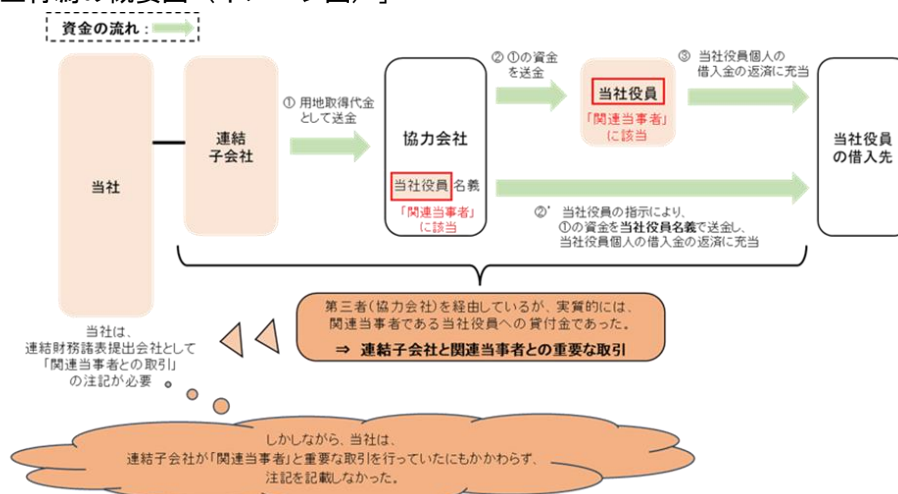
b 関連当事者取引の注記への不記載

財務諸表及び連結財務諸表提出会社の役員、当該役員が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等といった「関連当事者」との取引を行っている場合には、その重要なもの（以下「重要な取引」という。）について、財務諸表及び連結財務諸表に注記しなければなりません。

しかしながら、リゾート用地の開発事業を行っている連結子会社は、用地取得代金の名目で協力会社へ送金をしましたが、その資金は、協力会社から当社役員を経て当社役員の借入先に送金、又は協力会社から当社役員名義で当社役員の借入先に送金されて、いずれも当社役員個人の借入金の返済に充当されていたことから、実質上、当社役員への貸付金でした。

結果として、当社は、連結子会社が「関連当事者」に該当する「当社の役員」と重要な取引を行っていたにもかかわらず、連結財務諸表に注記を行いませんでした。

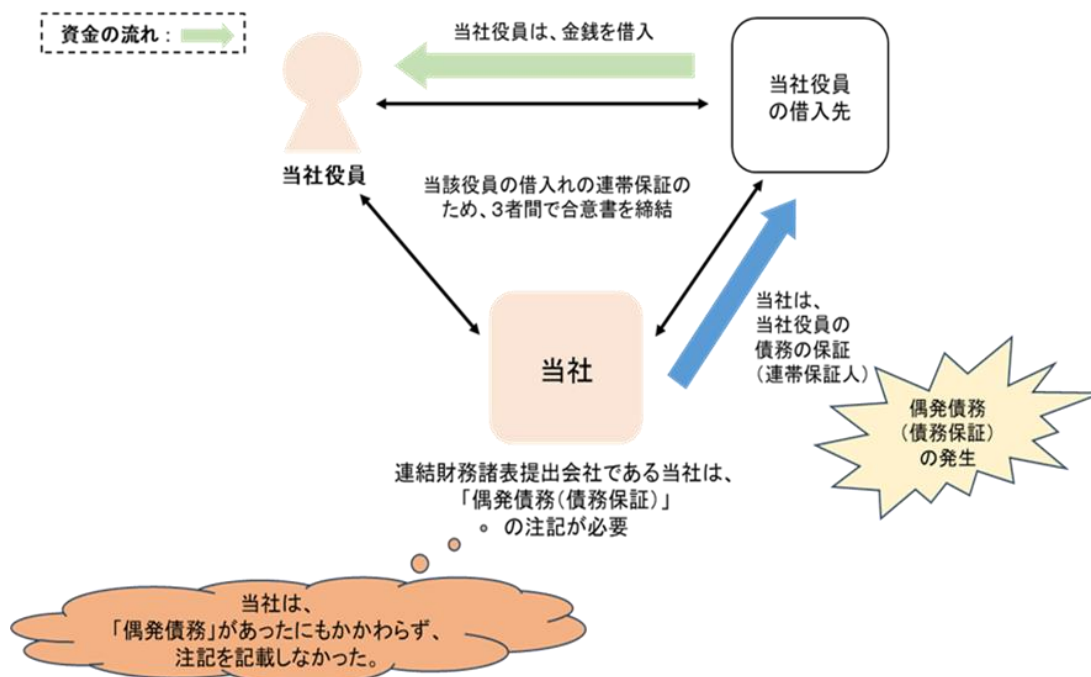
[参考2：不正行為の概要図（イメージ図）]



c 偶発債務（債務保証）の注記への不記載

連結会社（連結財務諸表提出会社及び連結子会社）に係る「偶発債務（債務保証）」がある場合には、連結財務諸表に注記しなければなりません。当社は、当社役員個人の借入れの連帯保証人となり、「偶発債務（債務保証）」があったにもかかわらず、その旨を連結財務諸表に注記を行いませんでした。

[参考3：不正行為の概要図（イメージ図）]



④ 不正の原因とその是正策

本件の不適正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

ウ 背景・原因

当社及び当社の連結子会社において、不適正な会計処理等が行われてきた背景・原因としては、主に以下の点が考えられます。

a 前代表取締役の自覚とコンプライアンス意識が欠如していたこと

前代表取締役は、自己の借入金の返済を当社グループの資金で行うために、連結子会社から資金を支出させており、当社グループの財産に損害を与えただけでなく、事業投資を装った会計処理を行わせていたことから、株主から経営を付託された代表取締役としての自覚も、一般投資家に対して適切な財務報告を行うという上場会社の代表としての自覚も欠如していた。

また、自己の利益のために、率先して不正やその隠蔽を行っており、コンプライアンス意識が欠如していた。

b ガバナンス体制が脆弱であったこと

前代表取締役は、ワンマン経営であり、取締役会や監査役による監督は機能していなかった。

また、当社は、平成 29 年 12 月に証券監視委による課徴金納付命令勧告を受けたことをはじめ、その後も本件とは別件につき社外調査委員会による調査を受けるなどし、その都度再発防止策を挙げていたが、いずれもその場しのぎのものであって、本質的なガバナンス体制の改善がされることはなかった。

エ 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

- a コンプライアンス研修や倫理研修を実施する等のコンプライアンス意識の醸成
- b 外部から人員を採用する等の役員体制の見直し



なぜ「注記」が必要なのか？

連結財務諸表等の「注記」は、投資者等の利害関係人が会社の財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に関する適正な判断を行うために必要な事項等であり、注記事項があるときには連結財務諸表規則等において記載をしなければならないとされています。

近年、連結財務諸表等への「注記」を行わなかった上場会社に対し、「記載すべき重要な事項の記載が欠けている」有価証券報告書等を提出したとして、課徴金納付命令勧告を行った事例が見られています。

ここでは、課徴金納付命令勧告の対象となった注記事項の概要やその必要性について、ご紹介します。

「関連当事者との取引に関する注記」（[【事例36】](#)（P144～146）、[【事例37】](#)（P148～151））

- ・ 「関連当事者」は、上場会社等の親会社、子会社、主要株主、役員等をいい（財務諸表等規則第8条第17項、連結財務諸表規則第15条の4）、上場会社等が「関連当事者との取引」を行っている場合には、その重要なものについて、「関連当事者」ごとにその内容を注記しなければなりません（財務諸表等規則第8条の10、連結財務諸表規則第15条の4の2）。
- ・ 上場会社等が関連当事者と取引を行う場合には、その取引は上場会社等と関連当事者が対等な立場で行われているとは限りません。このような場合には、上場会社等の財政状態や経営成績に影響を及ぼすことも、また、直接、取引を行っていない場合でも、関連当事者の存在自体が上場会社等の財政状態や経営成績に影響を及ぼしていることもあります。

「偶発債務の注記」（[【事例37】](#)（P148～151））

- ・ 偶発債務は、債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。）、係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない債務で、将来において事業の負担となる可能性のあるものをいい、偶発債務がある場合には、その内容及び金額を注記しなければなりません（重要性の乏しいものについては、注記を省略することが可）（財務諸表等規則第58条、連結財務諸表規則第39条の2）。
- ・ 例えば、債務の保証は、保証する会社が主たる債務者の債務を履行できない場合に代わりに返済義務を負う契約であることから、保証する会社には潜在的な支払義務が生じる可能性があります。

以上のように、これらの注記は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすことが考えられることから、その開示が求められています。

上場会社の皆様におかれては、こうした関連当事者との取引や偶発債務等の注記が求められている理由を十分にご理解いただいた上で、法令及び会計基準等に基づき適切な開示を行っていただく必要があります。

(12) 非財務情報

➤ 不適正な開示の手法

① 現物出資財産の価額についての虚偽記載

- ・ 土地・建物等を現物出資財産とする第三者割当増資を行うに当たり、有価証券届出書において、当該現物出資財産を構成する土地・建物の合計価額が、公平性の担保された過程を経て決定された価額であるかのように記載する虚偽記載を行った。（【事例 35】参照）

② 重要事象等の不記載等

- ・ 有価証券報告書等の第一部【企業情報】において、当社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況等（以下「重要事象等」という。）が存在する旨及びその具体的な内容を記載しなかった。（【事例 38】参照）

③ 役員の報酬等の過少記載

- ・ 有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況」において、開示すべき役員の報酬等の額を実態よりも過少に記載した。（【事例 39】参照）

④ 所有株式数の虚偽記載

- ・ 大株主に係る所有株式数等につき、他人名義で実質的に保有している株式数等を含めず記載した有価証券報告書を提出していた。（【事例 40】参照）

【事例 38】重要事象等の不記載等（東証グロース市場（令和5年8月上場廃止）、情報・通信業）

① 事案の概要

ア 法令違反の概要

当社は、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況等（以下「重要事象等」という。）が存在しているにもかかわらず、不適正な会計処理を行うことにより営業利益が発生したとして、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載していない有価証券報告書及び四半期報告書並びに当該有価証券報告書等を組込情報又は参照情報とする有価証券届出書を提出しました。

これらの開示書類は、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている開示書類に該当します。

イ 重要な事項の不記載の概要

重要事象等が存在する場合には、有価証券報告書及び四半期報告書の第一部【企業情報】の第2【事業の状況】の【事業等のリスク】において、その旨及びその内容を開示する必要があります。

当社は、本来、継続して営業損失が発生するなど、重要事象等が存在しているにもかかわらず、売上の過大計上及び貸倒引当金繰入額の過少計上等の不適正な会計処理を行うことにより営業利益が発生したとして、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載しませんでした。

ウ 不適正な会計処理の概要

当社が行った主な不適正な会計処理は以下のとおりです。

a 連結範囲に含めるべき海外子会社に対する売上の過大計上

当社は、シンガポール所在法人との間のライセンス契約に基づくソフトウェアライセンス等の販売に関し売上を計上しているが、当該売上は、

b 当該シンガポール法人の株主が、当社元役員が全額出資する法人であること

c 当該シンガポール法人が事業を運営するには当社のソフトウェアライセンス提供が必須であり、当社との契約が、同法人の事業等の方針の決定を支配すると認められること

から、当該シンガポール法人は当社の子会社に該当するものとして、連結内部取引と認められます。

したがって、本来は消去すべき売上を計上することにより、売上を過大に計上しました。

d 役員貸付金に対する貸倒引当金繰入額の過少計上

当社から当社元役員に対して行った貸付金については、

- ・担保とされた元役員所有の非上場株式は、貸付金の回収に足る資産ではなかったこと

- ・元役員の預金残高等の資産状況からは、返済能力が認められないこと

から、貸倒引当金を計上すべきであったにもかかわらず、貸倒引当金を計上しないことにより、貸倒引当金繰入額を過少に計上しました。

② 不正の原因とその是正策

本件の不適正な会計処理等の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

ア 背景・原因

当社において、不適正な会計処理等が行われてきた背景・原因としては、主に以下の点が考えられます。

a 元会長の経営姿勢及び部下による忖度があったこと

元会長は、非現実的な売上予算の策定に固執し、合理的根拠を伴わない売上予算であっても、部下に必達を強く求めていた。このような経営姿勢が、部下である役職員への売上予算達成への強いプレッシャーとなった。

b コーポレート・ガバナンス及び内部統制の機能不全があったこと

経営トップである元会長に対して、社内役員はかねてより従属関係にあったことから牽制機能は全く働いておらず、また、社外取締役や社外監査役は、経営会議や取締役会の場で非現実的な売上予算の策定について指摘し、修正を働きかけることもないなど、コーポレート・ガバナンスは機能不全に陥っていた。さらに、内部監査については、専任スタッフが長年存在しておらず、令和3年から内部監査室長が就任しているが、非常勤であり、監査役会も予算策定や与信管理に着目して監査を行うこともないなど、内部統制も有効に機能していなかった。

イ 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

- a 予算策定の精緻化
- b 企業風土の改革とコンプライアンスの重視
- c コーポレート・ガバナンス及び内部統制の強化
- d 与信管理の厳格化
- e 適切な売上計上のための運用強化
- f 子会社（海外拠点）の閉鎖等



非財務情報の重要性が増してきています！

有価証券報告書における財務情報及び非財務情報は、いずれも、投資者にとって適切な投資判断を行うことを可能とする重要な情報であるとともに、企業にとっても、投資者との建設的な対話の促進を通じて、経営の質を高め、持続的に企業価値を向上させることにつながる重要な情報であると考えられます。特に非財務情報については、財務情報を補完し、企業と投資者との対話の基盤として重要性を増してきており、これまでも非財務情報の開示の充実化に向けた取組みが進められてきました。

○ 非財務情報とはどんな情報？

非財務情報は、一般に、法定開示書類（有価証券報告書等）において提供される情報のうち、金融商品取引法第 193 条の 2 が規定する「財務計算に関する書類」において提供される財務情報以外の情報を指します。具体例としては、以下の記載項目等があります。

有価証券報告書における非財務情報の記載項目

- ✓ 第 1 企業の概要【従業員の状況など】
- ✓ 第 2 事業の状況【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、サステナビリティに関する考え方及び取組など】
- ✓ 第 3 設備の状況【設備投資等の概要など】
- ✓ 第 4 提出会社の状況【コーポレート・ガバナンスの状況等など】

こうした中、更なる非財務情報の開示の充実を促すため、サステナビリティ情報の「記載欄」の新設などが盛り込まれた改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」が令和 5 年 1 月に施行されました（令和 5 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用）。

○ 非財務情報の開示規制違反にも目を光らせています！

このように、非財務情報は、資本市場にとって極めて重要な情報であり、虚偽記載等を行うことは許されるものではありません※。

このため、証券監視委では、投資者に正確な情報が提供されるよう、非財務情報を含め、開示規制違反リスクに着目した情報収集・分析、開示検査を実施してまいります。

※ ただし、令和 5 年 1 月に「企業内容等開示ガイドライン」が改正され、有価証券報告書等に記載した将来情報について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、有価証券報告書等に記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではないこと等が明確化されています。

【事例 39】 役員の報酬等の過少記載（東証一部、輸送機械器具製業）

① 事案の概要

ア 法令違反の概要

当社は、有価証券報告書中の「第一部 企業情報」・「第 4 提出会社の状況」・「6 コーポレート・ガバナンスの状況等」の「(1) コーポレート・ガバナンスの状況」※において、当時の代表取締役会長 A 氏らに対する役員報酬額について、実態よりも過少に記載しました。これにより、当社は、

- a 重要な事項について虚偽の記載のある有価証券報告書を提出したほか、
- b 当該有価証券報告書を参照情報とする発行登録追補書類を提出し、当該発行登録追補書類に基づく募集により社債券を投資者に取得させました。

※ 現行の有価証券報告書の様式では、「第一部 企業情報」・「第 4 提出会社の状況」・「4 コーポレート・ガバナンスの状況等」の「(4) 役員の報酬等」に該当します。

イ 虚偽記載の内容

役員の報酬等については、有価証券報告書の「第一部 企業情報」・「第 4 提出会社の状況」・「6 コーポレート・ガバナンスの状況等」の「(1) コーポレート・ガバナンスの状況」（現行は、「(4) 役員の報酬等」）において、役員区分ごとの報酬等の総額に加え、連結報酬等の総額が 1 億円以上である役員ごとの情報（氏名、報酬等の総額、連結報酬等の種類別の額）を記載することとされています。

この「報酬等」については、「報酬、賞与その他のその職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であって、最近事業年度に係るもの及び最近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかになったもの」と定められており、実際に支払われたものであるか否かは無関係に、職務執行の対価として認められるものは、報酬等として記載しなければなりません。

当社は、以下のとおり、役員の報酬等に関して、連結報酬等の総額が 1 億円以上である役員ごとの報酬額について虚偽の記載を行い、また、それらの役員を含む役員区分ごとの報酬等の総額等についても虚偽の記載を行いました。

a 金銭報酬について

当社は、連結報酬等の総額が 1 億円以上である役員ごとの報酬等の開示が義務付けられた平成 22 年 3 月期以降、A 氏の金銭報酬について、記載する金額を半分程度に抑えることとし、真実の報酬額のうち、同人に支払済みの金額を記載する一方で、その残余の額を役員報酬とは別名目で支払うこととしました（当該残余の額を、「繰延報酬」という。）。その結果、当社は、平成 27 年 3 月期から平成 30 年 3 月期までの間、当該繰延報酬の額の開示を行いませんでした。

また、当社は、A 氏とは別の当時の代表取締役 B 氏の金銭報酬について、平成 27 年 3 月期から平成 29 年 3 月期まで、同人の連結報酬等の総額が 1 億円以上であったにもかかわらず、記載を行いませんでした。

b 株価連動型インセンティブ受領権金銭報酬（SAR）について

当社の SAR は、取締役への報酬として、株主総会において取締役に付与するもので、あらかじめ決められた行使価額と、取締役が権利を行使した日の前日の株価

との差額を支払う制度です。当社では平成 15 年以降継続して採用されていました。当社は、SAR に関して、権利付与数確定日の属する事業年度において、SAR の公正価値（当該事業年度期末時点の株価を用いて算出した額）を報酬等として記載していたものの、取締役が権利行使時に実際に受け取った支給額と既に開示していた SAR 公正価値との差額について記載しませんでした。

② 不正の原因とその是正策

本件虚偽記載の背景・原因と、当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

ア 背景・原因

a 1 人の取締役に権限が集中したこと

A 氏の活動を不可侵領域とみなす風潮が社内に形成され、さらに、A 氏が大株主の取締役会長を兼任したことなどを背景に、同者に権限が集中していました。

b 一部の管理部署がブラックボックス化したこと

A 氏は、主要な部署の責任者としての権限を特定の少数の者に集中させ、A 氏の報酬等に関与する役職員を限定していました。

c 取締役会の監督機能が有効に機能しなかったこと

A 氏の繰延報酬の存在等については、b の限定された役職員のみが知るところであり、他の取締役にはその存在等を知らされていなかったため、取締役会の監督機能は全く機能していませんでした。

イ 是正に向けた当社の対応

当社は、

a 不正を行った代表取締役 2 名の解任

b 代表取締役への他の取締役の報酬配分を決定する権限の付与の停止

c 当社の取締役会の事前承認を受けない子会社・関連会社からの報酬受取りの禁止

d 取締役会での活発な議論のためのプレミーティングの実施

e 取締役及び執行役員への行動規範教育の徹底

f 会計処理と役員報酬の明細情報の突合等、役員報酬に関する適正な会計処理のための管理体制の強化

g 株価連動型インセンティブ受領権の行使による利益を、役員報酬として追加開示することを含む適正な役員報酬開示のための管理体制の強化

h 取締役会・エグゼクティブコミッティから経理部への新規会社設立の提案に関する情報提供プロセスの構築

i 取締役会の構成・機能の強化

等の再発防止策を実施しています。

【事例 40】大株主の所有株式数の虚偽記載

① 本事例の特色

本件は、当社が、大株主の所有株式数及び発行済株式総数に対する所有株式数の割合を過少に記載した有価証券報告書などを開示するとともに、大株主が、自己の保有株券等の数及び株券等保有割合を過少に記載した大量保有に係る変更報告書（以下「変更報告書」という。）を開示したものです。

② 発行者である会社

不動産業、東証一部・名証一部上場

③ 事案の概要

当社の大株主である当社役員は、新興市場から本則市場への指定換え等の要件である流動性基準を満たすため、その所有する株式を売却する一方、自ら実質的な株主として利用できる知人名義の証券口座を用いて自らの資金を提供して当社株式を買い付けるなどして、他人名義による当社株式（以下「名義株」という。）の保有を増加させました。

当社は、当該役員に係る所有株式数等を、名義株を含めずに記載した有価証券報告書等を提出するとともに、当該役員も、自己の保有株券等の数等を、名義株を含めずに記載した変更報告書を複数回提出しました。

④ 不正の背景

当社の大株主である当社役員は、名義株の問題について、関係法令等を理解しておらず、当社株式の流通株式比率の増加等の目的を優先させていました。また、他の取締役及び監査役は、本件が発覚する以前において、名義株の問題に係る事実関係を一切認識していませんでした。つまり、当社においては、コンプライアンスが不徹底で、内部統制が有効に機能していないという内部管理体制上の問題がありました。

⑤ 法令違反の事実関係

ア 継続開示書類

当社は、大量保有者の所有株式数等を過少に記載することにより、法第 172 条の 4 第 1 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書を提出しました。

第 X1 期有価証券報告書

	虚偽記載の内容
大株主の状況	大量保有者の所有株式数が 6,840,200 株であるところを 6,554,000 株と記載し、同人の発行済株式総数に対する所有株式数の割合が 72.32% であるところを 69.29% と記載
役員の状況	大量保有者の所有株式数が 6,840,200 株であるところを 6,554,000 株と記載

イ 発行開示書類

- a 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある上記継続開示書類を組込情報とする有価証券届出書（一般募集）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、2,000,000株の株式を14億1020万円で取得させました。
- b 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある上記継続開示書類を組込情報とする有価証券届出書（その他の者に対する割当）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、300,000株の株式を2億1153万円で取得させました。

同社が行った上記 a~b の行為は、法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当します。

ウ 大量保有に係る変更報告書

大量保有者（大株主である当社役員）は、当社が発行する株券について、保有株券等の数等を過少に記載することにより、法第 172 条の 8 に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の変更報告書を提出しました。

a 変更報告書 No. Y1

虚偽記載 の内容	保有株券等の数が 18,329 株であるところを 17,900 株と記載し、株券等保有割合が 77.94%であるところを 75.70%と記載
-------------	--

b 変更報告書 No. Y2

虚偽記載 の内容	保有株券等の数が 3,481,500 株であるところを 3,350,000 株と記載し、株券等保有割合が 74.04%であるところを 70.83%と記載
-------------	--

c 変更報告書 No. Y3

虚偽記載 の内容	保有株券等の数が 3,419,200 株であるところを 3,277,000 株と記載し、株券等保有割合が 72.72%であるところを 69.29%と記載
-------------	--

d 変更報告書 No. Y4

虚偽記載 の内容	保有株券等の数が 13,540,200 株であるところを 12,946,800 株と記載し、株券等保有割合が 72.00%であるところを 68.44%と記載
-------------	--

⑥ 課徴金額

ア 発行者

7896 万円

（継続開示書類 計 600 万円、発行開示書類 計 7296 万円）

イ 大量保有者

41 万円

(13) 大量保有報告制度違反

- 共同保有者への該当
 - ・ 株主総会において株主提案（取締役の選任）を行うこと及びその賛成について、共同して株主としての議決権を行使することを合意しており、共同保有者に該当していたにもかかわらず、大量保有報告書等を提出しなかった。（【事例 41】参照）

- 共同保有者分も含めた株券等保有割合
 - ・ 共同保有関係にあった者は、株券等保有割合が5%を超えたにもかかわらず、大量保有報告書を、また、株券等保有割合の1%以上の増加・減少、その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更（保有目的の変更等）があったにもかかわらず、その都度変更報告書を、それぞれ法定提出期限までに提出しなかった。（【事例 42】参照）

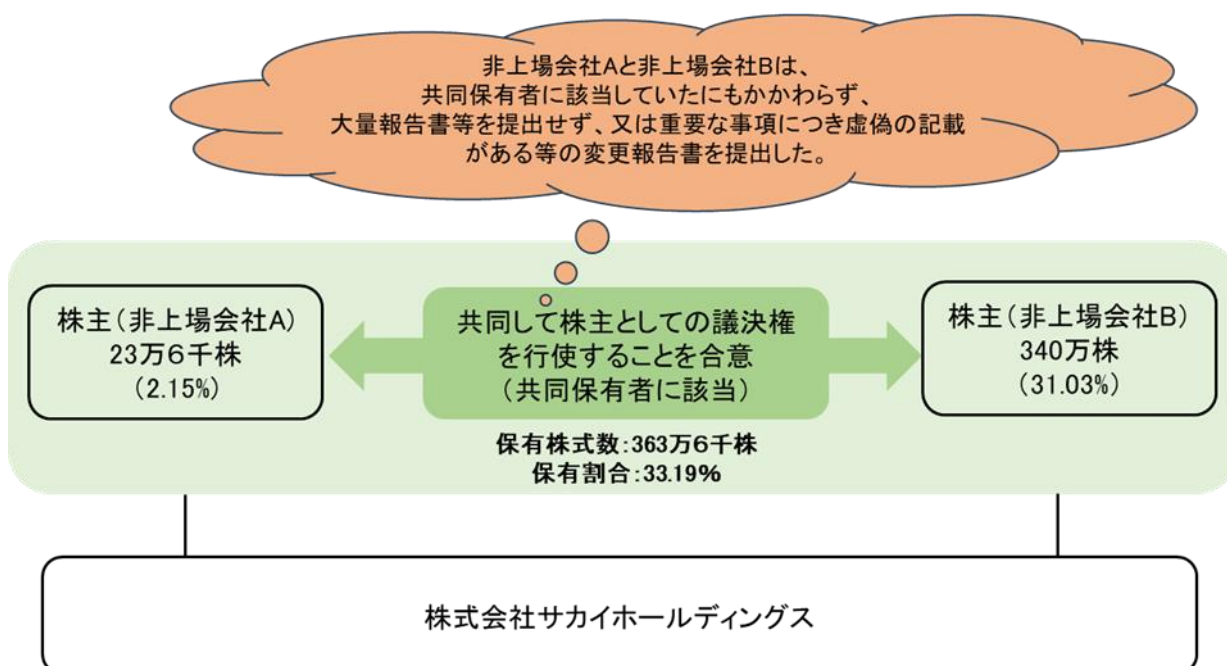
【事例 41】大量保有報告書及び変更報告書の不提出並びに変更報告書の虚偽記載等（非上場会社 A 及び非上場会社 B）

○ 事案の概要

株式会社サカイホールディングスの株主である非上場会社 A と非上場会社 B は、株式会社サカイホールディングスの株主総会において、株主提案（非上場会社 A の社員等を取締役へ選任）を行うこと及びその賛成について、共同して株主としての議決権を行使することを合意していました（共同保有者に該当）。

非上場会社 A と非上場会社 B は、共同保有者に該当していたにもかかわらず、大量保有報告書若しくは変更報告書を提出せず、又は重要な事項につき虚偽の記載があり、記載すべき重要な事項の記載が欠けている変更報告書を提出しました。

[参考：不正行為の概要図（イメージ図）]



【事例 42】 大量保有報告書及び変更報告書の不提出並びに変更報告書の虚偽記載（非上場会社A、個人及び個人と共同保有関係にあった非上場会社B）

○ **事案の概要**

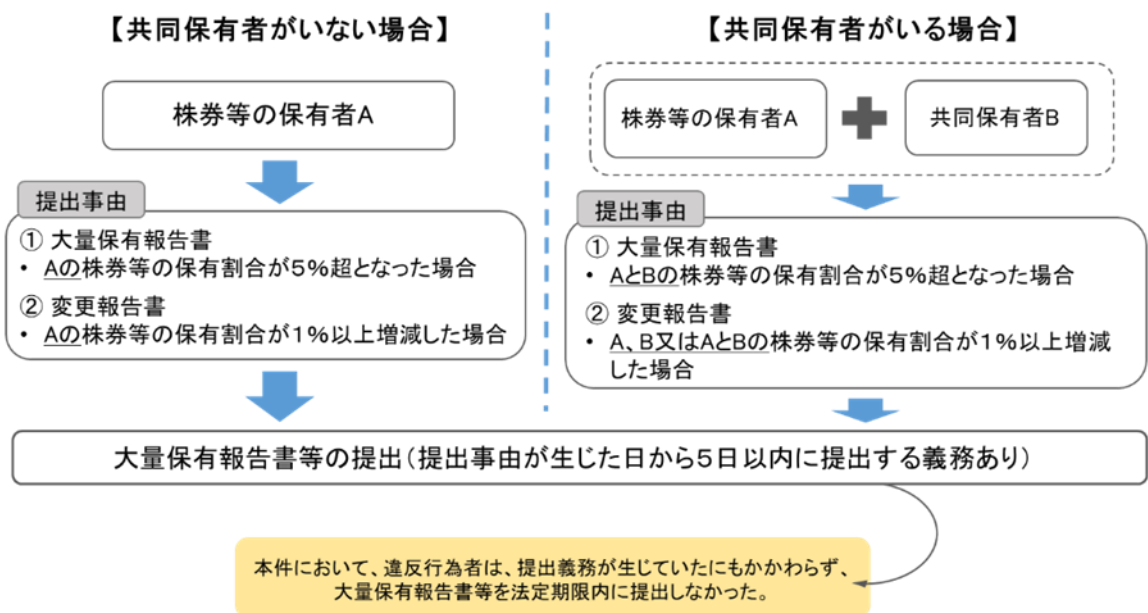
違反行為者は、株式会社三ツ星が発行する株券等の保有割合（以下「株券等保有割合」という。）が5%を超えたにもかかわらず、大量保有報告書を、また、株券等保有割合の1%以上の増加・減少、その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更（保有目的の変更等）があったにもかかわらず、その都度変更報告書を、それぞれ法定提出期限までに提出しませんでした。

また、違反行為者は、株券等保有割合を過少又は過大に記載するなど、重要な事項につき虚偽の記載がある変更報告書を提出しました。

なお、本件は、大量保有報告制度違反について、共同保有関係にあった者を含む複数の者に対し、課徴金納付命令勧告を行った初めての事例です。

[参考：主な不正行為の概要図（イメージ図）]

《大量保有報告書等の主な提出事由》





大量保有報告書・変更報告書は適正に提出していますか？

金商法の大量保有報告制度は、法人であっても、個人であっても、保有する上場会社の株券等の保有割合（「株券等保有割合」）が5%を超えた場合には「大量保有報告書」を、株券等保有割合の1%以上増減など重要な変更があった場合には「変更報告書」を提出することを義務付けています。ここでは、（1）大量保有報告制度の概要及び（2）最近の法令改正の概要をご紹介します。

（1）大量保有報告制度の概要

○ 提出義務は誰が負うか？

「株券等保有割合」が5%超となった「保有者」（法人・個人を問いません）は、原則、その日から5営業日以内に「大量保有報告書」を、その後、株券等保有割合が1%以上増減その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更（例えば、保有目的の変更）があった場合には、その日から5営業日以内に「変更報告書」を提出しなければなりません。

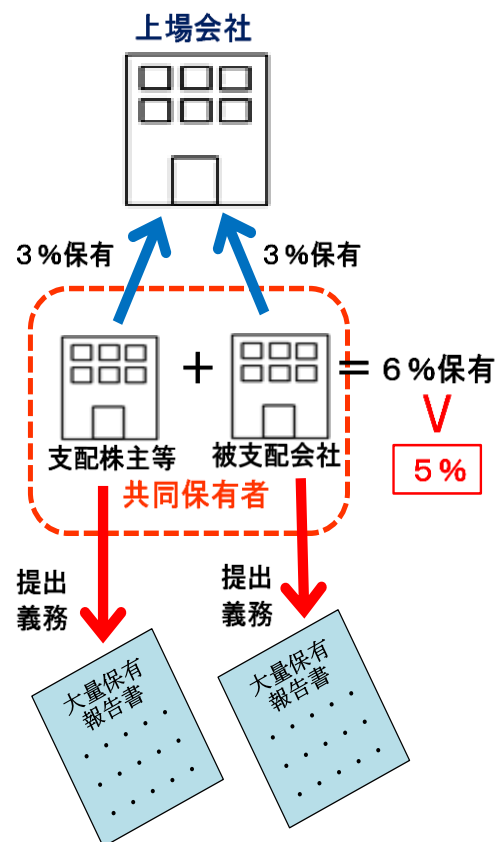
○ 誰が「保有者」に該当するか？

株券等の「保有者」には、自己の名義をもって株券等を所有する者のみならず、他人（仮設人を含みます）の名義をもって株券等を所有する者が含まれます。したがって、計算の帰属は本人でありながら、取引口座や株券等の名義を他人名義や架空の名義にして実質的に所有している者、名義書換をしておらず前の所有者の名義となっている株券等の所有者等も含まれます。

○ 「株券等保有割合」は「共同保有者」分も含めて計算！

「株券等保有割合」の計算に当たっては、「保有者」の保有株券等の数に「共同保有者」の保有株券等の数を加えて計算しなければなりません。

「共同保有者」は、他の保有者と共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は議決権その他の権利を行使することに合意している者をいいます（下記（2）もご参照）。また、このような合意をしていなくても、会社の総株主の議決権の50%を超える株式を所有する者（「支配株主等」）と当該会社（「被支配会社」）の関係を有する者（＝親子会社）、支配株主等を同じくする被支配会社同士の関係を有する者（＝兄弟会社）等も、「共同保有者」に含まれます（いわゆる「みなし共同保有者」）。



(2) 最近の法令改正（「令和6年改正」）の概要

令和5（2023）年12月25日に公表された、金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」報告（「WG報告」）を踏まえた大量保有報告制度に係る金商法の改正が、令和6（2024）年5月22日に公布されました。その後、当該法改正及びWG報告を踏まえた大量保有報告書制度の見直しに係る関係政府令等の改正等が令和7（2025）年7月4日に公布・公表されました。

○ 以下、令和6年改正（令和8（2026）年5月1日施行）の主要な内容について、紹介します。

（令和6年改正の概要）

※ 保有割合の合算対象となる「共同保有者」の範囲を明確化

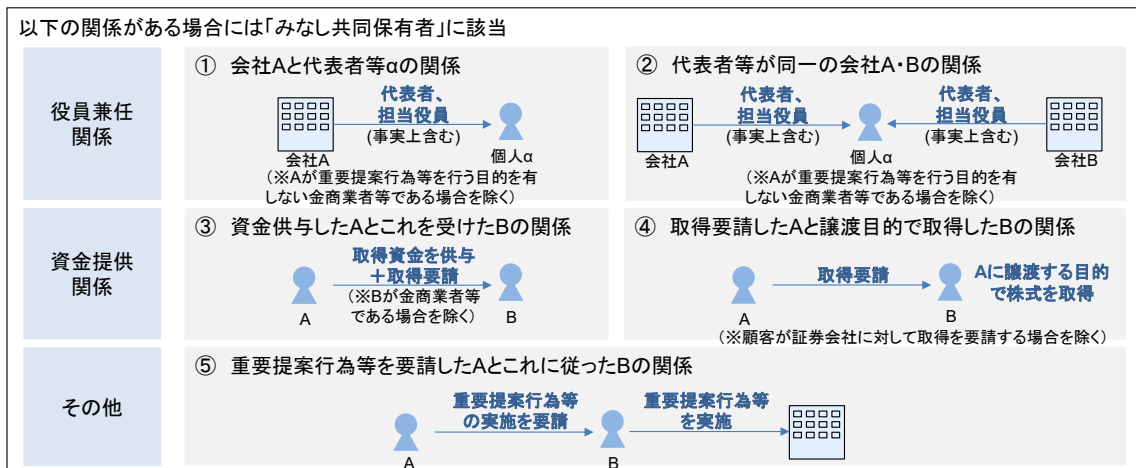
令和6年改正前は、株券等の保有者との間で、共同して株主としての議決権その他の権利を行使することを合意（黙示の合意も含む）している者については、例外なく「共同保有者」に該当することとされていました。

もっとも、当該規律が機関投資家による協働エンゲージメントに萎縮効果をもたらしているとの指摘があり、これを低減させる観点から、株券等の保有者と他の保有者が共同して株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合であっても、保有者と他の保有者（合意の当事者）がいずれも金融商品取引業者等であり、共同して重要提案行為等（※）を行うことを合意の目的とせず、個別の権利行使ごとに合意している場合には、当該他の保有者は「共同保有者」に該当しないことを明確化しました。

※重要提案行為等の範囲については、改訂後の金融庁企画市場局「[株券等の大量保有報告に関するQ&A](#)」（2026年5月1日より適用）問36において明確化しています。

✓ 「みなし共同保有者」の範囲の拡充

共同保有者の認定に係る立証の困難性の問題を解決し、大量保有報告制度の実効性を高める観点から、令和6年改正により、以下のいずれかの関係にある場合が「みなし共同保有者」に追加されました（他方、夫婦の関係は「みなし共同保有者」から除かれました）。

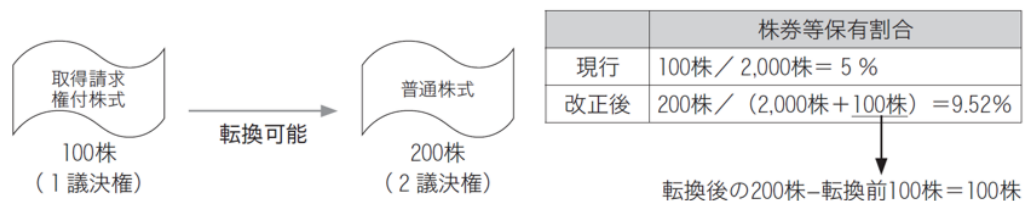


✓ 「株券等保有割合」の算定方法の見直し

株券等保有割合の算出に当たり、取得請求権付株式や取得条項付株式について、令和6年改正前においては転換後の株式数を勘案する必要はありませんでした。令和6年改正により、転換後の議決権数が転換前の議決権数よりも多い場合には、（転換前の時点で）転換後の株式数を株券等保有割合の分子とすることとされました。

株券等保有割合の分母を計算するに当たっては、転換後の株式数と転換前の株式数との差分を保有潜在株券等として加算する必要があります。

(例:発行済株式総数が2,000株で、取得請求権付株式100株を保有する場合の株券等保有割合の計算方法)



2 開示書類の不提出に係る個別事例

【事例 43】訂正届出書の不提出（東証二部、小売業）

➤ 事案の概要

① 法令違反の概要

当社は、平成 26 年 1 月 14 日、関東財務局長に、有価証券届出書（新株予約権証券の募集（第三者割当））を提出しました。その後、当該届出書の効力が生ずる平成 26 年 1 月 30 日¹の前に、当該有価証券届出書に「記載すべき重要な事項の変更」があったため、当社は、金融商品取引法第 7 条第 1 項の規定²により当該有価証券届出書の訂正届出書を提出しなければならなかったにもかかわらず提出せず、新株予約権証券を投資者に取得させました。

② 記載すべき重要な事項の変更

当社が平成 26 年 1 月 14 日に提出した有価証券届出書（以下「本件有価証券届出書」という。）における「記載すべき重要な事項の変更」は、ア～ウのとおりであると認められます。

ア 新株予約権の割当予定先の変更

当社は、平成 26 年 1 月 14 日に本件有価証券届出書を提出し、新株予約権証券（以下「本件新株予約権」という。）の募集（第三者割当）を行うこととしていた。本件有価証券届出書には、本件新株予約権の割当予定先として B 社と記載されていました。

その後、平成 26 年 1 月 25 日に、B 社と A（当社の創業者）との間で、次の a～c の内容を含む投資協議書が締結されました。

- a B 社は本件新株予約権を A に代わり保有する名義上の保有者であり、A が本件新株予約権の実際の権利者となること
- b B 社が本件新株予約権の取得代金（約 900 万円）を立替払いした後、A が B 社に当該取得代金相当額を返済すること
- c A は、取得した本件新株予約権の行使時期を決定するものとし、その際、本件新株予約権の行使代金を B 社の口座に入金すること

当該投資協議書の締結後、上記 b の通り、A は B 社に対して本件新株予約権の取得代金相当額（約 900 万円）を返済し、上記 c の通り、最終的に、A は A が取得し

¹ 届出の効力は、原則、内閣総理大臣が当該届出を受理した日から 15 日を経過した日に生ずることになるが（法 8 条 1 項）、当該届出が組込方式の有価証券届出書（企業開示府令第二号の二様式）の提出で行われた場合には、概ね 7 日を経過した日に生ずるよう取り扱われている（法 8 条 3 項、企業内容等開示ガイドライン 8-2①③）。しかしながら、本事案のように大規模な第三者割当（「監視委コラム「充実した第三者割当に関する情報」」参照）に該当する場合には、組込方式の有価証券届出書であっても、その効力は、原則どおり、届出日（平成 26 年 1 月 14 日）から 15 日を経過した日（平成 26 年 1 月 30 日）に生ずることになる（企業内容等開示ガイドライン 8-2④）

² その効力が生ずることとなる日前において、有価証券届出書に記載すべき重要な事項の変更その他公益又は投資者保護のため当該書類の内容を訂正する必要がある事情（有価証券届出書提出時に記載することができなかった重要な事実を記載することができる状態になったこと、当該有価証券届出書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと等）があるときは、届出者は訂正届出書を提出しなければならない（法 7 条 1 項、企業開示府令 11 条）。

た本件新株予約権分の行使代金をB社に返済していること等を踏まえれば、上記 a の通り、Aが本件新株予約権の実際の権利者となったと認められる。つまり、平成 26 年 1 月 25 日の当該投資協議書の締結により、本件新株予約権の割当予定先はB社からAに変更されたものと認められます。

なお、一般的に、第三者割当の割当先に関する情報は、投資者にとって重要な情報であり、特に本件については、当該有価証券届出書に記載されたB社を割当先とする「割当先の選定理由」³を踏まえれば、割当予定先がB社からAに変更されたことは投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものと考えられることから、当該割当先の変更は、「記載すべき重要な事項の変更」に該当するものと考えられます。

イ 株券等の保有方針の変更

本件有価証券届出書において、割当予定先をB社と記載するとともに、「株券等の保有方針」として、本件新株予約権の行使により取得する株式について「少なくとも2年以上の中長期にわたる期間」保有する旨が記載されていました。

しかしながら、上記アのとおり、本件新株予約権の割当先となったAは、債務返済に窮している中、実際に本件新株予約権の取得・行使により得た当社株式の大半を売り抜いていたこと等から、本件新株予約権の行使により取得する当社株式を短期的に高値で売り抜ける意図を有していたものと考えられます。

従って、上記アのとおり、平成 26 年 1 月 25 日に投資協議書が締結され、本件新株予約権の割当予定先がB社からAに変更されたことに伴い、本件新株予約権に係る割当先における保有方針についても、Aの保有方針に変更しなければならないものと認められます。

なお、本件の株式等の保有方針の変更は、既存株主とともに投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものと考えられることから、「記載すべき重要な事項の変更」に該当するものと考えられます。

ウ 総議決権数に対する所有権議決権数の割合の変更

本件有価証券届出書の「第三者割当後の大株主の状況」において、Aの割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は「29.58%」と記載されていました。

「第三者割当後の大株主の状況」については、他人名義で所有している株式数を含めた実質所有による割合を記載しなければならないため⁴、Aの割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は「29.58%」から「42.79%」に変更しなければならないものと考えられます。このように、Aの所有議決権割合は総議決権の3分の1を上回ることになるため、当該所有議決権割合の変更は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものと考えられることから、「記載すべき重要な事項の変更」に該当するものと考えられます。

³ 「割当先の選定理由」として、収益再構築を行いたい当社の意向とともに、B社の親会社がゲーム事業の事業展開を計画しており、当該親会社と当社との関係強化を図りたいと考えている旨等が記載されている。

⁴ 企業開示府令第2号の二様式「記載上の注意」において準用する第2号様式「記載上の注意」(23-7)・(45) b。



充実した第三者割当に関する情報

第三者割当は、企業の資金調達の有効な手段の一つですが、近年、既存株主の株式の大幅な支配比率の希釈化や支配権の移動を伴うような大規模な第三者割当増資が行われる例や、割当先が不透明な第三者割当増資が行われる例が頻繁に見られた⁵ことから、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護する観点から、第三者割当に係る発行開示における開示情報の充実が図られました。

具体的には、平成 21 年の企業開示府令の改正⁶において、有価証券届出書及び発行登録追補書類の「証券情報」に「第三者割当の場合の特記事項」欄が新設され、①割当予定先の状況（概要、発行者との関係、選定理由、割当予定数、保有方針、払込み資金の状況等）、②発行条件等に関する事項、③大規模な第三者割当を行う理由・既存株主への影響についての取締役会の判断の内容等の記載が求められることになりました。

「大規模な第三者割当」とは？

例えば、次の場合に該当する第三者割当が「大規模な第三者割当」とされています（企業開示府令第二号様式「記載上の注意」（23-6））。

- a 第三者割当により割り当てられる株式に係る議決権の数（＝「割当議決権数」）（当該第三者割当と並行して行われる第三者割当や6月以内に行われた第三者割当がある場合には、これらによって割り当てられ、又は割り当てられた株式に係る議決権の数（＝「加算議決権数」）を含みます。）を発行者の総株主の議決権の数から加算議決権数を控除した数で除した数が0.25以上となる場合
- b 割当予定先が割り当てられた割当議決権数を所有した場合に支配株主（発行者の親会社又は発行者の総株主の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する主要株主（自己が所有する議決権数とその二親等以内の親族等が所有する議決権数との合計数が発行者の総株主の議決権の100分の50を超える者）となる者が生じる場合

また、令和3年10月には、「企業内容等開示ガイドライン」を改正し、第三者割当に係る有価証券届出書について、重点的に行う審査対象（例えば、割当予定先の周知性（低い場合に対象となる））や、審査要領（例えば、割当予定先等への実態確認の手続の明確化）をより一層明確化しました。

⁵ 金融審議会 金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告 ～上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて～」（平成21年6月17日）から引用。

⁶ 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第73号）（平成21年12月11日施行）による。

【事例 44】発行開示書類（有価証券届出書）の不提出

➤ 事案の概要

内閣総理大臣への届出（有価証券届出書の提出）が免除されるストックオプションの付与（新株予約権証券の募集）の要件を満たさないにもかかわらず、使用人でない者を使用人と偽り、その要件を満たしているかのように偽装し、届出を行うことなくストックオプションの付与を行った事例です。

- ・ 運転資金などを調達するため、使用人のみを相手方としたストックオプションの付与（新株予約権証券の募集）として、内閣総理大臣に届出（有価証券届出書の提出）をせずに、
 - (1) 使用人とする4名に対して、10,000個の新株予約権証券を332,000,000円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で
 - (2) 使用人とする9名に対して、4,975個の新株予約権証券を166,165,000円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）でそれぞれ取得させたが、いずれについても、付与した相手方のうち少なくとも1名は雇用の実態がなく、使用人として認められませんでした。

したがって、これら2回のストックオプションの付与は、当社の使用人のみを相手方としたストックオプションの付与には該当せず、内閣総理大臣に届出を行う必要があったにもかかわらず、当社は届出を行わずストックオプションの付与（無届出募集）を行いました。
- ・ 本事例は、ストックオプションに関する届出免除の特例を利用した無届出募集として課徴金納付命令勧告を行った初めての事例です。

3 検査による自発的訂正

証券監視委では、開示検査の結果、重要な事項についての虚偽記載等が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められた場合には、適正な開示を求める観点から自発的な訂正を促しています。

また、有価証券届出書等の提出を要する有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書等が提出されていないにもかかわらず、当該有価証券の募集又は売出しを行っている者に対し、財務局等から、当該行為を取り止めるよう警告書が発出された事案についても、金融庁の関係部局と連携しつつ対応しています。

自発的訂正等が行われた最近の事案及び開示検査の際に証券監視委から指摘を行った事項の概要をご紹介します。

【事例 45】 A 社（東証グロース、情報・通信業）

(1) 事案の概要

当社及び当社の連結子会社は、取引の実態を伴わない架空循環取引、広告取引に係る売上の架空計上等の不適正な会計処理を行いました。

検査の結果、不適正な会計処理による影響額は必ずしも多額でないこと等から、課徴金納付命令勧告は行いませんでしたが、当社は、特別調査委員会による調査を行った上で、有価証券報告書等の訂正報告書を提出しました。

当社及び当社の連結子会社が行った主な不適正な会計処理は、以下のとおりです。

① 架空循環取引

当社の連結子会社は、取引先の株主が代表を務める会社の資金繰りのため、当該取引先と経営者を同一とする別の会社から蓄電池を仕入れ、当該取引先に販売する取引を、循環取引に係る商流の一部として行っていました。なお、当該取引の対象となった蓄電池は存在しておらず、取引の実態を伴わないものでした。

② 広告売上の架空計上

当社は、当社が運営するインターネットサイトへの広告掲載を取引先から受注したとして売上を計上しましたが、実際、当該広告掲載は行われていませんでした。また、当社は、同月、同一の取引先に対し、当該取引先が運営する広告媒体への広告掲載を同額相当で発注していますが、当該広告掲載は行われていませんでした。

(2) 不正の原因とその是正策

本件の主な不適正な会計処理の背景・原因と、当社の是正に向けた主な対応は、以下のとおりです。

① 背景・原因

ア 売上目標（予算）達成へのプレッシャー

売上の増加を殊更重視し、直近5年間は通期業績予想の数値目標が一度も達成されていないにもかかわらず、毎年売上に関する高い数値目標が掲げられていました。

また、予算については、過去の実績から乖離した売上の数値目標がトップダウン

で指示されており、担当者は、予算達成のために毎期苦慮していたため、手段を選ぶことなく結果を重視する姿勢が当たり前になっていました。

イ 内部統制の脆弱性

牽制機能が期待される経理管理部門の部長を、他部署との兼任者や非常勤社員が務めるなど、牽制機能を発揮できる体制となっていませんでした。また、内部監査の体制についても、実質的に1名で内部監査業務を行っていたことから、事業規模に照らし、適正な業務遂行を確保するための体制が整っていませんでした。

③ 是正に向けた当社の対応

ア 適正な予算策定のため、ボトムアップにより積み上げられた数値を取りまとめるプロセスを経る体制とし、また、予算達成の実現可能性やコンプライアンス等を踏まえた、適正な予算管理を実施。

イ 内部統制の強化のため、経理管理部門において、管理・財務会計に知見のある人材を採用するとともに、人材の育成にも注力することで、管理機能の強化を図る。また、内部監査体制の見直しとして、上場会社の内部監査業務に関する知識・経験が豊富な人材を採用するとともに、内部監査室を取締役会直轄の組織とし、リスク管理状況のモニタリングについては、代表取締役等への直接報告を実施。

【事例 46】 B社（東証二部、製造業（その他製品））

(1) 事案の概要

当社は、過去の不正会計を受けて再発防止策を実施したにもかかわらず、非現実的な業績目標を達成するため、複数の営業担当者が注文書等の証憑について偽造や改ざん等を行い、売上の前倒し計上等の不適正な会計処理を行ないました。

検査の結果、不適正な会計処理による影響額は必ずしも多額でないこと等から、課徴金納付命令勧告は行わなかったが、当社は、第三者委員会による調査を行った上で、有価証券報告書等の訂正報告書を提出しました。

当社の主要な事業本部等に属する営業担当者が、グループや個人の業績目標を達成するために行った不適正な会計処理は、以下のとおりである。

① 売上の前倒計上

ア 複数の作業や工事が伴う一連の取引における売上の前倒計上

複数の作業や工事等が伴う一連の取引において、営業担当者は、

a 全ての工事等の完了後に取引先から受領する「完了証明書」について、一部の工事等が完了した時点で、取引先の担当者に依頼して、一連の取引全体が完了したものとして作成してもらい、または、営業担当者が偽造することにより、一連の取引全体の売上を計上しました。

b 「注文書」について、複数の工事等が記載されたものを作成すべきところ、工事単位ごとに分割した形で、取引先の担当者に依頼して作成してもらい、または、営業担当者が偽造して、バックオフィスに工事単位ごとの別個の取引としてシステム登録をさせた上で、一部の工事等が完了した時点で、当該一部の工事等に係る売上を計上しました。

上記 a 及び b の売上計上時点では、全ての工事等が完了しておらず、取引先への請求書の発送はできないため、営業担当者は、バックオフィスが作成して確認を依頼してきた請求書について、回答を保留して発送を遅らせていました。

イ 作業や工事を伴わない製品販売における売上の前倒計上

営業担当者は、今期中に予定していた出荷が取引先の都合で翌期となった製品について、製品の出荷等を行っている当社子会社の担当者に対し、独自に手配した倉庫への出荷先の変更を口頭で依頼して出荷させ、出荷の事実をシステム登録させることにより、今期中に売上計上し、翌期になってから、独自に手配した運送業者を用い、当該倉庫から出庫して本来の取引先に納入していました。

② 売上の架空計上

営業担当者が、実際の受注額を超える額の「注文書」及び「完了報告書」を偽造する、または、成約していない内談の段階で「注文書」及び「完了報告書」を偽造することにより、売上を架空計上しました。いずれの場合も、架空計上した翌期に値引処理をする、または、同一の取引先からの翌期以降の受注に係る「注文書」の受注額を減額する偽造をし、当該減額部分に係る回収金を架空計上分の回収金として充当しました。

③ 原価の付替え

営業担当者は、請求書に記載された工事名について、翌期以降に完了する工事の名称に改ざんした上でバックオフィスに処理させることにより、売上原価として計上すべき外注費を仕掛品として資産計上しました。

(2) 不正の原因とその是正策

本件の不適正な会計処理の背景・原因と、当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

① 背景・原因

ア コンプライアンス意識の欠如

以前の不正を受け再発防止策を実施したが、経営者において、営業を過度に重視し、当社が上場会社であるという認識に基づいたコンプライアンス経営に取り組む意識が不十分であり、会社全体にコンプライアンスを徹底する土壌や雰囲気形成されていませんでした。

イ ガバナンスが機能していなかったこと

前社長は、長期にわたり代表取締役社長の職にあり、また、当社の筆頭株主であったことなどから、社内で大きな権力を持っていたため、取締役会は相互牽制機能を有さず、取締役は担当する部署以外の不適正な会計処理に気付くことができませんでした。

ウ 業績目標数値の非現実性

経営会議において、売上の減少に歯止めをかけるため、十分な検討を行わないまま、各事業部の業績目標数値の上方修正を行っていました。

エ 内部統制上の不備

証憑の原本確認等の不徹底、外注業務等における牽制機能の不備及び内部監査

の不備等の内部統制上の不備がありました。

② 是正に向けた当社の対応

- ア 外部の有識者で構成されるガバナンス改善委員会を新たに設置し、第三者の視点を踏まえつつ、再発防止に向けた体制整備、コンプライアンスを推進
- イ 取締役会での業務執行の監督機能を強化するため、「経営会議」を廃止し、執行役員、事業部長等から構成される「執行役員会議」を新設し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離
- ウ 業績目標設定時に、それらの数字の裏付けとなる資料について事業本部と新設の経営企画室との間で検証を行い、その状況を取締役に報告する等により客観性を持たせる。また、その後の進捗管理について、執行役員会議において継続的なモニタリングによる客観的な評価を行い、その状況を取締役に報告することにより、非現実的な数値目標が営業担当者に課されることを防止
- エ 牽制機能や内部監査等に関する内部統制上の不備を改善

【事例 47】 C社（東証ジャスダック、機械）

- 当社は、上場を目指して業績向上を図る中、当初の売上目標の達成のため、海外の現地当局による入札手続が未だ実施されていない公共工事案件について、先行して水処理装置の製造・設置を行った上、適用することができない工事進行基準によって売上を計上しました。
検査の結果、過大計上した金額は必ずしも重要な虚偽記載と認められ得るほど多額ではなかったこと等を踏まえ、課徴金納付命令勧告は行っていないが、当社に対し、中立的な第三者による調査の実施を懇請しました。
- 当社は、社内調査委員会を設置し、その調査結果に基づいて有価証券報告書等の訂正報告書を提出しました。

4 内部統制の実態

内部統制について、内部統制が有効でないとする内部統制報告書を提出した会社の内部統制の改善状況を確認した事案、重要な虚偽記載等までは認められなかったものの、財務諸表等の適正性の確保の観点から、内部統制上の問題点が認められた事案をご紹介します。

- 財務報告に係る内部統制に不備がある旨を記載した内部統制報告書を提出した事案

【事例 48】 A 社（東証一部、サービス業）

(1) 事案の概要

当社は、当社の財務報告に係る内部統制の不備が財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断したことから、財務報告に係る内部統制は有効でない旨の内部統制報告書を提出しました。

このため、当社の財務報告に係る内部統制の不備の内容やその後の改善状況について確認を行った結果、内部統制の不備による不適正な会計処理等は多く認められたものの、有価証券報告書等において重要な事項の虚偽記載等は認められませんでした。

【不備の内容】

- ① カード未収入金等の勘定残高を照合する手続が定められていなかった。
- ② 経理部門に必要な能力を有する人材を確保、配置しておらず、教育も不足していた。
- ③ 内部監査人の退職後、適切な能力を有する内部監査人を配置できなかった。
- ④ 会計監査人及び内部監査での指摘事項に対する適切な対応が取られなかった。

【改善策の内容】

当社は、内部統制の不備の是正に向け、以下のように対応することとしました。

- ① カード未収入金等の勘定残高を照合する手続が定められていなかったことを解消するため、クレジットカード会社と店舗のデータを自動で照合するシステムの構築を行っている。また、経理部門のスキル向上及び会計監査等への対応が適時に行われるよう、現任会計監査人の協力の下、部長以下の職員とも意識的に連携を図るようにして、改善を図っている。
- ② 経理部門への必要な人材の確保及び内部監査人を期末までに配置できなかったことを解消するため、経理部門及び内部統制担当の職員を採用している。
- ③ 現任監査法人の指導を受けるとともに、経営コンサルタントにも内部統制評価の文書化に係る委託を始めたほか、公認会計士資格保有者のコンサルタントとも委託契約を結び、財務報告の作成業務の支援を受けている。

(2) 背景・原因

全国展開・海外展開を図る業容拡大局面にある中、経理部門への必要な人材の確保や適切な能力を有する内部監査人の配置に注力しなかった等、適正な情報開示に向けた意識の欠如が背景にあると考えられます。

➤ 新規上場審査時の内部統制不備が認められた事案

【事例 49】 B社（東証マザーズ、建設業）

- ・ 当社について、上場審査通過のために高く設定した太陽光発電事業の販売目標達成に向け、売上の前倒し計上を行った疑いが認められたことから、検査を実施しました。
検査の結果、重要な虚偽記載等は認められなかったが、当社では、取引証憑類に係る適切な内部管理体制が構築されておらず、証憑類がないにもかかわらず売上を計上するといったことが容認されていました。また、当社の取締役会及び監査役会は、経理処理等を含め業務執行に対する監督機能を十分に果たしていませんでした。
こうした状況の中、当社は、金融商品取引所や主幹事証券会社による上場審査等では、実態と離れた業務フローについて説明していました。
- ・ 証券監視委は、上場審査会社や上場会社の内部管理体制等の把握に当たっては、その実態を十分に把握する必要がある旨、金融商品取引所等の各関係機関に対して問題提起を行いました。

➤ 新規参入事業に係る意思決定のプロセスに問題点が認められた事案

【事例 50】 C社（東証ジャスダック、情報・通信業）

- ・ 当社について、新規参入した地熱発電事業に関し、土地及び建設仮勘定等を減損せず、固定資産を過大に計上した疑いが認められたことから、検査を実施しました。
検査の結果、重要な虚偽記載等は認められなかったが、①地熱発電事業に関する意思決定プロセスの適切性や、②同事業に係る財務諸表等の適正な判断の妥当性等について、内部統制上の問題点が認められました。
当社の内部統制について、2度の社内調査が実施されたが、いずれの社内調査においても内部統制上の問題点は十分に検討されておらず、必要な改善策が策定・実行されていませんでした。また、当社の会計監査人である監査法人については、財務諸表等の適正性を確保する観点から、必ずしも適正とは言えない対応が認められました。
証券監視委としては、公認会計士・監査審査会に当該監査法人の対応等に関する情報を提供しつつ、当社について引き続き注視してまいります。

5 特定関与行為

【事例 51】 特定関与行為（個人）

① 事案の概要

ア 法令違反の概要

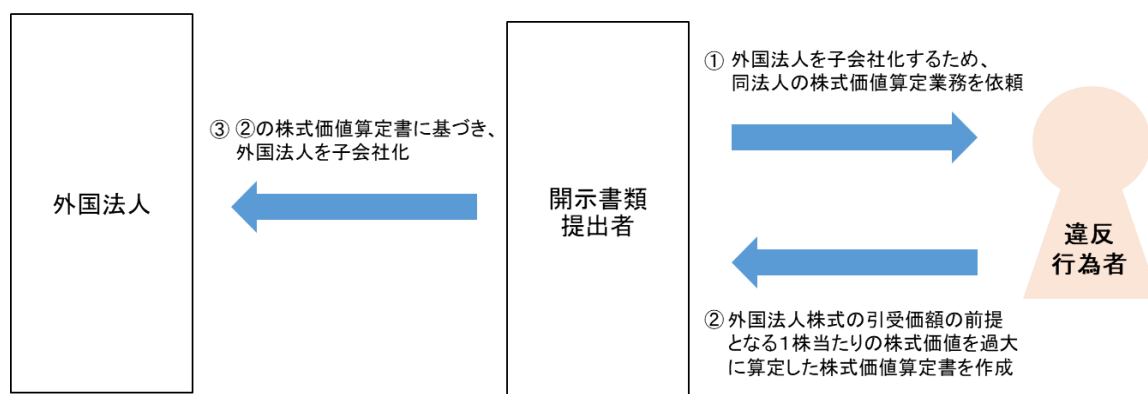
違反行為者は、開示書類提出者（以下「提出者」という。）が重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出することを容易にすべき行為を行いました。こうした行為は、特定関与行為に該当します。

イ 不正行為の概要

提出者は、外国法人に対する売掛金の過大計上等の発覚を免れるため、過大に算定された同法人の株式価値を前提とした引受価額で当該株式を引き受け、当該売掛金の全額を現物出資するなどの取引により同法人を子会社化するなどの一連の行為を行ったうえで、これを基礎としたのれん等の過大計上等の不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出しました。

違反行為者は、提出者が上記一連の行為を行った際、引受価額が正当な根拠に基づくものであることを装うために利用されることを知りながら、提出者から当該外国法人の株式価値算定業務の依頼を受け、真実は同法人株式には引受価額に相当する価値がなかったにもかかわらず、引受価額以上となるように同法人株式の1株当たりの株式価値を過大に算定したうえで、同法人に係る株式価値算定書を作成し、提出者による上記一連の行為に利用させることで、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等の提出を容易にすべき行為（特定関与行為）を行いました。

[参考：不正行為の概要図（イメージ図）]



② 不正の背景・原因

本件の不正行為の主な背景・原因は、以下のとおりです。

ア 違反行為者は、提出者の役員との人的関係も深かったため、困窮した提出者の要望に応えたいと考えていた。

- イ 株式価値算定業務は、会計監査で求められるような厳格なルールはないため、不適正な株式価値算定を行っても発覚しづらく、後々問題とされることはないと考えていた。



特定関与行為とは？

特定関与行為は、重要な虚偽記載等のある有価証券報告書等の提出を容易にすべき行為又はその提出を唆す行為をいい、このような行為を行った外部協力者は課徴金納付命令の対象となります。このような行為は、重要な虚偽記載等のある有価証券報告書等の提出と同様に、資本市場の公正性を損なう行為であると考えられることから、その抑止を図る必要があります。

特定関与行為の範囲は、金融商品取引法第172条の12第2項において規定されています。

具体的には、特定関与行為とは、開示書類提出者等が虚偽開示書類等を提出・提供・公表することを容易にすべき行為であって、次の①、②のいずれかに該当するもの又は開示書類提出者等が虚偽開示書類等を提出・提供・公表することを唆す行為をいいます。

① 当該虚偽開示書類等の作成に必要な会計処理の基礎となるべき事実の全部・一部を隠蔽し、又は仮装するための一連の行為を行い、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき当該虚偽開示書類等を作成する者が当該虚偽開示書類等を作成することに関し、助言を行うこと。

② ①に規定する隠蔽し、又は仮装するための一連の行為の全部・一部であることを知りながら、これらの一連の行為※の全部・一部を行うこと。

※公認会計士又は監査法人が行う監査証明を除きます。

V 審判手続の状況及び個別事例

➤ 審判手続の概要

金融商品取引法では、課徴金の納付を命ずる処分という行政処分の事前手続として審判手続が定められています（法第6章の2第2節）。

この手続は、平成17年4月に新たに導入された課徴金制度の運用に慎重を期する観点から、処分前に慎重な手続を経るべく定められたものであります（「課徴金制度と民事賠償責任」社団法人金融財政事情研究会）。

具体的には、金融庁設置法第20条第1項により、証券監視委から課徴金納付命令勧告を受けた内閣総理大臣（内閣総理大臣から、権限の委任を受けた金融庁長官（法第194条の7第1項））は、法第178条1項各号に掲げる事実があると認められる場合には、当該事実に係る事件について審判手続開始決定をしなければなりません（法第178条柱書き）。

この決定は文書によって行われ（法第179条第1項）、審判手続開始の決定に係る決定書（以下「審判手続開始決定書」という。）には、審判の期日及び場所、課徴金に係る法第178条第2項各号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎を記載すべきとされています（法第179条第2項）。

そして、課徴金の納付を命じようとする者（以下「被審人」という。）に審判手続開始決定書の謄本を送達することにより審判手続は開始するところ（法第179条第3項）、被審人が、審判手続開始決定書に記載された審判の期日前に、法第178条第1項各号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出したときは、審判の期日を開くことは要しないとされています（法第183条第2項）。

➤ 審判手続の状況

平成17年4月に課徴金制度が開始されて以降、開示規制違反に係る審判期日が開かれた事案の件数は、以下のとおりです。

【開示規制違反に係る審判期日が開かれた事案の推移】

年度	H18 ～ H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
審判 件数	8	0	1	0	0	0	1	1	0	11
(参考) 勧告件数	101	10	6	10	5	7	8	14	7	168

※ 年度とは当年4月から翌年3月をいう。

※ 各年度の審判件数は、審判手続開始決定日をベースとしている。

※ 勧告件数は審判手続開始の決定をした件数と同数。

※ 審判期日が開かれる前に審判手続の打切りが決定された事案（平成23年度）については、件数に含めていない。

➤ 審判手続の個別事例

【審判事例 1】

【ソフトウェア仮勘定の過大計上に伴う売上原価の過少計上の不適正な会計処理】

(令和6年度(判)第11号金融商品取引法違反審判事件・決定日：令和7年10月1日)

<審判事件概要>

本件は、被審人が、ソフトウェア仮勘定の過大計上に伴う売上原価の過少計上の不適正な会計処理を行い、関東財務局長に対して、重要な事項に虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出したことから、課徴金納付命令の勧告を行った事案である。

<争点>

- 1 被審人が、仮想通貨取引所を開設した場合に使用する仮想通貨の販売、交換及び顧客同士の仮想通貨の売買取引を可能とする基幹システム（以下「本件ソフトウェア」という。）の開発費を資産として計上したことが、「虚偽の記載」に当たるか否か。具体的には、本件ソフトウェアの提供により将来の収益獲得が確実であると認められるか否か（以下「争点①」という。）。
- 2 証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）による立入検査の手続が適法であったか否か（以下「争点②」という。）。

<争点に対する被審人の主張>

1 争点①について

(1) 企業会計審議会が平成10年3月13日付けで公表した「研究開発費等に係る会計基準」（以下「研究開発費等会計基準」という。）や日本公認会計士協会が公表した、平成11年3月31日付け「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」（以下「実務指針」という。）は法令そのものではなく、直ちに課徴金納付命令の根拠規定となるものではない上、研究開発費等会計基準等の解釈・運用は過渡的な状況にあり、将来の収益獲得の確実性に係る被審人の解釈が処分行政庁の解釈と異なったとしても直ちに違法とはならない。

(2) 以下の事由に照らせば、本件ソフトウェアに係る被審人の会計処理は適正なものであった。

ア 本件ソフトウェアを提供する顧客との間で、利益の××パーセントを受領する契約を締結していた。

イ 本件ソフトウェアについては、事業計画があり、プロジェクトコードも発番されていたなどの事情が存在する。

ウ 本件ソフトウェアは、全世界で多くの実績がある仮想通貨取引所の基幹ソフトであり、基本的なプラットフォームが確立している上、資金と時間さえかければ必ず開発が完了するため、確実に収益につながるものであった。

2 争点②について

証券監視委は、被審人に対する立入検査（以下「本件立入検査」という。）を無予

告で実施し、その際、証券調査官らが、当時の被審人の役員Cの承諾した範囲を超えて証拠を収集したことなどから、本件立入検査は、憲法第 31 条に反し違法であり、本件立入検査によって収集した資料を違反事実を基礎付けるための証拠として用いることは許されない。

<決定概要>

1 争点①について

(1) 自社利用のソフトウェアに係る会計処理について

ア 企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとされ（令和6年内閣府令第 29 号による改正前の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 1 条第 2 項、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 1 条第 2 項）、研究開発費等会計基準は、これに該当する。

そうすると、研究開発費等会計基準に反する会計処理は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に反するものといえ、研究開発費等会計基準に反する会計処理に基づき連結財務諸表又は四半期連結財務諸表が作成された場合には、「虚偽の記載」があるといえる。

イ 研究開発費等会計基準四・3は、自社利用のソフトウェアに係る会計処理について、「その提供により将来の収益獲得が確実であると認められる場合には、適正な原価を集計した上、当該ソフトウェアの制作費を資産として計上しなければならない」と定めている。

また、研究開発費等会計基準四・3は、具体的に、「将来の収益獲得が確実であると認められる」場合に関して、「ソフトウェアを用いて外部へ業務処理等のサービスを提供する契約等が締結されている場合のように」、その提供により将来の収益獲得が確実であると認められる場合と定めていることに加え、企業会計審議会が研究開発費等会計基準と同時に公表した、平成 10 年 3 月 13 日付け「研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下「研究開発費等意見書」という。）三・3 (3)③において、「ソフトウェアを用いて外部に業務処理等のサービスを提供する契約が締結されている場合や完成品を購入した場合には、将来の収益獲得又は費用削減が確実と考えられる」と記載されていること、実務指針第 11 項においても、ソフトウェアが資産計上される場合の一般的な例として、「① 通信ソフトウェア又は第三者への業務処理サービスの提供に用いるソフトウェア等を利用することにより、会社（ソフトウェアを利用した情報処理サービスの提供者）が、契約に基づいて情報等の提供を行い、受益者からその対価を得ることとなる場合」と記載されていることからすると、自社利用のソフトウェアを第三者に提供する場合の会計処理において、将来の収益獲得が確実であると認められるためには、自社利用のソフトウェアを提供する顧客である第三者との間で、収益獲得の基礎となる対価の支払について契約が締結されているか、同契約の締結に至らないまでも、同契約を締結することについて制約がない状況に達しているなど、同契約の締結と同視できる程度に実質的な合意が成立していることが必要であると解するのが相当である。

ウ そして、実務指針において、自社利用のソフトウェアに係る資産計上の開始時

点は、「将来の収益獲得…が確実であると認められる状況になった時点であり、そのことを立証できる証憑に基づいて決定する」とされ、そのような証拠として、「例えば、ソフトウェアの制作予算が承認された社内稟議書、ソフトウェアの制作原価を集計するための制作番号を記入した管理台帳等が考えられる」とされ（第12項）、自社利用のソフトウェアに係る資産計上の終了時点は、「実質的にソフトウェアの制作作業が完了したと認められる状況になった時点であり、そのことを立証できる証憑に基づいて決定する」とされ、そのような証拠として、「例えば、ソフトウェア作業完了報告書、最終テスト報告書等が考えられる。」とされている（第13項）。

エ 以上によれば、自社利用のソフトウェアに係る会計処理において、当該ソフトウェアの開発費を資産として計上するに当たっては、資産計上の開始時点において、自社利用のソフトウェアを提供する顧客である第三者との間で、収益獲得の基礎となる対価の支払について契約が締結されているか、同契約の締結に至らないまでも、これと同視できる程度に実質的な合意が成立しており、客観的な証拠に基づいて、将来の収益獲得が確実であると認められることが必要であるといえる。

(2) 本件ソフトウェアの提供に係る将来の収益獲得の確実性の有無について

被審人は、平成30年11月30日から令和2年8月期にわたって、本件ソフトウェアの開発費を資産として計上していた。そして、本件においては、平成30年9月1日から令和元年8月31日までの連結会計期間に係る有価証券報告書等の虚偽記載が問題になっているところ、被審人は、平成30年11月30日から令和元年8月31日までの期間を通じて、本件ソフトウェアを提供する顧客であるH社（G国で事業活動を行っていた被審人の元従業員Fが、G国において設立した会社である。）との間で、収益獲得の基礎となる、本件ソフトウェアの提供に係る対価の支払について、何ら契約を締結していなかった。

また、被審人は、同月7日、Fから、予備的合意書、了解覚書及び最終合意書の各草稿をメールで受信しているものの、各書類には、被審人側の署名はなく、当該予備的合意書及び了解覚書には、開発の対象となるH社のプラットフォームの定義を定めた条項も、被審人がパートナーとして参加するプラットフォームの運営・運用に関する条項もなく、報酬を定めた条項もなかった。当該最終合意書には、プラットフォームの定義として、顧客に対する口座の管理・制御のためのブロックチェーン・ネットワークへの接続を担う中核的なプラットフォームと定められていたものの、具体的に示されておらず、プラットフォームの詳細も明らかにされていないばかりか、ソフトウェアに係るライセンス契約において、基本的な要素であるプラットフォームの運営・運用に関する条項はなく、ライセンス料を定めた条項はあったものの、具体的な金額又は収益に係る割合等は記載されておらず、空欄になっていた。

加えて、プロジェクトマネージャーであるMさえも、その頃、本件ソフトウェアをH社に提供する際のライセンス料について具体的にどのように定めるか認識しておらず、被審人の役員であったJも、Fから受信した上記草稿の内容について、被審人とH社との間の契約の締結には程遠い状態であると認識していたのであるから、被審人とH社との間で、本件ソフトウェアの提供の対価の支払に係る実質的な合意

が成立していたとは認められない。その後の事情をみても、同年 12 月頃、Mが、被審人の当時の監査人に対し、本件ソフトウェアの開発状況について、ライセンス料の具体的な内容は、H社と協議中であるなどと回答しているほか、令和2年6月に、被審人の社内において、被審人とH社との間で、本件ソフトウェアの提供の対価の支払に係る契約は締結されていないとの認識が共有されており、これらも、契約及び実質的な合意が成立していなかったことを裏付ける事情といえる。

また、一件記録を通覧しても、平成30年11月30日から令和元年8月31日までの期間において、被審人とH社との間で、同契約の締結に至らないまでも、これと同視できる程度に実質的な合意が成立していたことを認めるに足りる客観的な証拠はない。

以上のことから、本件ソフトウェアの提供により将来の収益獲得が確実であったとは認められない。

2 争点②について

たとい金融商品取引法第26条に基づく立入検査の手續に違法があり、それによって収集された資料が違反事実を基礎付けるための証拠として用いられた場合であっても、当然には課徴金納付命令に係る違法事由とはならず、その手續が刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当な範囲を超えて濫用にわたるなど、手續に重大な違法がある場合に限り、これによって収集された資料が、違反事実を基礎付けるための証拠から排除されることがあるにとどまるものと解される。

本件立入検査は、無予告で実施されているものの、法令上、立入検査につき事前予告が要件とされているわけではないし、たとい本件立入検査によって収集した資料が、被審人の役員Cが承諾したとされる資料の提出範囲を超えるものであったとしても、いまだその手續が刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当な範囲を超えて濫用にわたるなど、手續に重大な違法があると認めるに足りる的確な証拠は見当たらない。

なお、本件立入検査の際、被審人の役員J及び従業員Kは、証券調査官と被審人の役員Cとの会話を聞いていたにもかかわらず、証券調査官が資料を収集することを承諾している。また、証券監視委による立入検査は、二日間にわたって実施されているところ、二日目の立入検査は、被審人側から何ら抗議を受けることなく実施されており、被審人も、二日目の立入検査の適法性については何ら主張していない。一日目の立入検査において、被審人の役員Cが立入検査を承諾しなかったのであれば、何ら抗議をすることなく二日目の立入検査に応じるとは考え難いことからすると、二日間にわたる立入検査の事実経過に鑑み、被審人の役員Cは、一日目の立入検査についてもおおむね承諾していたことが推認される。

以上によれば、証券監視委による本件立入検査の手續は適法である。

3 結論

被審人が提出した有価証券報告書等には、重要な事項につき「虚偽の記載」があると認められる。

以上は、令和7年10月1日付で決定された、令和6年度(判)第11号金融商品取引法違反審判事件の決定の概要をまとめたものである。

決定要旨全体版は、金融庁ウェブサイトを参照されたい。

<https://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/05/2025/7.pdf>

<決定後の経緯>

令和7年10月27日、被審人は、取消訴訟を提起した。

しかし、当該訴訟は、令和8年1月30日付けで原告（被審人）が訴えを取り下げ、当該訴えの取下げにつき、被告（国）が同意したことにより終了した。

【審判事例 2】

【売上の過大計上及び事業損失引当金の不計上等の不適正な会計処理】

(令和5年度(判)第10号金融商品取引法違反審判事件・決定日：令和7年4月24日)

<審判事件概要>

本件は、被審人又は被審人の連結子会社（以下「J I E M」という。）が、以下の点につき、売上の過大計上及び事業損失引当金の不計上等の不適正な会計処理を行い、被審人が、関東財務局長に対して、重要な事項に虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出したことから、課徴金納付命令の勧告を行った事案である。なお、以下の2に関して、類似案件が6件存在するが省略する。

- 1 J I E Mは、法人Aと共同で実施運営したI事業に係る取引に関する会計処理において、事業損失引当金を計上しなかった。
- 2 被審人は、L社との間のコンテンツ提供等に関する業務提携に係る取引に関する会計処理において、売上を期間按分することなく一括して計上した。

<争点>

被審人又はその連結子会社が、前記<審判事件概要>の各取引に係る会計処理において、売上を期間又は提供された役務の数量で按分することなく一括して計上し（上記2）、又は事業損失引当金を計上しなかった（上記1）ことが、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に反する不適正な会計処理として、「虚偽の記載」に当たるか否か、具体的には、

- ① 売上の一括計上については、収益認識要件を満たすか否か（争点①）
- ② 事業損失引当金の不計上については、損失の発生の可能性が高く、その金額を合理的に見積もることができたといえるか否か（争点②）

<争点に対する被審人の主張>

1 争点①について

<審判事件概要>1の取引における各役務は、顧客にとってそれ自体に価値があり、当該各役務が提供された時点で、収益認識要件である「役務の提供の完了」の要件を満たす。

2 争点②について

J I E Mは、<審判事件概要>1の取引であるI事業に係る取引の会計処理において、事業損失引当金を計上しなかったところ、被審人は、損失の発生の可能性が高く、その金額を合理的に見積もることができたとはいえない。

<決定概要>

1 争点①について

- (1) 収益認識要件について

ア 企業会計原則に反する会計処理は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に反するものといえ、企業会計原則に反する会計処理に基づき連結財務諸表等作成された場合には、当該連結財務諸表等に「虚偽の記載」があるといえる。

イ 企業会計原則は、収益の認識時期について、「売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限る。」と規定しており（企業会計原則第二損益計算書原則三・B）、一般に、収益の認識には、「財貨の移転又は役務の提供の完了」とそれに対する「対価の成立」が必要であると解され、「役務の提供の完了」とは、役務ないし一定の機能を有する成果物（以下「役務等」という。）の提供が完了していること、すなわち、提供された役務等が顧客にとってそれ自体で利用する価値を有するものであり、かつ、当該役務等の提供が完了していることをいう。そして、提供された役務等が価値を有するかどうかは、実現主義の趣旨に照らし、当該役務等の内容、当該役務等の提供に係る契約の目的や当該役務等の提供を受ける顧客が想定する事業内容ないし便益等を総合的に考慮し、契約内容に即した実質的な役務等の提供があったか否かという観点から検討するのが相当である。

さらに、「継続して役務の提供を行う」契約については、その契約に基づく履行が継続的に行われ、その時間の経過とともに「役務の提供の完了」の要件が満たされることになるから、継続して役務の提供を行う場合の収益は、時間の経過を基礎として認識すべきである。

(2) コンテンツ提供等に関する業務提携に係る取引について

ア コンテンツ提供等に関する業務提携の内容及び当該業務に係る売上計上

(ア) 被審人とL社は、平成29年6月15日付けで、スマートフォン等を通じたサービス（以下「L社サービス」という。）を普及させることを目的として、コンテンツ提供等に関する業務提携契約（以下「L社コンテンツ提供等業務提携契約」という。）を締結した。L社サービスとは、L社が、上記契約に基づいて被審人から提供されるコンテンツを利用して、自己の名において、提供するサービスであって、利用者のトレーニングを目的とするものであり、契約期間、被審人の役割、上記契約に基づく対価の支払について、以下のとおり、規定されている。

契約期間は、契約締結日である平成29年6月15日から令和3年3月31日までとし、上記期間のうち、平成29年6月15日から平成30年3月31日までをL社サービス準備期間とし、平成30年4月1日以降をL社サービス提供期間とされている。

被審人の役割として、L社サービス準備期間における、①コンテンツの作成（調達）・納入、利用許諾、②更新コンテンツの作成（調達）・納入、利用許諾、③実力テストの作成（調達）・納入、利用許諾、④L社サービスの詳細設計に関する助言業務、⑤試験対策コンテンツの調達支援、⑥E社及びG社が共同で管理運営するコンテンツの利用許諾の取得等が規定され、L社サービス提供期間における役割として、上記①から③まで、⑤及び⑥の各コンテンツの保守及び管理業務が規定されている。

L社は、被審人に対し、上記①から⑥の準備費用を支払う旨、準備費用にコンテンツの利用料の前払分が含まれる旨、規定されているほか、L社サー

ビス提供期間において、L社サービスの売上金額（L社が利用者から実際に回収した同サービスの利用料から当該利用料に含まれる消費税相当額を控除した金額の総額をいう。）の一定割合を支払うこととし、これには、L社サービス提供期間中の被審人の一切の役割の遂行の対価を含む旨、規定されている。

- (イ) 被審人は、L社に対し、L社サービス準備期間において、上記①から⑥までの役務をそれぞれ提供し、これらの対価として準備費用を受領した時点において、それぞれ一括して売上計上するとともに、L社コンテンツ提供等業務提携契約に基づく役務の作業において生じた開発コストをソフトウェアとして資産計上し、サービス提供開始以降、減価償却費として原価計上した。

イ 会計処理の検討

- (ア) L社コンテンツ提供等業務提携契約は、L社が、被審人から提供されるコンテンツ等を利用して、利用者に対してL社サービスを提供することを目的であることからすると、L社が想定する事業内容ないし便益は、L社サービスを利用者に提供し、それによる収益を得ることであったといえる。他方、上記①から⑥までの役務の内容は、L社サービスを利用者に提供する準備として行われる役務であるから、L社は、上記各役務の提供を受けたのみでは、L社サービスを利用者に提供することはできず、その後、被審人から、利用許諾、各コンテンツの管理・保守・運用等の役務の提供を受けて初めて、想定する事業内容ないし便益を得ることができるといえる。これらに加えて、L社コンテンツ提供等業務提携契約においては、上記①から⑥までの役務の対価である準備費用には、コンテンツの利用料の前払分が含まれる旨規定されていたことからすると、上記契約上においてもコンテンツの利用料は、未だその対価に見合った役務の提供がされていないことが前提されていたといえる。

上記各事情を総合的に考慮すると、上記各役務の提供をもって、契約内容に即した実質的な役務等の提供があったとみることはできず、被審人が上記各役務を提供し、L社が上記各役務に係る対価として準備費用を支払った時点で、「役務の提供の完了」の要件を満たすとはいえない。

- (イ) 収益の計上方法についてみると、上記各役務は、L社サービス提供期間にわたって、L社によって、利用者に対し、L社サービスが継続的に提供されることによって初めて価値があるといえるから、上記各役務の提供は、継続的な役務の提供に当たるとみるべきであり、その対価として受領した収益については、L社サービスの提供開始日からサービス提供期間5年間にわたって按分して計上すべきである。
- (ウ) 被審人が、上記①から⑥までの役務の提供をし、その対価を受領した時点で、上記各役務に係る売上を一括して計上した会計処理に関して、収益認識要件を満たすとはいえず、L社サービスの提供開始時点から収益認識し、その収益は5年間で期間按分して計上すべきであったといえる。

(3) 小括

以上によれば、被審人が、収益認識要件を満たしていないにもかかわらず、上記①から⑥までの役務に係る対価を受領した時点で、上記各役務に係る売上を一括し

て計上した会計処理は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に反する不適正なものとして、「虚偽の記載」に当たる。

2 争点②について

(1) 事業損失引当金の要件

企業会計原則は、一会計期間に属する全ての収益とこれに対応する費用とを記載して経常利益を表示し、これに特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示しなければならない旨、規定している（企業会計原則 第二・一）。そして、会計処理に当たっては、一会計期間に実現又は発生した全ての収益と費用を損益として計上しなければならない。ここで、「全ての収益と費用」とは、会計の対象となる特定の会社（連結会計の場合、連結対象となる子会社等を含む。）に関する全ての収益と費用をいい、上記原則は、他の会社と共同して事業を営む場合にも、同様に適用されるものと解される。

また、個別の費用のうち、見積りの要素を含む費用が、①将来の特定の費用又は損失であって、②その発生が当期以前の事象に起因し、③発生の可能性が高く、かつ、④その金額を合理的に見積もることができる場合には、会計処理において、それを費用として計上するとともに、貸借対照表に相手科目として引当金を計上しなければならない（企業会計原則注解【注18】）。そうすると、会計処理において、上記①から④までの要件を満たすにもかかわらず、事業損失引当金を計上しなかった場合には、当該会計処理は、企業会原則に反し、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に反する不適正な会計処理として、「虚偽の記載」に当たるといえる。

(2) I事業に係る取引について

ア I事業の内容及びI事業に係る売上計上

(7) J I E Mと法人A（以下、J I E M及び法人Aを併せて「両社」という。）

は、令和2年4月以降に、原則として、毎週土曜日及び日曜日に反復して実施予定であった法人Aが主催する2種類の試験について、両社が、その実施運営に係る業務と経費を分担し、共同して継続的に実施・運営することとした（以下「I事業」という。）。

(イ) 両社は、試験共同実施運営基本契約書（以下「当初基本契約」という。）を締結し、同契約では、同契約は両社の間で締結される試験共同実施運営個別契約に適用されること、費用分担・利益分配の方法について、具体的に定められた。もっとも、利益分配額及び精算金の計算を行う時期、対象となる期間、決済時期等については、別途契約又は両社の協議により定める旨規定されていた。

(ウ) J I E Mは、J I E Mが法人AからI事業に関する業務委託を受ける旨の個別契約に基づいて委託業務を実施し、その実施に要する費用にJ I E Mの粗利相当額を上乗せした金額を法人Aに請求し、売上を計上した。

(エ) J I E Mの役員Dは、令和2年2月、同年4月の試験の開始予定を前に、令和元年10月から令和3年3月までの期間について、I事業全体で想定される利益等をシミュレーションしたところ、予算の達成が困難な状況であったことから、Dは、被審人の役員Bと相談の上、予算を達成するための事業計画を策定した。当該事業計画では、概要、①粗利の予算を達成するため、

業務実施に要する費用に粗利相当額を上乗せした金額を、業務委託の対価として法人Aに請求して売上計上をすること、②J I E Mの粗利相当額の合計金額から、J I E Mの利益分配額を控除した残額を、精算金として法人Aに支払うこととし、その支払方法として、J I E Mは、法人Aが保有するI事業に関する資産を購入し、購入の対価としてJ I E Mが法人Aに支払う金額を、I事業の精算金として充当すること（以下「資産取引」という。）、③J I E Mは、令和2年度上期において、資産取引によって購入した資産等を貸借対照表の資産として計上することにより、J I E Mが法人Aに支払う金額が損益に影響しないようにすることが計画された。

そして、Dは、令和2年7月から同年8月にかけて、法人Aに対し、①精算金として支払う必要がある金額に相当する金額の資産取引を行い、その資産取引の金額を、精算金の計算対象に加えること、②精算金の計算対象とする期間を、令和2年4月から令和3年3月までとすることを提案し、両社間の協議を経て、同年10月13日頃、同内容について実質的な合意に至った。その後、両社は、令和2年12月、精算に向けた協議を実施し、資産取引の金額を調整することにより令和2年4月から令和3年3月までの期間において精算金が発生しないようにすることを確認した上で、同年3月31日付けで、精算を不要とする旨の合意をした。

イ 会計処理の検討

- (7) 上記(1)のとおり、特定の取引に関する収益は役務の提供が完了した時点で実現し、これに対応して費用が発生するから、会計処理に当たっては、一会計期間に実現又は発生した全ての収益と費用を損益として計上しなければならない。

これをI事業に係る取引についてみると、I事業の内容に鑑みれば、毎週試験を実施・運営する都度、両社の役務の提供は完了していたといえ、各回の試験が実施された時点で、その都度、各回の試験の実施に係る収益（受験料等）と、費用（試験当日資材費、採点料等）は、実現又は発生していたといえる。

- (4) I事業に関する収益と損失は、両社で分配することとされていたのであるから、J I E Mにおいて、一会計期間に実現又は発生した収益と損失を計上するに当たっては、当初基本契約所定の計算式に基づいて、J I E Mに分配される収益又は費用を算出した上で、両社への収益又は費用を分配するためにJ I E Mが法人Aに対して支払うべき精算金を算出し、これを費用として計上する必要があったといえる。

他方、当初基本契約が想定する精算手続によれば、両社は、上記精算金の算出に当たっては、両社が、I事業に係る収益と費用を持ち寄って精算金を計算し、その精算金額を債権債務として承諾し、計上すべき収益又は費用を確定させることが予定されていたものの、実際には、各四半期末において、精算手続はとられなかった。そのため、J I E Mにおいて費用として計上する必要がある上記精算金額は、法人Aの承諾が得られるまでの間は、J I E M側で認識したものにすぎず、見積もりの要素を含んでおり、確定した金額ではないから、その費用の相手科目は、引当金とするのが相当である。

- (ウ) 事業損失引当金の要件を検討すると、支払うべき精算金は、令和2年6月第3四半期及び同年9月期の各期末時点では、将来の支出が見込まれ、かつ、I事業の実施に関して生じた費用であるから、①将来の特定の費用である。

上記精算金は、令和2年6月第3四半期及び同年9月期の各期間に実施運営された試験に係る費用であるから、②その発生が当期以前の事象に起因していた。

I事業に係る収益と費用は、試験の実施によって、現に収益又は費用として、実現又は発生しており、精算金は、いずれ支出する必要があったのであるから、③費用の発生の可能性が高い。

当初基本契約においては、「収益」及び「費用」の内訳が具体的に規定され、その利益分配の計算式や利益分配率も具体的に規定されていたため、上記精算金の額を算出することができたといえ、④費用である上記精算金の額は、合理的に見積もることができた。

- ウ 以上によれば、I事業に係る取引に係る会計処理について、事業損失引当金の要件を満たすといえる。

(3) 小括

以上によれば、被審人は、事業損失引当金の要件を満たすにもかかわらず、令和2年第3四半期及び同年9月期の会計処理において事業損失引当金を計上していないから、上記会計処理は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に反する不適正なものとして、「虚偽の記載」に当たる。

3 結論

以上は、令和7年4月24日付で決定された、令和5年度（判）第10号金融商品取引法違反審判事件の決定の概要をまとめたものである。

決定要旨全体版は、金融庁ウェブサイトを参照されたい。

<https://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/05/2024/22.pdf>

【審判事例3】

【新株予約権証券の募集を行った相手方の使用人該当性の可否】

(平成28年度(判)第47号金融商品取引法違反審判事件・決定日：平成30年4月23日)

<審判事件概要>

本件は、以下の2点につき法違反が認められたことから、課徴金納付命令の勧告を行った事案である。

被審人は、法定の除外事由がないのに、内閣総理大臣への届出を行わずに、以下のとおり新株予約権証券の募集を行い、新株予約権証券を取得させた。

- 1 被審人役職員(企業開示府令第2第2項各号に掲げる会社の役職員を含む。以下「被審人使用人等」という。)ではないAを含む4名に対して新株予約権証券の募集を行い、平成25年12月19日、これらの者に1万個の新株予約権証券を3億3200万円(新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。)で取得させた。
- 2 被審人使用人等ではないAを含む9名に対して新株予約権証券の募集を行い、平成27年9月28日、これらの者に4,975個の新株予約権証券を1億6616万5000円(新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。)で取得させた。

これらの行為について、被審人は、内閣総理大臣への届出を要しない使用人を相手方とする新株予約権証券の募集としていたものの、それぞれの新株予約権証券の募集について、少なくともAについて被審人の使用人としての実態が認められず、当該行為は、被審人使用人等以外の者に対して新株予約権証券の募集を行ったものと認められ、被審人は、届出が必要であったにもかかわらず、届出を行っていなかった。

<争点>

新株予約権証券の募集を行った相手であるAについて、施行令第2条の12にいう「使用人」にあたるか否か。

<争点に対する被審人の主張>

被審人は、前記<審判事件概要>の違反事実について、募集の相手方であるAは、平成25年12月19日に割り当てられた新株予約権(以下「第6回ストックオプション」という。)及び平成27年9月28日に割り当てられた新株予約権(以下6回及び第10回の新株予約権を「本件各ストックオプション」ともいう。)について、いずれの割当ての時点においても被審人に雇用されていた実態があり、被審人との間で雇用契約も締結していたから、募集の際に届出が不要である被審人の「使用人」(施行令第2条の12)に該当し、Aを含む新株予約権を取得した全ての者が被審人使用人等であるから内閣総理大臣への届出は必要でなかった。

<決定概要>

- 1 Aの客観的な活動状況について

(1) AがC社の代表者として契約締結等重要な行為を行っていること

ア 業務提携契約の締結

被審人の役員であるB及びAは、被審人、C社及びD社における、再生医療に関する商品の製造及び販売についての業務提携契約において、C社が独自に行う業務が存在することを前提とした上で、その業務内容として、再生因子を使った再生医療に関する商品を販売するのに必要な情報を被審人に提供することを想定していたと認められる。

そして、Aは、本件業務提携においてD社と被審人との間を取り持ち、商品を卸すことにより利益を得ようと考えていた旨述べているところ、以下のとおり、再生医療に関する複数の商品の取引にC社が関与していたことが認められ、かかる取引については、C社を介在させてC社が利益を得る目的で、AがC社の代表者として、C社の業務として行ったものと認められる。

イ 被審人も当事者となっている複数の取引への関与

R社との間の再生因子を使った再生医療に関する商品に係る取引は、Aが、C社の業務として行ったものと認められること、また、T社との間の再生因子を用いた化粧品に係る取引は、Aが、C社の業務として行ったものと認められることから、Aは、本件業務提携契約締結後、C社の利益のために、C社の代表者として、被審人も当事者となる複数の取引に関与していたと認められる。

ウ 本件業務提携解消後におけるAの活動状況

本件業務提携は平成26年12月頃解消されたと認められるが、解消後も、U社とのコンサルティング契約等、AがC社の代表者として、被審人も当事者に含む契約を締結する等、C社の業務として行っていたと認められる。

(2) 本件期間に被審人の使用人としてのAの成果物がほとんど見当たらないこと

本件期間において、Aは、C社の代表者として、C社の利益のために契約締結等重要な行為を行っているが、他方で、本件期間において、被審人の使用人としてのAの成果物は、ほとんど見当たらない。

(3) 被審人とAの間で時給の合意が認められないこと及びストックオプションが労務提供の対価として付与されたとは評価できないこと

雇用契約では、一般的に、当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることが要件と解される場所、Aに対しては、報酬としてストックオプションが付与されているものの、BがAと合意したなどと述べている時給については、Aに対し全く支払われていない。また、雇用を開始したと主張する平成25年12月の時点において、Aとの間で時給を2,000円とする合意があった旨のBの供述は、直ちには信用できず、被審人とAとの間で時給の合意があったとは認められない。さらに、第6回ストックオプションは、Aの雇用契約期間開始日とされる平成25年12月14日からわずか6日後に割り当てられたものであることからしても、真実、労務提供の対価として付与されたとは直ちに認め難く、むしろ、被審人は、Aに対し、行使可能期間が事実上極めて短期間に限定されたストックオプションを、本件業務提携に関する事業資金を調達することを主たる目的で付与したものと認められ、第6回ストックオ

プションを、Aらの労務提供の対価として付与したものと評価することはできない。

2 小括

以上の事実は、雇用の合意の不存在を推認させ、Aが被審人から指揮命令を受け被審人のために活動する立場になかったこと、ひいてはAが被審人の使用人でなかったことを推認させるものである。

かかる事実に加え、本件期間において、Aの行為が、被審人の会社内における指揮命令系統に沿って行われたことを裏付ける客観的、具体的な証拠はなく、Bが行った業務上の指示等に対してAに拒否の自由がなかったなどの事情を裏付ける証拠もない。

さらに、Aが被審人に雇用されているとの認識がなかったことを一貫して述べていることからすれば、雇用契約書の存在にかかわらず、被審人とAとの間に雇用等の労働契約に係る意思の合致があったとは認められないから、Aは被審人の使用人であったとは認められない。

3 結論

本件各ストックオプションをAが取得するまでのいずれの時点においても、Aが被審人使用人等であるとは認められず、本件各ストックオプションは、被審人使用人等以外の第三者に対して募集を行ったものと認められる。

被審人使用人等以外の第三者に対して募集を行う場合には、内閣総理大臣への届出が必要であるところ、被審人は届出をしていない。

よって、被審人には違反事実記載のとおり違反行為が認められる。

以上は、平成30年4月23日付で決定された、平成28年度（判）第47号金融商品取引法違反審判事件の決定の概要をまとめたものである。

決定要旨全体版は、金融庁ウェブサイトを参照されたい。

<https://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/05/2018/01.pdf>

<決定後の経緯>

平成30年5月23日、被審人は、取消訴訟を提起した。

令和2年1月14日、東京地方裁判所は、被審人において、Aが「使用人」に該当することにつき主張立証責任を負うものと解すべきである。そして、被審人とAとの間で雇用契約又は委任契約が成立していたとは認められず、他にAが被審人の使用人に該当することにつき主張立証はないから、被審人が本件各ストックオプションを募集した際、Aが被審人の使用人であったとは認められないとして、被審人の請求を全部棄却する旨の判決を言い渡した。

被審人は控訴を提起したが控訴棄却の判決。これを不服として、上告及び上告受理申立てをしたが、令和3年7月8日、最高裁判所において上告棄却決定及び上告不受理決定がなされ、判決が確定した。

【審判事例 4】

【関連当事者との取引における「重要な事項」の不記載への該当性】

(令和元年度(判)第15号金融商品取引法違反審判事件・決定日：令和2年6月11日)

<審判事件概要>

被審人は、当時、被審人の代表取締役であったAが、医療法人社団B会（以下「B会」という。）の財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響力を有していたことから、B会との重要な取引について、「関連当事者との取引」に関する注記事項として連結財務諸表に記載しなければならなかったにもかかわらず、当該注記事項を記載せず、記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書等を提出したため、課徴金納付命令を勧告した事案である。

<争点>

被審人とB会との間の取引を「関連当事者との取引」として記載しなかったことが「重要な事項」の不記載（記載すべき重要な事項の記載が欠けていること）に当たるか否か。

<争点に対する被審人の主張>

被審人とB会との間の取引が「関連当事者との取引」に当たることは争わないが、「重要な事項」（法第172条の2第1項、第172条の4第1項）に当たることは争う。

<決定要旨>

1 「重要な事項」の意義

法の趣旨に鑑みれば、法第172条の2第1項及び第172条の4第1項の「重要な事項」とは、一般的には、投資者の投資判断に影響を与えるような基本的事項、すなわち、その事項について真実の記載がなされれば投資者の投資判断が変わるような事項をいうと解される。

2 「関連当事者との取引」の注記が「重要な事項」に該当し得ること

(1) 開示対象となる「関連当事者との取引」は会計基準において「重要な取引」に限られていること

会社と関連当事者との取引は、その全てが開示対象とはされておらず、「重要な取引」（関連当事者の開示に関する会計基準（企業会計基準第11号）（以下「会計基準」という。）第6項）のみが開示の対象とされている。

そうすると、開示対象となる関連当事者との取引は、そもそも重要な取引なのであるから、多くの場合、当該取引は投資者の投資判断の際に重視され得るものと考えられ、当該取引の記載の有無及び記載の真実性は投資者の投資判断に影響を及ぼすこととなる。

(2) 「関連当事者との取引」の注記が要求された経緯・趣旨からも関連当事者との取引が投資者の投資判断の際に重視され得るものと考えられること

- ① 関連当事者との取引を開示する趣旨は、会社と関連当事者との取引や関連当事者の存在が、会社の財政状態や経営成績等に影響を及ぼす可能性があることから、これらを開示することにより、財務諸表利用者が、会社の財政状態や経営成績に及ぼす影響について適切に把握できるようにすることにある。そして、投資者は投資判断をするに当たり、一般的に、会社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす事項を重視すると考えられる。したがって、会社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性のある関連当事者との取引は、投資者の投資判断に影響がある事項と評価し得る。
- ② なお、第三者との取引と同等な条件（一般的な取引条件）であっても、一般的な取引条件に該当するかどうかの判断が難しい場合もあり、恣意的な判断が介入する余地があると考えられるため、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引を除き、一般的な取引条件であっても開示は省略できないとされており、開示対象であるかに当たっては、恣意的な判断を入れる余地がほとんどない。また、開示対象であるか否かについては、基準となる金額等も明示されている。

そうすると、関連当事者との取引の注記の要否についての判断基準は、客観性、明確性が確保されているため信頼性が高いといえるから、投資者も関連当事者との取引の注記には高い信頼を置いているものと考えられる。加えて、関連当事者との取引が監査対象とされ、国際基準との比較検討等を経て会計基準として整備されたという経緯も認められる。これらの事情を併せ考えると、関連当事者との取引は、適切に記載されるべき要請が高く、投資者の投資判断に影響を与えるものであると認められる。

- (3) 以上のとおり、開示対象となる「関連当事者との取引」の範囲、「関連当事者との取引」の開示が要求された経緯・趣旨からすれば、「関連当事者との取引」は、多くの場合、会社の財政状態や経営成績に影響を及ぼし、投資者の投資判断の際に重視され得る事項であるから、その記載の有無及び記載の真実性は投資者の投資判断に影響を及ぼすものであると考えられる。

3 本件における被審人とB会との取引についての検討

上記2のとおり、一般的に、関連当事者との取引は、当該取引が開示対象となる場合には、投資者の投資判断に影響があり、投資者の投資判断が変わり得る事項と言い得るものである。

そして、以下に述べるとおり、本件における被審人とB会との取引の規模等を具体的に検討しても、被審人とB会との取引は、投資者の投資判断が変わり得る事項であると認められる。

- (1) 被審人とB会との取引が会計基準上の開示対象となる「重要な取引」に該当すること
 - ① B会は、役員及び個人主要株主等のグループ（財務諸表作成会社の役員・個人主要株主等のグループ）（関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第13号）（以下「適用指針」という。））

第13項(4)に当たり、「重要な取引」であるか否かは、関連当事者が個人の場合の基準（適用指針第16項）によって判断されることとなる。

- ② 関連当事者が個人の場合の基準（適用指針第16項）によれば、関連当事者との取引が連結損益計算書項目及び連結貸借対照表項目等のいずれに係る取引についても、1000万円を超える取引については、全て開示対象になるとされている。

本件についてみると、被審人とB会との取引は、売掛金として仕訳されている科目のみでも3億円以上（第12期～第14期）であって、基準の30倍を超えている。

したがって、被審人とB会との取引は、開示対象となる「重要な取引」に該当する。

- (2) 被審人とB会との取引の売上高に占める割合が大きく、同取引が投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項であること

- ① 被審人の第13期の売上高に占める被審人とB会との取引による売上高は25パーセント以上であり、第12期及び第14期でも、約27.5パーセント及び約33.2パーセントである。

このように、被審人とB会との取引は、売上高に占める割合が高く、会社の財政状態や経営成績に影響を及ぼすことは明らかである。

したがって、被審人とB会との具体的な取引状況からも、被審人とB会との取引は、投資者の投資判断に影響を及ぼす事項であると認められる。

- ② 加えて、被審人自身が、第12期の有価証券報告書の第一部第2の「4事業等のリスク」欄に、被審人とB会との取引が売上高に占める割合が大きいことについて記載したということは、被審人自身、B会との取引が、「投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項」であり、「投資への判断上、重要と考えられるもの」と認識していたことを端的に示している。（第13期及び第14期にも同様の記載がある。）

- (3) 貸倒引当金が計上されその金額も大きいこと

被審人は、第13期において売掛金に対する貸倒引当金繰入額及び貸倒引当金として1億1172万5000円を、第14期において売掛金に対する貸倒引当金として3970万6000円を、それぞれ計上している。

貸倒引当金の対象となる金銭債権は、必ずしも全てが回収困難な債権ではなく、一般債権も含まれるものであることを考慮しても、第13期におけるB会との取引における売掛金に対する貸倒引当金は1億円を超えており、第13期及び第14期における連結貸借対照表上の貸倒引当金に占める割合も高いものと認められる。

被審人自身も「現状の依存度は高い」とするB会との取引において、多額の貸倒引当金を計上していたという事実は、被審人とB会との取引が、被審人の財政状態や経営成績に影響を及ぼすものであったことを裏付けている。

よって、被審人とB会との取引は、投資者の投資判断に影響を及ぼすものと認められる。

(4) 以上のとおり、被審人とB会との取引は会計基準上の開示対象となる「重要な取引」に当たる。そして、被審人とB会との取引の規模等の具体的内容を見ても、開示対象となる基準の30倍を超える取引を行っており、売上高でも4分の1以上を占め、貸倒引当金についても大きな割合を占めていたから、同取引が投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項であるといえる。

そうすると、被審人とB会との取引は、被審人の財政状態や経営成績に影響を及ぼすものであって、投資者の投資判断が変わり得る事項であると認められる。

4 まとめ

上記1から3までによれば、一般的に、会計基準上の開示対象となる関連当事者との取引は、投資者の投資判断が変わり得る事項といい得るものであるところ、被審人とB会との取引は、その規模等を具体的に検討しても、投資者の投資判断が変わり得る事項であると認められる。

よって、本件において被審人がB会との間の取引を「関連当事者との取引」として記載しなかったことは、「重要な事項」の不記載に当たる。

※第12～14期は次の通り。

- ・第12期（平成27年1月1日～同年12月31日）
- ・第13期（平成28年1月1日～同年12月31日）
- ・第14期（平成29年1月1日～同年12月31日）

以上は、令和2年6月11日付で決定された、令和元年度（判）第15号金融商品取引法違反審判事件の決定の概要をまとめたものである。

決定要旨全体版は、金融庁ウェブサイトを参照されたい。

<https://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/05/2020/3.pdf>

(参考条文)

第七十二条の二 重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている発行開示書類を提出した発行者が、当該発行開示書類に基づく募集又は売出し（当該発行者が所有する有価証券の売出しに限る。）により有価証券を取得させ、又は売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた場合 当該取得させた有価証券の発行価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。）の百分の二・二五（当該有価証券が株券等である場合にあっては、百分の四・五）

二 （略）

2～6 （略）

【審判事例 5】

【第三者割当予定先の状況等の虚偽記載】

(平成 27 年度(判)第 13 号金融商品取引法違反審判事件・決定日：平成 29 年 2 月 3 日)

<審判事件概要>

本件は、以下の 2 点につき金融商品取引法違反が認められたことから、課徴金納付命令の勧告を行った事案である。

1 被審人は、衛星放送送信事業の譲受のための預託金の支払を装うなどして、新株予約権の割当先（A 社）のグループ会社ないしその実質的経営者等に資金を流出させていた。このため、被審人は、A 社のグループ会社ないしその実質的経営者に対する仮払金を計上するとともに、同流出資金は既に費消され、A 社のグループ会社ないしその実質的経営者は返済資金に窮していたことなどから、貸倒引当金繰入額を計上すべきであったが、計上しなかった。

また、被審人は、インターネット広告事業にかかる提携先に対する長期貸付金等を計上していたが、貸付資金の多くは同提携先から流出していたほか、同提携先は脆弱な財務内容であり、当該長期貸付金等の返済には当該広告事業による収益を充当することとしていたものの、返済に見合う収益をあげる目途が立っていなかったこと等から、上記長期貸付金等の回収可能性は低いと判断され、貸倒引当金繰入額を計上すべきであったが、計上しなかった。

以上より、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書（以下、これらを併せて「本件各報告書」という。）を提出するとともに、本件各報告書を組込情報とする 2 通の有価証券届出書を提出し、これに基づく募集により株式及び新株予約権証券を取得させた。

2 被審人は、有価証券届出書の第一部【証券情報】第 3【第三者割当の場合の特記事項】1【割当予定先の状況】「（6）割当予定先の実態」の欄において、割当予定先である A 社について、信用調査会社から、A 社の親会社に反社会的勢力等や違法行為との関わりに懸念がある人物（X）との関係が指摘され、A 社が増資引受先として適格な相手方ということができないことを示す情報を得ていたにもかかわらず、その事実を記載することなく、当該欄に調査結果として「当該割当予定先の主要株主が反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はありませんでした。」と記載し、あたかも A 社の上記親会社が反社会的勢力等や違法行為と何らの関係も有していないことが確認されたかのように記載した。

また、被審人は、有価証券届出書の第一部【証券情報】第 1【募集要項】2【新規発行による手取金の使途】「（1）【新規発行による手取金の額】」の欄の「発行諸費用の概算額」に掲記された「（注）3.」において、割当予定先の新株予約権の行使に際して払い込まれた金額の 5.5%相当額（消費税別）のファイナンシャル・アドバイザー費用のうち、同払込金額の 5%相当額（消費税別）は、B 社を通じて、上記 X が預金口座や会社印を管理、利用することができる立場にあった C 社に支払うことを企図していたが、その事実を記載することなく、「本件新株予約

権の行使に比例し、割当予定先の当該行使額の 5.5%（消費税別）がB社に対するアドバイザー費用となっております。」と記載した。

以上より、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書を提出し、これに基づく募集により新株予約権証券を取得させた。

<争点>

各違反事実の対象とされた各四半期報告書（以下「本件各四半期報告書」という。）及び各有価証券届出書（以下審判事件概要（2）に係る有価証券届出書を「本件有価証券届出書」といい、審判事件概要（1）に係る有価証券届出書と併せて「本件各有価証券届出書」という。）について、いずれも「重要な事項につき虚偽の記載」があることを争っており、具体的には、以下の点を争っている。

- 1 本件各四半期報告書及び第3四半期報告書を組込情報とする有価証券届出書について
審判事件概要（1）記載の適切な貸倒引当金繰入額の計上等をしなかったこと（以下「争点①」という。）
- 2 本件有価証券届出書について
審判事件概要（2）において引用されている各記載に虚偽があったこと（以下「争点②」という。）

<争点に対する被審人の主張>

- 1 争点①について
第1四半期、第2四半期及び第3四半期のいずれにおいても貸倒引当金繰入額を計上しなかった会計処理は適正である。
- 2 争点②について
調査報告書によれば、A社及びA社の親会社自身は反社会的勢力との関係について「<該当なし>」とされていることから、新株予約権の割当予定先につき、「反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はありませんでした。」と記載することも、虚偽ではない。

<決定概要>

- 1 争点①について
 - ア 貸倒懸念債権に該当するか
被審人及び被審人の連結子会社（以下「被審人ら」という。）は、設立されたばかりで資本金 800 万円であるD社が携わる農業支援関連事業に関し、多額の金員を支出した。
それにもかかわらず、各支出において、支出の根拠となる個別の合意成立を示す契約書等は後に債務弁済契約（以下「本件債務弁済契約」という。）が締結されるまで作成されていなかったものであり、支出の性質を裏付けるやりとりや、多額に

わたる支出金の使途が具体的に確認された形跡も見当たらない。そうすると、本件債務弁済契約が締結されるまでの間、被審人らの各支出の性質はあいまいとされ、D社による弁済の要否すら明確にされていなかったばかりか、支出の合理性を裏付けるに足りる確認すらなされていなかったというほかない。かえって、後に本件債務弁済契約で弁済の対象とされた3000万円が当初は費用として計上され、また、支出の実態のないものまでソフトウェア仮勘定の名目で資産に計上されていたことからすれば、被審人において、一部の支出金が返還されないことを容認していたことすらうかがえる。

一方で、被審人らは、遅くとも同年7月中旬頃になって、D社に対し、それまで農業支援関連事業に支出した資金の使途の状況につき情報提供を求めたことから、D社が、第1四半期の時点から、支出を受けた資金を使途不明のまま費消していたことを推認できることからすれば、D社において、上記支出金の返済が困難であったことも指摘できる。

さらに、本件債務弁済契約により定められた弁済条件では、弁済の確定期限や最低額等は定められておらず、被審人らがD社に支払う業務報酬の一部を反対債権として相殺することで弁済することができる旨が定められるなど回収方法が不安定なものである上、F社との間の紹介店斡旋契約に基づいて被審人らが受け取る紹介手数料収入だけが弁済の原資とされており、第2四半期中には同契約による手数料収入の実績はなく、第3四半期に手数料収入の実績はあったものの、本件債務弁済契約で定めた利息分にも到底及ばない金額であったことも考慮すると、具体的な回収の見込みがあったとはいえず、将来その見込みがあったと認めるに足りる事情もうかがわれぬことにも照らすと、本件債務弁済契約の対象となった貸付金について、同契約により、具体的な回収の見込みがあったとは評価できない。

そうすると、各四半期における支出に係る債権は、貸付金として回収の見込みがある弁済条件が定められていたものとはいえず、さらには債務者において従前から支出金を使途不明のまま費消しており、支出金を返済することが困難な状態にあったものであって、客観的に見て、少なくとも、債務の弁済に重大な問題が生じる可能性が高いものと評価すべきであり、貸倒懸念債権に該当する。

イ 貸倒引当金繰入額について

D社において、第1四半期の時点から支出金の返済が困難な状態にあったことは上記アで認定したとおりである。なお、第1四半期から第3四半期を通じて、各支出について担保や保証が存在したことを認めるに足りる証拠はない。

上記アでも認定したように、被審人は、支出時点でなすべき確認等を怠っていたものであり、支出金の返還を根拠づけるに足りる合意等もなく不合理な支出をしていたというべきであって、これにより支出金の返還が見込まれない相手に資金を支出したものと評価せざるを得ない。

そうすると、上記のような支出金を債権として資産計上する判断をする場合には、被審人において、全額について貸倒のおそれがあったと見積もることができたというべきである。

したがって、貸倒見積高は債権全額とすべきである。

2 争点②について

ア 新株予約権の割当予定先に係る記載について

信用調査会社による調査報告書の記載中には、割当予定先であったA社の完全親会社であるI社の代表取締役であったYについて、逮捕歴があり反社会的懸念を要するXの影響下にあることなどが指摘され、「増資引受先として適格な相手方と言うことはできない」と明示されている。

それにもかかわらず、本件有価証券届出書には、割当予定先に係る調査結果として、「割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はありませんでした。」と記載されたものであるから、本件有価証券届出書には事実と異なる虚偽の記載があったものと認められる。

イ 新規発行による手取金の使途に係る記載について

形式的には、被審人とB社、B社とC社の間でそれぞれ契約が締結されているものの、両契約においては、新株予約権の行使額の5.5%とされたアドバイザー手数料のうち、その大半を占める5%をC社が最終的に受領することが合意されており、また、B社は、アドバイザー契約締結時点で被審人との取引関係はあったものの、C社ないしA社の親会社G社との取引はなく、被審人をG社に紹介した者やXとの関わりも無く、XがC社において同社の預金口座の一部や会社印を利用することができる立場にあったこと等を併せ考えると、G社ないしXとの交渉に係る実際のアドバイザー業務を担う立場もC社であることが合意されていたというべきであり、B社は、形式的に介在しているだけであったというほかない。

以上によれば、実質的には、アドバイザー契約締結時点で、被審人とB社及びC社との間で、被審人からC社に本件アドバイザー費用の大半を支払うことが合意されており、そのことが被審人において企図されていたとみるのが相当である。

一方で、本件有価証券届出書の記載では、手取金の使途に係るアドバイザー費用については、ファイナンシャル・アドバイザーの業務量に関連するものとして特定されており、その支払先として表示すべき相手は、まずはC社であったといわざるを得ない。

それにもかかわらず、本件有価証券届出書には、アドバイザー費用の支払先がB社のみであってC社ではないかのような記載がされており、アドバイザー費用とされた新株予約権の行使額の5.5%全てがB社に支払われるかのように記載された本件有価証券届出書には、事実と異なる虚偽の記載があったと認められる。

以上は、平成29年2月3日付で決定された、平成27年度(判)第13号金融商品取引法違反審判事件の決定の概要をまとめたものである。

決定要旨全体版は、金融庁ウェブサイトを参照されたい。

<https://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/05/2016/39.pdf>

【審判事例6】

【販売斡旋手数料の売上計上の可否（役務提供及び対価の実態の有無）が争われた事案】
（平成24年度（判）第41号金融商品取引法違反審判事件・決定日：平成26年8月28日）

<審判事件概要>

本件は、風力発電開発事業を営む被審人が、風力発電機メーカー2社との間で、被審人が手掛ける風力発電開発事業につき風力発電機販売斡旋契約（以下「各販売斡旋契約」という。）を締結し、建設会社への風力発電機の販売を斡旋するなどしたとして、販売斡旋手数料を売上計上したことについて、売上計上に必要な各販売斡旋契約に基づく役務提供及び対価の実態がなく、販売斡旋手数料を売上計上できないにもかかわらず、被審人がこれを売上計上することにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出したため、課徴金納付命令を勧告した事案である。

被審人は、下記「争点に対する被審人の主張」欄のとおり、売上計上に必要な役務提供及び対価の実態があると主張して、争った。

<争点>

被審人が販売斡旋手数料を売上計上した、風力発電開発事業5案件（以下「本件5案件」という。）に係る販売斡旋取引において役務提供及び対価の実態がなかったと認められるか。

<争点に対する被審人の主張>

被審人は、風況観測等の各種調査等の準備行為をした上、風力発電機メーカーに対して風力発電所建設工事を行う建設会社を紹介し、風力発電機の販売を斡旋するとともに、各案件の立地場所の風況データ等、風力発電機の製造等に参考となる情報を提供しており、各販売斡旋契約に基づく役務提供には実態があった。

各販売斡旋契約においては、被審人が販売斡旋を行う対価として手数料を受け取る旨合意されており、その販売斡旋に実態がある以上、対価に実態がないとはいえない。

<決定概要>

1 役務提供の実態がなかったと認められるか否かについて

ア 販売斡旋契約及びその後の売上計上に至った経緯

被審人は、自社開発案件（被審人の完全子会社（以下「発電所子会社」という。）が事業主体となる風力発電による売電事業のことをいう。以下同じ。）に関し、従来、直接販売方式（被審人が風力発電機メーカーから風力発電機を購入し、他社に販売する事業のことをいう。以下同じ。なお、自社開発案件においては、建設会社が被審人から風力発電機を購入し、発電所子会社の風力発電所に設置していた。）を採用し、風力発電機の売買代金を売上計上していたところ、監査法人から、その販売利益を連結会計上消去すべきであるとの指導を受け、当該利益に相当する利益を直接販売方式によらない方法により計上する必要があった。

また、被審人は、各販売斡旋契約上、販売斡旋手数料の発生条件を、風力発電機売買契約の締結前である、建設会社から風力発電機メーカーに対する内示書等の発

行時で足りるとしていた上、建設会社から風力発電機の発注を約束するものではない旨を明示されながら発行を受けた書面を根拠に販売斡旋手数料を売上計上するなどしていた。

以上、各販売斡旋契約が締結され、その後の売上計上に至る経緯に鑑みると、被審人は、各販売斡旋契約の契約内容自体を実現する必要性があったものではなく、専ら、被審人が直接販売方式により計上していた利益相当額を、連結会計上も消去されない方法により計上することを目的として同各契約を成立させたことが認められる。

イ 被審人の業務内容との関係

被審人は、自社開発案件においては、各案件の事業主体となる発電所子会社を設立し、同社に風力発電機を使用させ、売電事業を行わせることとしていたところ、その準備行為として、自ら集積した風況データ等に基づいて事業計画を具体化させており、その後も自らの事業の一環として、風力発電機メーカーや建設会社に働きかけ、風力発電機の選定や工事の請負候補等について検討を行う必要があった。

上記事情に照らせば、各販売斡旋契約に係る役務の内容として被審人が主張する各行為は、自社開発案件における売電事業を実現する上で、被審人にとって行うことが必要不可欠な、被審人の事業内容そのものであったというべきである。

また、自社開発案件の事業主体は各発電所子会社であったが、各種準備行為の段階においても、事業計画が具体化した後においても、各発電所子会社が設立されていない場合が多いことなどからすると、上記各行為は、各発電所子会社の設立前後を問わず、被審人自らの業務内容であったと認められる。

ウ 風力発電機メーカーにとっての必要性

a 風力発電機の決定権限について

自社開発案件における風力発電機の購入に係る実質的な決定権限は、被審人が有しており、風力発電機の直接の購入者である建設会社は、風力発電機を使用する発注元の意向と異なる風力発電機を購入することはできず、風力発電機の購入に係る決定権限を有していなかった。したがって、被審人が風力発電機メーカーに対し建設会社の紹介等を行うことは、風力発電機メーカーが販売という目的を達成する上では、必要性の認められない行為であったといわざるを得ず、それを販売斡旋と評価することはできない。

b 風力発電機メーカーの認識等について

風力発電機メーカーは、被審人の自社開発案件に関しては、販売斡旋手数料を実質的に負担することはないとの認識を有したり、自社の販売する風力発電機を採用してもらうためには、同契約を締結することが前提となっている旨伝えられたりしたことにより、同契約の締結に至っており、同契約に係る役務の内容自体に、対価に見合う価値や意義を見出していたとは考えがたい。

また、被審人代表者自身、販売斡旋の内容として見積書に掲げられた個々の項目に係る内訳金額には根拠も意味もなかった旨自認する。

エ 小括

以上の各販売斡旋契約及びその後の売上計上に至った経緯、被審人の業務内容との関係並びに風力発電機メーカーにとっての必要性を総合すると、被審人は、自社開発案件において、直接販売方式により計上していた利益相当額を売上計上

するという自己の会計上の便宜を図る目的で、専ら自らの事業のために行っていた、風力発電機メーカーにとっては必要性の認められない行為を、各販売斡旋契約に係る役務提供であると称しているにすぎず、本件5案件に係る被審人の行為に同契約に基づく役務提供としての実態はなかったものと認められる。

2 対価の実態がなかったと認められるか否かについて

販売斡旋手数料は、発電所子会社から、順次、建設会社及び風力発電機メーカーを経て被審人に支払われる金銭であるところ、建設会社及び風力発電機メーカーは、いずれも販売斡旋手数料分の代金を受領しない限り、建設会社は風力発電機メーカーに対し、風力発電機メーカーは被審人に対し、それぞれ販売斡旋手数料相当額を支払う必要はないこととされていたと認められる。また、本件5案件の関係者は、いずれも販売斡旋手数料の内実の詳細について関心を持っていなかった。そして、各販売斡旋契約は、風力発電機メーカーにとっては必要性がなく、販売斡旋手数料を自社の利益の中から負担するのであれば、決して締結されないような契約であった。

これらを総合すると、風力発電機メーカーは、被審人に対し、実質的には販売斡旋手数料を負担していなかったというべきであり、また、販売斡旋手数料は内実を伴っていなかったと認められるから、各販売斡旋契約に基づく役務提供について、対価の実態はなかったというべきである。

3 以上のことから、本件5案件に係る被審人の行為に、各販売斡旋契約に基づく役務提供としての実態はなく、また、同各契約に基づく対価の実態もなかったものと認められる。

以上は、平成26年8月28日付で決定された、平成24年度（判）第41号金融商品取引法違反審判事件の決定の概要をまとめたものである。

決定要旨全体版は、金融庁ウェブサイトを参照されたい。

<https://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/05/2014/27.pdf>

<事案の特色>

本件においては、被審人と風力発電機メーカーとの間で各販売斡旋契約が締結され、当該契約上販売斡旋手数料の発生条件とされた建設会社から風力発電機メーカーに対する風力発電機購入の内示書等が現に発行され、かつ、風力発電機メーカーが被審人に対して実際に販売斡旋手数料の一部を支払っているなど、一見、販売斡旋手数料を売上計上することに問題がないかのような外形が存在していた。

しかしながら、「売上高は、実現主義の原則に従い、商品の販売等又は役務の給付によって実現したものに限り」（企業会計原則第二・三B本文）とされ、収益の認識は実現主義によることが示されている。また、実現主義の下での収益認識要件としては「財貨の移転又は役務提供の完了」とそれに対する「対価の成立」が要件とされており、役務の提供及びその対価に実態がない取引については、売上計上することが許されない。

この点、本件においては、①専ら被審人の会計上の便宜のために各販売斡旋契約が締結されたことや、被審人が売上計上の根拠とする内示書が、風力発電機メーカーに対する発注を約束する書面ではないことを建設会社と被審人との間で約束していたこととい

った、販売斡旋契約及びその後の売上計上に至った経緯、②被審人が役務提供と主張する行為は、自社開発案件において被審人の事業に不可欠な準備行為に過ぎないこと、③風力発電機メーカーは、被審人が役務提供と主張する行為に必要性を見出していなかったこと等の事実を照らせば、被審人が役務提供と主張する行為は、自社開発案件において専ら自らのために行っていた、風力発電機メーカーにとって必要のない行為であって、役務提供の実態はないと言わざるを得ない。

また、発電所子会社が建設会社に、その建設会社が風力発電機メーカーに、販売斡旋手数料分の代金を順次支払うことによって初めて、風力発電機メーカーが被審人に対して販売斡旋手数料を支払うこととされているなど、実質的には風力発電機メーカーが販売斡旋手数料を負担しない仕組みが構築されていること等の事実を照らせば、対価の実態もないと言わざるを得ない。

このように、本件は、形式的には売上計上要件を充足しているかに見える取引につき、経緯、背景事情、目的、行為の性質及び取引全体のスキーム等の事実関係を詳細に分析し、取引の経済的実質に着目した結果、売上計上に必要な役務提供や対価の実態がないことが判明した点に特色がある。

<決定後の経緯>

被審人は、金融庁長官による課徴金納付命令決定に対し、平成26年9月26日、取消訴訟を提起し、役務提供及び対価の実態が存在するため課徴金納付命令決定が違法である旨主張した。

平成28年2月26日、東京地方裁判所において、役務提供及び対価のいずれにも実態がなく課徴金納付命令決定は適法であるとして、被審人の請求を全部棄却する旨の一審判決が言い渡された（判決確定）。

【審判事例 7】

【課徴金の要件としての経済的利得や故意過失の必要性】

(平成 23 年度 (判) 第 25 号金融商品取引法違反審判事件・決定日：平成 24 年 10 月 22 日)

<争点>

- 1 法 172 条の 2 第 1 項は、発行開示書類に虚偽の記載があることでそれがなかったときより多くの出資を得られるような場合以外の場合にも適用されるか。
- 2 法 172 条の 2 第 1 項に基づいて課徴金を課すために、発行者に具体的な経済的利得のあることが必要か。
- 3 法 172 条の 2 第 1 項の「重要な事項」はどのように解釈するのか。
- 4 法 172 条の 2 第 1 項に基づいて課徴金を課すために、発行開示書類の虚偽の記載と有価証券を取得させることとの間に因果関係のあることが必要か。
- 5 法 172 条の 2 第 1 項に基づいて課徴金を課すために、発行者に虚偽の記載についての故意又はそれに類する責任要素（以下「故意過失等の責任要素」という。）のあることが必要か。

<決定概要>

- 1 課徴金制度の下では、その趣旨・目的のため、違反者が現に経済的利得を得たか否かという個別的事情とは無関係に、所定の方式により機械的に算定される額の課徴金を課すこととされており、法 172 条の 2 第 1 項も、このことを前提としている。したがって、法 172 条の 2 第 1 項は、発行開示書類の虚偽の記載があることでそれがなかったときより多くの出資を得られるような場合以外の場合にも適用されるものである。
- 2 法 172 条の 2 第 1 項は、その文言上、課徴金の納付を命ずる要件として、虚偽記載のある発行開示書類を提出した発行者が実際に経済的利得を得たことを要求していない。
- 3 法 172 条の 2 第 1 項の「重要な事項」とは、投資者一般を基準として、投資者の投資判断に影響を与えるような基本的事項、すなわち、その事実について真実の記載がなされれば投資判断が変わるような事項をいうものと解するのが相当である。
- 4 法 172 条の 2 第 1 項に基づいて課徴金を課すための要件として、発行開示書類の虚偽の記載と有価証券を取得させることとの間に因果関係のあることは、文理上も実質的にも、必要でない。
- 5 課徴金を課すための要件として、明文の定めもなしに、故意過失等の責任要素が一般的に要求されているとは解されず、法 172 条の 2 第 1 項に基づいて課徴金を課すための要件としても、明文の定めがない以上、発行者に虚偽の記載についての故意過失等の責任要素のあることは、必要でない。

以上は、平成 24 年 10 月 22 日付で決定された、平成 23 年度 (判) 第 25 号金融商品取引法違反審判事件の決定の概要をまとめたものである。

決定要旨全体版は、金融庁ウェブサイトを参照されたい。

<https://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/05/2012/23-25.pdf>

- ※ 本件については、平成 24 年 11 月 20 日、被審人は、取消訴訟を提起した。
- 平成 26 年 2 月 14 日、東京地方裁判所は、原告（被審人）の請求を棄却する旨の判決を言い渡し、原告は控訴した。
- 平成 26 年 6 月 26 日、東京高等裁判所は、法第 172 条の 2 第 1 項に基づき課徴金を課すに当たり、発行者において具体的な経済的利得があること及び経済的利得が生じる一般的、抽象的な可能性があることは要件とされていないと解するのが相当であり、また、法第 172 条の 2 第 1 項の「重要な事項」とは、発行者から直接取得勧誘を受ける不特定の相手方のみならず、その相手方から譲渡を受ける可能性がある投資者一般を基準として、投資者の投資判断に影響を与えるような事項をいうものと解すべきであること、さらに、発行開示書類の虚偽記載と有価証券を取得させることとの間の因果関係は不要であると解すべきであること、そして、課徴金条項に基づく課徴金は、虚偽記載につき発行者に故意又は過失のあることは不要であると解すべきとして、控訴を棄却する旨の判決を言い渡し、控訴人は上告及び上告受理申立てをした。
- 平成 27 年 1 月 22 日、最高裁判所において上告棄却決定及び上告不受理決定がなされ、判決が確定した。

【審判事例 8】

【虚偽記載のある有価証券届出書により新株予約権証券を取得させた場合の課徴金額】

(平成 22 年度 (判) 第 8 号金融商品取引法違反審判事件・決定日：平成 22 年 12 月 9 日)

<争点>

- 1 新株予約権が行使されることなく消滅し、かつ、発行者が得た発行対価全額が取得者へ交付された場合、法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号の規定による課徴金が課されるか。
- 2 法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号にいう「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」とはいかなる金額を指すか。

<決定概要>

- 1 法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号の規定による課徴金の額は、重要な事項に虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた時点で確定し、その後、新株予約権が行使されることなく消滅し、発行者が得た新株予約権証券の発行対価全額が取得者に交付されたとしても、同号の規定が適用されることに変わりはなく、同号の規定による課徴金が課されるというべきである。
- 2 「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」は、発行者が重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類を提出し、当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた時点における新株予約権の行使価額を基準に計算して得られた金額と解すべきである。

以上は、平成 22 年 12 月 9 日付で決定された、平成 22 年度 (判) 第 8 号金融商品取引法違反審判事件の決定の概要をまとめたものである。

決定要旨全体版は、金融庁ウェブサイトを参照されたい。

<https://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/05/2010/31.pdf>

※ 本件については、平成 22 年 12 月 24 日、被審人は、取消訴訟を提起した。

平成 24 年 6 月 29 日、東京地方裁判所は、原告 (被審人) の請求を棄却する旨の判決を言い渡し、原告は控訴した。

平成 25 年 3 月 28 日、東京高等裁判所は、有価証券届出書の虚偽記載に係る新株予約証券部分の課徴金額の算定について、新株予約権証券を取得させた時点におけるそれに係る新株予約権の行使価額 (当初行使価額) は一義的に確定すること、また、法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号について、課徴金の額を判断する基準時は有価証券を取得させた時点であり、「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」とは当該新株予約権証券を取得させた時点におけるそれに係る新株予約権の行使価額 (当初行使価額) であると解すべきなどとして、控訴を棄却する旨の判決を言い渡し、控訴人は上告及び上告受理申立てをした。

平成 27 年 1 月 22 日、最高裁判所において上告棄却決定及び上告不受理決定がなされ、判決が確定した。

【審判事例 9】

【虚偽記載（資産の架空計上）の有無】

（平成 22 年度（判）第 29 号金融商品取引法違反審判事件・決定日：平成 23 年 10 月 3 日）

<審判事件概要>

本件は、被審人が、実際には納入されていないコンテンツ配信システムの開発（以下「本件システム開発」という。）に係る棚卸資産及び GSM モジュール（携帯電話用部品）の検査装置の開発（以下「本件検査装置開発」という。）に係る工具器具備品を資産として計上することにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書（以下これらを併せて「本件各報告書」という。）を提出するとともに、本件各報告書を組込情報とする 2 通の有価証券届出書（以下「本件各届出書」という。）を提出し、これに基づく募集により株式及び新株予約権証券を取得させたことから、課徴金納付命令の勧告を行った事案である。

被審人は、「争点に対する被審人の主張」欄記載のとおり、株式会社 A に対して発注した、本件システム開発及び本件検査装置開発に係る各取引の前渡金として計上すべきであった金額を、誤ってそれぞれ棚卸資産及び工具器具備品として計上してしまったにすぎず、重要な事項につき虚偽の記載があるとはいえないと主張して争った。

決定では、本件システム開発及び本件検査装置開発はいずれも存在せず、本件各報告書には、実際には納入されていない棚卸資産及び工具器具備品が架空の資産として計上されたものと認定の上、当該架空計上に係る金額及び割合が相当大きいことに照らし、本件各報告書及び本件各届出書は、いずれも重要な事項につき虚偽記載があると判断された。

<争点>

本件各報告書及び本件各届出書に、重要な事項につき虚偽の記載があるか

<争点に対する被審人の主張>

本件各報告書には、本件システム開発及び本件検査装置開発に係る各取引の前渡金として計上すべきものを、棚卸資産及び工具器具備品として計上した誤りがあるが、資産計上したことに誤りはないから、本件各報告書及び本件各届出書に重要な事項につき虚偽の記載があるとはいえない。

すなわち、被審人は、株式会社 A に対し、株式会社 B と行っていたデジタル TV 共同開発事業（以下「本件 TV 共同開発」という。）の一環として、本件システム開発を発注し、この前渡金の支払に充てるため、株式会社 A に対して手形を振り出した。被審人が資産計上していた棚卸資産は、この開発の前渡金として計上すべきであったものである。

また、被審人は、海外メーカーから株式会社 A を介して GSM モジュールを仕入れた際、株式会社 A に対し、本件検査装置開発を発注し、この前渡金等の支払に充てるため、株式会社 A に対して手形を振り出した。被審人が資産計上していた工具器具備品は、この開発の前渡金として計上すべきであったものである。

<決定概要>

1 本件システム開発の存否について

本件システム開発については、そもそも被審人と株式会社Aとの間の契約書等が存在しない上、被審人内部で本件システム開発についての検討がなされるであろう経営会議の出席者らがその存在を認識しておらず、稟議書等並びに役員会及び経営会議の議事録等も一切存在していない。また、本件システム開発が本件TV共同開発の一環であるとの被審人の主張によれば、株式会社Bと株式会社Aとの間で何らかの協議がなされてしかるべきであるのに、両者間には、このような協議はおろか、取引関係すらない。さらに、株式会社Aには、本件システム開発についての業務に係る資料等が全く存在していない上、本件システム開発の成果らしきものが全く納入されていないのに、被審人は、株式会社Aに対し、本件システム開発の精算を求めている。そして、本件システム開発が実際に存在していたのであれば、そのとおり会計処理をすれば済むはずであるのに、株式会社Bから購入していた製品を株式会社Aからも仕入れたという真実と異なる書類も複数作成されていることからすると、本件システム開発が存在していたとは認められない。

2 本件検査装置開発の存否について

被審人の役員であるC氏は、審判廷において、本件検査装置開発については、継続の予定であったGSMモジュールの取引に必要なものであり、その発注を当時被審人の役員であったE氏に指示していた旨陳述する。また、株式会社Aの役員であるD氏は、審判廷において、被審人から、GSMモジュールの検査装置の開発の委託を受けたが、GSMモジュールの納品を急がされたことから、検査しないまま納品し、本件検査装置開発に対応する部分の代金は、GSMモジュールの代金が上記検査装置の開発費用と一括で決まっていたため、利益として受け取った旨陳述する。

しかし、E氏は、証券監視委の調査及び社内調査委員会の事情聴取に対し、C氏から、株式会社AからのGSMモジュールの仕入額に一定額を上乗せして支払うよう指示を受けており、本件検査装置開発に係るものとされる各書類のうち、検査装置一式に係る記載は虚偽である旨の、C氏及びD氏の上記各陳述に反する供述をしている。

そこで、前記各陳述の信用性を検討すると、C氏は、証券監視委の調査に対しては、株式会社Aとの間で決済未了であった取引の差額の帳尻を合わせるため、過大な取引金額を決めてE氏に伝えた旨供述している。また、C氏は、社内調査委員会の事情聴取に対し、GSMモジュールの金額より余分に株式会社Aに支払をするよう指示をしたが、それ以上の具体的指示はしていない旨供述している。このように、C氏は、E氏の上記供述に符合することを述べながら、審判廷では自らの上記各供述と異なる陳述をしているのに、このように供述を変遷させたことにつき、合理的な理由もうかがわれない。

また、C氏の前記陳述からすると、株式会社Aは、GSMモジュールを納品した後も、検査装置の開発を継続しているはずで、これを行わないのであれば、被審人との間で、その精算をするはずである。しかし、株式会社Aは、上記検査装置の開発に着手すらしていない上、その精算もしていない。D氏は、この理由につき、前記陳述をしているものの、何の開発もしていないのに、高額の利益を收受できる理由として首肯し難い上、その陳述自体、本来符号するはずのC氏の前記陳述とも矛盾している。

他方、E氏の前記供述は、C氏の従前の上記各供述と符号する上、その供述内容に沿った各書類も存在している。

そうすると、C氏及びD氏の審判廷における各陳述は、いずれも採用することができず、かえって、E氏の前記供述こそが、信用できる。

以上の次第で、被審人の主張に係る本件検査装置開発は、他にこれを認めるに足りる証拠もない以上、これが存在していたとは認められない。

3 まとめ

このように、被審人の主張に係る本件システム開発及び本件検査装置開発は、いずれも存在していたとは認められない一方、本件各報告書には、実際には納入されていない棚卸資産及び工具器具備品が架空の資産として計上されている。

そして、これらの架空計上にかかる金額及び割合が相当大きいことに照らせば、本件各報告書及びこれらを組込情報とする本件各届出書は、いずれも重要な事項につき虚偽の記載があるものと認められる。

以上は、平成23年10月3日付で決定された、平成22年度（判）第29号金融商品取引法違反審判事件の決定の概要をまとめたものである。

決定要旨全体版は、金融庁ウェブサイトを参照されたい。

<https://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/05/2011/19.pdf>

VI 参考資料

(表 1) 課徴金納付命令勧告の内訳

(単位：件)

年度	H18 ～ H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
虚偽記載の勧告件数	96	10	6	10	5	7	7	14	7	162
発行開示書類等	6	1	0	0	0	0	0	0	0	7
うち個人	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
継続開示書類	45	6	3	6	4	4	6	4	4	82
両方の書類	44	3	3	4	1	3	1	5	3	67
大量保有・変更報告書	1	0	0	0	0	0	0	5	0	6
うち個人	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2
不提出の勧告件数	4	0	0	0	0	0	0	4	0	8
発行開示書類	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
継続開示書類	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
大量保有・変更報告書	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
うち個人	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
公開買付に係る勧告件数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
特定関与行為	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1

- ※ 1 年度とは当年4月から翌年3月をいう（表1から表5において同じ）
- 2 勧告対象となった違反行為者ごとに件数をカウントしている。
- 3 1件の勧告事例に複数の違反行為（例えば、虚偽記載と不提出）が行われた事例があるため、本表における合計数と実際の勧告件数は一致しない場合がある。

(表2) 課徴金納付命令勧告の金額

年度	課徴金額	年度	課徴金額
H18	6億3333万円	H28	4億2578万円
H19	6684万9997円	H29	1200万円
H20	19億1390万9997円	H30	3億9343万円
H21	7億1147万9998円	R元	27億4695万5000円
H22	18億7981万9994円	R2	27億4685万4996円
H23	5億6925万円	R3	3億9719万9997円
H24	7億2174万9994円	R4	3億6219万円
H25	10億4836万9999円	R5	4億5184万5000円
H26	6億464万円	R6	9億2292万円
H27	78億12万円	R7	1億9080万円
		合計	245億9949万4972円

- ※ 1 課徴金額は勧告時点のもの。
 2 平成21年度に個人に対して行われた1件（課徴金額1億2073万円）については、課徴金納付命令勧告後、審判手続により「違反事実なし」となっている。

(表3) 違反行為者(発行者である会社)の市場別分類
(単位:社)

年度	R4	R5	R6	R7	計※2
東証計	6	7	9	7	29 (151)
プライム	0	1	1	1	3
スタンダード	2	2	7	4	15
グロース	4	4	1	2	11
名証計	0	0	1	0	1 (10)
プレミア	0	0	1	0	1
メイン	0	0	0	0	0
ネクスト	0	0	0	0	0
札証計	1	0	0	0	1 (6)
札証(本則)	1	0	0	0	1 (4)
アンビシャス(新興)	0	0	0	0	0 (2)
福証(本則)	0	0	0	0	0 (2)
年度別計	7	7	10	7	31 (169)

- ※ 1 令和4年4月、東証及び名証において、以下のとおり市場区分の見直しが行われたことから、当該見直しを踏まえ、違反行為者の市場別分類を新たに集計している。
(見直し後の市場区分)
- ・東証：プライム市場、スタンダード市場、グロース市場
 - ・名証：プレミア市場、メイン市場、ネクスト市場
- 2 括弧書きの数値は、平成18年度から令和7年度までの合計値(令和3年度以前の数値は次表参照)。
- 3 複数の市場に上場している違反行為者がいるため、本表における合計数と実際の勧告件数は一致しない場合がある。

(参考) 令和3年度以前(東証・名証における市場区分の見直し前)の
違反行為者(発行者である会社)の市場別分類
(単位:社)

年度	H18 ～ H28	H29	H30	R元	R2	R3	計
東証計	89	2	10	6	10	5	122
東証1部(本則)	30	0	5	2	4	2	43
(うち旧大証1部)	7	0	0	0	0	0	7
東証2部(本則)	11	0	3	0	2	1	17
(うち旧大証2部)	4	0	0	0	0	0	4
マザーズ(新興)	18	0	0	0	0	1	19
ジャスダック(新興)	30	2	2	4	4	1	43
名証計	9	0	0	0	0	0	9
名証1部(本則)	6	0	0	0	0	0	6
セントレックス(新興)	3	0	0	0	0	0	3
札証計	5	0	0	0	0	0	5
札証(本則)	3	0	0	0	0	0	3
アンビシャス(新興)	2	0	0	0	0	0	2
福証(本則)	2	0	0	0	0	0	2
本則市場計	52	0	8	2	6	3	71
新興市場計	53	2	2	4	4	2	67
年度別計	105	2	10	6	10	5	138

- ※ 1 複数の市場に上場している違反行為者があるため、本表における合計数と実際の勧告件数は一致しない。
- 2 平成25年7月16日、東証と大証の現物市場が統合された。なお、平成25年7月15日以前に勧告を行った違反行為者について、東証1部と大証1部に上場していた場合には「東証1部」の欄に2件、「うち旧大証1部」の欄に1件と表示している(東証2部と大証2部に上場していた場合も同様)。

(表4) 違反行為者(発行者である会社)の業種別分類

(単位:社)

年度	H18 ~ H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
情報・通信業	21	1	1	1	1	2	2	2	4	35
サービス業	17	0	1	2	2	2	2	3	0	29
卸売業	13	4	0	2	0	0	0	2	1	22
建設業	8	1	0	0	0	1	1	1	1	13
電気機器	7	0	0	2	0	0	0	0	0	9
小売業	5	1	0	0	1	0	1	0	0	8
機械	4	0	0	1	0	0	0	0	0	5
不動産業	4	0	1	1	0	0	0	1	0	7
食料品	2	0	0	1	0	0	0	0	0	3
倉庫・運輸関連業	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
その他製品	2	0	1	0	0	1	0	0	1	5
水産・農林業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
非鉄金属	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
金属製品	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
輸送用機器	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
精密機器	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2
証券・商品先物取引業	1	1	0	0	1	0	0	0	0	3
その他金融業	2	0	1	0	0	1	0	0	0	4
年度別計	92	10	6	10	5	7	7	9	7	146

※ 業種の別は、証券コード協議会「業種別分類に関する取扱要領」による。

(表5) 主な不適正な会計処理等の内容

(単位：件)

年 度	R 元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
売上の過大計上/前倒し計上	2	8	3	7	6	4	4	34
売上原価の過少計上	1	3	1	2	0	0	3	10
売上原価の過大計上	0	0	0	0	1	0	0	1
引当金の過少計上/不計上	2	0	0	1	1	2	2	8
その他費用の過少計上	0	2	1	1	0	1	0	5
営業外収益の過大計上	0	0	0	0	1	1	0	2
営業外費用の過少計上	0	1	0	0	0	0	0	1
利益の過大計上/前倒し計上	0	1	0	0	1	0	2	4
損失の不計上/先送り	1	1	3	0	0	3	8	16
子会社の連結除外	0	1	0	0	0	0	1	2
資産の過大計上	0	1	1	1	3	4	0	10
関連当事者取引に係る 注記の不記載	1	1	0	1	0	2	0	5
偶発債務に係る注記の 不記載	0	0	0	0	0	1	0	1
非財務情報の虚偽記載	2	0	0	1	0	0	0	3
年度別計	9	19	9	14	13	18	20	102

※ 1件の勧告事例において複数の不適正な会計処理等が行われた事例があるため、本表における合計数と実際の勧告件数は一致しない。

情報提供窓口からのご案内

☆是非ともお寄せください！

- 粉飾決算(架空売上・架空利益の計上等)
- 投資者保護上の問題(著しい高利回りを明示する金融商品等)
- 市場における不正取引(インサイダー取引、相場操縦等)

粉飾決算

投資詐欺

金融商品の
不適切な勧誘

インサイダー
取引

相場操縦

風説の流布



証券取引等監視委員会 情報提供窓口

インターネット: <https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

電話: 0570-00-3581 (ナビダイヤル)

(一部のIP電話等からは03-3581-9909)

FAX(高齢者、障がい者専用): 03-3506-6699

※「証券取引等監視委員会 情報提供窓口」と明記して下さい。

証券取引等監視委員会

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館